

第349回高知県議会（6月）定例会日程

| 月 日 | 曜 日 | 会 議 | 行 事 |
|-------|-----|-----|---|
| 6月14日 | 金 | 本会議 | 開会 会期の決定（15日間） 議案の上程14件（予算1、条例9、その他4） 提出者の説明 尾崎知事 議員派遣に関する件（議発第1号） 採決 |
| 15日 | 土 | 休 会 | |
| 16日 | 日 | 休 会 | |
| 17日 | 月 | 休 会 | 議案精査 |
| 18日 | 火 | 休 会 | 議案精査 |
| 19日 | 水 | 本会議 | 議案の追加上程（第15号） 提出者の説明 尾崎知事 質疑並びに一般質問 明神議員 上田(周)議員 岡田議員 |
| 20日 | 木 | 本会議 | 質疑並びに一般質問 山崎議員 大石議員 金岡議員 |
| 21日 | 金 | 本会議 | 質疑並びに一般質問 西内(隆)議員 三石議員 委員会付託 |
| 22日 | 土 | 休 会 | |
| 23日 | 日 | 休 会 | |
| 24日 | 月 | 休 会 | 委員会審査 |
| 25日 | 火 | 休 会 | |
| 26日 | 水 | 休 会 | 委員会審査 |
| 27日 | 木 | 休 会 | |
| | | | 委員長報告 討論 岡田議員 西内(健)議員 採決 議案の追加上程（第16号） 提出者の説明 |

| | | | |
|-----|---|-----|---|
| 28日 | 金 | 本会議 | <p>尾崎知事</p> <p>採決</p> <p>議員派遣に関する件（議発第2号）</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第3号—議発第6号）</p> <p>採決</p> <p>議案の上程（議発第7号）</p> <p>提出者の説明</p> <p>坂本議員</p> <p>討論</p> <p>中根議員</p> <p>採決</p> <p>継続審査の件</p> <p>閉会</p> |
|-----|---|-----|---|

第349回高知県議会定例会会議録目次

| | |
|------|---|
| 招集告示 | 1 |
| 議員席次 | 1 |

第1日（6月14日）

| | |
|---------------------|----|
| 出席議員 | 3 |
| 欠席議員 | 3 |
| 説明のため出席した者 | 3 |
| 事務局職員出席者 | 4 |
| 議事日程 | 4 |
| 諸般の報告 | 4 |
| 会議録署名議員の指名 | 5 |
| 会期の決定 | 5 |
| 議案の上程、提出者の説明 | 5 |
| 尾崎知事 | 5 |
| 議員派遣に関する件、採決（議発第1号） | 24 |

第2日（6月19日）

| | |
|--|----|
| 出席議員 | 25 |
| 欠席議員 | 25 |
| 説明のため出席した者 | 25 |
| 事務局職員出席者 | 26 |
| 議事日程 | 26 |
| 議案の追加上程、提出者の説明（第15号） | 26 |
| 尾崎知事 | 27 |
| 質疑並びに一般質問 | |
| 明神議員 | 29 |
| 1 新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備（地域振興策を含めた方針、施設の埋め立て終了までに整備するための取り組み）について | 29 |
| 2 児童虐待根絶（相談対応件数と48時間ルール及びリスクアセスメントシート、体罰禁止の啓発活動、他県の取り組み）について | 30 |
| 3 学校のマネジメント強化の方策について | 33 |

| | | |
|---|---|----|
| 4 | 18歳未満の子供のケア（スクールソーシャルワーカーの活用と組織的な対応） について…………… | 34 |
| 5 | 新規就農者の支援策（農業次世代人材投資事業の予算削減による影響と対応 策）について…………… | 37 |
| | 尾崎知事…………… | 38 |
| | 福留地域福祉部長…………… | 40 |
| | 伊藤教育長…………… | 41 |
| | 西岡農業振興部長…………… | 42 |
| | 明神議員…………… | 43 |
| | 上田(周)議員…………… | 43 |
| 1 | 政治姿勢（習近平国家主席の印象、訪中の成果、知事選への態度表明、エコ サイクルセンターの現状と新たな管理型産業廃棄物最終処分場に係るスケ ジュール、佐川町における社会基盤整備、地域振興策に関する住民や自治体 との協議、令和時代の財政面での課題、消費税増税への認識、増税後の経済 対策、地方分権改革、地方職員3万人減可能）について…………… | 43 |
| 2 | 教育問題（今後の高校教育、幼児教育・保育の無償化制度の周知、スマート フォンやゲーム機器の適切な利用、第2期高知県教育振興基本計画で掲げる 人材の育成、高校の英語教育、高齢者の学びの機会の充実）について…………… | 47 |
| 3 | 高齢者福祉（民生委員の充足率と活動状況、なり手の確保、ICTを活用し た高齢者福祉サービス）について…………… | 49 |
| 4 | 大麻の若者への広がり（正しい知識とみずからを律する力をつける教育、薬 物乱用防止教室の実施状況と啓発活動）について…………… | 50 |
| 5 | 農業振興（49歳以下の農業参入状況、農業大学校教育推進事業、スマート農 業の推進）について…………… | 50 |
| 6 | 観光振興（「土佐れいほく博」への支援、クルーズ船での外国人観光客の周遊 ルートの拡大）について…………… | 51 |
| 7 | スポーツ振興（学校の運動部・地域のスポーツクラブへの加入割合を高める 取り組み、日本代表選手を多数輩出する取り組み、障害者のスポーツ参加機 会の拡充）について…………… | 52 |
| | 尾崎知事…………… | 53 |
| | 川村林業振興・環境部長…………… | 58 |
| | 伊藤教育長…………… | 59 |
| | 福留地域福祉部長…………… | 63 |
| | 宇田川警察本部長…………… | 64 |
| | 西岡農業振興部長…………… | 65 |
| | 吉村観光振興部長…………… | 66 |
| | 橋口文化生活スポーツ部長…………… | 68 |

| | |
|--|----|
| 上田(周)議員 | 69 |
| 尾崎知事 | 69 |
| 上田(周)議員 | 70 |
| 岡田議員 | 70 |
| 1 政治姿勢（日米貿易交渉、地方職員3万人減可能との試算の撤回、必要な職員体制の確保と非常勤職員の処遇改善、米軍機低空飛行訓練の現地の声、防衛省職員の訪問目的、今後の働きかけ、カメラの設置、ヘリ乗務員目撃情報の国土交通省への通知とその確認、飛行訓練後の速やかな情報公開、取り組みへの決意）について | 70 |
| 2 農業振興（耕作面積の減少、地域農業の維持、新規就農者数の目標達成と就農支援、労働力不足、景気判断を下方修正した中での消費税増税、環境制御技術の普及、南国市の国営緊急農地再編整備事業の支援、後川の放水路の老朽化対策、仮称南国日章工業団地の用水・排水対策）について | 73 |
| 3 新たな管理型産業廃棄物最終処分場（地元住民の了解、自治体での第三者的検討委員会設置、専門家による調査・地形判断、最終候補地の不明瞭な選定方法、災害廃棄物の搬入）について | 75 |
| 4 高齢難聴者への支援（補聴器購入への公的助成制度創設、加齢性難聴者の現状把握と支援、相談体制の充実と公共施設への磁気ループ設置）について | 76 |
| 5 高等教育の無償化（大学等修学支援法による影響と県立大学の対応、県立大学の授業料減免制度と利用現状、入学金や授業料の低減）について | 77 |
| 6 大規模風力発電集中立地問題（地域住民と適切なコミュニケーションを図ることの努力義務、事業計画認定に当たっての住民・自治体との合意等についてのルール化、災害発生の危険性が高い区域のゾーニングによる規制、FIT終了後に施設が放置されない対策）について | 78 |
| 尾崎知事 | 80 |
| 西岡農業振興部長 | 86 |
| 村田土木部長 | 88 |
| 近藤商工労働部長 | 89 |
| 川村林業振興・環境部長 | 89 |
| 福留地域福祉部長 | 92 |
| 岡田議員 | 93 |
| 川村林業振興・環境部長 | 94 |
| 岡田議員 | 94 |

| | |
|--|-----|
| 出席議員 | 95 |
| 欠席議員 | 95 |
| 説明のため出席した者 | 95 |
| 事務局職員出席者 | 96 |
| 議事日程 | 96 |
| 質疑並びに一般質問 | |
| 山崎議員 | 96 |
| 1 政治姿勢（骨太の方針2019、国のエネルギー対策、環境政策）について | 96 |
| 2 教育問題（教科間連携の成果と課題、心の教育センターの開所日、高等学校における通級指導の成果と拡大、教員の力量アップ、指導方法の工夫・改善、他校通級の状況）について | 98 |
| 3 ひきこもり支援（ひきこもり地域支援センターの人員体制、中高年への支援）について | 101 |
| 4 児童相談所の体制（虐待対応職員の現状と働き方改革、メンタル面のサポート体制）について | 101 |
| 5 沿岸漁業無線ネットワーク整備（緊急時の運用、海岸局の設置によるネットワーク化）について | 102 |
| 6 牧野植物園（磨き上げ整備、教育的活用、駐車場対策）について | 104 |
| 尾崎知事 | 105 |
| 伊藤教育長 | 108 |
| 福留地域福祉部長 | 112 |
| 川村林業振興・環境部長 | 114 |
| 山崎議員 | 115 |
| 尾崎知事 | 115 |
| 山崎議員 | 115 |
| 大石議員 | 116 |
| 1 政治姿勢（昭和・平成の総括と令和時代への展望、国と地方の関係、安定した県政運営のポイント、県政運営における困難事項、人と投資を呼び込む仕組み）について | 116 |
| 2 県政の諸課題（移住政策における市町村支援、県内就職に向けた企業のウェブ活用、就職活動交通費の補助制度、保護者に対する地元就職のPR、愛郷心を育む取り組み、教育振興コーディネーター、学校教育以外で子供の成長を支える体制、避難路の液状化対策、四国病院経営プログラム、建築大工の若年層減少と後継者育成、空き家の調査・活用、高知海洋高校における就業意識と船舶職員の後継者問題、船舶職員養成の必要性と他地域養成施設との連携、クロマグロの採捕状況及び漁獲枠の配分見直し、文化財保護法改正、市町村への周知・支援体制及び予算拡充のための政策提言、寺社仏閣のリス | |

| | |
|--|-----|
| ト化と調査、歴史民俗資料館の収蔵能力の抜本的改善、移管された民具資料の活用、戦争遺跡調査結果の公開、高知追手前高校奉安殿の文化財指定、戦没者慰霊碑の管理状況、教育への活用、海外慰霊碑に関する記録の必要性、兵籍簿閲覧条件の緩和、近現代歴史資料の保存の重要性、歴史民俗資料館と連携した旧陸軍歩兵第44連隊跡地の活用、海外地域との歴史の保存・継承、太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワーク、光ファイバー網の整備状況と中山間地域への5G導入、Society5.0が中山間地域にもたらす可能性、まちづくりと連動した企業誘致のための市町村支援、製造業小規模事業者の経営力向上のためのニーズ調査、むろと廃校水族館・足摺海洋館の取水設備、インバウンド観光の旅行商品づくり・広報における外国人材活用及び地域観光団体との連携、県関係観光施設へのキャッシュレス決済導入、高知新港西工区の整備、高知港潮江地区の再開発）について…………… | 118 |
| 尾崎知事…………… | 127 |
| 井上産業振興推進部長…………… | 132 |
| 近藤商工労働部長…………… | 133 |
| 伊藤教育長…………… | 136 |
| 堀田危機管理部長…………… | 141 |
| 鎌倉健康政策部長…………… | 142 |
| 村田土木部長…………… | 142 |
| 田中水産振興部長…………… | 143 |
| 橋口文化生活スポーツ部長…………… | 144 |
| 福留地域福祉部長…………… | 145 |
| 君塚総務部長…………… | 146 |
| 吉村観光振興部長…………… | 147 |
| 大石議員…………… | 148 |
| 伊藤教育長…………… | 148 |
| 鎌倉健康政策部長…………… | 149 |
| 近藤商工労働部長…………… | 149 |
| 大石議員…………… | 149 |
| 金岡議員…………… | 150 |
| 1 中山間対策（観光施策と移住施策の一体的な推進、観光施策の展開と長期的デザイン、観光客にとっての公共交通、安全運転サポート車購入への補助、高齢者福祉の観点からの公共交通、嶺北地域公共交通協議会での協議、嶺北地域の公共交通、オンライン診療・服薬指導）について…………… | 150 |
| 2 南海トラフ地震対策（市町村の事前復興計画、市街化調整区域における地区計画策定指針の柔軟な運用、農地の規制緩和）について…………… | 153 |
| 3 建設残土（工事設計書への処分方法・費用の明記と竣工検査での最終確認、 | |

| | |
|---|-----|
| 市町村への指導、土取り場の安全性確認) について…………… | 156 |
| 4 棚田地域振興法 (計画の内容とスケジュール) について…………… | 156 |
| 5 プラスチックごみの削減 (紙製品への転換と木材需要の拡大) について…………… | 156 |
| 6 大川村の救急体制について…………… | 157 |
| 尾崎知事…………… | 157 |
| 吉村観光振興部長…………… | 159 |
| 橋口文化生活スポーツ部長…………… | 160 |
| 福留地域福祉部長…………… | 160 |
| 川村中山間振興・交通部長…………… | 161 |
| 鎌倉健康政策部長…………… | 162 |
| 村田土木部長…………… | 162 |
| 西岡農業振興部長…………… | 164 |
| 堀田危機管理部長…………… | 165 |
| 金岡議員…………… | 165 |
| 川村中山間振興・交通部長…………… | 166 |
| 金岡議員…………… | 166 |

第4日 (6月21日)

| | |
|---|-----|
| 出席議員…………… | 167 |
| 欠席議員…………… | 167 |
| 説明のため出席した者…………… | 167 |
| 事務局職員出席者…………… | 168 |
| 議事日程…………… | 168 |
| 質疑並びに一般質問 | |
| 西内(隆)議員…………… | 168 |
| 1 政治姿勢 (御譲位と令和の幕あけ、皇室の存在、米中対立の激化) について…………… | 169 |
| 2 人口減対策 (第3子をもうけた家庭への支援、大胆な優遇措置による企業誘致、ICTによる大学キャンパスの誘致) について…………… | 171 |
| 3 林業の活性化 (再造林事業、人工林の年齢構成の課題、大径木の供給増加への対応) について…………… | 173 |
| 4 選挙の投票率低下対策 (啓発活動、不在者投票指定施設説明会への参加状況及び指定状況、不在者投票制度の周知及び指定施設数の拡大) について…………… | 174 |
| 5 高台移転用地の造成 (公共事業とあわせた整備) について…………… | 175 |
| 6 外国人労働者の受け入れ (特定技能2号認定の課題) について…………… | 175 |
| 7 道路整備 (県道384号北本町領石線の混雑・安全対策) について…………… | 175 |

| | |
|--|-----|
| 尾崎知事 | 176 |
| 福留地域福祉部長 | 177 |
| 近藤商工労働部長 | 178 |
| 井上産業振興推進部長 | 179 |
| 川村林業振興・環境部長 | 179 |
| 土居選挙管理委員長 | 181 |
| 村田土木部長 | 182 |
| 西内(隆)議員 | 183 |
| 福留地域福祉部長 | 184 |
| 川村林業振興・環境部長 | 184 |
| 土居選挙管理委員長 | 184 |
| 西内(隆)議員 | 185 |
| 三石議員 | 185 |
| 1 政治姿勢（政治家としての生き方）について | 185 |
| 2 元号の使用について | 186 |
| 3 新教育委員会制度（知事・教育長の使命と役割及び今後の改善点、県教育長としての自己研さん、市町村教育長の自己研さん）について | 186 |
| 4 総合教育会議と教育振興基本計画（教育大綱の取り組みによる教育の質的向上、教育の質的向上の実践、県・市町村教育委員会の連携及び各教育振興基本計画の進捗状況、縦持ち実施校における具体策、高知市対策、人事交流、努力と情報公開を促す要請、家庭教育・幼児教育の充実）について | 187 |
| 5 高知県管理職教員組合の元書記長の組合資金横領事案について | 189 |
| 6 こども食堂（目的の達成状況、取り組み内容）について | 190 |
| 7 国旗・国歌（公立小学校における国旗掲揚の未実施事例、新学習指導要領における取り扱い、幼稚園・保育所における指導、私立学校への要請内容と応答、今後の取り組み）について | 191 |
| 尾崎知事 | 192 |
| 伊藤教育長 | 195 |
| 福留地域福祉部長 | 203 |
| 橋口文化生活スポーツ部長 | 203 |
| 三石議員 | 205 |
| 橋口文化生活スポーツ部長 | 205 |
| 三石議員 | 206 |
| 議案の付託 | 206 |

第5日（6月28日）

| | |
|---------------------------------|-----|
| 出席議員 | 207 |
| 欠席議員 | 207 |
| 説明のため出席した者 | 207 |
| 事務局職員出席者 | 208 |
| 議事日程 | 208 |
| 諸般の報告 | 209 |
| 委員長報告 | |
| 上田(貢)危機管理文化厚生委員長 | 209 |
| 西内(隆)商工農林水産委員長 | 210 |
| 土居産業振興土木委員長 | 212 |
| 今城総務委員長 | 214 |
| 討論 | 216 |
| 岡田議員 | 216 |
| 西内(健)議員 | 218 |
| 採決 | 220 |
| 議案の追加上程、提出者の説明、採決（第16号） | 220 |
| 尾崎知事 | 220 |
| 議員派遣に関する件、採決（議発第2号） | 221 |
| 議案の上程、採決（議発第3号—議発第6号 意見書議案） | 221 |
| 議案の上程、提出者の説明、討論、採決（議発第7号 意見書議案） | 222 |
| 坂本議員 | 222 |
| 中根議員 | 224 |
| 継続審査の件 | 225 |
| 閉会の挨拶 | |
| 桑名議長 | 226 |
| 尾崎知事 | 226 |

巻末掲載文書

| | |
|--------------------------------|-----|
| 委員会報告書 | 229 |
| 意見書に関する結果について | 234 |
| 議案の提出について | 236 |
| 議案の提出について | |
| 議発第1号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案 | 237 |
| 議案の追加提出について | 239 |

| | |
|--|-----|
| 議案付託表 | 240 |
| 議案の追加提出について | 244 |
| 議案の提出について | |
| 議発第2号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案 | 245 |
| 意見書議案の提出について | |
| 議発第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書議案 | 247 |
| 議発第4号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書 議案 | 250 |
| 議発第5号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書議案 | 252 |
| 議発第6号 「ライドシェア」導入について慎重な対応を求める意見書議案 | 255 |
| 議発第7号 「女性差別撤廃条約選択議定書」の批准を求める意見書議案 | 258 |
| 継続審査調査の申出書 | 260 |
| 委員会審査結果一覧表 | 262 |
| 議決一覧表 | 264 |

招 集 告 示

高知県告示第119号

高知県議会定例会を、令和元年6月14日に高知県議会議事堂に
招集する。

令和元年6月7日

高知県知事 尾崎 正直

議 員 席 次

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 土 森 正 一 君 | 2番 | 上 田 貢太郎 君 |
| 3番 | 今 城 誠 司 君 | 4番 | 金 岡 佳 時 君 |
| 5番 | 下 村 勝 幸 君 | 6番 | 田 中 徹 君 |
| 7番 | 土 居 央 君 | 8番 | 野 町 雅 樹 君 |
| 9番 | 浜 田 豪 太 君 | 10番 | 横 山 文 人 君 |
| 11番 | 西 内 隆 純 君 | 12番 | 加 藤 漠 君 |
| 13番 | 西 内 健 君 | 14番 | 弘 田 兼 一 君 |
| 15番 | 明 神 健 夫 君 | 16番 | 依 光 晃一郎 君 |
| 17番 | 梶 原 大 介 君 | 18番 | 桑 名 龍 吾 君 |
| 19番 | 森 田 英 二 君 | 20番 | 三 石 文 隆 君 |
| 21番 | 上 治 堂 司 君 | 22番 | 山 崎 正 恭 君 |
| 23番 | 西 森 雅 和 君 | 24番 | 黒 岩 正 好 君 |
| 25番 | 大 石 宗 君 | 26番 | 武 石 利 彦 君 |
| 27番 | 田 所 裕 介 君 | 28番 | 石 井 孝 君 |
| 29番 | 大 野 辰 哉 君 | 30番 | 橋 本 敏 男 君 |
| 31番 | 上 田 周 五 君 | 32番 | 坂 本 茂 雄 君 |
| 33番 | 岡 田 芳 秀 君 | 34番 | 中 根 佐 知 君 |
| 35番 | 吉 良 富 彦 君 | 36番 | 米 田 稔 君 |
| 37番 | 塚 地 佐 智 君 | | |

第349回高知県議会定例会会議録

令和元年6月14日（金曜日） 開議第1日

出席議員

1番 土森正一君
 2番 上田貢太郎君
 3番 今城誠司君
 4番 金岡佳時君
 5番 下村勝幸君
 6番 田中徹君
 7番 土居央君
 8番 野町雅樹君
 9番 浜田豪太君
 10番 横山文人君
 11番 西内隆純君
 12番 加藤漠君
 13番 西内健君
 14番 弘田兼一君
 15番 明神健夫君
 16番 依光晃一郎君
 17番 梶原大介君
 18番 桑名龍吾君
 19番 森田英二君
 20番 三石文隆君
 21番 上治堂司君
 22番 山崎正恭君
 23番 西森雅和君
 24番 黒岩正好君
 25番 大石宗君
 26番 武石利彦君
 27番 田所裕介君
 28番 石井孝君
 29番 大野辰哉君
 30番 橋本敏男君
 31番 上田周五君
 32番 坂本茂雄君
 33番 岡田芳秀君

34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君
 36番 米田稔君
 37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 君塚明宏君
 危機管理部長 堀田幸雄君
 健康政策部長 鎌倉昭浩君
 地域福祉部長 福留利也君
 文化・生活・スポーツ部長 橋口欣二君
 産業振興・推進部長 井上浩之君
 中山間振興・交通部長 川村雅計君
 商工労働部長 近藤雅宏君
 観光振興部長 吉村大君
 農業振興部長 西岡幸生君
 林業振興・環境部長 川村竜哉君
 水産振興部長 田中宏治君
 土木部長 村田重雄君
 会計管理者 中村智砂君
 公営企業局長 北村強君
 教育長 伊藤博明君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会事務局長 原哲君
 公安委員長 古谷純代君
 警察本部長 宇田川佳宏君

代表監査委員 植田 茂 君
監査委員 麻岡 誠 司 君
事務局 局長

事務局職員出席者

事務局 長 弘田 均 君
事務局 次長 行宗 昭一 君
議事課 長 吉岡 正勝 君
政策調査課長 織田 勝博 君
議事課長補佐 飯田 志保 君
主 幹 春井 真美 君
主 査 宮脇 涼 君



議事日程(第1号)

令和元年6月14日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3
 - 第1号 令和元年度高知県一般会計補正予算
 - 第2号 高知県公文書等の管理に関する条例議案
 - 第3号 高知県森林環境譲与税基金条例議案
 - 第4号 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案
 - 第5号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案
 - 第6号 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
 - 第7号 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案

- 第8号 高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第10号 高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 県有財産の出資に関する議案
- 第12号 (仮称)南国日章工業団地団地整備工事請負契約の締結に関する議案
- 第13号 高吾地域拠点校本館及び南舎他改修主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第14号 高知県公立大学法人定款の変更に関する議案

第4

- 議発第1号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案



午前10時開会 開議

- 議長(桑名龍吾君) ただいまから令和元年6月高知県議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

- 議長(桑名龍吾君) 御報告いたします。
各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過報告があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。
さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配り

いたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第2項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく繰越明許費繰越計算書及び同令第150条第3項の規定に基づく事故繰越し繰越計算書並びに地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく予算繰越計算書の報告がありましたので、お手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から債権管理条例第15条の規定に基づく非強制徴収債権の放棄の報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、知事から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき法人の経営状況を説明する書類が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

次に、教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき平成30年度高知県教育委員会施策に関する点検・評価結果の報告書が提出されましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

次に、去る5月28日愛媛県で開催されました四国4県議会正副議長会議におきまして議決されました事項をお手元にお配りいたしてありますので、御了承願います。

〔委員会報告書、意見書に関する結果について それぞれ巻末229、234ページに掲載〕



会議録署名議員の指名

- 議長（桑名龍吾君） これより日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則の定めるところ

により、今期定例会を通じて次の3君にお願いいたします。

- 8番 野 町 雅 樹 君
21番 上 治 堂 司 君
33番 岡 田 芳 秀 君



会期の決定

- 議長（桑名龍吾君） 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から6月28日までの15日間といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

- 議長（桑名龍吾君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月28日までの15日間と決しました。



議案の上程、提出者の説明

- 議長（桑名龍吾君） 御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書 巻末236ページに掲載〕

日程第3、第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算」から第14号「高知県公立大学法人定款の変更に関する議案」まで、以上14件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

（知事尾崎正直君登壇）

- 知事（尾崎正直君） 本日、議員の皆様のお出席をいただき、令和最初の定例会であります令和元年6月県議会定例会が開かれますことを厚

く御礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ちまして、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員の皆様並びに県民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

先月1日に、元号が令和に改まり、国民の祝意の中、天皇陛下が御即位あそばされ、日本国及び日本国民統合の象徴として皇位を継承なされましたことは、まことに慶賀にたえません。謹んでお祝いを申し上げますとともに、新たに始まった令和の時代が、世界の平和と我が国の繁栄が一層進展する希望に満ちあふれた時代として幾久しく続きますよう、心からお祈り申し上げます。

また、この新たな時代の始まりを受け、県といたしましても、改めて県勢の発展と県民福祉の向上に向け、最善の努力を尽くしてまいり所存であります。

本県においては、これまで、経済の活性化を初めとする5つの基本政策などに全力で取り組むとともに、これらの政策を総合的に組み合わせた高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に実行してまいりました。

同戦略においては、経済の活性化を図るとともに、人口の社会増減の改善や少子化の克服を目指すことにより、できるだけ早い時期に人口構成を若返らせ、将来的には人口増加に転じることを目指しております。この戦略に基づき、4つの施策群、すなわち、地産外商により雇用を創出する、若者の県外流出の防止と県外からの移住者の増加を図る、特に出生率が高い傾向にある中山間地域の若者の増加を図る、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるに取り組んでいるところです。

これまでの取り組みによりまして、4つの施策群それぞれにおいて一定の成果があらわれ始

めております。

まず、1つ目の地産外商により雇用を創出するについては、平成30年度の本県の有効求人倍率が1.27倍と、産業振興計画前の平成20年度の0.46倍から大幅に上昇するとともに、平成20年度には17万8,000人であった雇用保険の被保険者数が、平成30年度には19万7,000人となり、この10年間で約1万9,000人増加しております。また、県内実質GDPを産業振興計画に取り組む前後で比較してみましても、平成13年度から平成20年度が7.3%のマイナス成長であったのに対し、平成20年度から平成27年度は4.3%のプラス成長に転じるなど、長年にわたり生産年齢人口の減少と連動する形で減少傾向にあったさまざまな経済指標が、人口減少下においても増加傾向に転じております。

2つ目の若者の県外流出の防止と県外からの移住者の増加を図るについては、本県人口の社会減が、以前の全国的な景気回復期と比べ2分の1程度に改善するとともに、平成23年度に120組であった本県への移住者数が、平成30年度には934組、1,325人にまで増加しております。

3つ目の特に出生率が高い傾向にある中山間地域の若者の増加を図るについては、高知市、南国市及び香南市を除く31市町村、すなわち中山間の市町村の経済指標を見ても、名目GDPが、平成13年度から平成20年度は15.4%のマイナス成長であるのに対し、平成20年度から平成27年度は6.7%のプラス成長となるなど、中山間地域の経済も明確に拡大傾向に転じつつあります。

そして、4つ目の若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるについては、先日公表されました昨年の本県の合計特殊出生率が1.48となり、平成29年の1.56を下回る残念な結果となりましたものの、中長期的な趨勢を見れば、平成21年の1.29を底に回復基調にあり、こ

の間の伸び率は14.7%と、全国の3.6%を大幅に上回っております。

このように、4つの施策群による好循環の兆しが見え始めてきており、私自身、県勢浮揚に向けたこれまでの取り組みに一定の手応えを感じているところです。今後、この傾向をより一層確かなものとするかどうかが、県政全般にわたる大きな課題となります。

本県においては、昭和50年代から現在に至るまで合計特殊出生率が2.0を下回る状態が続いてきたことなどによって、高齢者が若者の2倍以上多いという人口構成となっており、今後も当面の間、人口減少が続くこと自体は避けられず、今月下旬に公表する本県の推計人口は70万人を下回ることが見込まれております。

このような中であっても、かつてのように人口減少に伴って縮む経済に陥ることなく、先々にわたり現在の拡大基調を維持し続けられるよう、本県経済の体質強化をさらに図っていく必要があります。あわせて、少子化対策のみならず福祉や教育の一層の充実を図り、人口減少下であっても一人一人の暮らしを守り、ひいては早期に若者が増加する、若返る高知県となれるよう取り組んでいく必要もあります。

今後とも、これら4つの施策群について、PDCAサイクルによる不断の検証や改善を重ねながら、官民協働、市町村政との連携・協調のもと、一連の取り組みをさらに強化してまいりたいと考えております。

今議会においては、公文書等の管理に関する条例議案を提出させていただいております。本条例に基づき、県政上の意思決定に至る過程などを後世においても検証できるよう、文書の作成や保存、公文書館への移管または廃棄など、一連の公文書管理制度を創設してまいります。

同条例議案においては、文書の作成について、知事を含め職員に対し、文書の作成義務を課し

ております。また、文書の保存については、文書ごとに保存期間及び保存期間満了時の措置を設定するとともに、関連する文書を公文書ファイルとしてまとめた上で管理簿を作成し、これを公表することとしております。さらに、公文書館への移管または廃棄については、第1段階として各実施機関の判断、第2段階として公文書館長との協議、そして第3段階として新たに知事の附属機関として設置される公文書管理委員会への諮問・答申という、三重のチェックがかかることとなります。

加えて、文書作成から公文書館への移管または廃棄に至るそれぞれの段階において恣意的な運用がなされることのないよう、各実施機関に対して公文書管理規程の策定を義務づけており、あわせて、その策定に当たっては、公文書管理委員会に諮問することとしております。

本議案をお認めいただきましたら、その後は今議会での御意見を踏まえるとともに、公文書管理委員会の意見も聞いた上で、公文書管理規程の例と留意事項を示したガイドラインを定め、年内をめどに全ての実施機関が公文書管理規程を策定できるように取り組んでまいります。その過程においては、議会に状況の御報告を随時させていただきたいと考えております。

本制度の導入により、組織として意思決定を行う際には、文書を作成し保存していくことが義務づけられることとなります。これにより、職員はこれまで以上に、事後に検証されるという意識を持って業務に取り組む必要が出てくるものと考えております。条例の目的にもありますとおり、この新たな制度により、先々にわたって、県政の透明性が担保され、もって現在及び将来の県民の皆様への説明責任が果たされ、県政の適正な運営がなされていくこととなるよう、的確な制度づくりに努めてまいります。

また、今議会では、経済の活性化を初めとす

る基本政策などを着実に推進するため、総額4億4,000万円余りの歳入歳出予算の補正並びに総額17億1,000万円余りの債務負担行為の追加を含む一般会計補正予算案を提出しております。

このうち経済の活性化に関しては、今般、森林資源の適正な管理を目指して創設された森林環境譲与税について、本県への譲与見込み額を新たに設置する基金へ積み立て、森林整備などに取り組む市町村の支援に活用することとしております。また、自然・体験型観光資源のさらなる磨き上げを図るため、県内のサイクリングロードの整備を開始するとともに、ヤ・シィパークの活性化へ向けた調査を実施してまいります。

このほか、高知版地域包括ケアシステムを支える高知型薬局連携モデルのさらなる強化や、平成30年7月豪雨により被災し、本年3月に災害査定を終えた県道川之江大豊線の早期復旧などに取り組んでまいります。

続いて、県政運営の現状に関し、まず経済の活性化について御説明申し上げます。

平成28年度にスタートした第3期産業振興計画も、4年間の計画期間の最終年度を迎えました。

これまでの取り組みを通じて、本県の地産外商は着実に拡大しており、第3期計画に掲げた各分野における本年度末の目標のうち、農業産出額や漁業生産額、県外観光客入り込み数、食料品製造業出荷額等については、既に目標を達成するなどの成果があらわれてきております。また、産業振興計画に取り組み始めた平成21年度以降の各種生産額の傾向を見ましても、先ほど申し上げましたとおり、本県経済は、人口減少に伴って縮む経済から、人口減少下にあってもむしろ拡大する経済へと構造を転じつつあるものと捉えております。

この拡大傾向をより強固なものとし、先々にわたるまで県勢浮揚を確かなものとしていくた

め、目標達成に必要な施策や、5年後、10年後を見据えた施策などを大幅に強化したところであります。その中においては、高知版Society5.0の実現に向けた取り組みのように、難易度の高い施策にも果敢に挑戦することとしております。このため、4月に開催した産業振興推進本部会議において、年間の進め方や手順、目標などを確認し、取り組みを速やかにスタートさせるとともに、今月開催した同会議において、その状況をきめ細かく点検、検証し、必要な改善を図ったところであります。

これらの施策をしっかりと定着させることにより、経済成長の源泉である新たな付加価値の創造が交易の範囲の拡大につながり、さらに交易の範囲の拡大が新たな付加価値の創造を促すといった好循環を生み出してまいりたいと考えております。

続いて、各施策群の実施状況に関し、まず成長に向けたメインエンジンをさらに強化する施策群について御説明申し上げます。

これまでも、地産外商のうちの地産を強化する取り組みの一環として、次世代型こうち新施設園芸システムの普及や、養殖業の振興、自然・体験型観光資源の磨き上げ、地域アクションプランの推進など、新たな付加価値の創造を促す取り組みを進めてまいりました。

本年度は、この新たな付加価値の創造を促す取り組みの中でも、特にIoTやAIなどのデジタル技術を生かした取り組みを加速しているところです。この取り組みを通じて、本県の地場産業の高度化を図るとともに、さまざまな分野の課題解決などに資する新たな産業の創出につなげてまいりたいと考えております。

デジタル技術を生かした取り組みのうち、まず高知版Society5.0の実現に向けては、次の3点を柱として全力で実行しております。

まず1点目は、IT・コンテンツ関連産業の

集積の加速化であります。これまで、首都圏からの企業誘致や人材の育成・確保などの取り組みを一体的に進めてきた結果、本年度も既に1社が立地を決定し、累計で立地企業数が19社、新規の雇用者数が270人を超えるなど、関連産業の集積がさらに進んでおります。引き続き、IT・コンテンツ関連企業に加えて、Society5.0に関連する幅広い分野の企業立地を積極的に推進してまいります。

また、IT人材の育成を目的としたIT・コンテンツアカデミーについては、これまでの受講者が延べ5,000人を超え、先月開催したオープンキャンパスには150名を超える学生や社会人に参加いただくなど、若い世代を中心に関心の高まりを実感しております。本年度は、AI技術を学ぶ講座などを新設しており、さらなる企業立地に向けて企業が求める人材の育成に努めているところです。

さらに、首都圏の企業と連携した交流会を開催することにより、即戦力として期待される技術者の本県へのU・Iターンも呼びかけてまいります。

2点目は、IoTやAIなどの最先端のデジタル技術を活用して課題解決を図るとともに、開発された製品やシステムなどの地産外商を促進する課題解決型の産業創出プロジェクトの加速化であります。この点については、現場からのニーズ抽出発と企業からのシーズ提案発の2つのタイプのプロジェクトを推進しております。

まず、ニーズ抽出発のプロジェクト創出については、これまで第1次産業や中山間地域を中心としてニーズの抽出を行ってまいりました。本年度は、対象とする分野を医療や福祉、防災などのあらゆる分野に拡大し、高知デジタルフロンティアプロジェクトとして、全庁を挙げて取り組んでいるところです。

また、シーズ提案発のプロジェクト創出につ

いては、本県を実証フィールドとして、県内外の企業などが有する技術シーズを活用して課題解決を図る取り組みを本年度からスタートいたしました。これまでに300社を超える企業にアプローチし、現在、興味を示していただいた数社との間で具体的な協議を進めているところです。

3点目は、県内企業などのデジタル化の推進であります。県内企業がデジタル技術を導入することにより生産性の向上や新たなサービスの創出などを実現することを後押しするため、この4月に県庁内にデジタル化総合相談窓口を設置し、金融機関などと連携して、県内企業の経営や業務プロセスのデジタル化などに関する個別相談やIT企業とのマッチングなどを行う支援体制を整備したところです。

これまでに20件以上の御相談をいただいているところであり、産業振興センターなどと連携しながら、県内企業へのデジタル技術の導入を着実に促進してまいります。

第1次産業分野においても、デジタル技術を生かした高度化を図る取り組みを加速してまいります。

まず、農業分野においては、次世代型こうち新施設園芸システムにAIやIoTなどの最先端の技術を融合させた、Next次世代型こうち新施設園芸システムの開発をスタートさせております。プロジェクトの推進に当たっては、昨年度、県内の3大学や農業団体を初めとする産業団体、金融機関などで構成する産学官連携協議会を立ち上げ、あわせて東京大学、東京農業大学、農業・食品産業技術総合研究機構とも連携して取り組んでいるところです。現在、同協議会のもと、13の研究テーマ群に100名を超える研究者が参画しております。

また、このプロジェクトにおいては、全国初の多種多様なシステムや機器を開発する必要があることから、すぐれた技術を持った民間企業

にも多数御参画いただけるよう、研究者と企業とのマッチングの場を設けることとしており、先月末時点で県内企業を中心に43社に参画いただいております。

引き続き、参画企業の一層の拡大を図りながら、収量増加や高品質化、省力化に向けた研究開発を加速させ、本県の施設園芸農業の飛躍的な発展を図るとともに、一連の取り組みにより開発されたシステムや機器の国内外への外商を通じて、施設園芸関連産業群を創出することを目指してまいります。

加えて、国のスマート農業を推進する事業を活用し、露地栽培においてアシストスーツやドローンなどの先端技術を導入する実証事業を実施するため、関連する補正予算案を今議会に提出しております。高齢化や人手不足などによる諸問題の解決に資するよう、本県においても積極的にスマート農業を推進してまいります。

次に、水産業分野に関しては、生産現場や流通においてIoTなどを活用する高知マリンイノベーションの推進に取り組んでいるところであります。

具体的には、水温や潮流などのデータを活用して、足摺岬周辺でのメジカ釣り漁業における漁場予測情報や、室戸岬周辺でのキンメダイ釣り漁業における出漁判断情報の提供に取り組んでおります。先月からは、試験的に運用を開始したところであり、事例を重ねることによって、さらなる予測精度の向上につなげてまいりたいと考えております。

また、黒潮牧場の高機能化や、急潮や赤潮の発生予測手法の開発、市場における自動計量システムの導入なども進め、効率的な漁業生産体制への転換を加速してまいります。

こうした一連の取り組みを進めるに当たっては、来年から商用サービスの開始が予定されている第5世代移動通信システム、いわゆる5G

が重要な役割を果たす基盤となります。このため、都市部のみならず中山間地域においても同システムの基盤整備が進展するよう、全国知事会などとも連携しながら、国に対して積極的に政策提言を行ってまいります。

起業や新事業展開の促進を図ることにより、継続的に新たな付加価値の創造を促すことも重要であります。

起業に向けた総合的支援プログラムである、こうちスタートアップパークにおいては、事業化のノウハウを学びながら、アイデアを実際の商品やサービスへと磨き上げていく連続プログラムや、起業コンシェルジュによる個別相談などを通じて、さまざまな段階にある起業希望者の事業の立ち上げや成長をサポートしているところです。これまでの間、延べ680人を超える方々にこのプログラムに参加いただき、会員数も365人となるなど、起業に向けた機運は着実に高まってきていると感じております。また、こうした取り組みなどを通じて、これまでに起業や事業化に至った件数は120件、新商品の開発は799件に上っております。

本年度は、より成長性の高い事業の創出を目指すために、県内の起業希望者が都市部の実績ある起業家とチームを組み、そのノウハウを学ぶことのできる高知ビジネスデザイン塾を新たに実施することとしており、今月2日にはキックオフセミナーを開催したところです。この中で、本県をフィールドとして、IoTやAIといった最先端の技術を活用した試行的な事業開発などを行うこととしております。

また、ローカルベンチャー創出プログラムをさらに充実し、都市部の起業希望者が、移住や起業に積極的な県内市町村の地域資源などを活用して、事業化に向けたプランを作成する一連のプログラムを実施してまいります。

こうした取り組みを通じて、起業人材を本県

に呼び込むとともに、地産外商にもつながる事業創出を図ってまいりたいと考えております。

次に、交易の範囲のさらなる拡大に関する取り組みについて御説明申し上げます。

これまでの官民一体となった取り組みにより、国内向けの外商の範囲は、首都圏を中心に着実に広がってまいりました。本年度は、その範囲をさらに拡大するとともに、海外への輸出の本格展開を図ってまいります。

まず、食品分野については、昨年度、地産外商公社において、中部地区の外商機能を強化するとともに、大手卸業者やボランティアチェーンなどとの関係を深めるなどした結果、公社の活動を契機とした成約金額は、前年度の約1.2倍となる42億3,800万円と大きく伸びたところです。

また、昨年度、県と公社が支援する展示商談会への参加事業者数は延べ737社となり、取り組みをスタートした平成22年度の約20倍にまで広がってまいりました。

こうした成果をさらに拡大していくため、本年度は公社の外商担当職員を1名増員して19名体制とし、その活動エリアを関東以北に本格的に広げるとともに、業務用の卸売業者や飲食店グループに積極的にアプローチするなど、販路開拓が期待できる地域や業態への外商を一段と強化しているところです。

本年4月には、業務用専門の大規模展示商談会に新たに出展し、県内の13事業者が精力的に売り込みを実施しております。また、今月4日には県内外のバイヤー116社と県内事業者124社が参加する高知県産品商談会を開催し、展示商談に加え、延べ約360件の個別商談が行われたところです。今後、地産外商公社においても、精力的に成約に向けたフォローアップに努めてまいります。

あわせて、県内の地域商社の主体的な外商活

動への支援もさらに充実するなど、官民協働による外商拡大を一層推進してまいります。

ものづくり分野においては、平成26年に設置したもののづくり地産地消・外商センターを中心として、高知発のものづくりの地産地消から外商までの取り組みを強力に支援してまいりました。

昨年度の同センターのサポートによる成約金額は約66億8,000万円となり、前年度と比べ15%、約8億8,000万円増加いたしております。

本年度は、さらなる販路拡大を目指して、4月から外商のかなめである東京営業本部の体制を強化し、よりきめ細かく企業とのマッチング支援や見本市におけるサポート活動を行うとともに、首都圏エリア以外での展示商談会を拡充するなど、取り組みを一層強化しているところです。

海外への輸出の本格展開について、まず食料品に関しては、平成29年の輸出額が10億5,000万円余りとなり、第1期産業振興計画がスタートした平成21年の約20倍にまで伸びてまいりました。

本年度は、輸出のさらなる拡大に向けて取り組みを加速させていきたいと考えており、本年3月に宿毛市に完成した大型水産加工施設はその追い風になるものと大いに期待しているところです。この夏に同施設が本格稼働することに合わせて、土佐酒やユズなど本県が強みを持つ既存の品目に加え、水産物の輸出に本格的に取り組んでまいります。

あわせて、食料品の需要拡大が期待できるアメリカやヨーロッパの重点市場に食品海外ビジネスサポーターを新たに配置することにより、現地の情報収集や県内事業者のビジネス活動の支援を行う態勢を早期に強化してまいりたいと考えており、現在人選を進めているところです。

次に、ものづくり分野に関しては、昨年度の

ものづくり地産地消・外商センターのサポートによる海外における成約金額は、目標を上回る8億6,000万円となり、海外展開の支援を本格化した平成27年度の3倍を超える規模にまで拡大してまいりました。本年度は、県内企業の海外における営業力の強化を図るため、国内外の商社などとのマッチングの機会を一層拡充したいと考えており、産業振興センターと連携して商社との協議を進めているところです。

以上のような両分野における取り組みに加えて、輸出に取り組む県内企業の現地でのニーズに応えるため、来月からシンガポール事務所に県内金融機関からの派遣職員を新たに受け入れることとしております。あわせて、日本貿易振興機構との連携も一段と強化し、企業の海外戦略づくりを支援するといった取り組みも進めてまいります。

第2に、成長の壁を乗り越える施策群に関して御説明申し上げます。

各産業分野において、人手不足や後継者不足が一層深刻化しており、新たな付加価値の創造や取引の範囲のさらなる拡大を図る上でボトルネックとなってきました。

この課題を克服するため、本年度は、移住促進策や各産業分野の担い手確保策、新規大卒者等の県内就職促進策などのさらなる強化に加え、新たに、外国人材の受け入れ体制の整備にも取り組んでいるところです。

まず、移住促進については、移住促進・人材確保センターを中心に、市町村や関係団体との連携のもと、オール高知の体制で取り組んできた結果、昨年度の本県への移住者は、前年度比で14%増の934組、1,325人となり、目標の900組を上回ることができました。

しかしながら、本年度の目標である年間移住者1,000組の達成とその定常化に向けては、移住促進策をもう一段強化するとともに、より戦略

的に展開する必要があると考えております。

このため、本年度は、本県への移住に関心を持つ層をさらに広げるため、先月からSNSを活用した関東在住者などとのネットワークづくりを開始するとともに、都市部の相談者のニーズに年間を通じて切れ目なく、かつきめ細かく対応できるよう、相談会を質的・量的に拡充しております。現在、東京や大阪において、既に相談会などを10回開催し、約80人が参加したところであります。

今後は、全国の求人検索サイトも活用して、本県の求人情報をさらに積極的に発信するとともに、相談に来られた方を確実に移住につなげるため、相談者の状況に応じた的確なアプローチを行ってまいります。

加えて、地域に潜在する人材ニーズの一層の掘り起こしを図るため、先月から移住促進・人材確保センターに3名の求人支援コーディネーターを新たに配置いたしました。今後、商工会など地域の支援機関との連携をさらに深め、求人情報の一層の掘り起こしと磨き上げを進めてまいります。

本県の強みである第1次産業分野における担い手確保に向けては、これまで農業担い手育成センターや林業大学校などを設置するとともに、移住促進策とも連動させるなどといった取り組みを進めてまいりました。

さらに、水産業分野においては、昨年10月、漁業就業者のさらなる確保に向けて、漁業就業支援センターを立ち上げ、多岐にわたっていた相談窓口を一元化することにより、漁業就業希望者への円滑な情報提供を図ってまいりました。

また、本年4月には同センターを一般社団法人として組織化するとともに、長期研修修了後の生活支援策や漁業後継者の就業支援策などを抜本的に強化するなど、就業相談から就業後のフォローアップまでを一貫して行う全国トップ

クラスの支援体制を整えました。

この結果、本年度の短期研修には、前年同期を大きく上回る9名の研修生が参加しており、漁業者の確保・育成に向けて順調なスタートが切れたと手応えを感じているところです。

今後は、同センターにおいて、漁業就業を目指す移住希望者の掘り起こしにも取り組むこととしております。具体的には、求人や住居などの具体的な情報を盛り込んだ漁村からの提案書の作成を支援するとともに、同提案書も活用しながら、東京や大阪で開催される移住フェアなどにセンターみずからが参加するなどしてまいります。

大学生の県内就職の促進に関しては、学生の就職につながりやすいとされるインターンシップの実施企業の拡大を図るため、昨年度から企業訪問を通じた掘り起こしなどを進めてきた結果、新たに50社から実施する意向が示され、本年度は100社を超える企業で実施されることとなりました。

また、県内企業の魅力を学生に十分伝えるため、高知求人ネットなどで閲覧できる企業のPR動画の作成を支援するとともに、ウェブ版の就職セミナーを拡充するなど、インターネットを活用した情報発信の取り組みを強化しております。現在、20社を超える企業が、専門家から助言を受けながら動画の作成や企業情報の積極的な発信に取り組んでいるところです。

課題となっている新規大卒者等の県内就職の促進に向けて、一連の取り組みを着実に進めてまいります。

外国人材の就労を目的とする新たな在留資格などを盛り込んだ出入国管理及び難民認定法が本年4月1日に施行され、全国的に外国人材の受け入れが広がりつつあります。

本県においても、外国人の方々に安心して生活していただけるよう、先月、高知県外国人生活

活相談センターを開設いたしました。同センターにおいては、本県で生活をされる外国人の方々に対し、生活にかかわるさまざまな情報提供や相談などのサポートを行っております。

また、同センターの運営をバックアップするため、国や県、外国人の受け入れや生活にかかわる機関など、官民24の機関から成る協議会を設置しており、今後、センターの活動などを通じて得られた知見をもとに、関係機関が連携して、さらなる支援体制の構築や受け入れ環境の整備などを進めることとしております。

次に、観光振興の取り組みについて御説明申し上げます。

本年2月1日から、「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」がスタートいたしました。

このキャンペーンのスタートに合わせて開設した特設ウェブサイトには、これまで、「志国高知 幕末維新博」第1幕の同時期と比べて約80%増となる44万件を超えるアクセスがありました。

また、本年2月から4月までの県内66の観光施設の利用者数は78万人を超え、過去最高の県外観光客入り込み数を記録した昨年を5.6%上回ったところです。

さらに、ゴールデンウィーク期間中における主要な観光施設の利用者数は対前年比30%増の約35万人を記録しました。特に東部地域の施設については70%増となり、西部地域の施設についても30%を超えるなど大きく伸びており、本キャンペーンの目的の一つである中山間地域への誘客も着実に進んでおります。

このように、本キャンペーンにつきましては、これまでのところ順調なスタートが切れたものと受けとめております。

引き続き、旅行商品をつくる、売る、もてなすという一連の取り組みについて、PDCAサイクルによる検証と改善を重ねながら、さらなる観光客の誘致に努め、本県における自然・体

験型観光の定着と振興を図ってまいります。

具体的には、まず旅行商品をつくる取り組みについては、本年4月に土佐清水市で、今月には越知町において、全国トップクラスの大手アウトドアメーカーが運営する観光拠点施設がオープンし、本山町でも来月7日の「土佐れいほく博」の開幕と同時に、メイン会場となるアウトドア施設がオープンする予定であるなど、中山間地域に多くの観光客などを呼び込む新たな施設整備が着実に進んできているところです。

さらに、香南市においても、ヤ・シィパークを核とした総合的なアクティビティー拠点の整備に向け、本年3月、県と市、地元関係者から成る協議会によりヤ・シィパークグランドデザインが策定されたところです。本施設は、中部地域における自然・体験型の観光拠点施設としての役割のみならず、東部の観光施設に観光客を周遊させる機能も期待されているところであり、施設整備を進めるための調査に係る補正予算案を今議会に提出しております。

また、旅行商品をつくる観光人材の育成に関しては、本年度の土佐の観光創生塾に、現時点で既に昨年を上回る251人の方々から申し込みをいただいております。今月11日には最初の講座がスタートしたところです。今後、コーディネーターによるきめ細かな伴走支援を行うなど、各地域における旅行商品の造成や磨き上げに向けて一貫した支援を行ってまいります。

次に、旅行商品を売る取り組みについては、先ほど申し上げました特設ウェブサイトやSNSを活用して、効果的な情報発信を行うとともに、首都圏や近畿圏に向けて、さまざまなメディアを通じ、訴求力のあるプロモーションに取り組んでおります。

あわせて、先月旅行会社の商品企画担当者などを本県に招聘し、観光商談会やモニターツアーを実施するとともに、今月には名古屋と福岡に

において旅行商品の説明会を開催するなど、積極的なセールス活動を展開しているところです。

さらに、もてなす取り組みにつきましては、来県された観光客のニーズにきめ細かく対応するため、多言語表記の整備やスキルアップ研修の実施などにより、観光案内所の機能強化を図るほか、利用者へのヒアリング調査などにより得られた評価を観光事業者にフィードバックすることなどを通じて、観光客に対するサービス向上に努めているところであります。

国際観光に関しましては、これまで、旅行商品の販売促進や情報発信の強化などに取り組んできた結果、本年1月から3月までの外国人延べ宿泊者数の速報値が前年同期より約20%増の約2万3,000人泊となるなど、取り組みの成果が一定見え始めてきたものと感じております。しかしながら、第3期産業振興計画に掲げる目標である年14万8,000人泊の達成に向けては、取り組みをなお一層強化していく必要があります。

このため、インバウンドにも適した自然&体験キャンペーンなどを生かしながら、次の4つの対策を柱として、外国人観光客のさらなる誘客拡大に取り組んでおります。

第1は、海外セールスの強化であります。これまでの台湾、香港、シンガポール、タイに加え、本年4月からは中国や韓国において新たに本県観光のセールス拠点を設置し、団体や個人向けの旅行商品の販売促進を図っております。特に中国市場においては、私自身、本年4月に旅行会社へのトップセールスを実施し、その結果、中国最大のオンライン旅行会社との間で、中四国では初めてとなる連携協定の締結を行う運びとなりました。また、2月には台湾市場において、さらに先月には香港市場においても旅行会社などへのトップセールスを実施したところであり、本県への誘客拡大に手応えを感じております。

第2は、個人旅行者向け商品づくり及び情報発信の強化であります。本年4月から外国人向けの旅行商品づくりを促進するプロジェクト・ディレクターを新たに委嘱し、個人旅行者のニーズに沿った多様な旅行商品の造成に取り組んでいるところです。あわせて、外国人に対して訴求力の高い観光地の情報を、SNSなどを通じて効果的に発信する取り組みなども進めております。

第3は、アクセス環境の充実とチャーター便の誘致拡大であります。本県へのさらなる誘客に向け、台湾や韓国市場などからのチャーター便の誘致に精力的に取り組むとともに、四国内の他の空港と連携した旅行商品の造成に努めているところです。あわせて、高知龍馬空港の国際化も視野に入れ、その機能の拡充に向けた検討を進めております。

第4は、四国4県の連携推進であります。本年3月に日本版DMOとなりました四国ツーリズム創造機構と四国4県がしっかりと連携し、海外における四国の認知度向上を図ってまいります。

こうした一連の取り組みを通じまして、本県のインバウンド観光のステージアップを図り、外国人の延べ宿泊者数の大幅な増加を目指してまいります。

次に、日本一の健康長寿県づくりについて御説明申し上げます。

昨年7月の全国知事会議で決議された健康立国宣言に基づき、私が委員長を務める全国知事会社会保障常任委員会を中心に、全都道府県参画のもと、持続可能な社会保障制度の構築に向けた取り組みが精力的に進められております。

具体的には、有識者を招いた会議を延べ10回開催するとともに、血管病の重症化予防や、在宅医療及び介護連携の推進など、同種の取り組みごとにカテゴリー分けした21のワーキングチー

ムを立ち上げ、お互いに学び合いながら、先進事例や優良事例の全国的な横展開の取り組みを進めてまいりました。その結果、全都道府県で合わせて369の新規もしくは拡充した事業に本年度より取り組むこととなり、本県においても、糖尿病に関する保健指導の強化など17の新たな取り組みに着手したところです。

また、全国的に横展開を進めるに当たっての課題の解消を図るなど、取り組みの実効性を高めるために、今般、国と地方の意見交換会を立ち上げました。まず、政務レベルでの会合を先月16日に開催し、以降、重症化予防や在宅医療・介護連携など、4つのテーマにおいて実務者同士による意見交換を実施したところです。今後、国と地方の政策形成の基盤として、この意見交換会を継続的に開催してまいりたいと考えております。

持続可能な社会保障制度の構築を目指して、国と地方が互いに方向性を共有しながら、適切な役割分担のもとで取り組んでいくこととなるよう、引き続き努力を重ねてまいります。

次に、日本一の健康長寿県構想の取り組みについて御説明申し上げます。

平成28年に策定した第3期日本一の健康長寿県構想の取り組みにより、目標に掲げる5つのがん検診と特定健診の全ての受診率が向上するとともに、高知家健康パスポートの取得者も3万7,000人を超えるなど、県民の皆様の健康意識は確実に高まってきているものと感じております。また、サテライトを含め約290カ所に広がった、あったかふれあいセンターを初めとして、中山間地域への訪問看護や訪問介護サービス、高知版ネウボラなど、地域地域で医療・介護・福祉のサービス資源の整備が進んできております。

第3期構想の最終年度に当たる本年度は、5年後、10年後を見据え、地域における医療・介

護・福祉サービスのさらなる量的拡充に取り組むとともに、これらの各資源のネットワーク化を図り、それぞれが有効なシステムとして機能することとなるよう、取り組んでいくこととしております。

地域地域で安心して住み続けられる県づくりの実現に向けては、高知版地域包括ケアシステムの構築を目指して、昨年度から各福祉保健所に配置している地域包括ケア推進監と、市町村や関係者の皆様とが連携して、それぞれの地域におけるネットワークづくりを進めているところです。

昨年度は、県内6ブロックに地域包括ケア推進協議体を設置し、地域ごとの課題の抽出やその対応策、支援が必要な高齢者を把握する仕組みづくりなどについて協議を行い、その具体化を図ってまいりました。

本年度は、さらにネットワークを広げるため、新たに5ブロックにおいて、関係者の皆様と協議体の設置に向けた協議を行っているところです。

また、各サービスの接続部を担うゲートキーパーの役割が重要であることから、あったかふれあいセンターなどの機能の充実をさらに進めるとともに、地域のネットワークの核となる地域包括支援センターの一層の機能強化にも取り組んでおります。本年4月から5月にかけては、地域包括支援センターの現状や課題、取り組み状況などについて、全ての市町村と地域包括ケア推進監などが意見交換を行ったところであり、今後は各センターの実情に応じた事業戦略が策定できるよう支援してまいります。

引き続き、県民の皆様が県内のどの地域に住まわれても、医療・介護・福祉のサービスを切れ目なく受けることができることとなるよう、高知版地域包括ケアシステムの構築を力強く進めてまいります。

次に、医療分野においては、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年を見据え、地域の実情に応じた効率的かつ質の高い医療提供体制の構築を目指して、地域医療構想の推進を図っております。

具体的には、各圏域に設置した地域医療構想調整会議において、それぞれの医療機関が担う機能や必要な病床数などに関して関係者間で協議を行い、まずは県内に16ある公立・公的医療機関の今後の方針について合意を得たところです。

今後、厚生労働省から各地域における全医療機関の診療実績データなどの分析結果が示される予定となっており、これらを活用しながら、それぞれの地域において公立・公的医療機関の担う機能などについて、さらに検討を深めてまいります。

また、慢性期の医療や介護ニーズに対応するため、新たな介護保険施設として昨年4月に介護医療院が制度化されました。本県においては、先月1日時点で既に436床が療養病床などから転換したところであり、引き続き、高齢者の生活の質、いわゆるQOLの向上にもつながるよう、介護医療院への円滑な転換を支援してまいりたいと考えております。

厳しい環境にある子供たちへの支援については、妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援体制である高知版ネウボラの取り組みを、少子化対策にも資する施策として積極的に進めているところです。

例えば、これまで先行して取り組んできた吾川郡いの町や高知市に加え、新たに香南市においてもネウボラ推進会議を立ち上げました。先月には第1回目の会議を開催し、妊婦や子育て家庭への支援にかかわる機関が一堂に会して、地域における現状や課題のほか、取り組みの方向性や今後の進め方について協議を行ったとこ

ろです。

さらに、子育て家庭のニーズに応じた適切なサービスが地域地域において提供されるよう、各市町村の子育て世代包括支援センターや地域子育て支援センターを初めとする支援機関の機能の強化を図ってまいります。

少子化対策につきましては、本年度、一連の取り組みを一段と強化することとしており、加えて今回の人口動態調査の結果を詳細に分析し、さらなる改善を図ってまいりたいと考えております。

まず、出会いと結婚については、支援を希望される方々に対するサポートを一層強化することとしております。具体的には、婚活サポーターの活動強化をさらに図るとともに、こうち出会いサポートセンターによるマッチングシステムの出張登録閲覧会の開催や、集落活動センターを活用したイベント開催への支援を行うことなどにより、中山間地域も含めて、県内における出会いの機会をこれまで以上に数多く創出してまいります。

また、妊娠期から子育て期においては、高知版ネウボラの推進により、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりに向けて取り組みを進めてまいります。

さらに、働きながら子育てしやすい環境づくりに向けては、先月末時点で約400社となった、育児休暇・育児休業の取得促進宣言に賛同する企業数をさらに拡大するとともに、育児に関する休暇などを取得しやすい職場環境の整備が進められるよう、時間単位の年次有給休暇の導入を初めとして、企業の働き方改革の取り組みを支援してまいります。

あわせて、ライフステージの各段階に応じた対策をさらに強化することにより、県民の皆様にとって一層暮らしやすい、子育てしやすい社会の実現を目指してまいります。

次に、教育の充実に関する取り組みについて御説明申し上げます。

平成28年に策定した教育大綱に基づき、子供たちの知・徳・体のさらなる向上を図るため、学校の組織力を高め、外部や地域の人材も活用して組織的に課題の解決を図るチーム学校の構築や、厳しい環境にある子供たちへの支援などの取り組みを強力に進めてまいりました。

こうした結果、スクールカウンセラーなどの外部人材の活用や、学校と地域との連携・協働が大いに進み、さらに教員同士が組織的に授業改善や生徒指導の充実を図る取り組みも確実に浸透してまいりました。あわせて、この3年間で児童生徒の基礎学力は着実に改善しております。

本年度は、4年間の取り組みの最終年度となりますことから、教育大綱に掲げる目標の達成を目指して、全力で取り組んでまいります。中でも、学力向上に向けた授業改善や、依然として課題である不登校児童生徒への支援などについては、特に取り組みを充実することとしております。

このうち、まず中学校における授業改善に関しては、複数の教員が学年をまたがり同じ教科を担当する教科の縦持ちや、小規模校における教科の枠を超えた教員同士の学び合いの取り組みを、本年度は全ての市町村立中学校103校に拡大して実施しているところです。

また、小学校においては、本年度からメンター制度を導入し、ベテラン教員と若手教員などがチームを組み、学級経営や授業づくりに関する指導や助言により若手教員の育成を図るといった、組織的に人材育成を図る取り組みを着実に進めてまいります。

あわせて、高知市の学力向上推進室に対し、昨年度から派遣している7名と県教育委員会に兼務する3名に、新たに3名を加え、合計13名

の指導主事を派遣するなどしているところです。この取り組みにより、指導主事1人当たりの担当教員数は、学力向上推進室が設置される前の平成29年度は、県教育事務所が65人に対して高知市が181人であったものが、本年度は、県教育事務所が61人に対して高知市が57人となるなど大幅に減少し、高知市においても、よりきめ細かな訪問指導が可能となっております。先月末までに課題の見られる学校を中心に延べ399回訪問するなど、授業内容や学校経営などに関する指導・助言を行い、授業改善に向けた取り組みを徹底しているところです。

高等学校における学力向上の取り組みに関しては、授業改善の取り組みをさらに広げるため、学校支援チームを4月から3名増員して15名体制とし、これまでの英語、数学、国語の3教科に地歴公民も加え、各校への訪問指導を行っているところです。

4月には、全ての県立高等学校を訪問し、本年度の学校支援チームの取り組みについて周知を図るとともに、先月からは授業改善に向けた訪問指導をスタートしております。あわせて、各校の管理職に対しても、先月から学校経営計画の進捗管理やカリキュラムマネジメントに関する指導・助言を行っており、引き続き、学校全体で組織的に学力向上に取り組む体制づくりを推進してまいります。

また、地域間における教育機会の格差の解消を図り、中山間地域の小規模校の生徒が地元を離れることなく、県中心部の大規模校と同様に希望する進路を実現できるようにすることを目指して、本年度からICTを活用した遠隔教育を本格的にスタートしてまいります。

まずは、既に遠隔教育システムを整備している梶原高校など5校において、今月下旬から順次、国公立大学への進学を希望する生徒を対象とした放課後の進学補習講座の配信を開始いた

します。次いで、全10校へのシステム導入が完了する2学期からは、各学校の生徒のニーズに応じて、進学補習講座や資格試験講座などを配信してまいります。

さらに、来年度からは通信環境のさらなる整備などにも取り組むとともに、より本格的に、教育課程上に位置づけられた授業としての配信も行うこととしております。

厳しい環境にある子供たちへの支援のうち、不登校対策については、本年度、県内全ての市町村の教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、学校に来ることのできない子供たちへの訪問支援を行うアウトリーチ型のスクールカウンセラーを全ての市の教育支援センターに配置するなど、支援体制の充実を図っております。あわせて、こうした専門家などを活用した校内支援会のさらなる充実強化にも取り組んでいるところです。

中でも、不登校の児童生徒の割合が高い22の小中学校に対しては、スクールカウンセラーのスーパーバイザーや指導主事などで構成する不登校対策チームが継続的に訪問し、各学校の組織的な対応状況を把握した上で課題を掘り下げ、不登校の未然防止や早期対応に向けて具体的な指導・助言を行っております。

特に、不登校児童生徒の約半数を抱える高知市については、同市が新たに配置した不登校対策アドバイザーと県の不登校対策チームが連携して学校訪問を実施するとともに、県市による合同会議を新たに立ち上げ、訪問結果に基づいた対策の検討をスタートしたところです。

今後、こうした取り組みを通じて得られた具体的な改善策を県内各校に横展開してまいりたいと考えております。

次に、南海トラフ地震対策及び豪雨災害対策について御説明申し上げます。

昨年度までを計画期間とする第3期南海トラ

フ地震対策行動計画では、命を守る、命をつなぐ、生活を立ち上げる対策の推進に、市町村との連携のもと、全庁を挙げて取り組んでまいりました。中でも、地震対策の入り口である住宅の耐震化については、目標としていた4,500棟の耐震改修を達成したほか、津波避難空間の整備についても、1,445カ所の避難路、避難場所の整備を完了し、津波避難タワーも111基完成しております。こうしたさまざまな対策を着実に進めてきた結果、最大クラスの地震・津波が発生した場合の想定死者数は第2期当初の約4万2,000人から約1万1,000人へと約74%減少する見込みとなりました。

本年度からスタートした第4期行動計画におきましては、これまでの取り組みを土台に、対策の時間軸をこれまで以上に長く捉え、復旧期をも視野に入れた取り組みを進めていくこととしております。

この中では、南海トラフ地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された場合に気象庁が発表する臨時情報への対応や、過去の大規模災害時に多くの方々が犠牲となった要配慮者への支援対策の加速化といった難易度の高い2つの課題にも取り組むこととしております。

こうした取り組みにより、令和4年3月までに想定死者数をまずは5,800人にまで減少させ、さらには限りなくゼロに近づけていくため、引き続き全力で対策を推進してまいります。

本年度から対策を抜本強化することとした2つの課題のうち、まず南海トラフ地震臨時情報への対応に関しては、本年3月に国から自治体や事業者向けのガイドラインが公表され、さらに先月末には災害対策基本法や南海トラフ地震対策特別措置法に基づく国の基本計画が改定されました。これに基づき、市町村や事業者は、津波避難計画などそれぞれの計画を見直し、臨時情報に対応した具体的な防災対策を新たに盛

り込んでいくこととなります。

県としましては、一人でも多くの県民の皆様の命を守るため、市町村がスムーズに臨時情報を生かした防災対応を検討できるよう支援を行うほか、事業者に対しても、説明会を開催するとともに専用の相談窓口を設置するなど、きめ細かく支援を行ってまいります。

次に、要配慮者への支援対策に関しては、災害時に自力で避難することが困難な方々が迅速に避難できるよう個別計画の策定の加速化を図るとともに、福祉避難所のさらなる指定促進や、一般避難所で要配慮者を受け入れるための環境整備、避難所運営マニュアルのバージョンアップなどに取り組んでまいります。あわせて、災害時において社会福祉施設の機能を維持し、施設の早期再開を可能とするため、事業継続計画の作成を進めるなど、命を守る、命をつなぐ、生活を立ち上げるの全てのステージにおいて、要配慮者対策を充実強化してまいります。

このうち、個別計画の策定の加速化に向けては、本年度、各市町村への支援策を拡充するとともに、沿岸の5地区をモデル地区として悉皆的に個別計画の策定に取り組むこととしております。現在、この5地区において自治体や地元の防災・福祉関係者との協議を進めているところであり、今後は各地区で関係者によるワーキンググループを立ち上げた上で、個別計画の策定に着手することとなります。さらに、このモデル地区における取り組みが終了した後は、モデル地区において得られたノウハウを、県内全域に横展開してまいりたいと考えております。

昨年の7月豪雨やその後の台風による甚大な被害に関しては、既に一連の応急対策を完了させたところであり、災害からの復旧についても、夏の出水期までにできるだけ多くの箇所を終了させることができるよう全力で取り組んでいるところであります。

特に甚大な被害が発生した中小河川については、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を最大限活用し、河床掘削や樹木伐採などの予防的な対策をスピード感を持って進めているところです。あわせて、本県などの政策提言により、国において中小河川における事前防災対策を実施するための事業が新たに創設されたことから、この制度も活用して、これまでに大きな浸水被害が発生した河川の改修に取り組むなど、治水対策の強化を着実に図ってまいります。

こうしたハード面の対策に加え、ソフト面の対策として、本年4月、これまでのたび重なる災害対応の経験を踏まえ、実践的な行動を時系列で示した、台風やゲリラ豪雨に対する高知県災害対策本部タイムラインを新たに策定いたしました。今後は、このタイムラインを積極的に活用して、事前の準備や先を見越した行動などといった早目早目の防災行動につなげてまいりたいと考えております。

引き続き、全庁を挙げて、インフラ未整備箇所などの予防的措置、被災箇所のダメージ除去、急激に悪化する事態への対応といった3つの視点で対策を着実に実行し、県の災害対応力を向上させてまいります。

次に、インフラの充実と有効活用について御説明申し上げます。

四国8の字ネットワークは、自然災害への備えを高める上で不可欠な基盤であるとともに、経済活動を支える重要な社会資本であることから、これまで他県の知事と連携するとともに、全国高速道路建設協議会の会長として、その整備促進に向けて国などに対して積極的に政策提言を行ってまいりました。

これまでの取り組みの結果、四国8の字ネットワークの県内の供用延長は、平成19年度末の86キロメートルから本年度末には152キロメートル

と、およそ1.8倍にまで伸びる見通しとなっており、観光や産業振興などさまざまな面において効果があらわれてきております。

さらに、本年度は四国横断自動車道の大方四十道路と阿南安芸自動車道の海部野根道路が新規に事業化されるとともに、未事業化区間の阿南安芸自動車道の野根一安倉間について、国による権限代行実施の検討を行うための調査が着手されることになりました。

引き続き、四国8の字ネットワークの早期完成に向け、事業中の箇所の早期開通や未事業化区間の早期事業化が図られるよう、国などに対して積極的に政策提言を行ってまいります。

また、昨年の7月豪雨で流失した高知自動車道立川橋については、夏休み前までに大豊一新宮間の対面通行が解消されるよう、西日本高速道路株式会社により着実に工事が進められているところです。県といたしましても、引き続き復旧工事の円滑な実施に向けて、同社や関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に、スポーツの振興について御説明申し上げます。

第2期高知県スポーツ推進計画に基づくスポーツ振興の取り組みについては、本年3月に同計画をバージョン2へと改定し、スポーツ参加の拡大など3つの柱を中心として、施策を展開しております。

1つ目の柱であるスポーツ参加の拡大については、新たに室戸市、香南市を加えた6市町において、地域のスポーツ活動の拠点である地域スポーツハブの取り組みが始まっており、子供たちのニーズに応じたスポーツサークルや高齢者の健康増進につながるスポーツ教室が開催されるなど、幅広い年代の方々にスポーツ活動の機会を提供する取り組みが広がってきております。

今後は、ウェブサイトの開設など、スポーツ

関連情報の発信を強化し、スポーツを知る、始める機会の拡充に一層努めてまいります。

2つ目の柱である競技力の向上については、現在、12の競技団体で全高知チームを立ち上げ、特別強化コーチによる指導や県外遠征の充実など、計画的かつ効果的な強化を進めております。

また、4月に開設した高知県スポーツ科学センターでは、既に7種目の全高知チームを対象に体力測定結果に基づくトレーニング指導を行うなど、スポーツ医科学面からのサポートも行っているところです。

さらに、競技力の全体的な底上げのためには、すぐれた指導者によるジュニア期からの系統的かつ計画的な育成強化が重要であることから、民間クラブチームなどの指導者を対象に、指導力向上などの研修を実施するとともに、競技団体などにも協力を求め、県内の指導者のリスト化や、学校の部活動とのマッチングなどにも取り組んでいるところです。

3つ目の柱であるスポーツを通じた活力ある県づくりについては、本年2月からスタートした自然&体験キャンペーンと連動して、自然環境を生かしたスポーツツーリズムを推進するなどしております。このうち、サイクリングについては、より安全で魅力のあるコースづくりを目指して、全県的にサイクリング環境の磨き上げを図ってまいりたいと考えております。まずは、香南市のヤ・シィパーク周辺のサイクリングコースの整備を行いたいと考えており、今議会に関連する補正予算案を提出しております。

これら3つの柱に横断的にかかわる施策である、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会などを契機としたスポーツ振興についても、今後取り組みを加速することとしております。今月1日には、東京2020オリンピック聖火リレーのルートが公表されたところであり、またラグビーワールドカップ2019に出場するトンガ王国

を初め、オリンピック・パラリンピックに向けた各国の事前キャンプの受け入れ準備も進めております。

今後とも、市町村と連携して、これらの大会に向けた県内の機運醸成を図るとともに、この機会に高知の魅力を全世界に向けて発信し、大会終了後もレガシーとして各国との国際交流や経済交流などが引き継がれていくこととなるよう取り組んでまいります。

高知版Society5.0の実現に向け、県としても、あらゆる行政サービスのデジタル化に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

このため、昨日、庁内に高知県行政サービスデジタル化推進会議を立ち上げ、全庁的な取り組みを開始したところであり、本年度中に推進計画を取りまとめることとしております。

具体的には、行政事務の効率化を図るため、AIやRPAなど新たな技術の活用を進めるとともに、県民サービスの向上を目指して、まず民間における対行政コストを縮減するために行政手続のオンライン化を進めてまいります。加えて、スマートフォン向けアプリによるプッシュ型通知やSNSの活用など、県庁と県民の皆様との双方向の情報アクセスの向上を進めてまいります。あわせて、その効果を最大限に発揮するため、これらの各種システムの連携・統合を図ってまいります。

さらには、県の持つデータなどのオープン化を進めることにより、民間部門における新たな研究やサービスの創出などにもつなげてまいりたいと考えており、今後プライバシー保護など、個人情報と行政のかかわりのあり方などにも留意しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

こうした取り組みを進めていくことにより、本県社会全体のデジタル化を促すとともに、産業振興計画における取り組みとも連動させ、県

内のデジタル産業の振興にもつなげてまいりたいと考えております。

障害者雇用に関しましては、障害のある方の活躍の場や機会を拡充するとともに、昨年国が示した厳格な基準のもとでも、早期に法定雇用率を達成するよう取り組みを進めているところです。

知事部局においては、本年度、障害種別を要件としない追加募集による2名を含め、正職員4名を新たに採用いたしました。また、非常勤職員につきましても、障害のある方を雇用する所属をふやすとともに、定型的な業務を集約して行うワークステーションを設置し、知的障害や精神障害のある方も含め23名を雇用いたしました。

こうした取り組みにより、既に昨年度末時点において法定雇用率の達成に必要と考えていた人数を上回って職員を雇用できたところです。本年度の障害者雇用率については、現在算定作業を行っているところであり、結果がまとまり次第、お示しさせていただきたいと考えております。

また、先月24日には、所属長を初めとする職員を対象に、障害の特性に応じた指導や接し方などに関する実践的な研修を行ったところであります。今後とも、国や関係機関とも連携しつつ、障害のある職員が働きやすい環境づくりに努めてまいります。

県が新たな施設整備に向けて取り組んでおります管理型産業廃棄物最終処分場は、県内事業者の経済活動を下支えする大変重要な施設であり、仮に現在のエコサイクルセンターの埋め立てが終了する時点までに後継となる施設が完成していなければ、県経済、ひいては県民生活に多大な支障を来すことが懸念されております。

このため、現施設の埋め立てが終了する時期を見据え、リサイクルの推進などにより施設の

延命化に取り組むとともに、新たな施設整備に向けて長年検討を進めてきたところです。

現段階の予測によると、現在のような廃棄物の搬入状況が続けば、3年10カ月後の令和5年3月末にも埋め立てが終了する見通しとなっており、一方で新たな施設の建設には最低でも4年程度を要することから、新たな施設の完成時期は、現施設の埋め立てが終了する見通しの時期を既に超えてしまっている状況にあります。

こうした中にあっても、県としましては、住民の皆様の御理解を第一に考え、これまで昨年12月、本年2月、5月と3巡にわたり、住民の皆様に対して丁寧な御説明を行うための取り組みを重ねてまいりました。

まず、昨年2月に選定された3カ所の最終候補地について、現地調査の結果などから絞り込みを行い、その結果、佐川町加茂において進入道路を新設する案が最も有力ではないかと、昨年の12月定例会において表明させていただきました。その後、議員の皆様から絞り込みの時期や考え方について一定の御理解を示していただきましたことから、閉会后、佐川町に施設整備の受け入れについて申し入れを行いますとともに、昨年末には加茂地区の皆様には絞り込みの考え方などを速やかにお伝えするために説明会を開催させていただきました。

また、本年2月には、候補地選定の過程や施設の安全性などについて改めて整理した資料を加茂地区の各戸にお配りさせていただいた上で、住民の皆様との話し合いの場を設けるとともに、個別にお話をお伺いする場を開かせていただきました。あわせて、加茂地区以外の4地区においても説明会を開催させていただきましたほか、エコサイクルセンターの見学会や最終候補地の現地見学会などの取り組みも重ねてまいりました。

加えて、先月には、住民の皆様のお不安や御

心配の声にさらに丁寧にお答えさせていただくため、3巡目の取り組みとして加茂地区の皆様との話し合いの場を設けるとともに、再度、エコサイクルセンターの見学会や最終候補地の現地見学会、個別にお話をお伺いする場なども設けさせていただいたところです。

こうした一連の取り組みにおいては、住民の皆様への御理解が最優先であると考え、誠意を持って対話を重ね、できる限り丁寧な説明を行うよう努めてまいりました。

その結果、先月の話し合いの場におきましては、2月に比べ、施設の安全性などに対する御不安の声は少なくなりました。また、その場でいただいた御心配の声に対しても、県としては十分にお答えをさせていただいたものと考えております。さらに、その後の個別にお話をお伺いする場においても、反対の御意向を示された方はごくわずかにとどまったところです。

このため、県としましては、現時点において、住民の皆様が抱えてこられたさまざまな御不安や御心配の声に対する県の説明に対して、一定の御理解が得られつつあるのではないかと受けとめさせていただいております。

他方で、引き続き河川の増水や地下の空洞の有無などに関する御不安の声も多く残っていることは重く受けとめております。これらへの対処策を詳細に検討し、住民の皆様への御不安をしっかりと解消していくためには、ボーリング調査などの詳細な調査や、建設予定地の個別の地形の状況に対応した設計など、相応の予算を伴う対応が必要となります。

以上のように、現施設の埋め立てが終了する時期が迫ってきていること、施設の安全性について一定の御理解が得られつつあること、さらには残る御不安を解消するためにも建設予定地を定めて詳細な検討を行う必要があることの3点に鑑み、佐川町加茂を新たな管理型産業廃棄

物最終処分場の建設予定地として決定させていただき、先月31日、私から、佐川町及び佐川町議会に対しまして、施設整備の受け入れについて、正式に申し入れを行わせていただきました。

今月7日に開会した佐川町議会では、さまざまな視点から真摯に御議論をいただき、一昨日開かれた全員協議会においては、賛成多数で新たな施設を受け入れる方針を決定されたとお伺いしております。

今後、佐川町においては、加茂地区の住民の皆様に対する説明会を今月16日に開催し、施設の受け入れの可否などについて説明をされる予定であるとお聞きをしております。

県としましては、今後、仮にありがたくも、町から受け入れを承諾する旨の回答をいただきましたならば、施設整備に向けて、測量調査や地質調査、基本設計などに着手してまいりたいと考えております。これらの調査の結果は住民の皆様にも節目節目に明らかにするとともに、仮にも、同調査の結果、施設整備にとって致命的な事項が明らかになった場合には、同地区における整備を中止することも想定しております。

あわせて、加茂地区の皆様への施設整備に伴う御不安を解消するための取り組みとして、国道33号の交通安全対策とともに、長竹川の増水対策や建設予定地の周辺地域における上水道の整備への支援といった周辺対策を、速やかに進めていく必要があると考えております。

このため、仮にも町から受け入れを承諾いただいた場合には、速やかに以上の施設整備や周辺対策に関連する補正予算案を県議会に提出させていただきたいと考えているところです。

加えて、住民の皆様への御意見を反映した地域振興策についても、並行的に検討を進めていく必要があるものと考えており、県と佐川町により確認書を交わした上で、両者による協議の場を設置することを想定いたしております。

引き続き、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備については、その都度、進捗状況を県議会に御報告させていただき、議員の皆様方の御意見をお伺いするとともに、佐川町、佐川町議会、加茂地区の皆様にご理解と御協力を賜りながら、丁寧に取り組んでまいり所存であります。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、令和元年度高知県一般会計補正予算の1件です。一般会計補正予算は、先ほど申しあげました経済の活性化などの経費として、4億4,000万円余りの歳入歳出予算の補正などを計上しております。

条例議案は、高知県公文書等の管理に関する条例議案など9件です。

その他の議案は、県有財産の出資に関する議案など4件です。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



議員派遣に関する件、採決（議発第1号）

○議長（桑名龍吾君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第1号 巻末237ページに掲載〕

○議長（桑名龍吾君） 日程第4、議発第1号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員

会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（桑名龍吾君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第1号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑名龍吾君） 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明15日から18日までの4日間は議案精査等のため本会議を休会し、6月19日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（桑名龍吾君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

6月19日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時27分散会

令和元年6月19日（水曜日） 開議第2日

出席議員

- 1番 土森正一君
- 2番 上田貢太郎君
- 3番 今城誠司君
- 4番 金岡佳時君
- 5番 下村勝幸君
- 6番 田中徹君
- 7番 土居央君
- 8番 野町雅樹君
- 9番 浜田豪太君
- 10番 横山文人君
- 11番 西内隆純君
- 12番 加藤漠君
- 13番 西内健君
- 14番 弘田兼一君
- 15番 明神健夫君
- 16番 依光晃一郎君
- 17番 梶原大介君
- 18番 桑名龍吾君
- 19番 森田英二君
- 20番 三石文隆君
- 21番 上治堂司君
- 22番 山崎正恭君
- 23番 西森雅和君
- 24番 黒岩正好君
- 25番 大石宗君
- 26番 武石利彦君
- 27番 田所裕介君
- 28番 石井孝君
- 29番 大野辰哉君
- 30番 橋本敏男君
- 31番 上田周五君
- 32番 坂本茂雄君
- 33番 岡田芳秀君
- 34番 中根佐知君
- 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

- 知事 尾崎正直君
- 副知事 岩城孝章君
- 総務部長 君塚明宏君
- 危機管理部長 堀田幸雄君
- 健康政策部長 鎌倉昭浩君
- 地域福祉部長 福留利也君
- 文化・生活スポーツ部長 橋口欣二君
- 産業振興・推進部長 井上浩之君
- 中山間振興・交通部長 川村雅計君
- 商工労働部長 近藤雅宏君
- 観光振興部長 吉村大君
- 農業振興部長 西岡幸生君
- 林業振興・環境部長 川村竜哉君
- 水産振興部長 田中宏治君
- 土木部長 村田重雄君
- 会計管理者 中村智砂君
- 公営企業局長 北村強君
- 教育長 伊藤博明君
- 人事委員長 秋元厚志君
- 人事委員会局長 原哲君
- 公安委員長 古谷純代君
- 警察本部長 宇田川佳宏君
- 代表監査委員 植田茂君
- 監査委員局長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君
事務局次長 行宗 昭一 君
議事課長 吉岡 正勝 君
政策調査課長 織田 勝博 君
議事課長補佐 飯田 志保 君
主 幹 春井 真美 君
主 査 宮 脇 涼 君



議事日程(第2号)

令和元年6月19日午前10時開議

追加

- 第15号 令和元年度高知県一般会計補正予算
第1
- 第1号 令和元年度高知県一般会計補正予算
第2号 高知県公文書等の管理に関する条例
議案
第3号 高知県森林環境譲与税基金条例議案
第4号 地方自治法第203条の2に規定する
者の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例議案
第5号 高知県税条例等の一部を改正する条
例議案
第6号 過疎地域等における県税の課税免除
に関する条例及び半島振興対策実施
地域における県税の不均一課税に関
する条例の一部を改正する条例議案
第7号 高知県地方活力向上地域における県
税の特例措置に関する条例の一部を
改正する条例議案
第8号 高知県手数料徴収条例等の一部を改
正する条例議案
第9号 高知県立高等技術学校の設置及び管

理に関する条例の一部を改正する条
例議案

- 第10号 高知県道路の構造の技術的基準及び
道路に設ける道路標識の寸法を定め
る条例の一部を改正する条例議案
第11号 県有財産の出資に関する議案
第12号 (仮称)南国日章工業団地団地整備
工事請負契約の締結に関する議案
第13号 高吾地域拠点校本館及び南舎他改修
主体工事請負契約の一部を変更する
契約の締結に関する議案
第14号 高知県公立大学法人定款の変更に関
する議案

第2 一般質問
(3人)



午前10時開議

○議長(桑名龍吾君) これより本日の会議を開
きます。



議案の追加上程、提出者の説明(第15号)

○議長(桑名龍吾君) 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お
手元にお配りいたしてあります。その提出書を
書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔提出書 巻末239ページに掲載〕

○議長(桑名龍吾君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第15号「令和元
年度高知県一般会計補正予算」を、この際日程
に追加し、直ちに議題とすることに御異議あり
ませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（桑名龍吾君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

（知事尾崎正直君登壇）

○知事（尾崎正直君） ただいま追加して提案をいたしました議案に関しまして御説明を申し上げます。

第15号議案は、新たな管理型産業廃棄物最終処分場に関しまして、佐川町加茂における地質調査や基本設計、長竹川の増水対策や上水道整備への支援などの実施に要する経費として、総額1億9,800万円余りの歳入歳出予算の補正並びに総額6,700万円余りの債務負担行為の追加に関する一般会計補正予算を提案しようとするものであります。

県が新たな施設整備に向けて取り組んでおります管理型産業廃棄物最終処分場につきましては、開会日における提案説明で申し上げましたとおり、知事として、佐川町加茂を新たな管理型産業廃棄物最終処分場の建設予定地に決定させていただき、先月31日、佐川町及び佐川町議会に対しまして、施設整備の受け入れについて正式に申し入れを行わせていただきました。

その後、佐川町議会におかれましては、今月7日に開会した定例会などにおいて、さまざまな視点から御議論をいただいた上で、賛成多数で新たな施設を受け入れる方針を決定いただきました。また、佐川町におかれましても、施設を受け入れる方針を決定され、今月16日に加茂地区の住民の皆様はその旨を御説明されました。その際、住民の皆様から、なぜ仁淀川水系にばかり処分場をつくるのか、住民の不安は解消されていないといった御意見があり、町長

からは、町としては御心配の声はしっかりと受けとめる、地区がよくなったと思ってもらえるよう全力で県に要望し行動したいと理解を求められたとお伺いしております。

その上で、一昨日には佐川町長及び佐川町議会議長から、地域住民の安全の確保や生活環境の保全、不安の解消を図ることなどを前提として、施設の受け入れを受諾する旨の御回答を正式に文書で頂戴しました。

佐川町、佐川町議会の皆様におかれましては、管理型産業廃棄物最終処分場の受け入れという大変重い課題に関して真摯に御検討をいただき、受諾賜りましたことに対しまして、改めて心より厚く御礼を申し上げます。あわせて、受諾の条件として非常に重要な宿題もいただいたと受けとめており、誠実に対応してまいりたいと考えております。

この新たな管理型産業廃棄物最終処分場は、県内事業者の経済活動を下支えする大変重要な施設であり、仮に現在のエコサイクルセンターの埋め立てが終了する時点までに後継となる施設が完成していなければ、県経済、ひいては県民生活に多大な支障を来すことが懸念され、早急な施設整備が必要不可欠であります。

他方、当該施設の整備に当たっては、住民の皆様のお理解が最優先であると考え、これまで誠意を持って対話を重ね、できる限り丁寧に説明を行うよう努めてまいりました。その中で、例えば地下水への影響に関して、処分場内部の水は外部に一切出さない構造で、その水もわずかできれいであること、地下水を常時監視していくといったことなど、さまざまな御不安の声に一つ一つ丁寧に御説明を重ねてまいりました結果、施設の安全性などへの御不安の声は減少し、一定の御理解が得られつつあるのではないかと受けとめております。しかしながら、長竹川の増水や地下の空洞の有無など、依然として

施設の安全性や周辺の生活環境について、住民の皆様にご不安や御不満の声が残っていることを県として重く受けとめております。

このため、今後住民の皆様のご不安や御不満をしっかりと解消していくため、佐川町のご意見も十分にお伺いしながら、施設整備に向けた取り組みとあわせて、地域住民の皆様のご不安を解消するための取り組みや、地域の振興につながる取り組みなどに真摯に対応をしております。

仮に、本日提出いたしました議案をお認めいただけましたら、まず施設整備に向けて地形の状況を詳細に確認するための測量調査や、地下の空洞の有無などを調べる地質調査のほか、洪水の発生を防止するための調整池の整備などを含む施設構造の基本設計に速やかに着手してまいりたいと考えております。あわせて、この詳細な調査などを進めていく過程においても、住民の皆様に一層の御理解をいただくため、節目節目で調査結果などの情報を丁寧に御説明させていただき、御意見を頂戴する場も設けてまいりたいと考えております。

また、今後の調査結果などにより、施設整備が不可能と判断される致命的な事態が明らかとなった場合には、その内容を佐川町や住民の皆様にお知らせした上で、佐川町加茂での施設整備を中止することといたします。

あわせて、地域住民の皆様のご不安解消のため、施設周辺部における安全対策、いわゆる周辺対策に取り組んでまいります。具体的には、加茂地区を流れる長竹川の改修に向けた測量調査や、建設予定地の周辺における上水道の整備への支援にもつながる井戸の利用実態調査及び水質調査、進入道路のルート案を複数作成して再検討するための調査などに速やかに着手してまいります。加えて、国道33号の交通安全対策につきましては、県から国に対して積極的に要望活動

を行ってまいります。

こうしたさまざまな安全対策を実施したとしても、地元の住民の皆様の中には、なぜこの地域に処分場をつくるのかといった御不満や負担感が依然としてお残りになるものと考えております。そうしたお気持ちを少しでも和らげ、せめてその分については地域がよくなったと思っただけのような、地域の振興につながる取り組みをしっかりと実現してまいります。この地域振興策につきましては、住民の皆様からの御意見を踏まえ、県と町による協議の場において具体的な内容を取りまとめた上で、両方で協定を締結し、着実に進めてまいりたいと考えております。

今後、このたびの議案をお認めいただけましたら、これまで申し上げた一連の取り組みに関し、佐川町議会や住民の皆様のご意見を踏まえた上で、県と町で確認書を締結したいと考えております。あわせて、これらの取り組みを円滑に実施するため、佐川町から御要望のありました職員派遣または職員駐在などの人的支援につきましても実施してまいります。

引き続き、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備については、その都度進捗状況を県議会に御報告させていただき、議員の皆様方の御意見をお伺いいたします。また、情報公開と丁寧な説明を通じて、佐川町、佐川町議会、加茂地区の皆様にご理解と御協力を賜るよう、誠意を持って真摯に取り組んでまいり所存であります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。



質疑並びに一般質問

○議長（桑名龍吾君） ただいま議題となってい

る議案については、日程第1、第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算」から第14号「高知県公立大学法人定款の変更に関する議案」まで、以上14件の議案にあわせて一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

15番明神健夫君。

(15番明神健夫君登壇)

○15番(明神健夫君) それでは、自民党を代表し、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備についてであります。

日高村にある県内唯一の管理型産業廃棄物最終処分場であるエコサイクルセンターは、当初は埋立期間を20年間と計画していましたが、これを相当上回るペースで埋め立てが進み、その終了の時期が近づいていることから、リサイクルの推進などによる現施設の延命化に取り組むとともに、新たな施設整備に向けて長年検討を進めてされました。この施設は、県内事業者の経済活動を支える、なくてはならない重要なインフラ施設であり、仮に現在のエコサイクルセンターの埋め立てが終了する時点までに後継となる施設が完成していなければ、県経済、ひいては県民生活に多大な支障を来すことが懸念され、少しでも早く整備を行うことが望まれます。

一方で、新たな施設の建設には、測量、地質調査、設計、各種許認可等の手続、建設工事などに最低4年程度を要することから、新たな施設の完成時期は、最速でも既に現施設の満杯となる見通しの時期を超えてしまっている状況にあります。そうした中であっても県としては、知事も言われているように、地元の住民の皆様への御理解を第一に考えて進めていかなければならないと思います。

県においては、候補地の選定過程においては透明性の高いプロセスということを非常に重視して取り組んでこられたと思いますし、3カ所の候補地を選定して以降は地元の理解を得るために、住民の声に真摯に耳を傾けわかりやすく説明を工夫するなど、丁寧に取り組んでこられました。あわせて、昨年末の12月に3カ所の最終候補地から佐川町加茂への絞り込みをされて以降は、12月、2月、5月には加茂地区の住民を対象とした説明会及び話し合い、加茂地区以外の佐川町民を対象とした説明会、エコサイクルセンター見学会、最終候補地現地見学会、個別にお話をお伺いする場などを重ね、その中でしっかりと県としての考えを伝えるため、将来も含めた施設の安全性や維持管理体制、候補地選定の考え方、住民が不安に思われる事項への対策、地域振興策などについて、その都度誠意を持って対話を重ね、できる限り丁寧な説明を行い、また精いっぱい答えてこられました。

今議会の冒頭に知事から、現施設の埋め立てが終了する時期が迫っていること、施設の安全性について一定の理解が得られつつあること、さらに残る不安を解消するためにも建設予定地を定めて詳細な検討を行う必要があることの3点に鑑み、佐川町加茂を新しい施設の建設予定地として決定し、先月31日、佐川町及び佐川町議会に対して、施設整備の受け入れについて正式に申し入れをされたとの説明がありました。そして、今月17日に町長と議長から施設の建設を受け入れる旨の返事をいただいたことで、この事業を大きく前進させることができました。この施設を受け入れていただいた佐川町長、町議会、地元住民の皆様へ、心から感謝を申し上げます。

しかしながら、施設の建設予定地の下流の住民の皆様を中心に、大雨の際の河川の増水による浸水被害や石灰岩質である建設予定地の地下

の空洞の有無など、不安に思われている方々も残っているとこのことですので、施設を受け入れていただく地元住民の安心につながる対応、また住民の不安な気持ちに寄り添った対応をしっかり行っていく必要があります。

については、地元の住民の皆様の不安を解消し、一層の理解を得てこの施設を早期に整備するために、地域の振興策を含めどのような方針で取り組んでいくのか、知事にお伺いします。

また、現段階の予測によると、現在のような廃棄物の搬入状況が続けば3年10カ月後の令和5年3月末にも埋め立てが終了する見通しとなっており、一方で新たな施設の建設には最低でも4年程度を要することから、新たな施設の完成時期は現施設の埋め立てが終了する見通しの時期を既に超えてしまっているとのことで、厳しい状況と言わざるを得ません。

エコサイクルセンターの埋め立てが終了する時期までに、新たな施設を稼働できるよう整備を進めなければなりません、どのように取り組むのか、知事にお伺いをします。

続きまして、児童虐待根絶に向けてであります。

親の体罰禁止や児童相談所の機能強化を明記した児童虐待防止法と児童福祉法の改正案が、この5月10日、衆議院本会議で審議入りしました。子供が心安らぐ場であるはずの家庭内で親から虐待を受け命を落とした、東京都目黒区の女儿当時5歳と千葉県野田市の女儿当時10歳の2人の事件が、社会を揺さぶり政治を動かししました。親による体罰禁止の法制化は、2人の女儿がしつけ名目で虐待を受けていたことで、政治課題として急浮上しました。

民法は、親が子を戒める懲戒権を認めております。政府は、過去にも懲戒権削除や体罰禁止を検討してきましたが、家庭内でのしつけのあり方に踏み込むことへの抵抗は根強く、見送っ

てきた経緯があります。だが今回は、親に必要な範囲で子供を戒めることを認めている民法の懲戒権に関し、立憲民主など6党派が提出した野党案は、早急に見直すとしておりますが、安倍首相は、家族のあり方にかかわりさまざまな議論がある、法務省を中心に徹底的に議論する必要があり、2年をめどとした検討期間が必要との考えを示しております。また、禁止される具体的な体罰の内容は、今後国民にわかりやすく説明するためのガイドラインなどを作成すると答弁しております。

政府案では、保護者や児童福祉施設長らによる体罰禁止を盛り込むとともに、児童相談所の体制強化では、子供を親から引き離し一時的に保護を行う介入の担当と、虐待を行った保護者の相談に乗り指導をするなどの保護者支援の担当を分ける体制を整備する。児童相談所とドメスティック・バイオレンス、DV対策との連携を強化する。社会的養育の充実・強化では、虐待された子供を施設ではなく家庭的な環境で育てるとの観点から、里親の開拓に向け制度の周知・広報により一層取り組むとともに、里親家庭に対しては手当の充実を行うなど支援の拡充を図る。児童虐待の発生予防・早期発見では、虐待の発生予防や早期発見を目的に、支援を必要とする妊婦への支援強化や、乳幼児健診未受診者、未就園、不就学などの子供に関する定期的な安全確認などを実施することで、妊娠時から切れ目のない支援を行う。これに加えて、子育てに悩みを抱える親や子供からの相談について、SNS等を活用した相談窓口の開設、運用を進めるなどが、柱となっております。

過去にも、悲惨な事件を受けては法改正が繰り返されてきましたが、虐待事案は減るどころかふえ続けております。こうした流れに終止符を打つべく、国会でも審議を尽くし、打てる手を全て投入してほしいと思います。

関連して、幼い命をまた守れませんでした。札幌市中央区の女兒、2歳が、6月5日、体に多数のあざを残し、平均体重を下回る状態で衰弱死する事件が起き、母親と交際相手が逮捕されました。また、厚生労働省によりますと、全国の児童相談所が平成29年度に相談対応した児童虐待は、13万3,778件と過去最多となり、平成24年度から倍増しております。

政府は、昨年3月の東京都目黒区の5歳女児虐待死事件を受けて、虐待の通告から48時間以内に子供への安全確認を徹底し、できない場合は立入調査を徹底するルールを各児童相談所に通知しております。また、虐待の通告があった場合、各児童相談所は客観的に虐待の緊急性を判断するため、リスクアセスメントシートに基づき、身体的虐待や育児放棄などの項目をチェックすることになっております。だが、札幌市児童相談所は、48時間ルールを実行していませんでした。また、リスクアセスメントシートも未作成で、教訓は生かされず、対応のずさんさが浮き彫りとなりました。

札幌市児童相談所は6月6日の記者会見で、各職員が百数十件の案件を抱え、職員不足の状態であり、48時間は非常に厳しいと、人材不足を強調して述べております。元児童相談所長でNPO法人おかやま児童虐待事例研究会の松尾代表は、虐待の通告があった場合、特にSOSを出せない幼児の場合は緊急性が高く、児童相談所みずからが会いに行かなければという意識を持つ必要があると言っております。

本県の児童相談所が平成29年度に相談対応した児童虐待の件数及び前年度との比較件数について、また48時間ルールへの対応状況と課題並びにリスクアセスメントシート作成の取り組み状況と課題、あわせて双方の課題解決策について地域福祉部長にお伺いします。

関連して、福井大学の友田教授——小児発達

学——の研究では、激しい体罰や暴言を受けると、感情思考をつかさどる脳の前頭前野の容積が減少したり、声や音を知覚する脳の聴覚野が変形したり、体罰の影響は大きいことが判明しております。公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが、平成29年、2万人に行った調査では、しつけのために体罰も必要が57%、子育て中の1,030人の7割にしつけとして子供をたたいた経験があったなど、子供への体罰を容認する意識は根強いものがあります。友田教授は、法律などで体罰を禁止することで、自分の子にも暴力や暴言は許されないという社会の規範につながると評価されております。

一方で、NPO法人子どもすこやかサポートネットの高祖副代表は全国各地で、赤ちゃんを泣きやませるヒントや親がいらいらした際に気持ち落ちつかせる方法、また、たたいたりどなったりしない子育ての方法などの講座を開いております。

そこで、提案ですが、体罰禁止をさらに実りあるものとするには、社会への啓発活動を充実させるとともに、保護者が体罰に頼らない具体的な子育てを学べる場を提供する必要があると思います。地域福祉部長の御所見をお伺いします。

関連して、虐待に至ってしまった親の回復プログラム、MY TREEペアレンツ・プログラムを平成13年に開発し、全国にその実践者を養成し、過去17年間で1,048人の虐待言動を終止した修了生を出すなど、大きな成果を上げてこられました森田ゆりさんが、「虐待・親にもケアを」という本を出版しております。この本の中で筆者は、「平成12年5月に成立した児童虐待防止法の立法過程で、国会参考人として、虐待した親の回復支援を法制度の中に組み込む重要性を訴えましたが、法制化には至りませんでした。そこで、親への回復プログラムを開発、実践し、日本に

おけるその方法論と経験のノウハウの蓄積を始めないことには法改正すらできないと痛感したことが、MY TREEプログラムの開発と実践の始まりでした」と言っております。

平成29年、児童福祉法の改正により、家庭裁判所が、虐待した保護者の指導勧告を児童相談所に対して行い、あわせて虐待した保護者に直接、虐待的言動をとめるためのプログラム受講などを言い渡す法制度となりました。また、筆者は、「虐待に至ってしまった親たちの回復支援は、子育て方法を教える養育支援ではありません。母親支援でも、父親支援でも、子育て支援でもなく、その人の全体性（理性、感情、身体感覚、精神性）回復への支援です。虐待行動に悩む親たちは、今までの人生において他者から尊重されなかった痛みと深い悲しみを、怒りの形で子供に爆発させています。加害の更生は被害によって傷ついた心身の回復からしか始まらない」と言っております。

親が変わらなければ子供は家庭には帰れません。「虐待に至ってしまった親にケアを提供することの緊急性とその具体性を理解していただきたいとの願いで書かれています。そして、何よりも、虐待された子供たちの大半は、親から虐待されても、その親を求め、慕い、その親が変わってくれることこそを願っているのです」と言っております。

ここで、生きる力を取り戻すMY TREEプログラム修了生の言葉を一例紹介しますと、キレなくなった、以前のようにどなり散らして怒ったり、めちゃくちゃにたたきまくったりしなくなった、子供に対しても、ほかの人、物事に対しても感情を抑えることができるようになった、激しく切りかわるスイッチがなくなった、子供をかわい、いとおしいと思える気持ちを取り戻すことができた、私は生まれ変わった、すがすがしい気持ちでいっぱいと言っております。

これは、平成29年度まで取り組んでいました奈良県の事例ですが、奈良県の児童相談所が受理する児童虐待対応件数は増加の一途をたどり、現場は子供の安全とその確保に奔走することが日常化していました。一方で、虐待をした親への支援、親子分離となった後の家族支援については、日々の対応に手いっぱい十分な支援ができにくい状況にありました。虐待の世代間連鎖の解消や親との生活を望む子供の権利を保障していくためにも、虐待をした親への支援が必要不可欠であり、効果的な取り組みの一つとして、奈良県ではMY TREEプログラムを導入しております。

児童相談所がMY TREEプログラムへの参加を勧める対象は、虐待をしてしまった、あるいはしている親であります。対象となる親は、一時保護や施設入所等で子供と分離されている親や、精神的な問題を抱えている親、孤独で誰にも相談できない親等、皆複雑な背景を有しております。また、多くは、言いようのない不安、怒りを抱えており、その消極的な感情を子供にぶつけることで、ある意味子供を依存対象とした虐待関係を形成しております。こうした親に対して、児童相談所の立場から、虐待はいけないと伝えるだけでは、虐待に至った親の背景や根本の問題は変化しません。MY TREEプログラムは、虐待をとめるために、第一に親がみずから回復できる力を得るようになることを目的としています。

MY TREEプログラムを修了した親のその後については、心身ともに回復し子供との生活を再開した親、みずからの課題に向き合いながらも子供との交流を少しずつふやしている親など、さまざまです。しかし、どの親にも共通して言えるのは、MY TREEプログラムを通して、生きづらさを抱えていた今までの自分から抜け出せる、変化に出会えたということでもあります。児童相

談所が支援を終えた先の未来においても、親がみずから気づいて得た自己回復力は、何よりその子供にとって幸せにつながっていくものでありますと言っております。

そこで提案ですが、虐待に至ってしまった親たちの回復支援をさらに実りあるものとするには、他県の児童相談所の取り組みを学び、効果的な取り組みを本県にも導入すべきであると思いますが、地域福祉部長の御所見をお伺いいたします。

続きまして、学校のマネジメント強化の方策についてであります。

平成27年12月に、中央教育審議会より3つの答申が出されました。「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」の答申、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」の答申、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」の答申であります。この3答申は、新しい教育課程を展開するための条件整備とも言えるものであります。

学習指導要領改訂の方向性である、どのように学ぶか、主体的・対話的で深い学びの視点からの学習過程の改善を実現するためには、個々の教員の資質・力量の絶えざる成長が必要であり、中央教育審議会ではそれを、学び続ける教員を支えるキャリアシステムとしております。これに基づき、教育委員会と大学が連携・協力して教員育成協議会を組織し、教員育成指標を策定しております。

また、新学習指導要領では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会をつくるという目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来のつくり手となるために必要な資質・能力を育む、社会に開かれた教育課程の実現が求められてお

ります。中央教育審議会では、全ての学校が、学校運営協議会を設置するコミュニティ・スクールとなることを目指すこととしておりますし、学校を核にした地域づくりを展開して、地域学校協働活動を行っていくこととしております。

これらを進めていく中で、新学習指導要領では、各学校におけるカリキュラムマネジメントの実現が求められ、そのためには学校の組織運営の改善が必要であり、今までの学校内の教職員の協働だけでは対応し切れない課題への体制づくり、また教員が子供と向き合う時間の確保等の体制整備などもあわせて、中央教育審議会では、チームとしての学校を展開していく組織マネジメントの一層の強化がポイントになるとしております。

また、平成29年4月の法改正により、学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定が見直され、「事務に従事する」から「事務をつかさどる」へと改定されました。あわせて、学校事務を共同して処理する共同学校事務室の設置について、制度化が行われました。家族形態の変化、個人の価値観やライフスタイルの多様化など、社会や経済の変化に伴い、子供たちや家庭、そして地域社会を取り巻く状況が刻々と変化しております。また、学校の教育課題は、生徒指導や特別支援教育等にかかわる課題、子供の貧困問題など、複雑化、多様化しております。新学習指導要領で示されている、新たな教育課題の達成という大きな課題もあります。このように、学校だけでは十分に解決することができない課題もふえております。

この課題の解決には、教職員一人一人がみずからの専門性を発揮するとともに、専門スタッフ等の専門性や経験値などを得て、課題の解決を進めていくことが重要であります。そのために、個々の教員が個別に教育活動に取り組むのではなく、組織として教育活動に取り組む体制

をつくり上げるとともに、必要な指導体制を整備し、チーム学校を実現する必要があります。それには、教職員や学校内の多様な人材がそれぞれの専門性を生かして能力を発揮できるような体制づくりを行い、学校の教育活動に必要な人、物、お金、情報、時間が一体的にマネジメントされ、活動が促進される学校のマネジメント力の強化が必要不可欠となっております。

こうした中、新潟県教育委員会は、平成20年度から、市町村立学校に勤務する学校事務職員が共同で複数校の事務・業務を効果的・効率的に実施することにより、学校事務の適正かつ円滑な執行、事務機能の強化及び事務処理体制の確立を図るとともに、学校経営全般に係る支援を行い、学校教育の充実を目指すことを目的に、学校事務の共同実施をスタートさせております。また、平成25年1月には、市町村立小・中・特別支援学校事務職員の標準的職務についてを通知し、この通知では、学校事務職員は学校組織マネジメントを成立させるための重要な学校経営担当職員であると述べられております。そして、法改正後の平成29年11月の通知では、学校事務職員は学校経営担当職員として教頭とともに校長を補佐して、学校経営を担いながら共同実施の経営及び企画運営を担う立場であると述べられております。

以上のように、新潟県教育委員会は、国よりも早く、学校のマネジメント機能の強化のため、学校事務の共同実施や学校事務職員の役割の見直しを行い、学校事務の共同実施においては、事務処理における質の向上や、ミス・不正の防止、学校間の標準化による効率化等において、大きな成果が上げられております。また、教員の事務負担の軽減や学校事務職員の学校運営への支援・参画の拡大等においても成果が出ておりますが、本県教育委員会が取り組んでおります学校のマネジメント機能の強化方策とその成

果について教育長にお伺いいたします。

続きまして、18歳未満の子供のケアについてであります。

ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいるために、家事や家族の世話などを行っている18歳未満の子供のことです。慢性的な病気や障害、精神的な問題などのために、家族の誰かが長期のサポートや看護、見守りを必要とし、そのケアを支える人手が十分でないときには、未成年の子供であっても大人が担うようなケア責任を引き受け、家族の世話をする状況が生じます。世界に先駆けてこうした子供たちに目を向けたのはイギリスであります。

日本では、子供や若者が家族のケアを担うケースの認識自体、まだ十分に広まっておりません。実際、総務省が発表した平成24年就業構造基本調査によれば、同年の介護者557万3,800人の80%近くは50代以上であり、学齢期にケアを担う子供や若者は、こうした介護者の中では見えにくくなっています。介護者の大部分をなしている50代以上は、既に自分の役割、経歴、家族や人間関係、自分自身を築いた上でケアを担います。しかし、18歳未満の子供は、まだ家庭と学校以外のことをほとんど知らない状態でケアに巻き込まれ、自分のしなければならないこととケアの間で葛藤していくこととなります。

高度経済成長期以前の子供は、早くから家の内外で働くことを期待されましたが、高度経済成長期から、子供は守られながら自分の知識や経験を広げ、将来に向けて力を蓄えていく存在とみなされるようになりました。もちろんいつの時代にも階層差はありますが、それでも今日の日本人の平均的な感覚として、子供が家族のケアを担うことは、余り想定されておりません。家族の事情でケアを担い、学校生活や人間関係が十分に維持できないことは、ケアをする18歳未満の子供たちを肩身の狭い状況に置いている

ことになります。未成年の子供は、大人のように働いて稼いで、経済面で家庭内のケアに貢献することはできません。そのため、家族の中にケアとサポートを要する人がいて家庭内の大人が疲弊してくると、子供は家庭を支えるためにも、放課後や夜間のケアにかかわるようになります。要介護者のケアを要する度合いがさらに進んでケアの総量がふえてきても、子供という立場では、その生活を大きく変える判断をすることは難しいことであります。

子供は表には介護者として見えず、みずからもそうした認識を持たないまま睡眠不足や疲労をためていき、それが長期化すると、学校生活や進路にも影響してしまうこととなります。平成25年に医療ソーシャルワーカーの団体、東京都医療社会事業協会の全員に行った、18歳以下の子供のケアに関するアンケート調査の結果、実際に家族のケアを18歳以下の子供が行っていると感じた事例があるかについては、回答者の35.3%に当たる142人が、あると答えました。

具体的な事例の詳細を記述する欄では、142人中134人の回答者が、その子がケアをすることになった理由を自由記述で書いていました。回答では例えば、母親がリハビリで長期入院、父親が仕事で家をほぼあけているためとか、母親が末期がんだったため入退院を繰り返していた、母親は夫と離婚しており、その子が下の弟たちを世話しながら、がんで痛みがあるため十分家事ができない母親のかわりに食事の支度、掃除などを行い、母親の通院・入院時の付き添いや介護をしていた、そのため中学を休むことが多かったなどがありました。医療福祉専門職は、病院の患者やその家族の相談に乗る立場から、18歳以下の子供がケアをする存在を感じていた人たちであります。

では、子供たちに日々接する教育現場では、18歳以下の子供がケアをしていることはどう認

識されているのだろうか。こうした問題意識をもとに行われたのが、平成27年の新潟県南魚沼市での調査と、平成28年の神奈川県藤沢市での調査であります。それぞれ市の教育委員会の協力のもと、市内の公立小中学校、特別支援学校の全ての教職員を対象としてアンケートを行いました。

南魚沼市では、市内26校の教職員446人を対象として配付したアンケートに271人が回答を寄せ、そのうち25.1%、68人が、これまでに教職員としてかかわった児童生徒の中で家族のケアをしているのではないかと感じた子供がいると答えました。藤沢市では、市内55校の教職員1,812人を対象としてアンケートを配付し、1,098人が回答しました。藤沢市では、これまでに家族のケアをしているのではないかと感じた児童生徒がいたと答えたのは、回答者の48.6%、534人に及びました。南魚沼市でも藤沢市でも、そうした児童生徒がいたと答えた回答者には、最も印象に残る子供1人について、その詳細を書いてもらいました。

その結果、両市とも、ケアを担う子供は小学校高学年ごろからふえている様子が見えましました。ケアをしている子供の性別では、両市とも女子のほうが多かった。子供がケアをしている相手として多かったのは、兄弟と母親でした。子供の家族構成については、両市ともひとり親家庭の割合が高目であるという結果になりました。これは、ひとり親家庭で親がケアを必要とする状態になっている場合、子供が家庭のケアを担う状況が生まれやすいことがうかがえます。子供がしているケアの内容については、家事と兄弟の世話が多かったなど、子供がケアをしている特徴が見えてきました。

そして、子供がケアをしていることにどのようにして気づいたかの設問では、圧倒的に多かったのは「子供本人の話」でありました。例えば、

きょうの御飯は何にしようかなあと話していたので、毎日夕食の支度をしているのと聞いたら、はいという会話になった。下の子のお世話をしないといけないから、学校を休みがちになっていることを本人が話していたというように、日常の会話や雑談の中で、児童や生徒が何げなく自分から話した場合が多かった。

また、先生が欠席や遅刻の理由を聞く中で明らかになった場合も多く見られた。生徒と面談、保健室での会話、何か問題行動に対する聞き取りの中で明らかになったなどの場合もありました。欠席が続いたときに先生が家庭訪問をするなどして、子供がケアをしていることに気づくというケースはかなりあるようだった。

「保護者の話」では、例えば、面談で生徒の欠席が多いことを言うと、母親が私の病院の付き添いでと行ってわかったなどのケースもあります。「目の前で見た、経験をした」では、学校を勝手に抜け出し、兄弟を保育園に迎えに行っていた、買い物をしている姿を見たことがあるなどでありました。

次に、子供の学校生活への影響を尋ねる設問では、遅刻、早退、欠席、忘れ物、宿題をしてこない、学力が振るわない、衛生面が思わしくない、栄養面が思わしくない、部活などの課外活動ができない、友達やクラスメートとの関係が思わしくないなどでありました。中でも特に多かったのは、欠席と遅刻でありました。ここでは、家族のケアのために自分が学校に行けない、もしくは時間どおりに学校に行けない児童や生徒の存在が示されておりあります。

平成28年9月、18歳未満の子供のケアについて知ろうをテーマとする研修会が南魚沼市役所で開催をされ、小中学校の教員や市の職員が大勢参加されました。この中で、スクールソーシャルワーカーの方が、これまでに経験した3つの事例を解説しております。その中の一事例を紹

介しますと、小学5年生のときから料理や買い物や洗濯などの家事をしていた子供の話であります。小学校の運動会のとき、6年生だったその子が3年生だった弟の弁当をつくり、自分の方は間に合わずに遅刻し、運動会の競技に参加できないことがあったとの説明がされました。スクールソーシャルワーカーの方は、研修会の参加者に問いかけます。そのときにその子はどんな気持ちだったか、遅刻してくるその子に、どんなふうに学校や大人たちが声をかけてくれたか。

この子は、その後中学校で不登校になってしまい、スクールソーシャルワーカーと重ねた面談の中で、こんなことをしていましたと初めて話してくれました。スクールソーシャルワーカーは、小学校のときの校長先生にも聞いてもらおうよと提案し、校長も、何でも聞くよと対応してくれました。その中学生は、自分が卒業した小学校の校長室で2時間半、人間ってこんなに泣けるのかというほど泣きながら、これまでのことを次のように話したといひます。これまで学校ではこんなに苦労していた、家ではこんなに大変だった、だから宿題もできなかつたし勉強もできなかつたし、学校に行くのも嫌になつちやつたし、運動会の競技も自分だけ欠席しちやつたし、苦しかったと言えなかつた。でもこういうことをやってきたんだとわかつてほしかつたと。それを受けて、中学校ではその子の不登校を、これはこの子だけの問題ではないと目線を変え、家族をサポートする視点に立って、必要な支援につなげていったと説明されておりあります。

ケアをする18歳未満の子供たちは、最初のうちは頑張っている、ケアが長期化するうちに、これ以上は無理だと学校生活を諦めていく場合が多い。学校現場で、18歳未満の子供がケアをしている存在は少しずつ認識されてきているも

の、不登校や問題行動などが生じてからでないと支援につながりにくいという状況もあります。南魚沼市のスクールソーシャルワーカーは、子供にまだ自尊感情や自信があって、自分は頑張っていると、ケアをしているうちに気づいてあげ、つながりをつくる、危険水域に行かないうちに、子供が潰れてしまう前につながりをつくり、必要な支援につなげていくことが大切だと言っております。

教育を受ける機会は子供の最低限の権利と考えられておりますが、18歳未満の子供のケアは、その権利が守られていない実態があります。平成25年6月、子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立しましたが、これは子供の貧困の議論にも重なる論点であります。

新潟県南魚沼市の各学校では、調査の結果を受けまして、子供のSOSを受けとめる上で小中学校の先生が一番重要になることから、定期的な校内会議が開かれており、そこで気になる子供についての情報が共有され、必要に応じて教育委員会やスクールソーシャルワーカーにつなげております。困難を抱えているかもしれない子供や親を見つける心構えができていない学校は、発見が早く、問題が複雑化する前に、外部との連携やスクールソーシャルワーカーへの連絡といった早目の手を打っています。スクールソーシャルワーカーも、困難を抱えているかもしれない子供の見つけ方、親の話の聞き方、支援の仕方、問題行動は子供のSOSなどをテーマに、南魚沼市の学校の教員に向けて研修を行っていると言っております。

については、子供の教育を受ける権利を守る取り組みとして、ヤングケアラーの問題等を含む子供の貧困問題に対しては、高知県においても南魚沼市教育委員会と同様に取り組みが進められているものと思っておりますが、スクールソーシャルワーカーの活用や学校における組織的な対応

の推進の進捗状況について教育長にお伺いをいたします。

次に、新規就農者の支援策についてであります。

新規就農者を支援する国の農業次世代人材投資事業は、就農前の研修期間に年間最大150万円を最長2年交付する準備型と、新規就農者の定着へ就農から最長5年間、年間同額を交付する経営開始型の2本立てで構成しております。全国では平成29年度までの6年間で、準備型8,916人、経営開始型1万8,235人が受給しております。今年度は、年齢を原則45歳未満から50歳未満に引き上げ、親元就農における農地の所有権移転義務を撤廃し、利用権設定でも認め、対象者を拡充しました。

こうした中、新規就農者にとって貴重な資金であります同事業の予算が、昨年度よりも1割以上減額されたことで、自治体や新規就農者から、はしごを外されたなどと憤りの声が広がっております。

桃の産地であります岡山県岡山市北区では、農家以外の出身で当地域に移住した桃農家のAさん、39歳が、支援があっても生活は厳しいけれども、事業のおかげで果樹に挑戦できたと言っております。大手企業を退職し、平成25年に会社員から農家に転身したAさん。子育てもあり、農業への挑戦は不安が大きかったけれども、同事業の準備型、経営開始型の支援があることを見込み、未収益期間の長い果樹に新規参入したと言っております。事業の支援がなければ、アルバイトをして生計を立てるほかありませんでした。しかし、それでは畑に行く時間が減り、技術習得が難しくなります。支援のおかげで畑の作業時間を獲得することができ、地域の人の信頼にもつながり、技術のレベル向上も早くなりました。経営開始型は、5年の支援期間があることから長期的な計画を立てることができ、

機械にも投資できました。それだけに、今年度の受給がどうなるかわからないという状況にAさんは、はしごを外された思いです、農政への不信感でいっぱいだと憤っております。

また、農家以外の出身で同市に移住し、桃で就農を目指すBさん、40歳も、今年度から経営開始型を受給する予定でありましたが、予算の減額により不透明になりました。国の支援を頼りに就農を決断した人に、予算がないからやっぱり支給しないという言い分が通用するのかと、険しい表情を見せております。

岡山県は、平成5年から独自の研修カリキュラムを組み、農家出身でない若者もプロ農家になれるよう、産地が一体となって支援してきました。きめ細かなサポートで、過去5年間、研修終了後の営農継続率は100%に達しております。当初の営農継続率は6割台でありましたが、近年は同事業を生かし、門戸を狭くして就農準備をしっかりと、地域の担い手になる人材を見きわめて支援してきたことが奏功しております。

その岡山県は、要望額に比べて約1億3,000万円、昨年度実績に比べて約4,000万円少ない配分となりました。受給者リストをつくって要望したことから、現状の配分額では継続者と新規採択者ともに、支給できない人が出る見通しであります。岡山市は、相談会では生活を支える制度があると説明してきました、農水省は補正予算などで予算の確保をしてもらわなければ困る、極めて重大な課題で、あり得ないことだと不満を募らせております。

予算減額への憤りや疑問の声は、各地から続出しております。要望額に比べて1億円近く、昨年度実績に比べて約1,000万円少ない配分となりました兵庫県は、足りないことは明らかで困惑している、この配分額では対応できないと訴えております。また、要望額から約8,000万円、昨年度実績に比べて約5,000万円少ない配分と

なりました岐阜県では、希望しても交付できない新規採択者が出てくる、非常に厳しいと困惑しております。

全国的に国の農業次世代人材投資事業の予算配分が削減され、農政への不信感が高まってきていると思いますが、本県が進めている新規就農者の確保対策にどのような影響が出ると考えているのか、あわせて県の今後の対応策について農業振興部長にお伺いし、私の1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 明神議員の御質問にお答えをいたします。

まず、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備について、地元の住民の皆様様の御不安を解消し、一層の御理解を得て早期に整備するために、地域の振興策を含めどのような方針で取り組んでいくのかとお尋ねがございました。

新たな処分場の整備につきましては、私として、佐川町加茂を新たな管理型産業廃棄物最終処分場の建設予定地として決定させていただき、先月31日、佐川町及び佐川町議会に対しまして、施設整備の受け入れについて正式に申し入れを行わせていただき、一昨日には佐川町長及び佐川町議会議長から、地域住民の安全の確保や生活環境の保全、不安の解消を図ることなどを前提として、施設の受け入れを受諾する旨の御回答を正式に文書で頂戴いたしました。

佐川町、佐川町議会の皆様におかれましては、管理型産業廃棄物最終処分場の受け入れという大変重い課題に関して真摯に御検討いただき、受諾賜りましたことに対しまして、改めて心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

県としましては、これまでも住民の皆様様の御理解が最優先であると考え、誠意を持って対話を重ね、できる限り丁寧に説明を行うよう努めてまいりました。その中で、例えば地下水への

影響など、さまざまな御不安の声に対しまして、一つ一つ御説明を重ねてまいりました結果、施設の安全性への御不安の声は減少するなど、一定の御理解が得られつつあるのではないかと受けとめております。しかしながら、川の増水や地下の空洞の有無など、依然として施設の安全性や周辺的生活環境について住民の皆様には御不安や御不満の声が残っていることを、県として重く受けとめております。

本日提出いたしました議案をお認めいただけましたら、速やかに施設整備に向けた基本設計、地質調査などとともに、周辺対策、地域振興策に係る取り組みに着手してまいりたいと考えております。その際には、以下の方針に沿って対応してまいりたいと考えております。

まず第1に、客観性を担保するとともに、専門的かつ高度な知見や最新の技術等を生かすため、専門家、有識者の参画を得て取り組んでまいります。このため産業廃棄物処理、地質、防災等の専門家から成る施設整備専門委員会を設置させていただくなどしていきたいと考えております。

第2に、節目節目で情報を公開させていただくとともに、調査結果などを住民の皆様には丁寧に御説明させていただきたいと考えております。住民の皆様は御不安や御不満をしっかりと解消していくために、速やかに地質調査などの詳細な調査や設計等を進め、結果をわかりやすくお示しいたします。

第3に、今後のプロセスにおいて、例えば進入道路の再検討や地域振興策の検討に当たって、町や住民の皆様は御意見をできるだけ反映させていただくよう努めてまいります。

第4に、こうした取り組みにつきましてはいずれも一定の年限が必要となりますので、しっかりと書面で確認させていただき、行政組織間での正式なお約束とすることにより、後々に至

るまでその約束が担保されるようにしたいと考えております。

最後に、こうしたさまざまな取り組みは、県と町とで連携・協調して進めていくことが非常に大事だと考えております。そのため例えば、町からの御要望を踏まえ、県職員を町に派遣させていただくなどの対応をとらせていただきます。さらに、町からの御指摘、御要望をしっかりと尊重して対応してまいります。こうした取り組みにより、新処分場の早期整備に向けて、地元住民の皆様には一層の御理解を賜るよう丁寧に取り組んでまいります。

次に、エコサイクルセンターの埋め立てが終了する時期までに、新たな施設を稼働できるよう整備を進めなければならないが、どのように取り組むのかとのお尋ねがありました。

管理型産業廃棄物最終処分場は、県内事業者の経済活動を下支えする大変重要な施設であり、仮に現在のエコサイクルセンターの埋め立てが終了する時期までに後継となる施設が完成していなければ、県経済、ひいては県民生活に多大な支障を来すことが懸念され、早急な施設整備が必要不可欠であります。

現段階の予測によると、現在のような廃棄物の搬入状況が続けば、3年10カ月後の令和5年3月末にも満杯となる見通しとなっている一方で、新たな施設の建設には、測量、地質調査、設計、各種許認可などの手続、建設工事などに最低でも4年程度を要することから、新たな施設の完成時期は、現施設の埋め立てが終了となる見通しの時期を既に超えてしまっている状況にあります。また、東京オリンピックやパラリンピック、大阪万博開催などに伴う、近年における建設資材の需要の逼迫などによる工期のおくれなども見通していく必要があると考えております。

このため、埋立終了の時期を少しでも延ばせ

るよう、エコサイクルセンターの埋立量の約3分の1を占めている廃石こうボードについて、関係団体等と連携して、現在廃石こうボードを搬入している事業者に対し、県外のセメント工場でのリサイクルに関する情報提供を行い、リサイクルの推進への協力を呼びかけるなどの取り組みを行ってきたところです。さらに、その他の廃棄物についても、現在排出事業者やリサイクル事業者を戸別訪問して、リサイクルへつなげられるよう協力を依頼するなど、より一層のリサイクルの推進に取り組んでいるところです。

一方、リサイクルの推進にもコストがかかり、また一定の技術的限界もあるところでありますので、あわせまして施設整備を進める中においても、設計、調査、各種許認可等の手続などの業務を同時並行的に行うなど、各種工程を工夫するなどして、少しでも工期短縮を図ってまいります。

現施設の延命化と工期の短縮により、県内の経済活動と住民生活に支障が生じないよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○地域福祉部長（福留利也君） まず、本県の児童相談所が相談対応した児童虐待の件数や、48時間ルールへの対応状況などについてお尋ねがございました。

平成29年度の児童相談所における児童虐待に関する相談受け付け件数は、前年度比8.6%増の453件となり、このうち虐待として対応した認定件数は、前年度比12%増の326件となっております。認定件数の増加につきましては、児童虐待に対する県民の皆様の関心が高まるとともに、子供の目の前で保護者が暴力を振るった心理的虐待の事案について警察からの通告が増加した

ことが要因であると考えております。

48時間ルールの対応状況につきましては、本県の児童相談所では、虐待の通告があれば全てのケースについて、48時間以内に子供の安全確認を行っております。しかしながら、近隣からの子供の泣き声が聞こえるといった通告の場合、場所などの情報が明確でないことも多いため、子供をなかなか特定できないという課題もあります。このため、市町村や関係機関と連携して、日常的な子供の見守り体制のさらなる強化に取り組んでまいります。

また、虐待の緊急性を判断するためのリスクアセスメントシートについては、本県では平成27年の極めて痛ましく残念な死亡事案の発生直後に一時保護の基準を明確化するため、緊急アセスメントシートの見直しを行っております。これにより、虐待通告のあった全てのケースについてリスクアセスメントを実施し、児童相談所が子供の安全の確保を最優先に考え、ちゅうちょすることなく一時保護などの権限を適切に実行できるよう取り組んでいるところです。

さらに、虐待通告後に在宅で支援することとした全てのケースについても、定期的にアセスメントシートを用いたリスクの評価を行っております。今後も、国の動向や他県の取り組み等を注視し、必要に応じてアセスメントシートのさらなる充実を図ってまいります。

次に、体罰禁止の社会への啓発活動の充実や、保護者が体罰に頼らない具体的な子育てを学べる場の提供についてお尋ねがございました。

現在、国においては、法改正により体罰禁止を明確化するとともに、体罰によらない子育てを推進するためのガイドラインを作成し、その普及啓発に取り組むこととしております。県としましても、市町村を初め県内各地域の子育て支援の場や保育所、幼稚園、学校などと連携して、体罰のない子育てを推進していくことが大

変重要であると考えております。

体罰禁止の啓発活動については、毎年11月に実施しているオレンジリボンキャンペーンや、同時期に開催予定の虐待防止フォーラムなどで、体罰が子供の発達に与える影響なども含めて周知を図ってまいります。あわせて、家庭における適切な子供への接し方についてわかりやすく紹介するため、リーフレットの配布を初め、妊娠・出産・子育てに関するさまざまな情報を提供するこうちプレマnetやSNSで、広く情報発信を行ってまいります。

保護者が具体的な子育てを学ぶことができる場の提供については、地域子育て支援センターの講習会を初め、乳幼児健診での育児相談や、保育所、幼稚園、小中学校の保護者向け研修会などのさまざまな場を活用して、体罰のない子育てについて理解の促進に努めてまいります。

最後に、虐待に至った親たちへの回復支援について、他県での効果的な取り組みを本県にも導入すべきではないかとお尋ねがございました。

虐待に至った保護者への支援を充実させていくことは、虐待の世代間連鎖を断ち切るという観点から非常に重要であります。このため現在、保護者支援に関する多様なプログラムが開発されており、全国の児童相談所において、プログラムを活用した専門的な支援が行われているところです。議員から御提案のありましたMY TREEペアレンツ・プログラムは、支援が必要な保護者10人程度でのグループワークや個別の面談などを実施しながら、約半年間かけて親子関係を修復するものであり、子育て不安や孤立などを背景に子供を虐待した保護者を支援する有効な手法であるとお聞きをしております。

現在、本県の児童相談所では、主としてサインズ・オブ・セーフティー・アプローチという考え方をういた保護者支援を行っております。

このプログラムは、保護者が児童相談所の職員と一緒に家庭の課題などについて整理し、子供の安全・安心を確保するために何が必要なのかを明確にした上で、保護者自身が主体的に改善していくことを支援するものでございます。

児童相談所ではさまざまな事案に対応しており、保護者の支援にも多様さが求められますため、御提案いただきましたプログラムが活用できますよう、導入に向けて職員研修などに取り組んでまいりたいと考えております。今後とも、個々の家庭のニーズに応じたプログラムを活用することで、具体的な行動変容につながるよう、保護者支援の充実に努めてまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、教育委員会が取り組んでいる学校のマネジメント機能の強化方策とその成果についてお尋ねがございました。

本県では、高知県教育大綱などのもと、校長が示す学校経営ビジョンを全教職員が共有し、学校教育目標の実現や教育課題の解決を組織的に図るための学校経営計画を、全ての公立学校で策定しております。そして、校長のリーダーシップのもと、この学校経営計画について、PDCAサイクルを回しながら取り組みを進めております。

県教育委員会では、各学校の計画が着実に実施されるよう、学校経営アドバイザーを派遣し、各学校の進捗状況を確認しながら必要な指導や支援を行っております。これらのことにより、各学校においては組織マネジメントの考え方が定着してきており、全教職員がベクトルを合わせて取り組みを推進する体制が構築されてきております。また、学校の組織的な運営を担う管理職に対しては、新たに任用した校長や副校長、教頭を対象に、組織マネジメント力を高め、管理職としての資質・指導力の向上を図る研修も実施しているところです。

さらに、議員からお話のありました学校事務体制の強化については、第2期教育振興基本計画に位置づけ、現在14の教育委員会で設置されている共同学校事務室のさらなる設置促進や、学校事務職員の学校経営への参画に取り組んでおります。このことにより、学校事務の適正化、効率化が図られ、教職員が子供に向き合う時間が拡大するなど、学校運営体制の強化につながってきております。また、学校事務職員につきましても、県教育委員会事務局と学校との人事交流を積極的に進めるとともに、今年度から事務局内の2つのチーフ職に学校事務職員を配置するなど、経験する業務の範囲を拡大しながら人材育成にも取り組んでおります。

県教育委員会といたしましては、こうした一連の取り組みの充実強化を図ることで、それぞれの学校が組織マネジメント力を発揮し、授業力の向上や生徒指導の充実などに成果を上げることができるよう支援してまいります。

次に、子供の貧困問題に対する、スクールソーシャルワーカーの活用や学校における組織的な対応の進捗状況についてお尋ねがございました。

不登校やその他の生徒指導上の諸課題の背景や要因は、多様化かつ複雑化しており、その一つに、ヤングケアラーの問題を含む子供の貧困や家庭の問題があります。このため学校においては、外部専門人材を活用してその背景、要因を的確に見きわめ、組織的に対応していくことが重要であり、児童相談所などの関係機関等と連携した支援も必要となってまいります。

本県では、児童生徒の家庭環境に関する課題に対して、スクールソーシャルワーカーと協働して対応していく取り組みを推進しており、スクールソーシャルワーカーの配置を開始した平成20年度以降、その拡充に努め、本年度は県内全ての35市町村と学校組合及び県立学校24校に、延べ97人を配置しております。この配置率

は全国的に見ても非常に高く、教職員等にも、スクールソーシャルワーカーの福祉的な視点からの支援や助言が有用であるという認知が進み、各学校でスクールソーシャルワーカーが積極的に活用されています。そして、全ての公立学校において、平成29年度から、スクールソーシャルワーカーなどの見立てを活用して、児童生徒への支援について多角的に協議し情報共有する校内支援会を、月に1回以上定期的に実施するよう推進しております。この校内支援会の定着によって、教職員が個人で問題を抱え込むことがなくなり、より専門的で適切な支援が充実しております。また、こうした組織的な取り組みの実効性を高めるための関係者による合同研修会も、平成28年度から毎年実施しております。

今後も、これらの取り組みを継続するとともに、ヤングケアラーの問題に着目した南魚沼市教育委員会の取り組みなど、他県の効果的な取り組みも参考にしながら、児童生徒の抱える問題をさらに広い視点で捉え、より一層の充実を図ってまいります。

(農業振興部長西岡幸生君登壇)

○農業振興部長(西岡幸生君) 農業次世代人材投資事業の予算削減による本県への影響と今後の対応策についてお尋ねがございました。

本県では、地域で暮らし稼げる農業の実現を目指し、年間320人の新規就農者の確保・育成を目標に、産地提案型の担い手確保対策などに取り組んでおり、農業次世代人材投資事業は、農業を始める意欲と能力のある方に対し、就農前の研修や就農直後の経営確立を支援する資金を交付することから、目標達成を図る上で極めて重要なものとなっています。

本県での交付実績については、事業が創設された平成24年度から29年度までの6年間において、就農前の研修期間に最長2年間交付される準備型を162人が受給しており、また就農後の営

農定着のために最長5年間交付される経営開始型を424人が受給しています。このような交付実績もあり、本県の新規就農者数は直近3年間で毎年270人前後となっており、また経営開始型を受給した方の98%が農業に定着しているなど、新規就農者の確保・育成に大きく寄与しています。

しかしながら、今回の唐突な予算配分の削減は、新たに研修を開始する方には、給付を受けることができるかどうかの不安を与え、研修開始を断念させるおそれがあります。また、既に経営開始型を受給している方には、今後の農業経営に不安を与え、離農につながるおそれがあるなど、本県が進める産地提案型の担い手確保対策に大きな影響を及ぼす懸念があります。

このため、県では、本年4月に国への緊急提言を行い、本年度の事業の実施に必要な予算の確保と、来年度以降の事業の継続及び十分な予算の確保を求めるとともに、国の事業担当者に対し、本年度の事業が確実に実施できるよう追加配分の要請も行ったところです。

さらに、四国知事会が行う国への提言にも、本県からの呼びかけにより、本年度の事業の実施に必要な予算の確保などの項目が盛り込まれることとなりました。引き続き、他県とも連携しながら、あらゆる場を活用して事業の実施に必要な予算の確保に努めてまいります。

○15番（明神健夫君） それぞれ丁寧かつ前向きな御答弁をありがとうございました。

1点だけ要請ですけれども、今御答弁のありました新規就農者の確保対策につきまして影響が出ないよう、予算の確保に一層努力をしていただきますよう要請をいたしまして、私の一切の質問といたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（桑名龍吾君） 暫時休憩いたします。

午前11時18分休憩



午後1時再開

○副議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

31番上田周五君。

（31番上田周五君登壇）

○31番（上田周五君） 県民の会の上田周五でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い順次質問をいたします。

令和最初の定例会で質問の機会を与えていただき、光栄に存じております。天皇陛下におかせられましたは、風薫るよき日に御即位あそばされましたことは、まことに慶賀にたえないところであります。世界の平和と我が国の繁栄が一層進展し、令和の世が幾久しく続きますよう、心からお祈り申し上げます。

さて、知事は提案説明の冒頭、この新たな時代の始まりを受け、県といたしましても、改めて県勢の発展と県民福祉の向上に向け、最善の努力を尽くしてまいり所存でありますと力強く述べられました。令和元年度の県政運営に大いに期待するところでございます。

それでは、本題に入ります。まず、知事の訪中についてでございます。知事は、ことし4月24日から29日にかけて、自民党の二階俊博幹事長に同行し、中国を訪問されています。今回は北京に滞在し、現地の大学で、本県が取り組む防災事業の紹介や本県への観光客誘致に向けたトップセールスを行うことが主な目的でありました。そして一方で、二階幹事長と中国要人との会談に同席されております。24日は、北京市で開催された巨大経済圏構想、いわゆる「一帯一路」国際協力ハイレベルフォーラム結団式へ、

そして北京の人民大会堂での習近平国家主席と自民党の二階幹事長との会談に、尾崎知事も同席されました。この模様は全国ニュースで取り上げられました。

そこで、お聞きをします。会談に同席され、間近に見られた習近平国家主席の印象はどうであったのか、知事にお聞きをいたします。

また、提案説明で中国でのトップセールスの成果に少し触れられていますが、今回の訪中で得られました成果、また将来的に本県にとってどのようなメリットがあるものと考えられているのか、知事にお聞きをいたします。

また、今回は知事選挙を直前に控えている中での訪中であり、加えて二階幹事長に同行し、北京滞在中はほとんど二階氏に帯同していることなどから、県民の皆様からは、1つには国政進出への布石ではないのかとの見方もございます。

知事は、今月7日の記者会見では、次期知事選への態度表明を6月議会で見合わせるなどのお考えを明らかにされております。そうしますと、知事選への態度表明はいつごろを考えられているのか、知事にお聞きいたします。

知事を支持されております多くの県民の皆様最大の関心事でございますので、御答弁よろしくお願いいたします。

次に、新たな管理型産業廃棄物最終処分場についてでございます。今議会の提案説明において知事は、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備について、佐川町加茂を建設予定地として決定した経緯や、先月31日、佐川町及び佐川町議会に対しまして施設整備の受け入れについて正式に申し入れたこと、そして今月12日に開かれた佐川町議会の全員協議会で賛成多数で新たな施設を受け入れる方針を決定されたことを説明され、今後仮にありがたくも町から受け入れを承諾する旨の回答をいただきましたならば、

施設整備に向けて測量調査や地質調査、基本設計などに着手してまいりたいとの考えも示されました。

そして、地元佐川町が新たな施設を受け入れる方針を決定され、17日には町長と町議会議長から、施設整備を受け入れる旨の回答文書が知事に提出されました。まずは、施設整備の受け入れ、大変大変重い重い御決定をしていただいた佐川町、佐川町議会、地元住民の皆様に対しまして、心より敬意と感謝を申し上げます。

今後、ボーリング調査など本格的な現地調査に入っていくことになると思われますが、改めて新たな管理型産業廃棄物最終処分場の建設の今後の具体的な整備スケジュールについて、日高村のエコサイクルセンターの現状とあわせて林業振興・環境部長に御説明をいただきたいと思っております。

次に、本年2月の定例県議会において、大野議員の、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備に関して、国道改良や河川改修など、地域の社会基盤整備の道筋をしっかりと住民に示した上で議論を進めることが必要だとの質問に対して、知事は、県として地域住民の皆様の不安を解消するための取り組みを行っていくこととあわせて、受け入れていただく地域の振興にもつながるような取り組みも検討していく必要があると御答弁されております。

そこで、地域の皆様が御不安に思われている社会基盤整備の具体的な箇所と、その整備に関する道筋について知事にお伺いをいたします。

また、知事が社会基盤整備とあわせて検討するとされた地域振興策に関する地元住民や自治体との今後の協議スケジュールについて、あわせて知事にお伺いをいたします。

特に国道33号のいの町から佐川町区間におきましては、慢性的な渋滞とあわせて、ところど

ころ道幅が狭く、従来から安全性が課題となっており、西バイパスの延伸や産業廃棄物最終処分場の整備に伴う大型工事車両の往来などにより、今後ますます住民の皆様にご不安や不便を来すことが考えられますので、早期にしっかりと抜本的な取り組みを行うよう強く要請をさせていただきます。

次に、令和時代の経済展望についてでございます。人口減少が続く中、財政再建や貿易摩擦の解消、金融政策の正常化など、平成から多くの宿題を引き継いだのが令和の日本経済であると思っております。令和時代の当面する経済課題として、ことし10月に予定される消費税率10%引き上げ及び来年7月に開催される東京五輪終了後の国内景気への影響、そしてアベノミクス原動力である日本銀行の大規模金融緩和の問題などが挙げられます。

中でも、令和時代の日本経済を展望したとき、財政危機を避けることができるのかが最大の問いの一つだと考えています。団塊の世代が全員75歳以上になり医療や介護費用が急増する2025年問題を乗り切れるかどうか。そして、2019年度国の一般会計当初予算は初めて100兆円超となりましたが、3割以上は借入金で賄われています。平成の30年間で歳出は、社会保障費の増などで1.5倍に膨らみました。国と地方合計の債務残高の対GDP——国内総生産比は約2.4倍と、先進7カ国で断トツの1位であります。経済の専門家は、財政悪化の最大の要因である社会保障費を大幅に削減するか、消費税率を20%前後まで引き上げるといった負担増をやらない限り、いずれ国内の貯蓄では国債を消化できなくなると指摘をされています。

また、安倍政権が進めてきた大幅な金融緩和は、今、出口が見えない状況に置かれていると言われております。そして、我が国の景気について、内閣府が先月13日に公表した3月分の景気

動向指数の基調判断で、これまでの下方への局面変化から悪化に引き下げられました。このことは景気が後退している可能性がより高いことを示しているものとされており、悪化の判断は、2013年以来、6年2カ月ぶりのこととございます。中国経済の減速が大きく影響していると指摘されています。また、6月上旬に全国の有力紙が主要企業を対象にしたアンケートで、米中の貿易摩擦を懸念し、国内の景気が足踏み状態にあると答えた企業が57社に上っています。

こうしたさまざまな課題がある中、新たに始まった令和の時代の日本経済の先行き、特に財政面での課題を知事はどのように見ているのか、お聞きをいたします。

次に、消費税増税対策についてです。消費税を増税することに対し、多くの国民はもろ手を挙げて賛成とはまいらないと思っております。負担増や景気への悪影響に懸念が根強いことから、この10月に予定されている10%引き上げに反対する人が、直近の調査でも60%に上ることがわかっております。また、金融庁が老後に夫婦で2,000万円の蓄えが必要との試算をしたことで、国民の年金不安、老後不安が一気に募り、個人消費がますます冷え込むことも予想されると思っております。

そのような中で、政府は今年11日に経済財政諮問会議を開き、経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針の原案をまとめております。今回の方針ではポイントの一つに、10月に消費税率引き上げを予定、教育無償化や軽減税率の実施、予算や税制措置で需要変動の平準化を図ることを挙げております。そして、現実問題として、ことし10月からスタートする消費税軽減税率制度への受け入れ準備も着々と進んでおりますし、教育無償化についても遺漏のないよう取り組まれております。

知事は、これまでも消費税の増税に関しては、

国、地方を通じた厳しい財政状況や急速に進む少子高齢化という現状に鑑みれば、社会保障制度の充実強化を図り、かつ持続可能性を確保するために、消費税率の10%への引き上げはやむを得ないものとの認識を示されておりますが、現時点でもそのお考えに変わりはないのか、知事にお聞きをいたします。

次に、消費税は10%への税率引き上げ時期が10月に迫っております。景気の停滞感が強まる中、政府・与党は予定どおり実施する前提で動いていますが、一部に延期論もくすぶっています。予定どおり10月に税率が引き上げられた場合、国においては、国民の消費税増税は景気に悪影響を与えるといった懸念が根強くあることなどから、軽減税率制度の実施や消費者へのポイント還元支援など、税制や予算面であらゆる施策を講じながら対応する方針を示されております。

高知県におきましても、消費税増税後の経済対策が県民の皆様にはしっかりと届くようにしなくてはならないと考えますが、知事の御所見をお聞きいたします。

次に、地方分権改革についてお聞きをいたします。地方のことは地方で、地方自治体にとって平成の時代は、地方分権が進んだのが一つの特徴だろうと考えます。地方分権改革は大きく第1次地方分権改革と第2次地方分権改革とに分かれます。第1次分権改革は小渕内閣時であります。平成11年7月、住民に身近な行政サービスはその地域で決められるようにと地方分権一括法が成立。その概要は、知事や市町村長を国の機関として国の事務を処理させる仕組みである機関委任事務の廃止と事務の再構成、及び国の関与の新しいルールの創設、そして農地転用を初めとする国から都道府県への権限移譲などでございます。

また、第2次分権改革では、生活者の視点に

立った地方政府をつくっていくことを目指し、地方の自由度の拡大、住民に身近な市町村の強化などを図っていくとして、義務づけ・枠づけの見直し、いわゆる地方に対する規制緩和、及び国から地方への事務・権限の移譲など、そして都道府県から市町村への事務・権限の移譲、さらに国と地方の協議の場の法制化などが進められました。

具体的には、国から地方公共団体への事務・権限の移譲として、看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等や商工会議所の定款変更の認可、そして自家用有償旅客運送の登録・監査等が、さらに都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等で、病院の開設許可や都市計画マスタープラン決定などが進められました。

このように、平成の時代は地方分権改革が一定の成果を上げられたものと存じますけれども、まだまだ道半ばだと思います。今、住民自治の視点に立ったとき、現代社会は、過疎化、少子高齢化が進む中で、住民の地域への帰属意識が薄れ、かつては地域の人たちの手で担われていたことを行政に委ねられるなど、公共的な分野における住民自治の主体的な活動範囲が非常に狭くなり、政治や行政と住民の距離が遠ざかっているように感じます。

こうした状況の中で令和の新しい時代においても、県内広域市町村圏の進化と地方自治の本旨の明確化を進め、地方自治の充実に挑戦していくためにも、これからの地方分権改革は、住民にとって一番身近な市町村において、さまざまな創意工夫を生かすことができ、かつそのための財源がしっかりと保障されるものでなくてはならないと考えますが、知事の御所見をお聞きいたします。

次に、地方自治体の一般職員数に関することとでございます。財務省は、先月22日、財政制度等審議会分科会で地方財政改革案を議論する

際、警察官や消防士、教師らを除いた地方自治体の一般職員数に言及し、2025年には約3万人減らせるとの試算を提案されました。その考え方、理由は、全国の都道府県や市町村で働く職員は2005年から2010年ごろに大幅減少、だが2014年4月の90万9,000人弱を底として増加に転じ、2018年4月には91万9,000人になっていることから、今後の人口縮小ペースに合わせて、人口1,000人当たりの職員数を2018年の水準のまま据え置くと仮定し、3%、約3万人の削減幅を例示されました。

そもそも地方自治体の一般職員数は、個々の自治体ごとに職員定数条例の枠の中で定数を管理されており、また類似団体の職員数などを考慮して決められています。過疎化、高齢化が急激に進行する中山間地域を多く抱える高知県の市町村などは、地域の実情が全く異なっており、国の言う人口1,000人当たりの職員数を2018年水準のまま据え置くことは困難であり、こうした国の考え方は本県にはなじまないと思いますし、極めて機械的で乱暴ではないのかと思います。

今回の財務省の地方職員3万人減可能との試算についてどのように受けとめられているのか、知事にお聞きをいたします。

次に、教育の問題でございます。

まずは、地方創生に関する有識者会議の報告書についてです。私は、平成28年2月の予算委員会で、地方創生の取り組みにおいて、教育の力を高めることが重要ではないのか、若者の流出をとめる教育力を高めることが重要ではないのかとの視点で、自分たちの住んでいる地域に魅力を感じ、地域のよさを発見する力をつけることにより、将来県外へ出られても、スキルやノウハウを身につけて地域に戻って貢献したいという志を持つ若者を育てることが肝要ではないのかとの質問をしました。

そうした中で、先月23日、地方創生に関する政府の有識者会議が公表された、地方創生の第2期となります2020年から2024年度までの施策の報告書では、次代を担う人材育成に重点的に取り組むよう提言、そして高校生を対象に地域の産業や文化への理解を深める教育を実施をポイントに挙げ、高校生を対象に地域の産業や文化への理解を深める教育をすれば、進学や就職で首都圏に転出しても将来的なUターンが期待できるものと強調されています。政府は報告書を踏まえ、2020年度以降の方向性を示す、まち・ひと・しごと創生基本方針をこの6月に閣議決定し、年末には具体策を明記した総合戦略をまとめる方針でございます。

今回、さきに述べたような形で、政府の地方創生基本方針に、高校の舞台に次代を担う人材を育成することが盛り込まれる予定でございますが、こうした国の方向性に沿って今後高校教育をどのように進めていくのか、教育長にお聞きをいたします。

次に、子育て支援の環境の充実についてでございます。幼児教育・保育の無償化を実施する改正子ども・子育て支援法が成立、本年10月から開始されます。改正案のポイントは、3歳児から5歳児までは原則全世帯、ゼロ歳児から2歳児までは低所得者世帯が対象、さらに国の基準を満たさない、ベビーシッターなど認可外保育所などに、経過措置として5年間は一定の額の範囲で費用が補助されます。この制度は、法の成立から開始までが5カ月足らずと準備期間が短いことに加え、制度そのものが複雑であることなどから、対象施設の把握や給付に関する作業が間に合うかなど、実務を担当する自治体の混乱も懸念されております。

高知県内の市町村のマンパワー不足が否めない中で、この短い期間において、対象世帯へのわかりやすい説明など制度の周知徹底を図って

いかなければならないと考えますが、県としてどのように取り組んでいくのか、教育長にお聞きをいたします。

次に、スマートフォン問題についてでございます。高知県教育委員会の高校生を対象にした、携帯電話やスマートフォンなどの情報端末の利用に関する調査結果で、平日の一日に3時間以上使う生徒が高校で45%に達していることがわかりました。スマホやゲームの長時間利用による弊害は既に顕在化しております。

全国学力・学習状況調査の結果で、高知県、全国ともに、使用時間が長ければ長いほど正答率が低い傾向が判明。また、視力1.0未満の小中学生は増加の一途をたどっており、近距離での画面の見過ぎが要因の一つとされております。また、今年14日には、日本小児眼科学会と日本弱視斜視学会が、短期間のうちに片方の目の瞳が内側に寄って左右の目の視線がずれる急性内斜視が、最近子供や若者の間で多発しているおそれがあるとする調査結果を発表されました。スマートフォンなどの長時間使用が影響している可能性があるとの指摘でございます。

スマホの危険性については、子供たち自身が主体的に自己コントロールを考えていくことはもちろんですが、保護者が責任を持って管理していくことが大切であると思います。そして、家庭でのルールづくりやフィルタリングの設定など、子供を守る意識をしっかりと持ってほしいと存じます。

今回の厳しい結果を受け、スマホやゲーム機器の適切な利用について周知を図っていくべきと考えますが、教育長にお聞きをいたします。

次に、日本や高知の未来を切り開く人材についてであります。第2期高知県教育振興基本計画では、少子高齢化が著しい高知県が今後も活力を維持していくためには、郷土への愛着を大切にしながら、グローバルな視点を持ち、高い

志を掲げ、産業、経済や地域福祉、さらには、文化、コミュニティーなど多くの分野で地域の将来を担う人材が求められているとし、郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り開く人材の育成を基本理念に掲げています。

そこで、自尊感情、夢や志、思いやり、規範意識、公共の精神などを持っている児童生徒の割合を指標とし、主体的・対話的で深い学びを基本とした事業を進めていくなどの高知らしい取り組みが求められていると思うが、どのように未来を切り開く力を育てていくのか、教育長にお聞きいたします。

次に、高等学校で目指す今後の英語教育の方針についてでございます。教育振興基本計画では、「高等学校においては、これまで知識・技能の習得を目的とした一方通行的な授業が主流であったことから、思考力や判断力、表現力などを生かして主体的に考える力の育成が十分ではなかった。このため、小中学校の対策と同様に、課題の発見から解決に至るまでの主体的・協働的な深い学習の過程を実現することが求められているとし、探究的な授業づくりの推進や、地域や大学等と連携した地域課題解決型の学習などに、チーム学校として組織的に取り組む」とされています。

そして、「グローバルに活躍できる人材を育成するため、推進校において探究型学習と英語教育に関するグローバル教育プログラムを開発・実践し、その成果を県内の県立高等学校に普及します」とあります。

その意味で、世界の多様な人々と共生し、グローバル社会で主体的に活動できるためには、語学力を育成することが重要だと考えます。高等学校で目指す今後の英語教育の方針について教育長にお聞きをいたします。

この項最後に、生涯学習社会についてござ

います。第2期高知県教育振興基本計画では、県民が生涯にわたり学び続けていくことは、社会が急速に変化し個人の価値観が多様化していく中で、一人一人が自己実現を図りながら心豊かな人生を送っていくために大変重要であるとの認識から、生涯にわたって学び続ける環境をつくる、このことを基本方向の施策に掲げております。そして、特に高齢化が急激に進む中、今後ふえ続けるシニア層の力を社会のために生かしていくことは、社会の活力の維持・向上に寄与するだけでなく、本人たちの生きがいつくりにもつながりますとも明記され、その対策として、生涯学習の推進体制を再構築していくとされています。

こうした中、2016年版の厚生労働白書によりますと、60歳以上の65.9%が、65歳を超えても働きたいとの希望を持っています。本県もこうした方がたくさんいらっしゃるのではと思います。

こうしたことから、シニア層の力を社会のために生かしていくためにも、生涯学習の場において、例えばおおむね60歳以上の県内在住者を入学対象に土佐シニアカレッジあるいは高齢者大学を開設するなど、学びや活躍の機会を充実させ、高齢者が活躍できる場を拡大すべきと考えますが、教育長の御所見をお聞きいたします。

次に、高齢者福祉についてでございます。

まず、民生委員についてです。地域住民の相談員となる民生委員が本年12月で改選されます。高齢化や地域のつながりが薄れたことを背景に、なり手不足が懸念されております。民生委員は、民生委員法で定められた無報酬のボランティア、児童福祉法が定める児童委員も兼ねています。厚生労働省の調査では、2017年度の民生委員1人当たりの平均活動件数は、高齢者や障害者宅への訪問などが165回、学校や地域の行事への参加などが115件、年間活動日数は平均131日。年

代別では、全国民生委員児童委員連合会が2017年度に行った調査によると、2016年4月現在で60代が56%、70代以上が32%と、高齢化が深刻になっています。また、定数に対する民生委員の人数を示す充足率は、厚生労働省の調査では2017年度末時点で97.3%で、民生委員のいない地域もございます。

そこで、お聞きをいたします。本県の民生委員の充足率はどうなっているのか、またその活動状況はどうなっているのか、あわせて地域福祉部長にお聞きをいたします。

次に、先ほど申し上げましたが、民生委員のなり手不足が懸念されています。高齢化が急激に進み、ひとり暮らしの高齢者がふえ続けることが予想されている中で、地域にネットワークを張りめぐらせて困っている人を見つける民生委員の役割は、ますます重要となっています。

そうした中、本年12月には民生委員が改選されます。空白地域が出ないように、なり手確保に取り組まなければなりません。このため県として、どういった取り組みを考えているのか、地域福祉部長にお聞きをいたします。

次に、ICTを活用した高齢者福祉のまちづくりについてでございます。国立社会保障・人口問題研究所が本年4月に公表した、2040年までの都道府県別世帯数の推計結果では、2040年には、全世帯に占めるひとり暮らしの世帯の割合が全都道府県で30%を超え、全国平均は39.3%、最も高い東京が48.1%に達する見通しで、高知県は40.9%で7番目となっています。今回の推計は2015年の国勢調査に基づいて実施、団塊ジュニアが65歳以上になる2040年までを対象としています。そして、ひとり暮らしのうち65歳以上の高齢者の世帯は、2015年の625万世帯から2040年には896万世帯に増加、本県は20%を超える見通しであります。また、75歳以上のひとり暮らしの世帯は2040年に512万世帯に、都道府

県では29道府県で10%を超える、本県は鹿児島
の14.8%に次いで13.9%になる見通しでありま
す。

こうしたことから、今後は増加が予想される
ひとり暮らしの高齢者の社会的孤立をどうする
のか、日常生活支援のあり方をどうするのか、
そういったことが課題となるものと存じます。
例えば神戸市では、本年3月NTTドコモと連
携協定を結び、ドコモの持つ最先端技術を生か
し、単身高齢者の見守りといった社会課題の解
決や市民サービスの向上を目指しています。単
身高齢者の異変を離れて暮らす家族らが察知で
きるサービスの実用化を目指しています。

実証実験では、高齢者が生活する部屋のコン
セントに小型装置を設置し、センサーが電波を
発し、その反射状況によって取得したデータを
専用のAIが解析する、そして家族らは高齢者
の歩行や睡眠、呼吸、脈拍といった状態をスマ
ートフォンなどで確認し、異変があった場合に速
やかに対応できる、カメラを使わないためプ
ライバシーに配慮できる点が特徴となっている。

本県においても、こうしたICTを使った高
齢者福祉サービスについて検討されてはと考
えますが、地域福祉部長の御所見をお伺いいた
します。

次に、大麻の若者への広がりについてござ
います。

大麻の若者への広がりが大きな社会問題と
なっています。昨年1年間の大麻事件の摘発者
数が過去最多の3,578人となっています。摘発者
の半数以上を29歳以下の若者が占め、大学生や
中高生も少なくないことが、より深刻でござ
います。そして、四国4県でも、摘発者数が前年
の1.9倍に当たる115人と過去最多を記録して
います。摘発した115人のうち30代以下の若い世
代が95人で、全体の82%を占めています。県別の
摘発者数は、徳島県警16人、香川県警20人、愛

媛県警29人、そして高知県警が35人、厚生労働
省四国厚生支局麻薬取締部は15人です。

大麻はアサ科の草からとれる薬物で、乾燥さ
せたのがマリファナです。摂取すると幻覚成分
が脳神経に影響し、興奮状態に陥ったり集中力
が低下する。長期乱用は幻覚や妄想、記憶力の
低下を引き起こし、依存症になるおそれがあり、
特に青少年期の乱用はリスクが高い。看過でき
ないのは、インターネット上などで、大麻は体
に悪影響を与えないという認識が広がっている
ことであります。警察庁が一昨年大麻の所持で
検挙した約500人を対象に行った調査では、大麻
の危険性を軽視している回答が6割を超え、20
歳代では7割を超えているデータがございます。

そこで、まず教育長にお聞きをいたします。
若年層への蔓延を防ぐためには、誤った認識を
正し、みずからを律する力をつける教育が重要
だと考えますが、教育長にお聞きをいたします。

次に、県警では、小・中・高校において薬物
の危険性を訴える薬物乱用防止教室が繰り返し
開かれていると思いますが、その実施状況はど
うか、また今後も地道な啓発活動が求められる
と思うが、警察本部長の御所見をお聞きいた
します。

次に、農業の振興でございます。

若い世代の農業参入についてでございます。
高知県農業の現状ですが、2015年農林業センサ
スによると、本県の農業就業人口は、平成7年
の5万2,291人が20年の間に約2万5,000人激
減、また農業就業人口に占める65歳以上の割合
は、42%から59%へ増加、そして耕地面積は減
少傾向、逆に耕作放棄地は増加傾向にござい
ます。こうした本県農業を取り巻く厳しい状況で
はございますが、ナス、ショウガ、ニラ、ミョ
ウガ、ユズ、ブントなど個性豊かな園芸品目
を中心に、特色ある農業生産を展開されており、
農林水産省の生産農業所得統計では、平成29年

の本県の農業生産額は1,193億円で、平成17年以降で最高額となっており、特に野菜が大きく伸びています。そして、農業産出額に占める野菜の割合は62.8%で、全国一高くなっております。ちなみに全国値は26.1%であります。

こうした中、全国的には異業種から農業の世界に入った若い世代の動きが目立っています。新たに農業経営を始める新規参入者は増加傾向にあり、農林水産省の平成29年新規就農者調査では、49歳以下の2017年の新規参入者は2,710人で、調査を始めた2007年以来最多、さらに新規参入者に農家を継いだ人や雇われて農業に従事する人などを加えた49歳以下の新規就農者も、4年連続で2万人を超えています。

そこで、お聞きをいたします。本県の49歳以下の状況はどのようになっているのか、また若い世代の農業参入をどのように促していくのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

次に、地域で暮らし稼げる農業の実現には、生産を支える担い手の確保や育成が大変重要な課題だと考えます。そのためには、農業大学校での担い手の育成に取り組むことが一つの重要な戦略だと思います。農家人口の減少がとまらない中で、農業における若い新規参入者をふやすためには、農業大学校の果たす役割がますます重要となっています。農業の担い手支援に関連する令和元年度農業大学校教育推進事業予算は1億1,300万円余で、前年度より2,500万円、率にして28%の増となっています。

先進的な技術の習得に必要な機械、設備を整備するとともに、グローバルGAPの更新に取り組むことが事業内容となっていますが、今後具体的にどのように予算を生かして担い手の育成を図っていかれるのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

この項最後に、本県におけるスマート農業推進への取り組みについてであります。あらゆる

モノがネットでつながるIoTや、ロボット、ドローンなどの先端技術を農業現場で活用するスマート農業が広がり出しています。情報通信技術により、農作業の省力化、農場・農作物管理の効率化、熟練農業者の技術の継承などを進め、深刻化する担い手不足や農地の集約、大規模化などに対応する狙いがあります。スマート農業技術が注目を集める背景には、農作業はつらいとのイメージが強いなどの理由による担い手の減少、経営面積の拡大、さらに近い将来、熟練農業者が現役を退いていくことは確実で、農業の技術が継承されないまま世代が一気に交代したりしてしまうなどの課題があるからであります。

そうした中、農林水産統計によると、農業生産額は2015年度以降、3年連続で増加を続けており、今後も増加を継続していくための重要なツールとして、スマート農業技術への注目が高くなっているのです。2019年はスマート農業元年と見ている関係者も多いと言われております。

こうした状況において、本県におけるスマート農業の推進に向け、今後どのように取り組んでいくのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

次は、観光振興についてでございます。

本年2月1日から「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」がスタートしました。本イベントは、県外観光入り込み客数435万人の定着を目指し、来年12月31日までの約2年間かけて県内各地で展開されることになっています。キャンペーンがスタートしてから約5カ月が過ぎようとしています。その出足については知事の提案説明で、ゴールデンウィーク期間中における主要な観光施設の利用客数は対前年比30%増の約35万人を記録し、順調なスタートが切れたとの報告がございました。

そして、キャンペーンと連動して、来月7日

から12月25日までの172日間にわたり「土佐れいほく博」が開催されます。この博覧会は、嶺北地域の4町村が地域の丸ごとの自然と人、四国の真ん中、嶺北地域に伝わる祭りやイベント、自慢の食、そして自然体験を通じて、嶺北地域の魅力を伝える地域博覧会でございます。現在、対面通行となっています高知自動車道の新宮インターチェンジから大豊インターチェンジの間が、この夏休み前には通行可能となるようでございますし、そうしますと関西方面から多くの観光客が本県を訪れてくれることが大いに期待できます。

7月7日のオープニングに向け、受け入れ準備も急ピッチで進んでいると思っておりますけれども、この「土佐れいほく博」の成功に向け、県としてどのように支援していくのか、観光振興部長にお聞きをいたします。

この項最後に、クルーズ船を利用されて本県を訪れてくれます外国人観光客の下船後の観光周遊ルートについて、現在は高知城、ひろめ市場、帯屋町筋、日曜市を中心にルートが設定されているものと存じますが、これをもう少し範囲を広げまして、例えば高知市以西の仁淀川流域方面まで周遊ルートを拡大され、地域の伝統文化に触れていただき、幅広い本県観光振興につなげてはと考えますが、観光振興部長にお聞きをいたします。

最後に、スポーツの振興についてでございます。

スポーツを通して高知県をもっともっと元気に、そんな思いでお聞きをいたします。スポーツ行政をより効果的、一体的に推進するため、平成29年4月に新たに文化生活スポーツ部が設置されて、2年余りが経過しました。そして、本年3月、昨年3月に策定されました第2期高知県スポーツ推進計画で掲げる、県民がスポーツを通じて健やかで心豊かに、支え合いながら

生き生きと暮らすことのできる社会の実現に向けて、これまでの成果と課題を検証し、同計画を第2期高知県スポーツ推進計画Ver. 2へと改定されました。

ところで、スポーツは競技する人だけでなく、スポーツを観戦する人、ボランティア活動で支える人など、多様なスタイルで参加できますし、その中から人と人とのきずなが深まったり、支え合いの力も生まれてきたり、スポーツには不思議な力があると感じています。また、近年のスポーツ界は、10代の若者の活躍が目覚ましいものがあります。特に、卓球・ゴルフ・サッカー界、飛び込みに至っては12歳の少年が日本一に輝いていますし、16日にアメリカで開催された、来年の東京五輪で初採用されますスケートボードの五輪予選大会で、日本の12歳、中学1年生が見事優勝し、来年東京五輪の有力な金メダル候補に躍り出ております。このように活躍している選手は、家族の理解やよき指導者に恵まれているなど、よりよい環境のもとで生き生きと練習できているものと推察をいたします。

そうした中で、本県のスポーツのうち、子供の運動、スポーツについてですが、運動遊び教室に参加した保育所、幼稚園などがふえてきていますし、子供の体力は全体的に上昇傾向にございます。しかしながら、一方で学校の運動部や地域のスポーツクラブに加入している子供の割合が、全国平均よりも低い状況となっています。

今後、学校の運動部への加入割合を高める取り組みについて教育長にお聞きをいたします。

また、地域のスポーツクラブなどへの加入割合を高める取り組みについて文化生活スポーツ部長にお聞きをいたします。

次に、競技スポーツの状況についてですが、特別強化選手が増加しており、平成30年度、国際大会に出場し、3位以上の成績をおさめたS

指定選手は8名います。

本計画では、計画の基本方針として、日本を代表する選手などの輩出人数を40名以上との基本目標を掲げておりますが、今後こうした日本代表選手を多く輩出するための具体的な取り組みについて文化体育スポーツ部長にお聞きをいたします。

この項最後に、障害者スポーツの状況についてでございます。県では、これまで組織体制の充実や特別支援学校における運動、スポーツ活動の充実、そして障害者スポーツ指導者の育成などに取り組んだ結果、県障害者スポーツセンターの利用者数が増加あるいは障害者スポーツ指導員が増加するなど、一定の成果は上がっておりますが、一方で身近な地域で気軽にスポーツ活動を行うことができる機会が少ないなどの課題もございます。

本県が目指すスポーツの参加の拡大には、障害者のスポーツ参加機会の拡充が重要な要素だと考えますが、今後の取り組みについて文化体育スポーツ部長にお聞きをいたしまして、第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 御質問にお答えをいたします。

まず、中華人民共和国の習近平国家主席の印象についてお尋ねがございました。

4月の終わりに、総理特使である自由民主党の二階俊博幹事長に同行させていただき、訪中団員の一人として8人の要人との会談にも御一緒させていただきました。

そのうち最初の会談が習近平国家主席との会談であり、私も冒頭より同席させていただいたところです。会談では、安倍総理からの親書が習主席に手渡されるとともに、G20大阪サミットへの出席、日中青少年交流など、さまざまな事柄について話し合いがなされました。私は、

習主席とは直接言葉を交わすことはありませんでしたが、非常に友好的な雰囲気の中で会談は進み、会談の終わりに習主席が、きょうは大変よい会談ができましたとの趣旨の発言をされたことが、印象に残っております。

総括として、習主席からこのような発言があった際には、これを機に日中関係が本格的に改善の軌道に乗ったのだということが実感され、まさに歴史的な瞬間に立ち会うことができたという感慨を覚えたところであります。

習主席は会談中、終始口調も穏やかで温厚な感じを受けましたが、世界に多大な影響力を与えるリーダーであられるだけに、政治家としてのすごみ、貫禄もひしひしと感じられました。会談終了後に直接握手を交わさせていただきましたが、その際、心にしみ入るような笑顔を見せていただいたことが、忘れ得ない思い出となっているところであります。

次に、今回の訪中で得られた成果と、将来の本県へのメリットについてお尋ねがございました。

今回の訪中は、日中関係の進展に向けて、総理特使や国会議員、経済界の代表などによる国レベルの外交に、中国の都市と友好関係がある地方自治体として参加をしたものであります。国の外交トップの方々にお会いしお話ししたほか、安徽省政府幹部とも久しぶりに会談することができ、地方外交としても大変有意義な訪問となりました。

また、中国は広大な面積と世界一の人口を有する成長市場でありまして、今回の訪問ではそのような市場において、本県の観光、食、産業なども大いにPRをすることができました。

具体的には、日本大使館などが主催する日本の地方の魅力を発信するイベントにおいて、本県の食や自然・体験型観光、祭り文化などのプレゼンテーションを行ったほか、わら焼きカツ

オのタタキの実演や試食、土佐酒の試飲、グロリオサの展示などを行いました。現地のメディアや旅行エージェント、交流サイトで発信力のあるインフルエンサー、飲食関係者など約200人の参加者からは、非常に好評を得たところであります。

また、そのイベントでの様子を現地メディアに取り上げていただいたことで、本県の魅力をより効果的に発信することができましたし、北京の高級ホテルからは、土佐酒や水産物などをPRする高知県フェアの開催の提案をその場で受け、年度内の実施に向けて現在調整を進めております。

さらに、北京の旅行会社3社にセールスを行う中で、中国の訪日旅行への強い関心と、地方への送客による新たなビジネスチャンスに対する熱意を感じ、この波をうまく生かしていきたいと考えたところでもあります。これを機に、3社のうち中国最大のオンライン旅行会社との間で、中四国圏では初めてとなる連携協定を締結する準備が進んでおります。この連携協定を大きな追い風として、中国からの誘客拡大に向けた旅行商品の造成、販売、プロモーションを加速化させてまいります。

また、世界トップクラスの理工系総合大学である清華大学では、防災先進県高知の取り組みや高知発の防災製品技術などについてプレゼンテーションを行いますとともに、清華大学と高知工科大学との交流についても提案を行い、現在具体的な調整を始めたところでもあります。

中国は、本県における海外への販路開拓やインバウンドの重点市場と位置づけておりますことから、今回の訪中での成果を足がかりとして、中国市場への輸出拡大や国際観光のさらなる強化に取り組んでまいります。

また、私自身にとって、今回の訪中を通じて中国の目覚ましい発展ぶりを目の当たりにでき

ましたことは、大変貴重な体験であったと思っております。特に、清華大学では、大学が仲立ちをして科学技術とビジネスを結びつけ、すさまじい勢いで新たな事業が生み出されていくさまを体感できたことは、大変有意義であったと考えています。現在、第3期産業振興計画において、デジタル技術を生かした地場産業の高度化などに取り組んでいますが、こうした中国の勢い、スピード感なども参考にしながら、本県の産業の振興に生かしてまいりたいとも考える次第であります。

次に、私の去就に係る態度表明についてお尋ねがございました。

私自身の去就については、これまでも答弁してまいりましたとおり、知事として専念すべき案件が目前にある間は、去就よりもそのことに集中すべきではないかと考えさせていただいているところであります。その意味で、先日も記者会見で、本議会において去就には触れさせていただかないと申し上げたところであります。現時点においても私の去就について、いつごろ表明するかを含め、申し上げる時期にはないと考えているところでございます。

次に、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備について、予定されている社会基盤整備の具体的な箇所と、その整備に関するスケジュールについてお尋ねがございました。

新たな管理型最終処分場の整備に関する説明会の場などにおいて、地域住民の皆様からは、加茂地区を流れる長竹川の増水や国道33号の交通安全についての御不安の声や、御家庭で御利用されている井戸の水質変化の御不安に伴う上水道整備の御要望を数多くいただいております。加えて、一昨日、佐川町長及び佐川町議会議長から施設整備の受け入れについての御回答を頂戴した際には、地域住民の皆様のお不安の声を踏まえて、進入道路のルートについて再検討し、

皆様にわかりやすく説明することについて申し入れを受けております。

県としましては、そうした地域住民の皆様への不安解消のため、施設周辺部における安全対策、いわゆる周辺対策に早急に取り組んでまいりたいと考えており、本議会に追加提出させていただきました補正予算案に、長竹川の河川改修や上水道整備への支援、国道33号から施設に至る進入道路ルートへの検討、これらについての取り組みに向けた費用を計上させていただいております。

具体的には、長竹川の河川改修に向けた取り組みとしましては、日下川支川の長竹川の全区間において、改修計画の策定に必要な河川の測量を実施した上で、日下川流域全体の流下能力を考慮しながら、改修計画の概略検討を実施してまいります。その後、それに対する地域住民の皆様への御意見を踏まえるとともに、詳細な改修計画を策定してまいります。また、河床に堆積した土砂の撤去につきましては、速やかに順次実施させていただきます。

2点目の上水道の整備への支援に向けた取り組みとしましては、加茂地区全域の各家庭において御利用されている井戸の状況調査及び水質検査を実施してまいります。あわせて、佐川町と上水道整備に関する支援スキームについて協議を実施してまいります。

3点目の国道33号から施設に至る進入道路ルートへの検討に向けた取り組みとしましては、国道33号から施設に至る概略のルート案を複数作成した上で、地域の住民の皆様への御意見等をお聞きし、その御意見を踏まえながらルートを決してまいります。

また、国道33号の交通安全対策につきましては、加茂地区においてカーブが連続する区間や、隣接する日高村岩目地地区において歩道が整備されていない箇所が存在していることから、県

から国道を所管します土佐国道事務所に対して、これまで皆様からいただきました御心配や御要望の声を御伝えさせていただきますとともに、交通安全対策の実施のお願いもさせていただきます。

その結果、土佐国道事務所にも、県が要望した交通安全対策の必要性を理解していただき、比較的容易に実施が可能である交通安全対策については、順次対応していただけるとお聞きしております。また、用地取得を伴う交差点改良などにつきましては、県と国で協力し対策を進めてまいります。今後も、引き続き国と協議を重ねながら、国道33号の交通安全対策の実施に向けて継続的に要望を続けてまいります。

今後は、住民の皆様への御不安に対する対処策を詳細に検討してまいります。その検討を進める過程においては、節目節目でその調査結果等の情報を丁寧に説明し、住民の皆様への御意見をいただく場を設け、その場でいただいた御意見を踏まえながら、皆様への御不安を解消できるようしっかりと取り組んでいく、そういうサイクルを重ねてまいりたいと、そのように考える次第であります。

次に、地域振興策に関する地元住民や自治体との今後の協議スケジュールについてお尋ねがございました。

管理型産業廃棄物最終処分場は、県内事業者の経済活動を下支えする大変重要な施設ではありますが、先ほど申し上げましたようなさまざまな安全対策を行ったとしましては、住民の皆様には、なぜこの地域に処分場をつくるのかといった御不満や負担感、依然としてお残りになるものと考えております。そうしたお気持ちを少しでも和らげ、せめてその分については地域がよくなったと思っただけのような、地域振興策についてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

このたび、佐川町及び佐川町議会からは、正式に施設整備について受け入れていただけるという回答をいただきましたので、佐川町と県とで確認書を速やかに締結し、その中に、施設整備を円滑に推進するために必要な事項や施設周辺における安全対策などとともに、地域振興策の実施についても盛り込むこととしております。

具体の事業内容につきましては、住民の皆様からの御要望を踏まえ、町としての要望内容をお出しいただいた上で、町と県により設ける協議の場においてプランづくりを行っていきたいと考えております。地域振興策の案がまとまりましたら、県議会にお諮りした上で、遅くとも施設の工事に着工するまでには、町と県で地域振興策の実施に関する協定を締結したいと考えているところでございます。

次に、今後の日本経済の先行き、特に財政面での課題についてお尋ねがございました。

日本の経済は、長期にわたり回復傾向を持続させており、有効求人倍率が全都道府県で1倍を超える状態が続くなど、着実にアベノミクスの成果が広がってきております。しかしながら、依然として経済環境の厳しい地域もあり、東京圏を初めとする都市部との格差も広がってきているところです。また、足元の景気動向を見ますと、実質GDPは年率換算で2.2%のプラス成長が見込まれておりますものの、この先、米中貿易摩擦などの国際情勢、消費税率の引き上げの影響などにも留意する必要があります。

我が国の財政運営に目を向けると、人口減少と少子高齢化の進展、これに伴う社会保障の持続可能性への懸念に加えて、大規模自然災害に備える必要性など、数多くの課題に直面しております。

政府においては、経済再生なくして財政健全化なしの基本方針のもと、持続的な経済成長と財政健全化の実現に一体的に取り組んでいると

ころです。今後は、都市部に加えて地方においてもより本格的に経済規模が拡大すること、そしてそのことを通じて国と地方の財政健全化が図られることが重要であると認識をしているところです。

このうち地方の経済面においては、人口減少や少子高齢化という課題を抱える地方において、経済再生の面で鍵を握るのは、デジタル技術を原動力としたSociety5.0の実現ではないかと考えています。デジタル技術の活用により、生産性の飛躍的な向上とコスト削減が可能となり、産業競争力の強化が図られるとともに、中山間地域などの条件不利地においても、その課題の克服に向けた道筋を切り開くことができるものとする考え次第です。

財政健全化に関しては、中長期的に見れば、歳入面においては、生産年齢人口の減少に伴い経済活動が縮小し、歳入そのものの減少が懸念されること、また歳出面においては、高齢化の進展などにより、引き続き災害対策の必要性に加え、社会保障費の増加が見込まれることが最大の課題であります。

このうち歳入面の課題については、先ほど申し上げましたように、社会全体においてデジタル化の流れを生かしながら生産性の向上とコスト削減を実現することにより、経済成長を促し、歳入そのものの拡大につなげていくことが重要であります。

また、歳出面の課題については、医療・介護・福祉サービスの改革など、社会保障費適正化の議論は避けて通れません。この点、全国知事会においては、健康立国宣言に基づき、全都道府県参画のもと、持続可能な社会保障制度の構築に向けて、健康づくりや認知症対策などのカテゴリー別に21のワーキングチームを設置し、先進事例や優良事例を全国的に横展開する取り組みなどを進めているところです。また、先月に

は、国と地方の意見交換会も開催をいたしました。引き続き、国と地方が的確に役割分担しながら連携して改革を進め、財政健全化に取り組むことが重要であるとする次第でございます。

次に、消費税増税対策について、消費税率の引き上げの認識と、消費税増税後の経済対策についてお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

消費税率の8%から10%への引き上げにつきましては、これまでも申し上げてきましたとおり、現在の国、地方を通じた厳しい財政状況や急速に進む少子高齢化といった状況を鑑みれば、社会保障制度の充実強化を図り、かつ持続可能性を確保するためにも、現時点におきまして、やむを得ないものと考えております。

一方で、議員より御紹介のありました調査でも、増税による負担増や景気への悪影響を懸念する回答が多くを占めていたように、経済的に厳しい状況にある方々とマクロ経済全体へのマイナスの影響をできるだけ小さくすることが重要であります。

国においては、消費税率の引き上げに当たって、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を進めているほか、キャッシュレス・消費者還元事業などの消費喚起策や軽減税率制度の導入、さらには幼児教育の無償化など、さまざまな施策を組み合わせ、総合的な対策を講じることとしております。

本県としましても、3カ年の緊急対策を最大限活用し、豪雨等の災害に備えた対策を強化、推進しているほか、金融機関と連携したキャッシュレスセミナーを県内10会場で開催するなど、国の消費喚起策や軽減税率制度の円滑な導入に向けた制度内容の周知を行っております。引き続き、国と歩調を合わせ、一連の経済対策を着実に実施してまいりたいと考えているところでございます。

次に、これからの地方分権改革は、市町村の創意工夫を生かすことができ、かつそのための財源が保障されるべきものではないかとお尋ねがありました。

議員のお話にありましたように、平成の時代においては、国と地方の関係を上下・主従の関係から対等・協力の新しい関係に転換するとの理念のもと、機関委任事務制度の廃止や地方への権限移譲、義務づけ・枠づけの見直しなど、数多くの取り組みが行われてきた結果、地方分権改革は大きく進展してまいりました。

本県においても、保健・福祉に関する事務や有害鳥獣の捕獲等に関する事務など、住民に身近な事務を地域の実情に応じて行うことができるよう、市町村からの申し出をもとに県からの権限移譲を進めてきたところであります。

特に、平成26年度からは、地方分権改革において提案募集方式が導入されるとともに、地方創生の取り組みにおいて地方創生推進交付金が創設されるなど、地方の発案を生かし、創意工夫に基づき主体的に行う取り組みを支援する方向性が強化されました。人口減少対策への取り組みや南海トラフ地震対策を初めとする防災対策などといった課題が山積する中、住民と直接向き合う市町村の役割はますます大きくなってきており、地域地域の実情に応じた施策の展開と、それに見合う財源の確保が必要であると認識しております。

このため、県としましては、課題解決に向けて地域の意欲と知恵を十分生かせるよう、提案募集方式や地方創生推進交付金制度のさらなる改善を図るとともに、地方創生に必要な財源を十分に確保することについて、全国知事会とも連携しながら政策提言を行ってきたところであります。

あわせて、県では、産業振興計画における地域アクションプランの取り組みのほか、集落活

動センターや、あったかふれあいセンターにおける取り組みなど、市町村の創意工夫に基づく施策を人的、財政的にバックアップしてきたところであります。今後も、県政と市町村政との連携・協調のもと、こうした取り組みを最大限進めてまいりたいと考える次第です。

最後に、財務省の地方職員3万人減可能との試算についてどのように受けとめているのかとお尋ねがございました。

県内市町村の職員数は、国の三位一体改革の影響による厳しい財政状況や市町村合併などを背景に、平成30年には9,449人と、平成12年のピーク時と比べ約19%減少しております。そのような中でも、地方創生や喫緊の課題である南海トラフ地震対策などの行政需要に対応するため、平成26年の9,251人を底に、以降は増加してきているとの実態があります。

今般、財務省の財政制度等審議会が示した試算は、地方公共団体の業務、体制の見直しの一例として、人口当たりの職員数を一定にした場合、2025年までに約3万人、約3%の効率化が可能であると、機械的に算出されたものであります。

この件に関し、石田総務大臣も記者会見において、極めて機械的な試算を示されたということであり、3万人の削減が可能である、あるいは削減が必要との趣旨の提言ではないと認識しているとの見解を示されているところです。私も、この試算をもって直ちに自治体職員の削減を求めるものではないと認識しておりますが、このことを奇貨として地方の財源が削減されることのないよう、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えています。

なお、今後県全体としてさらに人口減少が進み、県内市町村においても人員の確保が困難となっていくことが想定されることや、職員の働き方改革などの観点からは、いずれにしても業

務をより効果的、効率的に行っていくことが極めて重要であると考えております。

このため、県としましては、先日立ち上げた高知県行政サービスデジタル化推進会議のもとに取り組みを進めている、AIやRPAといった新たなデジタル技術の活用などによる業務の効率化について、市町村への情報提供を行ってまいりたいと考えております。

加えて、市町村間での事務の共同処理を促進するための、こうち広域行政推進プロジェクトや自治体クラウドの導入を進めることにより、業務を効果的、効率的に行えるよう、市町村間での連携を積極的に後押ししてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(林業振興・環境部長川村竜哉君登壇)

○林業振興・環境部長(川村竜哉君) 新たな管理型産業廃棄物最終処分場の今後の具体的なスケジュールと、日高村のエコサイクルセンターの現状についてお尋ねがございました。

新たな処分場の整備につきましては、一昨日、佐川町長及び佐川町議会議長から、住民の安全の確保や生活環境の保全、不安の解消を図ることなどを前提として、施設整備の受け入れを受諾する旨の御回答を正式に頂戴いたしました。これを受けまして、施設整備に際して必要となる測量調査や地下水調査、基本設計などの費用を盛り込んだ補正予算案を、本日追加議案として議会に提出させていただきました。

この補正予算議案の議決を賜ることができました場合には、速やかに測量、調査等の業務に着手し、その結果を基本設計に反映させてまいります。また、その後、環境アセスメントのための手続なども実施しながら、実施設計や関係法令の手続、用地取得などを並行して行った上で、令和3年度には建設工事に着工できればと考えているところでございます。

建設工事に要する期間は、日高村のエコサイクルセンターの実績等を参考にしますと、約2年半は必要となると思われますので、現地の測量等を開始してから竣工までには約4年間は見込む必要がございます。一方、現段階の予測によりますと、現在のような廃棄物の運搬が続けば、エコサイクルセンターは3年10カ月後の令和5年3月末にも埋め立てが終了する見通しとなっていることから、新たな施設が完成する前に現施設が満杯となることを見込まれているところでございます。

このため、県では、エコサイクルセンターに搬入される廃棄物の大半を占めております鋳滓、燃え殻及び廃石こうボードを搬入している排出事業者に対して、埋立処分する量の減量化、リサイクルへの転換について働きかけを行うとともに、リサイクル処理を行っていただくことが可能な施設等の情報収集や、排出事業者との調整等を精力的に行っているところでございます。

こうしたリサイクルの推進によるエコサイクルセンターの延命化を図りますとともに、発注作業や工事の工程を効率的に行うよう工夫することにより、できるだけ早期に新たな施設が完成することができますよう取り組んでまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、今後の高校教育をどのように進めていくかとお尋ねがございました。

情報技術の進展など社会が急激に変化していく中で、地域の将来を支える人材を育成するための高校教育は大変重要であると考えております。

先月、国の教育再生実行会議から、技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について、第11次提言がなされたところです。その中においても、Society5.0と呼ば

れる超スマート社会への対応とともに、高校において地域の産業や文化への理解を深めることは、その後の地元定着やUターン等にも資するなど、地方創生の観点からも重要であるとの意見が述べられております。

こうした国の方向性は、昨年12月に本県で取りまとめた県立高校の再編振興計画後期実施計画の、高校を核とした地域振興にもつながる、特色ある教育活動の推進方向とも一致したものとなっております。具体的には、地域への理解を深め、課題解決能力を高めることを目的として、地域と連携した協働学習をさらに充実することとしており、例えば高知追手前高校吾北分校では、地域の方々の協力のもと、伝統産業である和紙をテーマに、原料の栽培から和紙の製作までを一貫して学ぶとともに、その製品化や利用方法などを研究し発表する学習を通して、地域の魅力や産業への理解を深めさせ、将来地域を支える人材の育成につなげる取り組みを行うことになっております。

また、中山間地域の高校にあっても、多様な学びの機会が確保され、生徒一人一人の希望に応じた進路の実現に向けて、ICTを活用した遠隔教育を導入し、今月から放課後における補習を開始したところです。今後は、順次講座数をふやしていくとともに、来年度からは授業として教育課程上に位置づけ、活用していく予定です。今後も、こうした取り組みを通して、郷土に愛着を持ち、本県の将来を支える人材育成に向けた高校教育を推進してまいります。

次に、幼児教育・保育の無償化制度の対象世帯の方々への周知についてお尋ねがございました。

改正子ども・子育て支援法の成立を受け、都道府県向けの国の説明会が5月30日に開かれましたので、県教育委員会としましても、県内市町村の幼児教育・保育の担当者向け説明会を6

月11日に開催し、今回の無償化に関する制度の詳細や、対象世帯の方々への周知も含め、市町村が準備を進めるに当たって必要となる手続などについて説明を行っております。

実務を担う市町村では、短い準備期間の中で、各市町村における副食費の徴収や利用料の給付方法等の取り扱い等を決定した上で、必要な規則の改正や保育料の決定、徴収等に係るシステムの改修などを実施することに加え、認可外保育施設等の利用者の把握や無償化の制度の周知、利用開始に向けた認定等の事務も必要となっております。

県教育委員会としましては、無償化制度の円滑な実施に向け、国からの情報収集に努めながら、市町村に対し必要な情報を提供するとともに、随時市町村からの相談や質問に対応したり、制度実施に向けた県内市町村の検討状況を取りまとめて、市町村へフィードバックを行っております。また、7月には、県教育委員会が主催し、内閣府の担当職員による県内市町村向け説明会を開催するなど、制度の円滑な実施に向けて市町村を支援してまいります。

今後、無償化の対象世帯の方々に対しましては、各市町村において、無償化に関する手続等の詳細を決定した後に、各施設を通して制度の内容について周知を行うとともに、無償化実施後の保育料、副食費に関しても対象世帯にお知らせいただくこととなります。県としましては、全ての対象世帯に漏れなく周知が図れるよう、県民全体に向けて、さんSUN高知やホームページなどの広報媒体を活用して、早期にわかりやすくお知らせしていくとともに、市町村において把握されない可能性がある認可外保育施設等の利用世帯などへの周知についても、確実に実施していくことにしております。

次に、スマートフォンやゲーム機器の適切な利用について周知を図っていくべきとのことのお尋ね

がございました。

議員のお話にもありましたように、全国学力・学習状況調査や高校生を対象とした県独自の生活状況調査の結果から、本県の児童生徒においては、スマートフォンやゲーム機器の使用時間の増加傾向が見られ、学習に集中できないといったことや睡眠不足、視力の低下など、学習面や健康面へのマイナスの影響も懸念される所です。

こうした状況を踏まえ、県教育委員会では、警察や大学等と連携して、ネット問題に関する小中学生用の教材の開発を行うとともに、年間100回程度、小中学生や高校生を対象とした出前講座を実施しております。また、スマートフォン等の適切な利用を促すリーフレットを作成、配布することによって、家庭や子供たちに対する啓発を行っております。

あわせて、学校では授業等を通して、子供たちが自分自身のスマートフォン等の利用状況を振り返り、適切な利用方法を考える学習を行うなど、予防的な取り組みを進めております。また、児童会、生徒会が中心となって、スマートフォン等の利用の仕方について議論し、ルールをつくる活動も、多くの学校で行われております。

さらに、家庭や地域においては、例えばスマートフォン等の利用時間帯を決めたり、フィルタリングを設定するといったルールづくりの取り組みが幡多地区から始まり、その運動が、香美市や香南市など県内各地へと広がりを見せております。また、奈半利町では、夜間はあらかじめ決められた時間になると子供がスマートフォンを定められた場所に保管する取り組みが進められるなど、各地域でも子供たちのスマートフォン等の適正な利用に向けた取り組みが進められています。

今後、県教育委員会としましては、学校、家

庭、地域、関係機関と一体となって、こうした取り組みをさらに充実させていくとともに、子供のスマートフォンやゲーム機器の利用開始時期の低年齢化に対応できるよう、さまざまな機会を通じて、より早い段階から、保護者や子供たちに対して効果的な啓発ができるよう取り組んでまいります。

次に、第2期高知県教育振興基本計画で掲げている、郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り開く人材の育成について、どのように進めていくのかとお尋ねがございました。

子供たちがこれからの時代をみずからの力で力強く生き抜き、また日本や高知の未来を切り開いていく人となるためには、知・徳・体の調和のとれた生きる力をしっかりと育てていくことが必要です。県教育委員会としましては、まず道徳教育において、平成29年度に「家庭で取り組む 高知の道徳」を新学習指導要領に基づいて見直し、新たに郷土の偉人の話を多く盛り込んだ冊子を活用して、学校、家庭、地域が一緒になって、本県が生んだ偉人の生き方を学び、自己の生き方を考える教育を行っております。

キャリア教育では、世界に誇れる本県の地域の産業や文化、また日本や高知県の企業等において現在活躍されている本県出身の方々の考え方や生き方を掲載したキャリア教育副読本「みらいスイッチ」を活用して、郷土や高知県についてのよさや働く人々の志、苦勞を知る学習を行うとともに、自分の将来や進路を考える学習を進めております。さらに、総合的な学習の時間では、地元産ユズを売り出す土佐山学舎の取り組みや、シャモ肉を十菜^{てんさい}シャモとしてブランド化する十市小学校の取り組みなど、地域の魅力を発信したり、課題解決を図ったりする取り組みを行っている学校も多くあります。

このように、地域や郷土、高知県を題材とし

て学び、自分の生き方を考え、社会の一員として活躍する心を育む教育を、多くの学校が進めているところです。

今後は、新学習指導要領において社会に開かれた教育課程の実現が求められていることから、地域ぐるみの教育活動を一層充実させていくとともに、教科横断的に知・徳・体を伸ばしていくカリキュラムマネジメントを推進し、子供たちの未来を切り開く力の育成に取り組んでまいります。

次に、高等学校で目指す今後の英語教育の方針についてお尋ねがございました。

議員の御指摘のとおり、グローバル社会において多様な意見を尊重し、主体的、協働的に活動するためには、一定の語学力を持つことが大変重要です。こうした観点からも、文部科学省は高校生の英語力について、英検準2級相当以上の英語力を持つ生徒の割合を50%以上とする目標を掲げており、本県においてもその目標に向けた取り組みを進めています。

また、新しい学習指導要領では、小学校5年生から教科として外国語が導入され、小・中・高一貫して、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの4技能をさらに総合的に育成することとしております。現在、県立高校では、学校支援チームが定期的に学校訪問を行い、ALTの活用や生徒への学習指導の方法などについて指導・助言し、新学習指導要領で求められる4技能の統合的な言語活動が充実するよう授業改善を推進しており、来年度から実施される大学入学共通テストにも対応できるよう取り組んでいるところです。

また、グローバル社会で活躍するためには、4技能に加えて、積極的に外国の方とかかわりながら、主体的に取り組む姿勢や探究する力が必要になることから、海外留学なども推進しており、昨年度は200名を超える生徒が海外を体験

しております。さらに、高知南中・高校では、県教育センターと連携した、中高6年間を通じた系統的な英語教育プログラムや探究型学習を実践しており、高知西高校では、国のスーパーグローバルハイスクール事業の指定を受け、英語をコミュニケーションツールとして活用しながら、地域の課題や地球規模の社会問題などについて探究し、研究成果を発表するなどの学習活動を進めております。これらの成果は公開授業や研修会を通じて、他の県立学校に普及するように努めております。

こうした取り組みを通じて、高等学校の英語教育においては、外国語によって発信されるさまざまな情報や考え方などを的確に生徒が理解し、実際の場面や状況において外国語で適切に表現できる技能や、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成してまいりたいと考えております。

次に、生涯学習の場において、例えばおおむね60歳以上の県内在住者を入学対象に土佐シニアカレッジあるいは高齢者大学を開設するなど、学びの機会を充実させ、高齢者が活躍できる場を拡大するべきとのお尋ねがございました。

高齢者も含めて、県民の誰もが生涯にわたって学び続けられる環境を整備していくことは、生きがいつくりにつながるるとともに、それぞれの学びの成果が地域の課題解決に生かされることも期待され、本県が活力ある社会を維持していく上で大変重要であるというふうに考えております。

現在、県においては全国一学びの機会が多い県を目指して、土佐まるごとビジネスアカデミーや土佐の観光創生塾など産業分野を初め、福祉・介護や、文化芸術、防災などさまざまな分野で、学びを通じた人材育成に取り組んでおります。また、県立大学における正規の授業を受講する県民開放授業のほか、県教育委員会においても、

各定時制高校において外国語や芸術、商業などの教科で、社会人の聴講制度を設けているところでは、市町村でのシルバー教室や民間での高知県高坂学園生涯大学による教養講座など、既に高齢者を対象としたさまざまな学びの場が多く開設されています。

こうした中、平成28年度の県民世論調査において、学びの場の情報提供の充実を望む声を多くいただいたことから、県教育委員会では、本年度、県や市町村を初め民間や大学等が開催するあらゆる講座の情報をホームページ上で一元的に提供するポータルサイトの構築を進めております。年度内に関係機関とのデータ連携システムの整備やサイトの試運転を行い、相談体制の強化とあわせて、来年度当初よりサービス提供を本格的に開始することとしております。まずは、このポータルサイトから、県内で実施されているさまざまな分野での人材育成の取り組みや資格取得講座などの学びの情報、地域におけるボランティアなど学びの成果を生かす場の情報も幅広く一元的に提供し、高齢者が活躍できる場の拡大につなげていきたいと考えております。

次に、大麻の若年層への蔓延を防ぐためには、誤った認識を正し、みずからを律する力をつける教育が重要だと考えるがとのお尋ねがございました。

青少年の薬物乱用については、近年未成年者の大麻による検挙数が増加しており、青少年への広がり懸念される状況にあります。その背景には、大麻については有害性がないなどの誤った情報が氾濫しており、大麻乱用の拡大につながっているものと推測されていることから、正しい認識を持ってもらう教育が大変重要であると考えております。

また、大麻を初めとする薬物乱用が身近に起こり得る問題との危機意識を持ち、子供たちが

小・中・高の発達段階に応じた薬物乱用防止に関する正しい知識を身につけて、誤った情報に流されることなく、断る勇気を持ち、自分を大切にする教育が重要であると考えます。

このため、県教育委員会としましては、薬物乱用防止の推進に向けて、県内の各学校で年1回は開催をしております薬物乱用防止教室において、薬物乱用の実態や現状を承知されている警察や厚生労働省麻薬取締部、県の健康政策部などの関係機関の協力を得ながら、犯罪でもある薬物乱用の実態を児童生徒に直接伝えていただき、大麻を初めとする薬物に関する正しい知識を持たせること、また教職員が薬物乱用防止教室や道徳、保健体育などの教科の中でも、薬物乱用防止に関する正しい知識とともに、児童生徒にみずから律する力を育てていくことなどの重要性について、市町村教育委員会及び県立学校に周知徹底をしております。

最後に、学校における子供の運動部への加入割合を高める取り組みについてお尋ねがございました。

「平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」では、本県の公立中学校の学校の運動部への所属は、男子が全国平均77.4%に対して県平均が75.8%、女子は全国平均58.5%に対して県平均52.7%と、全国平均より男子は1.6ポイント、女子は5.8ポイント下回っております。

本県の運動部への加入割合が低い原因には、郡部では、小規模校が多く実施できる運動部が少ないことや、団体競技で部員の不足により単独で大会に出場できないこと、専門的な指導ができる教員の確保が難しいことなどが挙げられます。また、都市部では、文化部に加入している割合が高いことに加え、運動部に対する生徒のニーズが、自分のペースで行えること、適度な頻度で行えることなど、多様化していることも挙げられております。

こうしたことから、県教育委員会では、中学校・高等学校体育連盟とも連携しながら、部員が少ない運動部での合同部活動等の取り組みを推進したり、市町村教育委員会と連携して、運動部活動支援員等の専門性の高い外部指導者を各学校に派遣するなどして、部活動の実施体制の充実を図ってきたところです。

今後、こうした合同部活動等の取り組みや専門性の高い外部指導者の派遣をさらに充実させるとともに、都市部で運動部などに所属していない生徒のニーズが多様化している状況を踏まえ、このような生徒たちの受け皿となる新しい部活動のあり方についての研究を進めてまいります。

加えて、地域のスポーツクラブや地域スポーツハブと連携し、運動部活動の活性化や生徒の多様なスポーツニーズへの対応をしていくことで、運動部への加入割合を高め、スポーツをする子供たちの増加を図ってまいります。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○地域福祉部長(福留利也君) まず、本県の民生委員の充足率と活動状況についてお尋ねがございました。

本県の民生委員・児童委員の定数は現在2,477名となっており、その内訳は、中核市である高知市所管の745名と、高知市以外の県が所管する1,732名となっています。それに対する県全体の委嘱数は、平成31年4月1日現在2,394名で、欠員が83名、充足率は96.6%となっております。

民生委員・児童委員の皆様の活動状況といたしましては、ひとり暮らしの高齢者や障害者の自宅への訪問を初め、厳しい環境にある子供たちなど支援が必要な方の見守りや適切な支援へのつなぎ、さらには南海トラフ地震や豪雨への備えとして、災害時要配慮者支援対策への協力や生活困窮者の生活支援など、近年多様化する地域課題の解決に向け、地域と行政のかけ橋と

して活動いただいております。

次に、本年12月の民生委員改選に伴い、空白地域が出ないよう、なり手確保にどのように取り組んでいくのかのお尋ねがございました。

県では、これまでも民生委員・児童委員の役割や活動に対する県民の皆様の理解の促進を初め、活動費の助成や活動ハンドブックの作成、研修体制の充実など、民生委員・児童委員の方々が活動しやすい環境づくりに努めますとともに、県職員や教職員の退職予定者説明会において就任を呼びかけるなど、なり手の確保に取り組んできたところです。

あわせて、民生委員・児童委員の皆様の負担軽減を図るため、県内約290カ所に広がったあったかふれあいセンターの職員に対し、支援が必要な方にアウトリーチし必要なサービスにつなぐ、高知版地域包括ケアシステムのゲートキーパーの役割を担っていただけるよう研修を実施しております。

また、日ごろから地域住民の方々と接する機会の多い民間の事業所と高知県民生委員児童委員協議会連合会及び県の3者による、地域の見守り活動に関する協定の締結を進めており、現在では16事業者の御協力をいただくなど、地域における複層的な見守りネットワークの体制整備に取り組んでいるところです。

今後とも、こうした負担軽減を図る取り組みを進めるとともに、各市町村における、なり手確保のためのさまざまな取り組みを情報共有するなど、市町村との連携をさらに強化し、民生委員・児童委員の確保に努めてまいります。

最後に、ICTを活用した高齢者福祉サービスの検討についてお尋ねがございました。

地域におけるひとり暮らし高齢者などの日々の生活を支える見守りや安否確認などの高齢者福祉サービスにおいても、ICT、IoTなどのデジタル技術を活用した取り組みは、サービ

スの質の向上や業務の効率化などにおいて非常に重要であると考えております。

そのため、県では日本一の健康長寿県構想において、医療と介護の連携を推進する観点から、在宅療養に係る日々の情報をリアルタイムで共有する「高知家@ライン」のほか、診療歴、治療歴や看護記録等を共有する地域医療介護情報ネットワークシステムや、はたまるねつとといった、ICTを活用した取り組みへの支援を進めているところです。

現在、県内の一部の市町村においては、高齢者の安否確認にテレビ電話装置や緊急通報装置などのIT機器が活用されておりますが、今後ともひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中では、ICTなどを活用したさらに高度な見守り支援の仕組みを検討する必要があります。

このため、高知版地域包括ケアシステムの構築に向けた圏域ごとの医療・介護・福祉の関係者による協議体において、地域の実情に応じたICT、IoTの活用について検討を進めてまいりますとともに、全庁的な取り組みであります高知デジタルフロンティアプロジェクトや、高知県行政サービスデジタル化推進会議の取り組みとの連動を図りながら、福祉分野におけるICT、IoTの活用を積極的に進めてまいりたいと考えております。

(警察本部長宇田川佳宏君登壇)

○警察本部長(宇田川佳宏君) 薬物乱用防止教室の実施状況と啓発活動を今後どのように進めていくのかのお尋ねがございました。

本県における平成30年中の大麻の検挙状況は35人となっております。これを年代別に見てみますと、30歳代以下が31人で全体の約88.6%、20歳代以下が16人で全体の約45.7%を占めるなど、議員御指摘のとおり、若年層における広がりが深刻な状況となっているところでございます。その要因につきましては、教育長からもお

話がありましたが、近年有害性を否定するような誤った情報が流れ、また若年層の中にはファッション感覚で大麻を使用する者もおり、大麻に対する警戒心が低下していることによるものと思われる。

県警察といたしましては、大麻が覚醒剤など、より危険な薬物への入り口になり得るものとして、このような状況を看過できないものと考えており、正しい知識を周知するための広報啓発活動に取り組んでいるところでございます。

県下の薬物乱用防止教室につきましては、平成30年中、小学校で70回、中学校で56回、高等学校で41回の計167回実施し、1万575人の児童生徒に、大麻の有害性をしっかりと正しく認識させることに力点を置いた指導をしているところであります。

また、このような現状を踏まえ、教職員の方々にも大麻について正しい知識を持っていただくよう、新たな取り組みとして、本年6月と7月に開催されます中学校、高等学校における補導担当教職員の会合に、実際に薬物捜査に携わっている捜査員を派遣することを計画しているところでございます。

さらに、薬物乱用防止に向けた各種キャンペーンやラジオ放送のほか、ツイッターなどのSNSを活用した啓発活動にも引き続き取り組み、大麻に関する正しい知識を若年層に浸透させ、根づかせるための広報啓発活動を一層強化してまいりたいと考えているところでございます。

(農業振興部長西岡幸生君登壇)

○**農業振興部長(西岡幸生君)** まず、本県の49歳以下の新規就農者の状況と、若い世代の農業参入の促進についてお尋ねがございました。

平成29年度の新規就農者数につきましては265名であり、そのうち49歳以下の方は216名となっております。全国平均より、若い方の割合が多くなっているところです。また、親が農業者で

なく、みずから農業を始めた新規参入者は56人であり、そのうち49歳以下の方は49人となっております。

県では、農業者の高齢化が進む中、産業振興計画に基づき、県内外の就農希望者を地域に呼び込むことを目的に、産地提案型の担い手確保対策に取り組んでおり、特に若い世代の農業参入を促す施策を強化しているところです。

具体的には、若い世代に本県農業の魅力を伝えるため、恵まれた気候や環境制御技術の導入による高い生産性、強力な販売体制など、本県農業の強みをまとめたパンフレットやDVDを作成し、県内外の相談会での配布や、SNSを活用した情報提供を行うなど、PR活動の充実強化を図っています。

また、若い世代が安心して農業に参入することができるように、農業担い手育成センターと先進農家で基礎的な知識から先端技術まで学べる研修の実施や、就農後においても各産地の現地研修会を通じて栽培技術のレベルアップを支援するなど、産地での受け入れ体制を強化し、就農前から就農後まできめ細かいサポートを実施しています。

さらに、農業への参入には資金が必要であり、若い世代には負担も大きいことから、研修期間中に交付される国の農業次世代人材投資事業への上乗せ支援を行うとともに、今年度からは45歳未満の若い農業者が国の補助事業を活用して次世代型ハウスを整備する場合に、県で上乗せ補助を行うこととしております。このように、若い世代へのPR強化を図るとともに、農業に参入しやすい環境を整備することで、若い世代の農業参入の促進を図ってまいります。

次に、農業大学学校教育推進事業を活用して、どのように担い手の育成を図っていくのかのお尋ねがございました。

県立農業大学校は、幅広い視野を持ち、社会

変化に対応できる能力を備えた担い手を育てることを目的に設立され、これまでに農業の基礎的な技術や知識の習得を進めてまいりました。

近年、農業分野で先端技術の導入が進み、施設園芸での環境制御技術や土地利用型農業でのドローンの活用が進展し、AIやIoTを導入したスマート農業も各地域で広がりを見せています。また、来年のオリンピック・パラリンピック東京大会への対応や、生産された農産物の信頼度の向上を図るために、各産地でのグローバルGAPなどの認証取得も求められています。

このような農業分野での技術革新や安心・安全な農産物を求める社会ニーズに対応するためには、農業関係の教育機関において先端技術を習得し、地域でその導入を行う際のリーダーとなる人材や、GAPに取り組む産地などで即戦力となる人材の育成が求められています。

このため、農業大学校では本年度予算を活用して、先端技術の実習を行う新たなハウスや、炭酸ガス発生装置、環境モニタリング装置、タブレットなどを整備し、学生に対し、環境制御技術やドローンの活用方法などを学ぶスマート農業の講義を行うこととしております。また、昨年度取得したグローバルGAPを更新し、GAPを通じて食品安全や環境保全などを学ぶ環境保全型農業の講義も行います。このように、時代に対応した教育を実施することで、次世代の農業を担う若者の育成を進めてまいります。

最後に、スマート農業の推進に向けた取り組みについてお尋ねがございました。

担い手の減少や高齢化が深刻化する中、本県農業のさらなる発展に向けては、IoTやロボット、ドローンなどの、飛躍的に技術開発が進んでいるスマート農業技術を積極的に導入し、農作業の省力化、効率化を図っていく必要があると認識しております。特に、条件不利地の多い中山間地域における農業生産の維持・拡大には、

こうした技術が必要不可欠なものと考えております。

現在、水稻や果樹などの露地栽培において、ドローンやGPS機能のついた田植え機、ラジコン式草刈り機など、スマート農業技術の現場への適合性を検討する実証を始めています。この中で、例えばドローンを使ったユズの防除では作業時間が4分の1以下に短縮されるなど、大幅な省力化が図られることを確認しております。また、今議会には、土佐市においてドローンやアシストスーツ、親芋も一緒に掘り上げることができるショウガの掘り取り機といった省力化機械などの実証を行うための補正予算を計上させていただいております。

県としましては、農業団体や機械メーカー等と連携して、シンポジウムや展示会を開催するなど農家との情報共有に努めるとともに、こうしたスマート農業技術を本県の品目や地域に適した体系として組み立ててまいります。

また、実証圃場を学び教えあう場に位置づけ、農家の皆様にスマート農業を実感していただきますとともに、省力効果が確認された技術につきましては、国や県の事業を活用して生産現場への速やかな導入を進めてまいります。こうした取り組みによりまして、農作業の省力化や効率化による生産性の高い農業を実現し、農業生産の維持・拡大につなげてまいります。

(観光振興部長吉村大君登壇)

○観光振興部長(吉村大君) まず、自然&体験キャンペーンと連動して開催される「土佐れいほく博」をどのように支援していくのかとのお尋ねがありました。

来月7日に開幕します「土佐れいほく博」では、これまで土佐れいほく博推進協議会を中心に、全国的にも知名度の高い吉野川や早明浦ダムを初め、白髪山や棚田の景観などの美しい自然や生活文化を生かし、町村ごとにイベントや

体験プログラムを磨き上げて、地域の食や特産品などと組み合わせて、周遊コースづくりを進めてまいりました。

また、誘客に向けたセールスプロモーション活動では、「土佐れいほく博」の魅力を公式のホームページやガイドブックにまとめ、効果的な情報発信を行うとともに、昨年10月からの関西や中四国の旅行会社への精力的なセールス活動により、旅行商品の販売につながっております。

さらに、訪れた観光客の皆様にご覧スポットや体験プログラムなどの情報を提供し、地域での周遊を促す拠点となる、モンベルアウトドアヴィレッジ本山を初めとするインフォメーションセンターの整備も進んでおります。こうした取り組みを、開幕後においてもPDCAサイクルを回しながら継続し、実施計画に定める宿泊者数の10%増、観光施設利用者数の20%増という目標の達成を目指すこととしています。

このため、県としましては、引き続き職員の派遣や財政支援を行うとともに、土佐の観光創生塾やアドバイザー派遣により、観光商品づくりやインストラクターの育成などを支援してまいります。また、自然&体験キャンペーンの取り組みとも連携して、特設ウェブサイトやガイドブック、近隣県でのテレビCMを活用した情報発信を初め、「土佐れいほく博」をテーマとした旅行商品の造成に向けて、全国に販路を持つ旅行会社に対して、県と観光コンベンション協会が主催する観光説明会等のセールス活動を、東京や大阪などにおいて引き続き展開してまいります。

このような取り組みに加えて、「土佐れいほく博」を通じて広域観光を推進する仕組みが地域に根つき、嶺北地域の持続的な観光振興につながるよう、推進協議会の運営面、体制面についてもしっかりと支援してまいります。

次に、クルーズ船を利用する外国人観光客の

周遊ルートを、中心部以外にも範囲を広げてはどうかとのお尋ねがありました。

外国人観光客の方々に、より広い範囲で県内を周遊していただくことは、本県の強みである自然や歴史、文化、食、そして人の魅力を強く印象づけることによりまして、クルーズ船の寄港地としての地位の確立と寄港の定着につながるとともに、外国人観光客に対応できる受け入れ環境の整備がさらに進むものと考えています。

観光周遊ルートにつきましてはこれまで高知市内が中心でしたので、県や観光コンベンション協会では船会社や旅行会社などに対して、個別セールスや商談会の開催、モニターツアーの実施などを通じて、地域の歴史や伝統文化を体験していただく周遊ルートを提案してまいりました。

これらの取り組みによりまして、高知市以外を周遊するルートが採用されるようになり、例えば室戸市のジオパークセンターや香美市のフラフ工場の見学、いの町での紙すき体験、佐川町での町歩きなど、地域の生活や文化などに触れていただける周遊ルートが徐々にふえてきています。

また、美しい自然景観や体験メニューを生かした観光は外国人にも人気がありますことから、現在開催しています自然&体験キャンペーンにおいては、例えば仁淀川の渓谷ガイドツアーや屋形船体験といった観光商品が企画され、外国人観光客にも対応できるように磨き上げられています。

今後も引き続き、船会社や旅行会社などに対して、自然&体験キャンペーンを通じて創出された観光商品のPRも強力に実施することで、県内を周遊するルートのエリアを広げるとともに、自然、歴史、伝統文化といったテーマの広がりにもつながるよう取り組んでまいります。

(文化生活スポーツ部長橋口欣二君登壇)

○文化スポーツ部長（橋口欣二君） まず、地域のスポーツクラブなどへの加入割合を高める取り組みについてお尋ねがございました。

本県の子供の主なスポーツ活動の場は、学校での活動のほか、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブなどがありますが、地域や競技種目が限られており、希望するスポーツにめぐり会える環境が十分とは言えないのが実情です。

このため、地域のスポーツクラブを核として、子供を含む幅広い年代の方にスポーツの機会を提供できますよう、現在6市町で地域スポーツハブの取り組みを進めており、その中で、子供たちがスポーツを始めるきっかけとなるイベントの開催や運動部活動にない競技種目の実施など、それぞれの地域でスポーツに参加できる環境の充実に取り組んでいます。

今後、子供たちの主なスポーツ活動の場であるスポーツ少年団の充実に向けた支援とあわせて、こうした地域スポーツハブの取り組みを拡充していくことで、多くの子供たちが多様な場でスポーツに参加できるようにしたいと考えています。

次に、日本代表選手を多く輩出するための具体的な取り組みについてお尋ねがございました。

日本を代表する選手を輩出するためには、本県の競技力の向上が不可欠であります。そのため、競技ごとにジュニアから一般までの有望な選手を集めた常設の全高知チームを立ち上げ、戦略的な育成強化を進めてまいりました。

現在、12の競技団体で全高知チームが立ち上がっており、特別強化コーチの監修のもと、課題の克服のための技術の習得や体力強化に特化した練習、さらなるレベルアップに向けた強豪チームとの対戦や、国内トップレベルを体験するための県外遠征などにも取り組んでいます。こうした取り組みを通して、水泳の飛び込みやレスリングにおいては複数の選手が国際大会で

入賞するなど、日本を代表する選手が育ってきております。

加えて、本年4月に開設した高知県スポーツ科学センターでは、効果的、科学的なトレーニングを実施するための分析やサポートを行うこととしており、既に7種目の全高知チームを対象に、運動時に発揮されるパワーや酸素を取り入れる能力などの測定を実施し、その結果に基づくトレーニング指導を始めています。あわせて、アスレティックトレーナー協議会や栄養士会などの関係団体の協力を得まして、競技特性や選手の発達段階などに応じた栄養面やメンタル面でのサポートチームの編成や、広く県内指導者を対象としたスポーツ医科学研修も実施することとしております。

今後とも、こうした競技力の向上を通じ、全国で活躍できる選手、日本を代表する選手が一人でも多く輩出できますよう取り組んでまいります。

最後に、障害者のスポーツ参加機会の拡充に向けた今後の取り組みについてお尋ねがございました。

特別支援学校の卒業生を対象に実施したスポーツに関する意識調査によれば、1週間のうち1日も運動やスポーツを行っていない人の割合は64.7%でした。その理由として、仕事や家事などで忙しく時間がないという回答が一番多く、このほか機会や場所、施設がない、仲間がいないなどの御意見がありました。こうした調査結果からも、障害者が気楽に参加し、スポーツの楽しさを知ることができるスポーツ機会の提供を図ることが重要だと考えております。

県では、これまで学校施設や障害者施設など障害者が参加しやすい場を活用したスポーツ活動や、障害種別にかかわらず参加できる新たな障害者陸上競技大会の開催など、障害者が安心して気軽に参加できるスポーツ機会の提供に取

り組んできました。

今年度は、新たに10月に春野総合運動公園で開催するスポーツ・JAM・フェスタにおいて、健全者も障害者も一緒に楽しめるスポーツ体験教室の開催や、障害者スポーツの紹介なども行うこととしております。今後も、こうした障害者スポーツの理解促進やスポーツイベントの開催を通じて、障害者のスポーツ参加機会の拡充が図れるよう取り組んでまいります。

○31番（上田周五君） それぞれに御丁寧な御答弁ありがとうございました。

1点は要請でございますが、地方職員3万人減可能ということで、知事の御答弁の最後のほうで、地方財源が削減されることがないようにという御答弁がございました。今回の3万人減の試算を示したことの中に、来年度の予算編成に向けて、財務省が地方財政規模の伸びを抑えるといった狙いがあるというふうにお聞きしていますので、ぜひ知事の御答弁のように——具体的に言いましたら、地方交付税の削減に切り込まれるというような不安が私どもにございますので、そういったことも含めて削減されることがないように、財源確保をよろしく願いいたします。

もう一点は、佐川町の最終処分場に関してでございます。繰り返しになりますけれども、今後次のステップへ事業展開されるときに、やはりとにかく丁寧な上にも丁寧、そして慎重な上にも慎重、そして地元へ寄り添った、そういった対応をお願いしておきたいと存じます。

その上で、午前中の知事からの提案説明の中に、佐川町への職員派遣、また職員駐在など、人的支援を実施していくとのお話がありました。実は私も、かつて伊野町役場の助役時代に、新宇治川放水路、これが床上対策特別緊急事業、国の直轄でございますが、その助役をしていたときに、窓口業務を担当したことがございます。

何を申し上げたいかといいますと、やはり今回の場合は県事業で、知事からそういう提案説明があったんですが、どうしても事業が進んでいきますと、やっぱり地元の、今回でしたら佐川町の職員の方に結構負担がかかるということがございますので、もう一步踏み込んで、例えば職員さんを派遣とか駐在というときに、出先事務所を佐川町へつくとか、そのあたりまでは御検討されていないかどうか、それを改めてお伺いいたしたいと存じます。

それから、もう一点、要請ですが、周辺対策で国道33号の交通安全対策を、今回県から強く国へ要望していきますよというお話がございます。例えば、今、国道33号整備促進期成同盟会高知県協議会というのが結構——もちろん佐川町も入られて頑張っておられますので、その協議会と連携して国へ要望していくとか、そういったことも今後検討されてはということで、これは要請ということで、よろしく願いをいたします。

2問目終わります。

○知事（尾崎正直君） 御要請の向きにつきましては、重く受けとめて対応させていただきたいと、そのように思います。その上で、佐川町に対する人的支援の関係についてであります。まず佐川町の皆様からは、町役場への派遣もしくは常駐というお話でありますから、そのことについて真摯に対応させていただきたいと思っております。速やかに派遣できるように体制を整えたいと、そう思っています。

その上で、現地事務所という話でありますけれども、まずは越知に土木事務所がございます。その越知におきます土木事務所において、本件についてしっかりと対応していくという体制を整えさせていただきたいと、そのように思っています。

現実に、先日、町長さん、そして町議会議長

さんがおいでになられました会談の席にも、土木部長とともに越知事務所長も同席をさせていただきまして、会談の翌日には早速現地にお伺いをさせていただいて、川の状況とか道の状況などについて詳しく、より住民の皆様からの御意見もお伺いする、そういう活動も始めたところです。私からも明確に越知事務所長に、本件についてしっかりと対応してほしいという指示をいたしているところでもあります。まずは、この体制で進めさせていただいて、その上でなおもって不足があるということであると、追加的な対策を考えると、そういう形でやらせていただければと思っています。

○31番（上田周五君） どうもありがとうございます。引き続きよろしく願いをいたします。

以上で終わります。（拍手）

○副議長（弘田兼一君） 暫時休憩いたします。

午後3時休憩



午後3時20分再開

○議長（桑名龍吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

33番岡田芳秀君。

（33番岡田芳秀君登壇）

○33番（岡田芳秀君） 市民と野党の共闘で県議会に送り出させていただきました日本共産党の岡田でございます。会派を代表しまして、以下質問をさせていただきます。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

1つは、日米貿易交渉についてでございます。米国が昨年12月21日に発表した対日貿易交渉目

的は、サービス分野を含む22項目から成る包括的な交渉を想定したものとなっています。日本は単なる物品協定、TAGとしていますが、アメリカは包括的な自由貿易協定、FTAを目指す構えです。

ことし4月15、16日の両日、ワシントンで行われた日米通商交渉では、農産物、自動車についての物品貿易交渉に加えて、物品貿易とは異なる項目であるデジタル貿易についても交渉することで合意がされています。

来日したトランプ米大統領と安倍首相との5月27日の日米首脳会談では、日米貿易協定について、早期の成果達成に向けて議論を加速させていくことで一致しました。会談後の両首脳の間共同記者会見でトランプ大統領は、8月に両国にとってよい発表ができるだろう、貿易不均衡を早期に是正しなければならないと言及し、さらに、TPPは関係ない、私は何も縛られていないと強調しました。安倍首相は、新たな貿易交渉はTPP水準を上限とするのかという質問には答えず、TPP以上の市場開放の可能性を否定しませんでした。

そしてその後、政府は米国に対する牛肉や豚肉など農産物関税を、先行しているTPPに合わせて一気に引き下げる案を提示し、その見返りに自動車分野で譲歩を求める方針であると報じられています。そうなれば、国内農業に大きな影響が出ることは避けられません。政府・与党は予算委員会を開いてきちんと説明をする責任があります。7月の参院選をやり過ぎて一気に大幅譲歩などということはあってはなりません。

財務省の貿易統計をもとに農林水産省が作成した輸出入概況によると、2017年から2018年にかけて、農産物輸出は4,966億円から5,661億円へと695億円ふえましたが、農産物輸入は6兆4,259億円から6兆6,220億円へと1,961億円増

加をしています。つまり、国内農産物市場は1,266億円縮小したことになり、成長戦略にも反するものです。

また、既に発効されたTPP11、日欧EPAによって生じている国内農業への影響もしっかり見きわめる必要もあります。特に、チリ産ブドウの輸入が急増しており、生鮮果実の関税撤廃の影響はないとしてきた政府試算の見直しが必要となっております。

私は、日米2国間交渉を直ちに打ち切り、日本の経済、食料主権を守る、公平・公正な貿易ルールづくりをこそ目指すべきと考えます。知事の御所見をお伺いいたします。

次に、自治体職員の職員数についてお伺いします。財務省が財政制度等審議会の分科会で、警察官や消防士、教師らを除いた地方自治体の一般職員について、人口減に合わせて2025年には約3万人を削減、効率化できるという試算を示しました。

地方公共団体の総職員数は1994年に約328万人でしたが、2018年には約274万人に減少、このうち一般職員は117万人余りから約92万人と大きく減少しています。同時に、2014年をボトムとして増加に転じ、2018年までに計約1万人ふえています。総務省の調査では、防災や地方創生、子育て支援、生活保護関連業務の体制充実などが主な増員理由となっています。

地方財政審議会の意見では、「地方財政計画における近年の歳出は、その内容を見ると、国の制度に基づく社会保障関係経費が増加しており、その増加分を、給与関係経費や投資的経費の減で吸収してきた。このため、給与関係経費、投資的経費ともに、ピーク時から大幅に減少しており、これまでと同様の対応を続けることは困難になってきている。」「今後、少子高齢化への対応や社会的に支援が必要な人々へのきめ細かな対応がますます求められることを考えると、こ

れまでと同じように地方公務員の数を減らすことは限界にきている。」と指摘しています。

職員不足、職員の多忙化解消こそ求められており、財務省の試算は、以前の少人数学級やめよという主張と同様、地域の実態を見ていないものではないかと言わなければなりません。撤回を強く求めるべきと思いますが、知事にお聞きをいたします。

国の制度に基づく社会保障関係経費の増、行政需要の高まりによるマンパワーの充実が迫られているにもかかわらず、国の地方財政計画の一般財源はふさわしくふえていません。これが上記のような職員削減を生み出すとともに、一方で非常勤職員を増加させてきた要因です。

2016年度、市町村の非正規職員は、全職員の30.3%にまで増加し、約49万人になっています。職員の半数以上が非正規という市町村は2016年度92自治体と、10年余りで7倍に急増しています。財務省の試算は、急増してきた非正規職員の実態を無視した暴論と言えます。

サービスの安定性、継続性と専門性を考えれば、正職員をふやすことが求められています。また、非常勤職員の処遇改善を目的とした会計年度任用職員への移行に基づく処遇改善予算をしっかりと確保することが求められています。しかし、政府は処遇改善のための財源規模すら示していません。正職員を減らして非正規を拡大するという動きも全国的には起こっています。

行政需要の多様化に見合った職員体制の確保、非常勤職員の処遇改善のための財政措置こそ真っ先に行うものであると考えるが、知事にお聞きをいたします。

次に、米軍機の低空飛行訓練についてお伺いをいたします。本年4月11日、午後0時47分から1時の13分間に、本山町上空を米軍の戦闘機が3度飛来。本山町役場に設置をされた騒音測定器ではいずれも100デシベルを超える爆音が記

録され、目撃をした町民や役場職員からは、これまで目撃した中でもこれほど低く飛んだことはなかった、パイロットのヘルメットが確認できるほど近かったなどの証言も寄せられています。

本山町立本山保育所では、90名を超える園児たちがちょうどお昼寝をしていた時間です。園舎を震わすほどの轟音に目を覚まし泣き出す子供たち。保育士さんたちは、大人でも身の危険を感じるほどだった、子供たちの心に恐怖を与える米軍機の訓練は絶対にやめてほしいと語っています。

今回の事態を受け、知事も翌日、防衛大臣と外務大臣に要請文を提出し、その後、知事御自身が政府関係者に面談し要請をされています、5月27日には本山町で保育所職員や保護者の皆さんから直接声も聞かれています。

そこで、まず5月27日に本山町の現地で実態を聞かれた感想を知事にお伺いします。

また、防衛省地方協力局の職員が高知県を訪れていたとのことですが、どのような目的で訪れていたのか、知事の要請に応えたものなのか、知事に伺います。

この日、低空飛行訓練の40分後には、ほぼ同じルートでドクターヘリが救急患者の搬送のため飛行していることを高知新聞の本山支局の記者がカメラで捉えており、その後の調査で、2017年12月には県の消防防災ヘリの操縦士から、目視で約200メートルの距離で米軍機が後方から接近し抜き去っていったとの証言を得て、5月3日の新聞紙上で大きく取り上げられました。

知事は、これまでもこうした危険性を回避するため、米軍機の低空飛行訓練の事前の情報提供を求めてきましたが、日米地位協定の壁に阻まれ、事態は全く改善されておられません。今、全国で米軍による基地被害や訓練による被害に対し全国知事会が声を上げ、日米地位協定の見

直しを決議し行動を開始しています。

全国知事会の要請を踏まえ、また現地の皆さんの声もお聞きになり、今後知事としてどのような働きかけを行っていくのか、伺います。

6月6日、日本共産党高知県委員会、徳島県委員会合同で、米軍機の低空飛行訓練の中止についての要請書を持って政府交渉を行いました。その中で、防衛省、外務省の担当者からは、全く自由に飛んでいいわけではない、安全に配慮するのは当然、日米地位協定第16条には国内法の尊重という記述もあると、何の見直しの必要もないと言わんばかりの答弁がなされ、現実には起きている事態を全く無視する発言が相次ぎました。政府に事態の深刻さを、そして危険性を事実として認識させる重要性を改めて痛感しました。

そこで、まず低空飛行の実態を音量だけでなく映像で捉え、飛行高度を記録するためのカメラの設置を提案いたします。本山保育所の保育士さんたちはいつもポケットにカメラを持ち、子供たちの様子を記録することと、低空飛行を証拠として残すための努力もしておられます。

県として飛行ルートを町民から聞き取り、有効な場所にカメラを設置すべきと考えますが、知事の御所見を伺います。

また、この間、消防防災ヘリやドクターヘリの乗組員からの報告も共有することとなりましたが、その報告を空の安全をつかさどる国土交通省の部署にも通知し、米軍機であるとの確認を行わせるよう求めるべきだと考えますが、知事の御所見を伺います。

事実確認に関して、これまで低空飛行が確認されたら、県が中国四国防衛局に米軍への確認を求め、その機体が米軍機であるとの通知を受け取っていました。しかし、最近では米軍からの回答が明確になされていない事態となっています。自衛隊機でもない出所不明の戦闘機が飛

び回っているという異常事態は、看過できるものではありません。

事前の情報提供とともに、飛行訓練後の速やかな情報公開を求めるべきだと思いますが、どのように対応されるか、知事に伺います。

さきの政府交渉には、事故が起こってからでは取り返しがつかない、子供たちの心と命を守るのが私たちの責任だと、知事も受け取られた抗議はがきを持って、本山保育所の保護者や保育士さんたちも参加をし涙ながらに訴えられました。政府交渉から帰ってきた保育士に子供たちから、もう飛ばんって言うてくれたとの問いかけがあり、胸が詰まってしまったとのお話も伺っております。

県としてのこれまで以上の積極的な取り組みを強く求めるものですが、最後に知事の決意を伺います。

次に、農業振興について伺います。

本県では、県のトータルプランである高知県産業振興計画や高知県南海トラフ地震対策行動計画を上位計画として、また昨年7月の豪雨災害等を踏まえて、2019年から2023年までの新たな高知県農業農村整備推進方針が示され、農を強くする、農を守る取り組みが始まっております。

この方針でも指摘をされていますが、農地の減少と耕作放棄地の増加、農業者の減少と高齢化は、農業振興にとって引き続き大きな課題です。本県の耕地面積は2万7,600ヘクタールで、この10年間で約1,300ヘクタール減少しています。これは、南国市の水稲の作付面積1,380ヘクタールに相当します。また、耕作放棄地は3,921ヘクタールで、この10年間で約110ヘクタールふえています。このため農地を担い手に集積して耕地面積を維持しようとしておりますが、集積率は全国平均の55.2%に対して31.4%にとどまっています。

農業振興にとって生産性を高めることは大事ですけれども、やはり農業生産の基盤となる耕地面積を維持することが大切だと考えます。そして、耕地面積の減少に歯どめをかけるには、何よりも耕作放棄地の増加を食い止める、このことが重要です。

耕地面積の減少に歯どめがかからない現状をどう捉えているのか、農業振興部長に伺います。

とりわけ耕作放棄地は狭い土地であったり、水の便が悪かったりといった、いわゆる条件不利地に多くありましたが、最近では平野部でも見られるようになってきています。圃場整備を進めて集約するというやり方だけでは追いつかないのが現状ではありませんか。圃場整備がされなければ、そのまま放棄されることにもなりかねません。

地域農業の持続可能性を高めるには、貸し手と借り手をつなぐ農地バンクの機能をもっと充実させること、耕作放棄地が生まれた要因を具体的に分析して対策を講じること、耕作放棄地をどう活用するのかを具体的に検討する仕組みを充実させることが大切です。例えば町の周辺などでは、JAや集落営農などと連携し、圃場を一定の小さな面積に区切り、市民農場として市民に一定の金額で貸し出し、そして家族が週末には土に親しむ、そこから農業をもっとやってみたいという人が生まれるというように、耕作放棄地をうまく活用しているところもあります。また、障害者就労施設が農地を借り受けて福祉農園を営んでいるケースもあります。こうした取り組みを広げていくことができるのか、市民のニーズを調査するのも一つの対策ではないでしょうか。市町村の耕作放棄地再生の取り組みと連携をし、県としてもしっかりと取り組んでいかなければなりません。

地域農業を維持していくために、耕地面積の減少や耕作放棄地の増加が続く現状に歯どめを

かけるためにどう取り組むのか、農業振興部長にお聞きをします。

農業者の減少と高齢化の問題も大きな課題です。大もとには人口減少が続いているという背景がありますが、直接的には農業だけで暮らしていける展望が持てないことがあります。息子に農業をやれとは言えない。年をとって無理がきかん、作を減らそうと思ひゆう。燃油は高どまり、消費税が上がったらどうなるか心配。こんな声が寄せられています。新規就農を促進するには、高知の農業の魅力を発信し、農業で暮らしていこう、農業で暮らしが成り立つという展望を示すことが重要です。そのためには、何よりも農家の皆さんの経営安定を図り、後継者が農業に自信が持てるようにすること、そしてU・Iターンを促す取り組みを強めることが必要です。

これから、農業者の高齢化がさらに急速に進むことが予測をされます。一昨年の県の新規就農者数は、目標320人に対して265人となっており、足踏み状態です。一方、全国的には49歳以下の農業就農者がここ数年2万人以上をキープしていることは、就農の形態はさまざまあるにしても、変化の兆しが生まれてきているのではないかと感じています。それでも、全体として見れば農業就業人口は引き続き減少傾向にあり、歯どめがかかっていないこともリアルに見なければなりません。

今後、県として新規就農者の目標達成にどう取り組むのか、そして就農支援をどうしていくのか、農業振興部長にお聞きをします。

また、現場では人手不足という問題も生まれています。ネットで労働条件を示して募集するというも行われていますが、労働力不足に対してどう取り組むのか、農業振興部長にお聞きをします。

農家戸数や農業就労者の減少にもかかわらず、

販売額は伸びてきています。このことは産業振興政策の成果と言えます。しかし、今後を考えると、就業人口が減り続ける一方で、販売額を伸ばし続けていくにはやはり限界があるのではないのでしょうか。私は、集約化、規模拡大で生産性を上げて売り上げを伸ばすというやり方だけではなく、農家が住民と一緒に地域を守る、持続可能な農業を続けるには、地域農業の多くを担っている家族農業への支援を図るなど、足元の力をつけることが大切だと考えます。

この10月から消費税の10%への増税が予定をされています。農業経営も圧迫するものです。政府自身が景気判断を悪化していると下方修正した状況の中で、実施をすべきではないと考えますが、知事の所見をお聞かせください。

また、増産が実証されている環境制御技術の普及についてです。安芸市では一定普及が進んでいるようですけれども、アンバランスがあり、全体として目標に届いていません。せっかくの研究成果が現場で生かされないといえればもったいない話です。例えばAさんのところではこうなると、収支のバランスシートも示して、本当に経営がよくなる、収益が上がるというイメージが湧くようにわかりやすく示すなど、工夫が必要ではないでしょうか。

高齢になった農家の方たちは新しいやり方をためらう傾向がありますが、今後どのように環境制御技術の普及を図っていくのか、農業振興部長の考えをお聞きします。

次に、農業農村整備事業について、とりわけ南国市で行われている国営緊急農地再編整備事業についてお聞きします。いよいよ、この圃場整備事業がこれから本格的に始動します。受益面積は約530ヘクタール、全体が仕上がる工期は約10年です。当初の目標からすれば受益面積は狭くなったとはいえ、この事業は地域の農業構造を変える大きな事業となります。どう変える

か、県はことし3月に策定した農業農村整備推進方針の参考資料にかなり具体的に示されていますが、地域の皆さんとよく話し合っただけでは進めなければなりません。

この事業は、農地集約にとどまらず、新たな営農展開によって、直販所、学校給食や農家レストラン、JA出資法人が取り組む還元野菜の生産や、周辺の園芸農家などとも結びついて、農業を中核産業とする地域全体の活性化につなげていける可能性を持っています。期待の大きい事業です。こうした事業を通じて次の世代が育つようにしなければなりません。地域の人たちが主体的に取り組み、地域の特性を生かした農業の振興が図られるよう、県におかれましては、地元農家、土地改良区、南国市を初め関係機関としっかり連携し、御支援をいただくようお願いいたします。

その上で、支援体制について伺います。南国市では、この4月に農地整備課が新設をされました。職員は6名です。うち1名は基盤整備の事業内容に精通している県の出向者ですが、南国市の5名は基盤整備に取り組んだ経験がないと伺っております。今後、具体的に事業が進んでいく中で、きめ細かな対応を図るためには支援体制の拡充も必要だと考えます。

この事業推進を図る上で県の役割、意気込みを農業振興部長、お聞かせください。

次に、この圃場整備事業に隣接をしている浜改田と前浜地域を流れる後川の排水対策についてお聞きします。南国市の最南端を東西に流れる後川は、もともと物部川の河口に流下していましたが、排水に課題があったことから、直接海へ放流する放水路が整備されています。

放水路の老朽化により、排水機能の低下が懸念をされていますが、今後どのような対策を検討されているのか、土木部長にお伺いします。

また、これから造成にかかる仮称南国日章工

業団地にかかわる用水・排水対策についても、関係する農家の皆さんの御理解、御協力が得られるよう求めるものですが、経過を含めてどのように対応されるのか、商工労働部長にお聞きします。

次に、新たな管理型産業廃棄物最終処分場についてお聞きをします。

知事は、今議会の提案説明で、佐川町加茂を建設予定地として決定した理由を、反対の御意向を示された方はごくわずかにとどまった、一定の御理解が得られつつあるのではないかと受けとめさせていただいておりますと述べています。

6月11日付の高知新聞によれば、県が受け入れるように要請している建設候補地の長竹地区自治会が地元住民42世帯を対象に6月2日から9日にかけて実施したアンケートでは、回答した37世帯のうち29世帯、8割近くの住民が反対をしていると報道されています。添えられた意見には、声が届かないから県の説明会に行く気がなえる、会の参加者が減り一部の人がしか発言しなくなったのは理解とは違うとあり、反対の御意向を示されたのはごくわずかというのは諦めさせられたゆえのものであり、とても一定の理解が得られつつあるという状況ではないことが示されています。

第1回選定委員会では建設予定地の決定は、地元住民、市町村の御了解をいただいて候補地を決定すると説明していますが、知事は何をもちて地元住民の了解をいただいたと考えたのか、お聞きをします。

16日に佐川町が受け入れを住民に表明し、実施した説明会では、住民は理解していない、どんどん進めないでほしい、なぜ受け入れ決定の前に町独自で住民の声を聞く機会を設けなかったのかとの意見が出されたと報道されております。住民の意見が異なる極めて重要な事業の適

否を諮るには、当該自治体の首長や執行機関の恣意性を排し、客観性、公正・公平性を担保するため、住民代表や専門家などを構成員とする第三者的な側面を持つ検討委員会を当該市町村が設置し、住民合意を形成し了解をいただく手法をとることが極めて大事だと考えるものです。

今からでも遅くありません。候補地となった自治体に設置への助言を行うべきと思うのですが、知事にお聞きをします。

本県同様に最終処分場の建設を図る岩手県では、10カ所を選んだ第4次選定の現地調査で、選定委員の地盤工学、土質力学の専門の教授が10カ所全てに調査に入り、地すべりや崩壊などの可能性の有無を評価し、最終的に選定した5カ所の候補地は立地条件等の点で問題ない場所だと、候補地を決定する時点で科学的で公平・公正な選定結果を示すことができています。しかし、本県では、知事説明でも触れられているように、いまだに河川の増水や地下の空洞の有無などに関する御不安があるにもかかわらず候補地として決定する、いわば住民の気持ちを無視した対応と言わざるを得ません。これでは住民が納得するわけがありません。

本県で第4次スクリーニングとして11カ所の現地調査を実施したとき、なぜ岩手県が行ったように選定委員会の専門家が同行して調査、地形判断を行わなかったのか、また決定するまでにそれら地形的な立地条件については当然調査をすべきだと考えますが、林業振興・環境部長にお聞きをします。

また、その第4次のスクリーニングで最終的な3カ所の候補地が選定されましたが、その際佐川町加茂については、それまで議論もされていない経路の津波浸水条件がつけ加えられて最終候補地決定をしていることは、それまでの論議の不十分さとともに極めて不明瞭な選定方法だと考えます。経緯について林業振興・環境部

長にお聞きをします。

最後に、住民の不安を招いていることに、災害廃棄物の搬入があります。基本構想では搬入しないとなっているにもかかわらず、第1回選定委員会で、ここには記載されていないが災害廃棄物の搬入を総合的に判断すると説明しています。県は基本構想を変えたのか、また住民に対してそのことを説明したのか、林業振興・環境部長にお聞きをします。

次に、高齢難聴者への支援、聞こえのバリアフリーについて伺います。

人間は誰でも加齢とともに高い音から徐々に聞こえなくなり、70歳以上の半数に難聴があるとされています。いわゆる加齢性難聴です。言葉が聞こえにくくなると日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になります。また、認知機能が低下し、コミュニケーションが減り、社会的に孤立することで、認知症や鬱病のリスクが高まります。

難聴になったら、なるべく早い補聴器の使用が聞こえの改善にとって大切です。そして、国が今高齢者の社会参加、定年延長や再雇用を求めており、耳が聞こえにくい、聞こえないというのは大きな障害となります。まさに高齢者にとって補聴器は社会参加の必需品です。その促進のための公的補助は、時代の要請とも言うべきものです。

補聴器の値段は片耳3万円から20万円ぐらいですが、補聴器は大変な精密機械で、人それぞれ聞こえに合わせようとするとも30万円以上になると専門家は言います。年金暮らしの高齢者、低所得の方々や、生活保護利用者等には手が届きません。結局、全く耳が聞こえない、ほとんど聞こえないまま毎日を過ごすという深刻な事態になっています。

補聴器購入の公的補助は、障害者手帳を持つ、

両耳の聴力レベルが70デシベル以上という重度・高度の難聴者に限られています。具体的には、40センチ以上離れると会話が聞き取れない人が対象です。欧米諸国では医療の問題として補助が行われています。そのため、難聴の人の補聴器所有率は、イギリス47.6%、フランス41.0%、ドイツ36.9%、アメリカ30.2%と比べ日本は14.4%と非常に低くなっています。欧米の半分以下です。

世界保健機関、WHOは、聴力が中等度の41デシベル以上、具体的には、基本的には聞こえるがかなり聞きづらくなっているを補聴器装着の基準としています。これは、放っておくと聴力がさらに低下をし、認識できない音がふえていく、その段階で補聴器をつけたほうが音の認識が保てるという、非常に意味のある基準です。欧州等はこの基準に沿って、また難聴を障害ではなく医療の対象として捉え、手厚い公的補助を実施しているのです。さらに、難聴に早く対応することは、認知症や鬱病などへの進行を防ぐという意味で医療費を抑制する効果を発揮することになります。

3月20日、参議院財政金融委員会で、日本共産党の大門実紀史議員の補聴器購入への公的助成制度創設の求めに対して、麻生国務大臣は、やらなければならない問題だと答えています。兵庫県議会は昨年12月議会で、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書を全会一致で可決しています。また、東京都では8つの自治体で独自支援を実施しています。

国に対して公的助成制度の早急な創設を強く提案すべきだと考えますが、地域福祉部長の所見をお伺いします。

それまでの間、加齢性難聴で困っている方の現状を把握するとともに、軽中度の子供の補聴器購入助成制度創設に続き、高齢者への支援を

検討するよう求めますが、地域福祉部長に伺います。

また、相談体制の充実、公共施設等への、補聴器を使われる方の聞こえをサポートする磁気ループ設置を求めますが、地域福祉部長に伺います。

次に、大学等修学支援法についてお聞きをします。

本法について安倍政権は、マスコミを通して無償化という言葉で喧伝していますが、その支援対象は現行の減免対象数より狭まるものです。しかも、肝心の高い学費値下げがこの制度によって図られるのかを問うた我が党の国会での質問に、柴山文科相が新たな制度は授業料の値下げを行うものではないと答えたように、異常に高い学費には一切手をつけようとしていません。圧倒的多数の学生は、この支援法では放置されるだけでなく、今各大学が実施をしている授業料減免措置がなくなるおそれも出てきております。しかも、その財源という口実で逆進性の強い消費税10%増税が学生と家族に押しつけられます。

支援法が授業料の減免措置の拡充と給付型奨学金の支給額を大幅にふやす対象としているのは、住民税非課税世帯などの低所得世帯です。

4人家族で年収380万円未満の世帯が対象、270万円未満で上限額54万円から70万円が支援をされます。住民税非課税などの低所得世帯から大学などに進学する高校生は、1学年当たり6.1万人で新生生の6.3%に当たります。現在の授業料減免制度で支援を受けている学生は、国立大で12%、公立大で6.8%、私立大で3.2%です。私立大学には年収841万円以下の世帯でも国が半分を補う制度がありますが、今回の支援法によってこれら中間所得世帯への減免措置は、拡充されるどころか縮小されるおそれが出ています。

また、第7条では支援対象を政府が定めた要

件、すなわち実務家教員による授業や経済界など外部の理事の数が一定割合を超えるなどを満たした大学、専門学校に限定するとしており、大学自治にまで文科省の規則を当てはめ、支援対象はさらに狭くなります。国立大学協会会長の山極壽一京都大学総長が、学生が行きたい大学に進む希望をかなえるのが重要なのに、大学に条件をつけるのはおかしいと発言するなど、大学関係者からも厳しい批判の声が上がっています。

知事は、全国知事会次世代育成プロジェクトチームのPT長として、給付型奨学金の創設や高等教育の無償化に向けて、国の責任として取り組むよう強く訴えられてきたと本議会でも述べられております。

今回成立した支援法が、一部中間所得層も対象となっている現在の減免制度の縮小、廃止となり、就学継続が困難になる懸念に対する認識、さらに大学の要件に対してどうお考えか、知事にお聞きします。また、高知県立大学においての対応方策についてもお聞かせください。

また、現在授業料減免を受けている高知県立大学生の措置が後退することがあってはならないと考えるものですが、授業料減免制度を利用されている学生の現状とあわせて知事にお聞きします。

支援法では、在学中の成績評価で下位4分の1に入った学生に対しては支援を打ち切ってしまう足切り制度を検討していることも重大です。支援を打ち切られた学生は退学するか、莫大な借金を背負うかの選択に迫られます。この非情な足切りに関し大学は厳格な成績管理が求められることとなり、支援の適否を評価するための経費や新たな人員配置などへの経費増加が見込まれるとの声も上がっており、消費税増税を財源とする支援制度がさらに学生に負担を課す学費値上げを誘発する要因となることも予測され

ます。

本来、高等教育無償化は、誰もがお金の心配なしに高等教育を受けられる条件を整えるために学費ゼロに近づけていくことです。ところが、安倍政権は異常に高い学費には、さきに触れたように一切手をつけようとしていません。昨年授業料を5万円、8万円と値上げする私立大学が相次ぎ、雑誌が「有名大学が大幅値上げラッシュ！」と特集を組むほどです。こうした値上げ傾向を値下げに転じる政策は安倍政権にはありません。

高知県立大学においては、入学金、授業料など学費を低減させていくべきだと考えますが、知事にお聞きをします。

次に、大規模風力発電集中立地問題についてです。

自然エネルギーは、地域分散型で地域活性化に資するとともに、地球的な環境問題の解決に結びつく技術として、世界的規模で導入が急増し、価格低下も進んでいます。そうした世界の流れから取り残されそうな日本も、第5次エネルギー基本計画では、初めて自然エネルギーの主力電源化に向けた取り組みを進めると位置づけました。しかし、国家的な総合戦略の欠陥により、現実には地域、地元のエネルギーとしてではなく、大資本、地域外資本による大規模事業・計画が進められ、各地で地域住民や自治体との間でトラブルが発生しています。

高知県でも、住民の知らない間に大型風力発電の集中立地計画がめじろ押しの状態です。土佐清水市と三原村の境にある今ノ山を中心とする尾根上に、ジャパンウィンドエンジニアリング社が、ブレード直径が117メートルの巨大風車を最大46基設置する全国最大級の風力発電所の建設計画があります。四万十町と四万十市の境には、オリックスによる最大49基の風車による総出力最大14.7万キロワットの風力発電所の計

画。そして、電源開発株式会社は、梶原町と愛媛県西予市との県境に最大50基、総出力最大18万キロワットの計画と、香美市と本山町の境の国見山周辺に最大22基、総出力数万キロワットの計画などです。いずれも東京の企業による計画です。

ジャパンウィンドエンジニアリング社の計画以外は、既に環境影響評価の手続の計画段階配慮書に対する環境大臣意見も出されています。それぞれ生態系、自然環境、水質、景観などへの懸念や影響を低減することなどが付されていますが、県は自然エネルギーの住民本位の推進のためにも、生活環境、自然と景観の保護、防災の観点から、現在の計画に対し毅然とした対応をとること、さらに規制のルールを本格的に検討する時期に来ていると思います。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度である改正FIT法は、各地のトラブル増加を反映し、地域住民と適切なコミュニケーションを図ることを努力義務と規定しました。3月20日の参院経済産業委員会で、我が党の岩渕友議員の質問に答え世耕経産相は、そのあり方は、それぞれの実態に応じ丁寧に決められるべきと答弁しています。また、地域住民の反対意思を無視した開発推進に、地域の人が何を言ってもやるというものは、まさにコミュニケーションをしていないということかと思うとも答弁をしています。

まず、これらの既存の計画について、どのように対応するつもりか、また適切なコミュニケーションを図ることの努力義務をどう果たさせていくつもりか、林業振興・環境部長にお聞きします。

そもそも自然エネルギーは、地域資源の活用として地域住民の合意、出資で進められることから、欧州ではエネルギーデモクラシーと称されています。そうした本来のあり方を取り戻

すためにも、FITの事業計画認定に当たり、地元住民、自治体の合意の義務化、地域と共生できない事業のFIT認定は取り消すといったルール化が必要ではないか、林業振興・環境部長にお聞きをします。

高知県は災害常襲地域です。大雨や地震などで土砂災害による被害のおそれがある場所、また施設建設のための工事でその危険が増幅するような場所への立地を規制するゾーニングが必要となっています。ゾーニングについては、2012年に共産党県議団がその必要性をいち早く提案していましたが、さきの参院経済産業委員会で環境省も、早期の段階から関係者との調整のもとで、風力発電を促進するエリア、環境保全を優先するエリアなどを設定するゾーニングが有効な手段と考える、ゾーニングの取り組みにより、立地段階での環境影響の回避、低減や地域の合意形成が期待されるとして、地方自治体によるゾーニングを推進する旨の答弁をしています。

環境省は、モデル事業を踏まえて、昨年3月にゾーニングについてのマニュアルを公表しました。現在、ゾーニングマップを公表している自治体は、鳴門市など4地域にとどまっていますが、長崎県西海市は土砂災害に関する情報をゾーニングマップに落とし込んでいます。マップ作成に当たり、事業適地から除外する項目として、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域を指定しています。鳴門市も10の影響項目の一つに災害を入れています。

高知県は、南海トラフ巨大地震、豪雨災害と山の深層崩壊など多くの危険と隣り合わせです。災害の起こる危険性が高い場所等について、ゾーニングによる規制を早期に実施すべきではないか、林業振興・環境部長にお聞きをします。

もう一つの懸念は、20年間の固定価格買取制度が終了した後の問題です。大規模風力発電の

集中立地計画が発生するのは、平原が多く偏西風の吹くヨーロッパと違い、日本は適地が限られており、また台風、地震などによる故障のリスクもあることに加え、売電するための送電網の設置に多額の費用がかかるために、スケールメリットが要求されるからです。それだけ採算性が厳しいということではないでしょうか。さらに、九州電力で発生した自然エネルギーの出力抑制は、事業経営を一層不安定にさせています。そうしたもとで、FIT後も安定して事業が継続できるのか、さまざまな課題があります。

FIT後に巨大な廃墟が放置されることにならないか、そこまで含めた判断が必要と思われませんが、林業振興・環境部長にお聞きします。

以上をもって、私の第1問とします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 岡田議員の御質問にお答えをいたします。

まず、日米の2国間交渉についてお尋ねがございました。

私は、これまでもお話ししてまいりましたように、世界経済の活性化のためには、国際協調による世界的な自由貿易体制の確立が必要であり、そのために多国間、地域間、2国間のそれぞれにおいて、基本的には自由貿易を促進する形でのルール確立が必要であると考えております。

ただし、従前から申し上げてきましたように、我が国としては、攻めるべきところは攻め、守るべきものは守るという姿勢をあわせて堅持していただきたいと考えているところです。そうした中において、本県のような中山間地域の農業を守ることは、私としても重大な関心事であります。議員からお話のありました日米貿易交渉につきましても、こうした姿勢で臨んでいただきたいと考えております。

次に、財務省の地方職員3万人減可能との試算について、撤回を求めるべきではないかとお尋ねがございました。

議員のお話にありましたように、地方自治体の一般行政部門の職員数は、厳しい財政状況や市町村合併などを背景に、平成7年以降減少してはいましたが、平成27年以降は、地方創生の取り組みや防災対策などの行政需要に対応するため、増加してきているという実態があります。

今回、財務省の財政制度等審議会から示された試算は、今後人口減少がさらに加速し、労働力不足が深刻化することを踏まえ、地方公共団体の業務や体制を抜本的に見直していく必要があるとの前提に立って、その一例として、人口当たりの職員数を一定にした場合の削減数を算出したものであります。総務大臣も記者会見で発言されたように、極めて機械的な試算であって、これにより直ちに自治体に対し職員の削減を求めるものではないと認識しております。ただし、このことを奇貨として地方の財源が削減されることのないよう、今後の国の動向について注視してまいります。

次に、行政需要の多様化に見合った職員体制の確保と非常勤職員の処遇改善のための財政措置についてお尋ねがございました。

先ほどお答えしましたように、地方創生や防災対策などの行政需要の高まりに応じて職員数が増加しているという実態がある中、今後も行政需要の増加や複雑化に対応するためには、必要な人員体制を確保することが重要であると考えています。

他方で、今後さらに県全体の人口減少が進み、労働力不足が想定されることや、簡潔で効率的な組織体制を目指す観点を踏まえると、AIやRPAといったデジタル技術の活用や、事務の共同処理を初めとする広域連携の推進などによる業務のさらなる効率化によって、マンパワー

を確保する必要もあると考えております。

また、社会情勢の急速な変化や多様化する行政需要に対応するためには、正職員に加えて非常勤職員などの方々の力は欠かせないものと考えております。来年4月からは、会計年度任用職員制度が導入されることにより、現行の非常勤職員などについて任用が明確化されるとともに、新たに期末手当が支給されるなど、一定の処遇改善が図られることとなります。

今回の会計年度任用職員制度導入に係る財政措置を含め、地方の安定的な行政運営に必要な財源の確保について、引き続き全国知事会などと連携して、国に対してしっかりと要望してまいります。

次に、米軍機の低空飛行訓練に関して、5月27日に本山町の現地で実態を聞いた感想についてお尋ねがありました。

各市町村を訪問している対話と実行行脚で本山町に伺った際に、本山保育所の職員や園児の保護者の皆様から米軍機の低空飛行について実態や皆様の切実な声をお聞きし、県民の安全・安心を守る立場として重く受けとめました。

このお話の中では、米軍機が低空で保育所の園庭の真上を飛んでいくことや、子供たちが昼寝から目を覚まして保育士にかきついて泣いたり、怖がっていたことなどをお聞きするとともに、保護者や子供たちの声を一筆一筆書いたというカードの写しをいただきました。

また、その後屋外に出て、実際に見えた飛行コースや、周辺の山を見ながら高さのイメージを皆様から教えていただいたり、他の地域でも別の方から同様のお話をお聞きしました。実際に体感した皆様のお話を直接お聞きし、現地を見ることで、かなり低い高度を飛んだということを実感するとともに、本山町におけるこのたびの低空飛行訓練の実情を実感することができました。

私もこれまでに見たことがありますが、改めて本県の抱えている負担の大きさを感じるとともに、子供が泣き叫ぶような超低空飛行訓練はやめてほしいとの声を上げ続けることが大事だと思ったところであります。

次に、防衛省地方協力局の職員が本県を訪れたのはどのような目的か、私の要請に応えたものなのかとお尋ねがありました。

防衛省の職員が本県を訪問された目的としては、防衛省として、より具体的にヘリの運航や現場の状況を確認するためだとお聞きをしております。当日は、地方協力局の補償課長ら6名が消防防災航空センターや高知医療センターを訪れ、操縦士からヘリの運用実態や米軍機の見撃情報などについて直接ヒアリングされたほか、嶺北地域の地形やヘリポートなどを視察されております。

今回の防衛省の訪問は、4月に県として外務・防衛両大臣に米軍機の低空飛行訓練に係る要請書を提出するとともに、その後私が4月と5月の2度にわたって防衛省地方協力局長と本省で面談し、地図や緯度、経度の座標を示した資料を用いて嶺北地域にあるヘリポートの位置などを御説明するとともに、ヘリコプターが飛んでいる空域の安全度をより高めるために何らかの工夫ができないかとお願ひしたところ、局長から何ができるか検討するとのお話があったことなどが背景にあると思っております。

今回の訪問でのヒアリングや視察を踏まえて、何らかの形でヘリの運航の安全度がより高まっていくような具体的な対応に踏み出していきたいと考えているところであります。

次に、全国知事会の要請を踏まえ、また現地の方々の声もお聞きし、今後知事としてどのような働きかけを行っていくのかとお尋ねがありました。

低空飛行訓練については、全国知事会が平成

25年度以降、事前情報提供を行うことを毎年要望しております。特に、昨年7月には米軍基地負担に関する提言を基地のない都道府県も含めた総意として取りまとめ、その中で改めて米軍機による低空飛行訓練等については、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、十分な配慮を行うことや、日米地位協定を抜本的に見直し、航空法などの国内法を原則として米軍にも適用させることなどを盛り込んで政府に提言しております。

他方では、本県としても本年4月に外務・防衛両大臣宛での要請文書を提出するとともに、その後4月と5月には防衛省地方協力局長と面談して、米軍機の低空飛行訓練等については事前情報提供を必ず行うこと、危険性の極めて高い超低空飛行訓練など異常な訓練は行わないことを改めて要請するとともに、先ほどお答えしましたとおり、ドクターヘリなどが飛行する空域の安全度をより高めるための工夫をお願いするなど、私の思いを直接お伝えいたしました。

本山町の皆様が不安を感じたり心配されているように、万が一、米軍機が墜落したりヘリと衝突すれば、住民やヘリ搭乗者のみならず、米軍の人命にもかかわることとなり、日米関係にも大きなダメージを与えることになると考えております。引き続き、ドクターヘリなどの運航の安全確保のため、米軍機の飛行に関する情報を訓練実施前に提供していただけるよう、全国知事会などとも連携をして、関係機関に粘り強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、低空飛行訓練の実態を捉えるため、有効な場所にカメラを設置すべきではないかのお尋ねがありました。

県では、米軍機の低空飛行訓練が住民生活に与える影響を客観的、確定的な数値として把握するためには、騒音の測定と記録が有効だと考え、目撃情報が多い嶺北地域の4町村と香美市

の御協力のもとで、合計5台の騒音測定器を平成25年度から2カ年で設置して運用しております。

御指摘のあったカメラの設置につきましては、航空機の飛行実態等を把握するために有効な選択肢の一つとして考えられますが、設置者や設置場所、撮影の方法や精度、機器の維持管理も含めて、技術面やイニシャル・ランニング両面でのコスト等について十分に多角的な検討が必要になると考えております。

県としてカメラを設置するかどうかにつきましては、全国知事会が国の責任で実態調査を行うことを提言していることを踏まえつつ、国や関係市町村の意見もお聞きしながら、今後検討してみたいと考えているところであります。

次に、消防防災ヘリなどからの報告を国土交通省にも通知し、米軍機であるとの確認を行わせるよう求めるべきではないかのお尋ねがありました。

県の消防防災ヘリやドクターヘリ、県警ヘリが米軍機を目撃した場合には、日時や場所、ヘリとの目視距離などを記載した書面を危機管理部へ速やかに報告する仕組みを整え、市町村からの目撃情報と同様に、速やかに防衛省へ伝達することとしたところであります。

一方、米軍機が飛行する場合には、日米地位協定のもとでも適用されている航空法第97条などに基づき、米軍も国土交通大臣に対して飛行計画の通報が必要となっております。この具体的な流れとしましては、まず米軍から自衛隊に米軍機の飛行計画が通報され、その後自衛隊から国土交通省に通報されているものと承知しております。

このように、米軍のカウンターパートが自衛隊、つまり防衛省となっている運用の実態を踏まえれば、本県が消防防災ヘリ等から報告を受ける米軍機を目撃情報についても、防衛省を窓

口として伝達し、防衛省から国土交通省や米軍に通知し情報共有を図ることが適当であると考えているところです。本県が防衛省へ伝達する目撃情報につきましては、低空飛行訓練の実態として国の関係機関や米軍との間で共有されるとともに、ヘリなどの安全度をより高めたり、十分な配慮を行うための対応等を国が検討する上で役立てていただくことを期待しております。

次に、事前の情報提供とともに飛行訓練後の速やかな情報公開を求めるべきではないかのお尋ねがありました。

本県では、市町村から報告された米軍機の目撃情報をその都度速やかに集約して中国四国防衛局に伝えておりますが、その際同局においては、周辺の自衛隊に限らず全国の自衛隊に照会し、自衛隊機に該当がないか確認の上、該当がない場合は、米軍機であった可能性があるとして県に回答するとともに、苦情などの内容を米側に伝え、住民の方々に与える影響を最小限にとどめるよう求めていただいております。

今般、いわゆるオレンジルートを飛行するドクターヘリなどの安全確保のため、米軍機による低空飛行訓練等に係る速やかな事前の情報提供を私から防衛大臣らに改めて要請したところですが、議員御指摘のように、飛行訓練後についても情報の公開を求め、それが実現したとすれば、目撃情報以外の情報も把握することができ、頻繁に訓練が行われるルートや時間帯といった情報が蓄積されることとなりますので、ヘリが飛行する際に参考となり、安全確保につながる面もあろうかと思えます。

一方で、米軍機の飛行訓練に係る情報は、米軍の軍事上での運用にかかわる情報であることから、全てを明らかにすることは難しい面があると考えられます。県といたしましては、軍事的な機密にかかわるような情報まで求めているものではなく、ドクターヘリなどの安全確保の

ためには事前の情報が重要であると考え、事前の情報を差し支えない範囲で工夫して提供していただくよう粘り強く求めていきたいと考えているところであります。

次に、低空飛行訓練に対する決意についてお尋ねがありました。

米軍機の低空飛行訓練について、私の思いは大きく申し上げて3つであります。1点目は、まず大前提として、これまでも申し上げてきましたとおり、日米安全保障は極めて重要であり、厳しい安全保障環境の中で日米安保の実効性を高めるという意味において、全ての訓練を否定するものではありません。

しかしながら、2点目として、先ほども申し上げましたけれども、住民の皆様が恐怖を覚え、子供が恐れ、泣き叫ぶような危険な超低空飛行訓練はぜひやめてもらいたいと考えているものであり、このことはこれまでも繰り返し訴えてきたところであります。

さらに、3点目として、いわゆるオレンジルートはドクターヘリなどが頻繁に飛行している空域でもありますため、このことを踏まえてさらなる安全対策を何らかの形で講じていくことも、あわせてまた重要であると考えています。

そのため、低空飛行訓練に係る事前の情報提供を必ず行うことや、危険性の極めて高い超低空飛行訓練を行わないことについて、本年度に入り改めて国に要請を行うとともに、防衛省に対しドクターヘリなどの安全度がより高まっていくよう具体的なアクションを求めたところがあります。今後とも、全国知事会などとも連携し、米軍機の飛行訓練の動向を注視しつつ、粘り強く是正の要求を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、10月からの消費税増税について、政府自身が景気判断を悪化と下方修正した状況の中で実施すべきではないと考えるがどうかのお

尋ねがございました。

景気動向指数の基調判断は、一致指数の動きを一定の基準に機械的に当てはめたものであり、本年3月から悪化を示しているとなっておりますが、直近の月例経済報告における政府の基調判断では、景気は緩やかに回復しているとの骨格が維持されているところであります。現在の国、地方を通じた厳しい財政状況や急速に進む少子高齢化という状況を鑑みれば、社会保障制度の充実強化を図り、かつ持続可能性を確保するためにも、消費税率の引き上げはやむを得ないものと考えております。

一方で、消費税率引き上げに当たりましては、経済的な影響をできるだけ小さくすることが重要でありますことから、国においては一連の対策をしっかりと行っていただきたいと考えております。

次に、新たな管理型産業廃棄物最終処分場について、何をもって地元住民の了解を得たのかとのお尋ねがございました。

県としましては、これまで住民の皆様への御理解を第一としまして、住民の皆様への御説明を最優先に考え、説明会を初めとしたさまざまな取り組みを重ねてまいりました。昨年末の12月に3カ所の最終候補地から佐川町加茂への絞り込みをさせていただいて以降、12月、2月、5月の説明の場を初めとしたさまざまな取り組みを重ねて、3巡目を終えました。その中で、誠意を持ってしっかりと県としての考えをお伝えするため、将来も含めた施設の安全性や維持管理の体制、候補地選定の考え方などといった住民の皆様への御不安や御心配の声について、精いっぱいお答えをさせていただきました。

例えば、12月の説明会において多く出されていた、施設からの水漏れや施設に持ち込まれる廃棄物など処分場特有の御不安の声に対しては、この間、水漏れへの懸念については、処分場内

部の水は外部に一切出さない構造であり、その水もわずかできれいであること、地下水を常時監視していくことなど、また持ち込まれる廃棄物については、受け入れる廃棄物のほぼ全てが乾いている状態であり腐敗物は含まれていないこと、有害な廃棄物は受け入れないことなどを丁寧に御説明させていただいたところです。この結果、2月、5月と話し合いの場を重ねるにつれて、こうした処分場特有の問題に関する御不安の声は減少してまいりました。

こうしたことから、県としましては、地元の皆様が施設整備に関して抱いてこられたさまざまな御不安や御心配に対する県の説明に対して、一定の御理解が得られつつあるのではないかと受けとめさせていただいたところであります。

他方で、引き続き川の増水や地下の空洞の有無などについて、御不安の声が多く残っていることも認識をしており、重く受けとめております。これらの対処策を詳細に検討し、御不安をしっかりと解消していくためにも、ボーリング調査を初め、建設予定地の地形状況等に応じた調査や設計等、億単位の多額の予算を伴う対応が必要となります。

また、長竹地区自治会から県へも御意見をいただいております。いただいた御意見に対して一つ一つ丁寧にお答えを作成し、長竹地区の全戸に配付させていただいたところでもあります。

今後、調査を進めていく過程においても、節目節目で調査結果を公開し、住民の皆様への御説明させていただき、御意見を頂戴する場を設けてまいります。調査などの結果により、致命的な事態が明らかになれば、加茂地区での施設整備は中止することとします。引き続き、御不安の解消に御理解をいただけますよう努めてまいります。

次に、候補地となった自治体に、住民代表や専門家などを構成員とした第三者的な検討委員

会設置への助言を行うべきではないかとお尋ねがありました。

これまで3巡にわたり開催してまいりました説明の場には、町長や副町長、役場関係者に毎回出席していただき、町議会議員の方々にも多数御参加をいただいていたところでありまして、その場でいただきました住民の皆様の声をも踏まえて、それぞれのお立場で御判断をいただいたものと認識をしております。その上で、町議会で議論がなされ、議会としての結論を出され、その結果を踏まえ、町長が御判断されたものと認識をしているところです。

自治体が意思決定をするに当たって、第三者的な側面を持つ検討委員会を設けるのか否かにつきましても、当該自治体が判断されることだと思います。ただ、御指摘のとおり、住民の皆様と専門家の御意見を取り入れていながら、施設整備を進めていく視点は極めて大事なことだと考えております。そのような観点から、節目節目で開催する説明会などで住民の皆様のお意見をお聞きしていきたいと考えております。また、施設の整備中であっても、現地の見学会を何度も開催させていただき、そのような場などでも御意見をお聞きしていきたいと考えております。

さらに、専門家の御意見を取り入れることも極めて大事なことだと考えており、これまでも候補地の選定に当たり専門家の知見を生かしてまいりました。今後、県と町とで連携・協調しながら施設整備を進めるに当たっても、専門的かつ高度な知見や最新の技術等を大いに取り入れるため、廃棄物処理、地質、防災等の専門家から成る施設整備専門委員会を設置して取り組んでまいります。この委員会からの知見、御意見などは当然として、県と町、住民の皆様との間で共有をされるものであります。

次に、高等教育の無償化について、今回成立

した大学等修学支援法に関してお尋ねがございました。

大学等における修学の支援に関する法律による高等教育無償化は、授業料等減免と給付型奨学金の支給をあわせて措置することで、真に支援が必要な低所得者世帯の学生を対象に、大学等における経済的負担を軽減するものであります。この制度により、今後は意欲と能力のある学生が経済的理由で進学を断念することなく、大学等に進学する機会の充実につながるという点で、意義が大きいものと評価をしております。

一方で、今回の無償化制度における授業料等の減免基準は、これまで各大学がそれぞれ自己財源で実施してきたものとは異なるため、国の制度を適用した場合、高知県立大学におきましては、現状で授業料減免を受けられる学生が支援の対象から外れる可能性があります。

国におきましては、今後現に支援を受けている学生については、国立大学等の授業料減免の状況を把握し、学生の学びを継続支援する観点から、減免の事由や家計基準の実態等を見きわめつつ、何らかの配慮が必要かどうか検討を行うとのことでありますので、県としましても授業料減免制度について大学と協議を行い、検討する必要があると考えています。

また、大学に対しましては、無償化の対象となる機関要件として、実務経験のある教員が一定数以上配置されていることや、法人の理事に産業界等の外部人材を複数任命していることなどが定められています。支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになるという、今回の支援措置の目的を踏まえますと、大学等に対するこうした要件も必要ではないかと考えています。

現在、県立大学におきましては、高等教育無償化の対象となるための機関認定の申請を準備しており、大学からはこうした要件を十分満た

すことができる見込みであると聞いています。

次に、高知県立大学の授業料減免制度と、それを利用している学生の現状についてお尋ねがございました。

高知県立大学において、平成30年度に授業料減免を受けた学生は、全額免除が105名、半額免除が69名となっています。また、先ほどお答えしましたように、国の無償化制度が始まることにより、現在授業料減免を受けている学生が新制度のもとでは対象外となる可能性がありますので、国の動向等を注視しながら大学と協議し、制度の検討を行ってまいります。

なお、その際には県立大学のこれまでの授業料減免制度の導入経緯を踏まえた上で、さらには新たな国の給付型奨学金制度が拡充されることも加味して、トータルとして現状並みの学生支援ができる方向で検討を進めたいと考えているところでございます。

最後に、高知県立大学において入学金や授業料を低減させていくべきではないかとのお尋ねがございました。

現在の高知県立大学の入学金や授業料は、大部分の国公立大学と同程度であり、突出したものではありません。また、今回の高等教育無償化が実施されることで、真に支援が必要な低所得者世帯の学生に対しては、授業料減免とあわせて給付型奨学金が支給されることとなり、経済的負担が軽減されることにもなっています。こうしたことから、現状では県立大学の学費を変更する必要があるとは考えておりません。

私からは以上でございます。

(農業振興部長西岡幸生君登壇)

○農業振興部長(西岡幸生君) まず、耕地面積の減少に歯どめがかからない現状に対する認識と、地域農業を持続させていくための取り組みについてお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えをいたします。

本県の耕地面積は、平成19年から29年の10年間で約1,300ヘクタール減少しており、地域別に見ても、山間部はもとより平野部でも大部分の市町村で耕地面積が減少しています。減少の主な要因としては、農業者の減少や高齢化が進む中、特に山合いの土地や平野部の小規模な水田など、生産条件の不利な農地を中心に耕作放棄地になっていることが考えられます。

耕作放棄地の発生を防止し、耕地面積の減少に歯どめをかけるためには、担い手を確保し、農地中間管理機構を通じて農地を担い手に集積する取り組みも重要ですが、個々の農家への集積だけでは限界もあることから、関係者の協力のもと、地域全体で農地を維持していく仕組みづくりが必要です。

このため、県では、農地を維持管理し農業生産活動を支援する国の中山間地域等直接支払交付金を初めとした日本型直接支払制度を活用し、生産基盤をしっかりと下支えし、その上で地域の核となる経営体である集落営農と中山間農業複合経営拠点の両輪の取り組みを推進しています。現在、県内の集落営農は224組織、中山間農業複合経営拠点は20組織と着実に増加しており、今後も地域の農地の受け皿となるこれらの組織の拡大に取り組んでまいります。

また、生産条件のよい平野部においても耕作放棄地が発生していることから、国の多面的機能支払交付金を活用し、農業者や地域住民が共同で行う水路の泥上げや草刈り、植栽による景観形成など農地の維持を図る活動を支援しています。こうした取り組みにより、耕地面積の減少に歯どめをかけるとともに、持続可能な地域農業の実現につなげてまいります。

次に、新規就農者の確保目標の達成に向けた取り組みについてお尋ねがございました。

県では、地域で暮らし稼げる農業の実現を目指し、年間320人の新規就農者の確保を目標に、

産地提案型の担い手確保対策などに取り組んでいるところです。こうした取り組みにより、新規就農者数については、産業振興計画スタート前の平成20年度に114人であったものが、29年度には265人となったところです。

しかしながら、目標達成に向けては、農地などの生産基盤がありスムーズな就農が可能な親元就農や、近年増加傾向にある移住者の農業参入を促す取り組みの強化が必要であると考えております。このため今年度から、親元就農への支援について、対象品目や研修方法を拡大するとともに、親元の経営体を法人化する場合は、支援期間を従来の1年間から最大3年間に延長して支援水準も拡充したところです。また、これらの支援策の拡充内容をJAの生産部会で直接説明するなど、親世代の農家とその後継者に対するPR活動も強化し、親元就農の掘り起こしを進めてまいります。

さらに、移住部署と連携して就農相談会を開催するとともに、県や市町村のホームページなどを通じて、豊かな自然の中で暮らせる本県の魅力や本県農業の強みを広く周知するなど、県外からの就農希望者の呼び込みも強化してまいります。

このように、親元就農を積極的に推進するとともに、県外へのPR活動を強化するなど、新規就農者の確保目標の達成に向けて取り組んでまいります。

次に、労働力不足に対する取り組みについてお尋ねがございました。

農業生産の維持・拡大を図る上で、労働力の確保は喫緊の課題となっております。このため平成28年度に、JAや農業振興センターなどが県内11の地域でプロジェクトチームを設置し、JA無料職業紹介所の開設や、シルバー世代、子育て世代といったターゲットを絞ったマッチングなど、地域の実態に応じた取り組みを進め

てまいりました。その結果、昨年度はJA無料職業紹介所において260件のマッチングが行われますとともに、JA四万十では全国規模の求人サイトでショウガの収穫作業の募集を行ったところ、県外からの16名を含む29名のアルバイトが確保されるなど、一定の成果が見られているところです。

しかしながら、安定した雇用を望む求職者に対して、農業分野では収穫ピーク時を中心に季節的、短期的な雇用が多いことから、労働力の確保は厳しい状況が続いており、求職者のニーズに合致した長期間の就労が可能となる仕組みづくりが必要と考えております。そのため、現在県とJAグループが連携し、品目ごとの労働力の不足時期、不足する頻度や人数、支払い可能な賃金などの実態把握に努めているところです。

今後は、この実態をもとに施設野菜や露地野菜、果樹など複数の品目の作業を組み合わせ、求職者にとって魅力ある、長期間安心して働くことができる農作業体系を構築してまいります。また、構築した農作業体系につきましては、JA無料職業紹介所によります全国規模の求人サイトへの掲載や、募集チラシの配布などによりまして、県内外の求職者とのマッチングを図り、農業労働力の確保に努めてまいります。

次に、どのように環境制御技術の普及を図っていくのかについてお尋ねがございました。

環境制御技術の普及につきましては、平成31年3月末現在でナスやピーマンなど、本県の主要7品目における導入面積率は50%となり、多くの農家の皆様の所得向上につながってきています。一方で、農家の方が導入をためらう要因としましては、新たな機器を導入する際のコスト面に対する不安、機器やシステムが使いこなせないのではといった操作面での不安、増収に伴う労働力に対する不安などが挙げられます。

これらの不安を払拭するため、まずコスト面では、地域ごとに設置した学び教えあう場を活用した機器の導入による増収効果の実証に加えて、品目ごとの経営収支モデルを作成し、生産部会での説明や個別農家への巡回指導などにより普及に努めてまいりました。

次に、機器類の操作面では、例えばJA土佐くろしおでは機器メーカーと連携し、タッチパネルを活用した誰でも簡単に操作できる機器類を開発し、積極的に導入を推進したところ、この2年間でミョウガでの導入率が約10%から約50%にまで一気に普及をいたしました。

また、労働力不足に関しましては、今年度から自動天窓など省力化につながる機器類の導入についても支援ができるよう、補助事業の対象メニューを拡充し取り組んでいるところです。

今後は、さらに機器メーカーに加えてIT企業とも連携して、より簡単で便利な機器の開発を推進していくとともに、経営規模や所得目標等に応じたきめ細かな指導を徹底し、導入にためらいのある農家の皆様に安心して導入してもらえるよう、取り組みを強化してまいります。

最後に、南国市の国営緊急農地再編整備事業の推進についてお尋ねがございました。

本事業は、県内最大の水田面積を有する南国市において526ヘクタールの圃場整備を実施する大規模プロジェクトであり、基盤整備による優良農地の確保とあわせて、次世代型施設園芸の拡大や企業参入による農業クラスターの形成など大きな成果が期待される重要な事業です。

このため、県としましても、事業着手に向けて南国市やJA等の関係者の取り組みを積極的に支援しており、昨年度は国営農地整備推進監を専任で配置した上で、圃場整備の実務経験を持つ県職員と市の職員によるチームを編成し、事業の必要性を地権者に説明するための戸別訪問を行うなど粘り強く取り組みを重ね、仮同意

率の向上を図ってまいりました。

さらに、本年度は圃場整備に精通した県職員を南国市に派遣して連携を強化しており、年度内に予定されています農林水産省の事業着手の決定が円滑に行われるよう、引き続き県の関係課と出先機関が主体性を持って、地元調整や営農計画の課題解決に取り組んでまいります。

今後は、県を通じて行う事業申請や土地改良区の設立などの事務手続に万全を期すとともに、来年4月以降の本同意の徴集に当たっては、県と市が一体となった集中的な取り組みが必要になりますので、臨機応変に対応できるよう県の支援体制を整えていきたいと考えております。

国営事業の着手後は、工事の進捗に合わせて新たな営農が実践され、一日も早い事業効果の発現につながりますよう、国や南国市と一体となった取り組みをしっかりと進めてまいります。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) 後川における放水路の老朽化による排水機能の低下が懸念されるが、今後どのような対策を検討しているのかとお尋ねがありました。

後川は、高知龍馬空港の周辺を流域とする物部川の支川であり、国道55号付近から南に流れた後、海岸に沿って形成された砂丘に遮られて東に方向を変え、物部川の河口に流れ込んでいます。東西に流れる区間では河川の勾配が緩く、排水能力が不足することから、砂丘を横断して直接太平洋へ放流する放水路を3本整備し、必要な排水能力を確保しております。

これらの放水路は、整備後60年以上が経過したものもあり、老朽化してきたため、平成25年度から2カ年で長寿命化計画を策定し、この計画に基づき水門や機械設備の修繕、更新、トンネル部の断面補修などの対策工事に着手しています。引き続き、これらの河川管理施設の定時点検と補修、更新を行い、適切な維持管理に努

めてまいります。

(商工労働部長近藤雅宏君登壇)

○商工労働部長(近藤雅宏君) 仮称南国日章工業団地の用水・排水対策に関する経過と今後の対応についてお尋ねがございました。

県では、新たな企業の誘致やBCP対策も含めた県内企業の移転、増設などに対応するため、昨年度分譲を完了した高知中央産業団地に次ぐ安全・安心な工業団地の開発を進めています。仮称南国日章工業団地は、南国市と共同で開発を進めており、令和2年度中の完成に向けて、今年度から本体造成工事に着手する予定でございます。

地元の住民の皆様には、団地の開発に伴います用水及び排水対策を含めました整備計画について、南国市とともに平成27年度から28年度にかけて、王子地区、下啗内地区を初め6つの地区で19回の説明会を開催いたしました。また、昨年度は団地内からの排水に関連します導水路工事について、計7回の説明会を行ってまいりました。そうした地元説明会等でいただきました用水の機能維持や排水対策に対する御意見も踏まえ、整備計画への反映も行ってきたところでございます。

まず、農業用水につきましては、現在工業団地の計画地内には12本の用水路があり、国道55号の下を通過して南側の農地に用水が流れている状況でございます。このたびの団地整備に伴い、これらの用水路についてはつけかえが必要となりますが、現在の12本の用水の出口を全て存続させ、従前と同じように水を流すことで、用水機能が維持される計画としております。

次に、工業団地からの排水につきましては、団地内に降った雨水を一時貯留池に導き、放流量を調整した上で、導水路を通じて国道55号を挟んだ南側の王子川の河川改修済みの区間に流す計画としております。このことにより、30年

に一回程度に発生する確率とされている降雨によるピーク時の流出量を、整備前と比較して約6割に抑えることができる計画としております。

現在、こうした取り組みのもと導水路工事を進めておりますが、今議会に提出しています団地整備工事の契約に関する議案をお認めいただけましたら、直ちに本体造成工事に着手することとしており、工事に入ります前には、施工方法等について改めて地元説明会を行う予定としております。今後も引き続き、地元を初め関係者の皆様の御理解と御協力をいただきながら、団地の早期完成を目指してまいります。

(林業振興・環境部長川村竜哉君登壇)

○林業振興・環境部長(川村竜哉君) まず、新たな管理型産業廃棄物最終処分場について、本県で第4次スクリーニングとして11カ所の現地調査を実施したとき、なぜ選定委員会が同行して調査、地形判読を行わなかったのか、また決定するまでに地形的な立地条件について調査すべきではないかとのお尋ねがございました。

最終処分場の候補地選定に当たっては、平成28年度に策定された、高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想に基づき、処分場整備に精通し、地形、地質等の専門的知識も有するコンサルタント会社に事務局案の作成支援に関して業務委託を行い、事務局案を作成しております。その上で、有識者や専門家などから構成する選定委員会において事務局案を議論していただきながら、客観的、科学的に候補地の選定を進めてまいりました。

第4次スクリーニングを行う際には、県とコンサルタント会社の専門技術者で現地踏査を行うとともに、コンサルタント会社の地形判読の専門知識を有する部署が詳細な地形図をもとに作業を行った上で事務局案を作成し、選定委員会において議論していただいております。その

際には、航空レーザ計測データから作成された詳細な地形図とその地形判読結果、現地の写真なども委員にお示しさせていただきながら御議論いただいております。現地の状況もしっかりと踏まえた上で選定していただいたものと認識しております。

また、河川の増水や地下の空洞の有無などに関する御不安の声に対して、対処策を詳細に検討し、住民の皆様への御不安をしっかりと解消していくためには、ボーリング調査などの詳細な調査や、建設予定地の個別の地形の状況に対応した設計などの相応の予算を伴う対応が必要であり、建設予定地を定めた上でないと、調査を行うことは困難だと考えております。

これらの調査結果は住民の皆様にも節目節目で明らかにするとともに、仮にも調査の結果、施設整備にとって致命的な事項が明らかになった場合には、佐川町加茂における整備を中止することも想定しているところです。

次に、経路の津波浸水条件をつけ加えた最終候補地の決定の経緯についてお尋ねがございました。

今回の候補地選定では、有識者と専門家等で構成する候補地選定委員会において、高知県全土の中から津波を含めた災害発生時の危険性や法規制、周辺環境への影響などといった観点によってさまざまな検証を行い、最終候補地の3カ所が選定されており、客観性かつ科学的で透明性のあるプロセスにより選定していただいたものと認識しております。

その選定に当たっては、まず候補地を選定する範囲から、津波浸水想定区域を初めとした施設の整備が困難な区域が除外されていることから、最終候補地の3カ所はいずれも、南海トラフ地震による津波が発生した場合でも埋め立てた廃棄物が津波により流出する心配がなく、さらに施設の点検のため、車両や徒歩等によりア

クセスが可能であるといった条件を満たしているものと言えます。

その上で、最終候補地3カ所から1カ所の最有力な候補地を定めるに当たっては、当然のこと、より厳しい条件を設定して絞り込みを行うこととなります。このため、県としてさまざまな条件について追加的な比較検討を行う中で、特に有意に差のあった現地調査結果に基づく周辺環境への影響の度合いや、南海トラフ地震の津波による通行への支障の度合いの違いに基づいて比較検討を行うこととなったものでございます。

その結果、新設する進入道路沿いに民家等がなく、車両通行による周辺環境への影響が最も少ないことと、高知市中心部からの通常経路上に津波による長期浸水エリアがないため、発災直後から通常経路を通行して施設へ到達可能であるという理由から、佐川町加茂を施設の整備に最も適した箇所として絞り込みをさせていただいたものです。

次に、基本構想では災害廃棄物の搬入はしないとあるが、第1回選定委員会では搬入を総合的に判断すると説明しており、基本構想を変更したのか、またそのことについて住民に対して説明を行ったのかとお尋ねがございました。

平成28年度に策定した、高知県における今後の管理型産業廃棄物最終処分のあり方に関する基本構想では、有識者委員会での検討結果を踏まえ、新たな管理型最終処分場の必要性や施設規模、施設構成、候補地選定手法などについて、県としての考え方を取りまとめております。

その基本構想の中では、新たな施設の施設規模に災害廃棄物の受け入れを反映するか否かについても検討しているところですが、本県において南海トラフ地震が発生した場合、最終処分が困難な災害廃棄物がL1の地震で約190万立方メートル、L2の地震で約780万立方メートル

発生すると見込まれていることから、そうした災害廃棄物の受け入れを考慮した大規模な施設を整備することは現実的ではなく、災害廃棄物の受け入れについては新たな施設の規模に考慮する必要はないと結論づけております。

加えまして、そのただし書きとして、「大規模な災害が発生した時の災害廃棄物の受け入れについては、その時点での新たな施設の残余容量等も考慮したうえで、総合的に判断することとする。なお、災害廃棄物の具体的な処理方法については、別途「南海トラフ巨大地震の発生に伴う災害廃棄物処理検討会」において、検討することとしている。」という記載をしております。

議員から御指摘のありました第1回候補地選定委員会において、委員の皆様にはこの基本構想の概要版をお配りしていたものであり、本資料には先ほどのただし書きについては記載しておりませんでしたので、同委員会における委員の皆様への説明の折に、このただし書きの部分について口頭で補足説明をさせていただいたものでございます。

ただし、実際の南海トラフ地震が発生した場合に生じる災害廃棄物の量は、先ほども申し上げましたとおり、極めて莫大なものであるため、発生した廃棄物につきましては、災害用の受け入れ場所を別途用意することとなりますので、新たな施設での受け入れは行わない方針です。このことは既に住民説明会でも御説明してきたところでございます。

次に、高知県内で環境影響評価の手続が進められている大型風力発電の立地計画について、どのように対応し、適切なコミュニケーションを図ることの努力義務をどう果たさせていくかのお尋ねがございました。

国においては、平成29年4月施行の改正FIT法に基づいて制定された事業計画策定ガイド

ラインの中で、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮し事業を実施するよう努めることを求めているところです。

本県では、新エネルギービジョンにおいて、生活環境や自然環境との調和などの課題に対応しつつ、再生可能エネルギーの導入を図ることを基本方針としており、従前から風力発電に限らず、大規模な再生可能エネルギーの発電施設の設置に関しては、事業者に対し、早い段階からの説明などにより地域住民の理解を得られるよう求めてきております。

議員のお話にありました大規模風力発電の立地計画につきましても、例えば環境影響評価の計画段階配慮書に対する知事の意見を付す際に、地域の実情に応じて早期に丁寧な説明を行い、十分な理解を得られるよう努めることや、地域住民等からの意見に十分配慮した上で事業計画を検討するよう求めるなど、事業者に対して丁寧な対応を求めています。

引き続き、事業者の方々には節目節目の適切なタイミングで、地域住民の皆様と適切にコミュニケーションをとっていただき、丁寧な合意形成を図りながら事業を進めていただくことにより、地域と共生した事業となるよう、しっかりと働きかけてまいります。

次に、FIT法の事業計画認定に当たり、地元住民、自治体の合意の義務化、地域と共生できない事業のFIT認定は取り消すといったルールづくりが必要ではないかのお尋ねがございました。

改正FIT法では、事業計画の認定基準を満たさないことが確認された場合、その事業については個別に指導や改善命令が行われたり、必要があれば認定の取り消しが行われる仕組みとなっております。一方で、地域住民との適切なコミュニケーションに関しては努力義務となっ

ており、認定基準とはなっていないことから、その実効性について、もう一段強化の必要があると考えております。関連する既存の法令との整理を考えますと、法律という形で全国的に規制を強化することが望ましいと考えており、また全国的にもこうした問題が発生しておりますことから、全国知事会として国に対し政策提言を行っているところでございます。

今後とも、地域との共生が図られた再生可能エネルギーのさらなる利用促進に向け、事業者に対し誠意ある対応を求めてまいりますとともに、引き続き国に対しても政策提言を行ってまいります。

次に、災害の起こる危険性が高い場所などについて、ゾーニングによる規制を早期に実施すべきではないかとのお尋ねがございました。

砂防指定地や地すべり防止区域等、災害の発生の危険性が高い区域については、それぞれ個別法によりゾーニングと規制がなされており、本県ではこうした災害の発生の危険性が高い区域については、高知県防災マップとして一覧できる形で県のホームページ上に公開しております。事業者の皆様が事業計画を立てる際にも、こうしたツールを御活用いただけるようになっておりますことから、防災面のゾーニングに関して言えば、実質的に機能を備えているものと考えております。

最後に、固定価格買い取り終了後に施設が放置されないよう、施設の撤去も含めたFITの事業計画認定の判断が必要ではないかとのお尋ねがございました。

事業者がFIT制度の事業計画認定を受ける際には、廃棄費用の総額、毎月の積立金額などを記載した事業計画の認定申請書を経済産業省に提出することとなっており、発電事業を廃止する際の設備の廃棄計画についても事業計画の認定の際に判断される仕組みとなっております。

また、平成30年7月より、FIT認定を受け運転を開始した事業者は、年に1回、廃棄費用の積立額や累積の積立額を経済産業省に報告することが義務づけされており、毎年、状況についてもフォローがなされております。

こうした仕組みに加えて、FIT終了後に風力発電設備等が放置されるおそれがないように、全国知事会として管理及び撤去、処分が適切かつ確実に行われる仕組みをつくるよう、国に対し政策提言も行ってきたところでございます。

再生可能エネルギーは、昨年7月に閣議決定された第5次エネルギー基本計画において、2050年に向けて主力電源化を目指すことが掲げられており、現在国においては、主力電源化に向けての検討が始まったところであるとお聞きしております。

本県といたしましても、再生可能エネルギーの発電事業者が、FIT終了後においても施設を更新し、継続的に事業を実施できる仕組みづくりが必要であると考えておりますことから、こうした制度設計となるよう、国の動きを注視するとともに、引き続き国に対し政策提言を行ってまいります。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○地域福祉部長(福留利也君) 高齢難聴者の補聴器の公的助成制度の創設を国に提案することについて、また加齢性難聴者の現状把握と高齢者への支援についてお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

補聴器の購入支援につきましては、聴覚障害の身体障害者手帳が交付された方に対して、障害者総合支援法に基づき、年齢にかかわらず、その購入に要する経費の一部が支給されておりますが、身体障害者手帳の対象とならない中軽度の難聴の方への国の支援措置は講じられていない状況でございます。

また、これまで市町村や関係団体から加齢性

難聴の方の補聴器購入への支援を求める声はお聞きをしておりますが、今後におきましては、各市町村の地域包括支援センターに相談があった際や、要介護認定に係る聞き取り調査などのさまざまな機会を捉えて、加齢性難聴の方の状況把握に努めてまいりたいと考えています。

こうした中、難聴が認知症のリスクを高める可能性も指摘をされておりますことから、国において、補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究が昨年度から開始をされておりますし、昨日関係閣僚会議で決定されました認知症施策推進大綱においても、難聴などの危険因子に関する予防介入研究を進めることが盛り込まれているところです。

このため、国への公的助成制度創設の提言や県の支援策につきましては、こうした国における研究の結果やその対応状況などを踏まえた上で、対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、相談体制の充実や公共施設等への磁気ループの設置についてお尋ねがございました。

高齢難聴者の相談体制につきましては、高知版地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組みを進めております、かかりつけ医やケアマネジャー、あったかふれあいセンター、地域包括支援センターなどのゲートキーパーの機能強化を図る中で、難聴の方に対しても、その相談内容に応じて専門医療機関への早期受診を助言するなど、相談支援体制の充実に努めてまいります。

磁気ループの公共施設への設置につきましては、高知県ひとにやさしいまちづくり条例の施設整備設計マニュアルに基づき、補聴器を利用している難聴者や聴覚障害者に配慮した設備として設置を推奨しているところです。県内の公共施設では、床に埋め込む大規模な磁気ループ

の設置事例は少ない状況ですが、最近では持ち運び可能な携帯型や、窓口などに手軽に置くことができるカウンター型の磁気ループが普及してきておりますので、今後はこのような設置工事が不要な磁気ループの公共施設への導入が促進するよう働きかけてまいります。

○33番（岡田芳秀君） どうも御答弁ありがとうございました。幾つか要請と、質問も2問したいと思います。

1つは、米軍機の低空飛行の問題でございます。知事からも、現地に行かれて直接皆さんからもお話を聞かれたということでございます。騒音測定器は大きな役割を果たしていると思いますけれども、カメラもぜひ設置していただいて、やっぱり機種とか高度を把握しなければならないと思います。やはり少なくとも日本の国内法で定められた高度などは遵守をしていただきたいし、基本的にはそういう立場で日米地位協定の見直しも図ってほしいというふうに思います。

大人が身の危険を感じるほどの高さで飛んできたということが繰り返されることはあってはならないし、本山保育所にはゼロ歳児から年長組まで90名の子供さんがおいでするわけですが、こうした子供さんが寝ていたのに飛び起きて泣き叫ぶと、こんな事態をいつまでも許していくわけにはいかないと思います。

軍事的な機密ということもありますけれども、やはり少なくとも国内法、航空法を守らせるぐらいのことはしてもらわなければならないというふうに思います。知事もカメラ設置について検討するという御答弁でございましたので、ぜひともそれを実現するように求めておきたいというふうに思います。

それから、就農支援の問題ですけれども、やはり後継者不足というので、地元農家の関係者の皆さんも次の世代に渡していきたいが、なか

なか後継者がいないということが悩みでございます。政府もこれから日米経済交渉の中で、農産物の輸入自由化のほうにまだまだかじを切っ
ていこうとしておりますし、今回新規就農者への支援の予算が突然12%も削減をされるということも、今後大きな影響も出てくるのではないかと
いうふうに心配しております。そうした中で、本県の重要産業である農業の振興のためにも、後継者づくりを進めるように、政府に対
しても強く要望を上げていただきたいということもお願いをしておきます。

最後に、佐川町に建設されようとしている新規の産業廃棄物最終処分場の問題でございますけれども、やはり住民合意なくして公共事業の
推進というのはいらないと思います。そうした点では、住民の皆さんが納得いかれるように十分配慮した取り組みにしなければなら
ないし、公共事業のあり方として禍根を残すことがないようにしていただきたいというふうに思います。

その点で、環境への配慮ということも言われておりました。今回の6月補正予算案、スケジュールを見ましても環境アセスメントという
項目はありますけれども、この予算がどこについているのか、どこかに含まれているのか、このことも林業振興・環境部長に答
弁をいただきたいというふうに思います。これは質問ですけれども、このことを求めて2問を終わります。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） ただいま御質問いただきました佐川町の産業廃棄物最終処分場の件でございますけれども、環境アセスメントの調査につ
きましては、今回予算計上の中には含まれておりません。それは基本設計がある程度進んだ段階で規模等を確定させてから、
環境アセスメントの手続に入っていく必要がございますので、ある程度進んだ時点で予算計上した上で取り組んでまい
りたいというふうに考えております。

○33番（岡田芳秀君） わかりました。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。
ありがとうございました。（拍手）

○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明20日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後5時7分散会

令和元年6月20日（木曜日） 開議第3日

出席議員

1番 土森正一君
 2番 上田貢太郎君
 3番 今城誠司君
 4番 金岡佳時君
 5番 下村勝幸君
 6番 田中徹君
 7番 土居央君
 8番 野町雅樹君
 9番 浜田豪太君
 10番 横山文人君
 11番 西内隆純君
 12番 加藤漠君
 13番 西内健君
 14番 弘田兼一君
 15番 明神健夫君
 16番 依光晃一郎君
 17番 梶原大介君
 18番 桑名龍吾君
 19番 森田英二君
 20番 三石文隆君
 21番 上治堂司君
 22番 山崎正恭君
 23番 西森雅和君
 24番 黒岩正好君
 25番 大石宗君
 26番 武石利彦君
 27番 田所裕介君
 28番 石井孝君
 29番 大野辰哉君
 30番 橋本敏男君
 31番 上田周五君
 32番 坂本茂雄君
 33番 岡田芳秀君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 君塚明宏君
 危機管理部長 堀田幸雄君
 健康政策部長 鎌倉昭浩君
 地域福祉部長 福留利也君
 文化・生活・スポーツ部長 橋口欣二君
 産業振興・推進部長 井上浩之君
 中山間振興・交通部長 川村雅計君
 商工労働部長 近藤雅宏君
 観光振興部長 吉村大君
 農業振興部長 西岡幸生君
 林業振興・環境部長 川村竜哉君
 水産振興部長 田中宏治君
 土木部長 村田重雄君
 会計管理者 中村智砂君
 公営企業局長 北村強君
 教育長 伊藤博明君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 原哲君
 公安委員長 古谷純代君
 警察本部長 宇田川佳宏君
 代表監査委員 植田茂君
 監査委員局長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局 長 弘 田 均 君
事務局 次 長 行 宗 昭 一 君
議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君
政 策 調 査 課 長 織 田 勝 博 君
議 事 課 長 補 佐 飯 田 志 保 君
主 幹 春 井 真 美 君
主 査 宮 脇 涼 君



議 事 日 程 (第 3 号)

令和元年 6 月 20 日 午前 10 時開議

第 1

- 第 1 号 令和元年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 高知県公文書等の管理に関する条例議案
- 第 3 号 高知県森林環境譲与税基金条例議案
- 第 4 号 地方自治法第 203 条の 2 に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案

- 第 10 号 高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案
 - 第 11 号 県有財産の出資に関する議案
 - 第 12 号 (仮称) 南国日章工業団地団地整備工事請負契約の締結に関する議案
 - 第 13 号 高吾地域拠点校本館及び南舎他改修主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
 - 第 14 号 高知県公立大学法人定款の変更に関する議案
 - 第 15 号 令和元年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 一般質問
(3 人)



午前 10 時開議

○議長(桑名龍吾君) これより本日の会議を開きます。



質疑並びに一般質問

○議長(桑名龍吾君) 直ちに日程に入ります。
日程第 1、第 1 号「令和元年度高知県一般会計補正予算」から第 15 号「令和元年度高知県一般会計補正予算」まで、以上 15 件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第 2、一般質問をあわせて行います。

22 番山崎正恭君。

(22 番山崎正恭君登壇)

○22 番(山崎正恭君) おはようございます。通告に従い、公明党を代表し、知事並びに関係部長に質問いたします。

まず初めに、知事の政治姿勢について 3 点お伺いいたします。

1点目に、国の経済成長戦略についてお聞きします。政府の、経済財政運営と改革の基本方針2019、骨太の方針と成長戦略が、あす閣議決定する予定です。今回の骨太方針の原案では、10月の消費税率10%への明記や、海外経済の下方リスクが顕在化する場合には機動的なマクロ経済政策をちゅうちょなく実行する、また世界経済が減速した場合には追加の経済対策に踏み切る方針にもじませています。さらに、増税に備えた内需の下支え策として、最低賃金を早期に時給1,000円に引き上げる目標が打ち出されま

す。ほかに、女性や高齢者の就労を促し社会保障の支え手をふやす政策も柱に据え、勤労者皆社会保険制度の実現を掲げ厚生年金の適用を広げる方針を示すとともに、働いて一定の収入がある高齢者の年金を減らす在职老齢年金制度については、将来的な制度廃止も視野にあり方を見直していく内容となっています。高齢者の就労促進は成長戦略と連動しており、戦略には70歳までの就業機会の確保を努力義務にする法改正も明記され、定年の廃止や70歳までの延長、他企業への再就職、起業支援など7項目の選択肢を企業に示し、意欲ある高齢者の受け皿づくりを急ぎます。

さらに、30代半ばから40代半ばの就職氷河期世代に対して、正規雇用で働く同世代を今後3年間で30万人ふやす目標を掲げるとともに、非正規雇用など100万人を対象に資格取得などの支援に3年間で集中的に取り組んでいくとしています。これらのほかにも、今回の骨太方針には、高知県のさまざまな政策にかかわる事項が数多く盛り込まれていることと思います。

そこで、今回の政府の経済財政運営と改革の基本方針2019、骨太の方針について知事はどのように捉えられているのか、御所見をお伺いいたします。

次に、国のエネルギー対策についてお聞きします。原子力規制委員会は、4月、特定重大事故等対処施設、いわゆるテロ対策施設の完成が期限に間に合わない原発に停止命令を出す方針を決定しました。6月には、期限を過ぎた翌日には原発をとめるよう電力会社に命じる手続を行わなければならないことが定められ、これを受けて、規制委員会は期限の1週間前までに運転停止命令を出し、電力会社は停止の準備に入らなければならないとなりました。

国内の原発では、九州電力の川内1号機の期限が2020年3月17日と定められていますが、工事が難航しており期限内に完成するめどが立っておらず、停止が避けられない状況となっています。ほかに、テロ対策施設の完成がおくれる見通しを明らかにしているのは、関西電力や四国電力の5原発、10基に上り、愛媛県の伊方3号機もその中に該当しています。仮に、原発が停止した場合には、電力の安定供給といった面からその代替となる他の電源を確保する必要が生じることから、そうしたリスクにも備えておく必要があります。

また、今月13日には、中東ホルムズ海峡で日本に関係するタンカー2隻が攻撃を受ける事件が発生しており、中東への依存度が高い化石燃料をめぐる地政学的リスクも高まっています。さらに、来年には東京オリンピック・パラリンピックも控えており、テロ対策の先延ばしは許されない状況にあります。こうした状況の中、日本のエネルギー対策は、危機管理の面から非常に重大な局面を迎えていると考えております。

そこで、原発のテロ対策施設の完成のおくれによるリスクや、中東における地政学的リスクへの対応がますます求められる事態になっていると考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

次に、プラスチックごみ問題についてお聞き

します。プラスチックごみ問題が世界的に深刻化しており、日本国内で捨てられたペットボトルやレジ袋、漁具や家電の部品等のプラスチックごみが年間900万トン排出されています。国内処理の現状は、2017年は原料への再生利用が23%、焼却熱による発電などの利用が63%、残りの14%は埋め立てなどで処分されています。再生利用のうち、国内で処理し切れないプラスチックごみは、これまでリサイクルごみとして途上国などに輸出されてきましたが、リサイクルの過程で環境が汚染される懸念があり、最大の引受先であった中国が2017年末に輸入を禁止し、東南アジア諸国も規制を強めたため、行き場のないプラごみが国内に滞留しています。

政府は、2030年までに使い捨てプラスチックの量を25%削減し、2035年までに全てのプラスチックごみを有効利用する目標を本年5月に決めました。そういった情勢の中、本県においてもプラスチックごみの削減は大変重要な問題であり、この問題を初め今後の環境政策は、持続可能な開発のための2030年までの国際目標であるSDGsの理念に基づき、さらなる進化が求められる時代に入りました。

そこで、プラスチックごみの削減を初めとした本県の今後の環境政策に対する基本的な考え方について知事の御所見をお伺いいたします。

次に、高知県の教育問題についてお聞きします。

第2期高知県教育振興基本計画がスタートして3年がたち、本県の教育上の諸問題の抜本的な解決に向けて、チーム学校の構築、厳しい環境にある子供たちへの支援、学校と地域との連携・協働などを取り組みの方向性として掲げ、さまざまな施策を実施してきました。その結果、児童生徒の学力の向上等を目指す知の分野では、教員同士が学び合い、組織的に授業力を高める仕組みを導入すること等により、小学生の学力

は引き続き全国上位層に位置し、中学生も全国平均との差が縮まってきております。さらに、高校生も基礎的な学力が定着していない割合が縮小するなど、教育委員会と現場が一体となった取り組みの成果があらわれてきています。

現在、さらなる学力の向上に向けて、中学校においては教員の授業改善を目指して、同一教科の担任が複数配置されている中学校では、複数の教員が学年をまたがり同じ教科を担当する縦持ちの仕組みを、同じ教科の教員が複数配置されていない小規模の中学校では、教科の枠を超えたチームを編成し、授業について協議し合う教科間連携の仕組みを導入して、学力向上、授業改善に向けて、教員が協働して取り組む学校の体制づくりが行われています。

そこで、高知県に多い小規模の中学校において実践されている教科間連携の実践校における現段階の成果と課題について教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、道徳教育の推進やいじめ、暴力行為、不登校等の生徒指導上の諸問題の解消を目指す徳の分野においても、いじめや暴力行為、また不登校などの課題に対し、各学校に校内支援委員会等を設置し、組織的な対応がなされるようになってきており、チーム学校としての指導力・支援力の向上に取り組んでおります。

まず、暴力行為につきましては、全国平均よりも高い数値になっておりますが、高知県の教育現場においては、長きにわたって校内暴力等の非行問題に苦戦した歴史がありました。その状況を打破するために、必死になって学校を立て直してきた中で蓄積してきた生徒指導のノウハウを生かしながら、現在チーム学校として組織的に、小さなトラブルの段階から見逃さずしっかりと把握し、素早く初期段階から指導をしているからこそその数値であることは、同じく初期段階からの発見、指導が重要であるいじめ

認知件数の上昇からも見てとることができます。そういった取り組みの結果、長い間、生徒指導に苦戦してきた高知市の小中学校においても、おおむね落ちついた学校生活を送られていることから、その成果を見ることができます。

しかしながら、小中学校の不登校については、依然高い割合で発生、出現しており、全国平均を大きく上回る状況が続いています。本県における不登校対策については、県内全ての小中学校へのスクールカウンセラーの配置や、本年度より、県内全ての市にスクールソーシャルワーカーを配置する等の人的な支援とともに、指導主事や専門家で構成された不登校支援チームが、不登校の割合が高い学校を訪問し、学校の支援力向上に向けての指導・助言を行ったり、市町村教育委員会と連携し、市町村が設置している教育支援センターの支援力の強化を図るなど、県教委が中心となってさまざまな方法で解消に向けて取り組んでいます。

このように、不登校児童生徒の支援については、まずは学校において、支援委員会を中心にチーム学校で取り組んでいます。次に、それでもなかなか登校することができない場合は、市町村が設置する教育支援センター等と連携し、保護者も含めた支援を行い、学校へ出席できる状況をつくっていきます。さらに、それでも登校できない場合は、高度な専門性を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが配置されている、高知県の教育相談の中核機関である心の教育センターにおいて、児童生徒及び保護者支援を行っていくといった支援のネットワークで現在取り組んでいます。さらに、それらに加え、医療機関やその他の関係機関も含めた何重にも及ぶ支援ネットワークづくりが、不登校児童生徒の支援には必要であります。

こうした支援体制の中でも、特に県の不登校

支援の最後のとりでとも言える心の教育センターの機能の充実は、不登校問題を解消していく上で非常に重要であります。施設の解体・新築に伴い、現在、高知市大津にある旧中央児童相談所に移転していますが、令和2年8月の新築オープンに向けて解体工事が進んでおります。計画によると、相談室5室、遊びを通して子供たちの支援を行う遊戯療法が可能なプレールームが3室、さらには今までなかったスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの拠点となるプラットホームルームが設置されるなど、まさに県の支援の中心拠点にふさわしい、すばらしい施設ができる予定であります。

また、機能面においては、全体のコンセプトとしてワンストップトータルがうたわれ、県民の方が子育てに関する悩みがあれば、ここを訪れば高度な専門性を持つスーパーバイザーによる初回面談及びその結果によつての支援方法の助言等が行われ、当センター内でのカウンセリングを初めとする高度な支援を受けることができるような計画になっています。

そこで、このようなすばらしい施設を有効活用していく上で、心の教育センターの開所日についてお伺いします。現在の心の教育センターの開所日は、月曜日から金曜日の平日と第2土曜日のみになっています。しかし、先ほど述べたように、心の教育センターに通ってくる児童生徒は、学校や市町村にある教育支援センターでは登校することができなかった方が来所してくる可能性があると考えた場合、高知県全域から高い専門性を求めて来所してくることが予想されます。その場合、高知県は東西に非常に長い地形のため、郡部から通う場合は通所に多くの時間がかかります。それに加え、ひとり親世帯全国第5位の高知県の現状から見ると、親が平日になかなか仕事を休むことができない状況があります。

そういった条件を複合的に考えた場合、現在の平日及び第2土曜日のみの開所では、不登校が続いている生徒が、住んでいる場所や親の経済的な事情等により、心の教育センターの高度な専門的な支援を受けることができません。そのためにも、土曜日及び日曜日も開所すべきと考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、高等学校における通級による指導について伺います。平成28年12月に、学校教育法施行規則の一部が改正され、高等学校における通級指導が可能となりました。高知県には、平成29年9月1日現在で公立中学校だけでも、LD——学習障害、ADHD——注意欠陥多動性障害、高機能自閉症の診断・判断がある生徒が524名、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする生徒が490名、合わせて1,014名の特別な教育的支援を必要とする生徒がおり、そのほとんどが県内の高等学校へ進学しております。

そういった状況の中、高知県でも発達障害のある生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うために、平成29年度には中芸高校を研究指定校とし、翌30年度には研究に基づく実践校として、城山高校で高等学校における通級指導がスタートしています。実践校においては、通級による指導の、生徒及び保護者に対するガイダンスの段階から、文部科学省が示す留意事項に沿って丁寧な合意形成が行われているとともに、教育課程における授業名の工夫等も行うなど、対象の生徒、保護者に対して細やかな配慮が行われています。また、授業内容についても、コグトレと言われる認知機能強化トレーニングや認知ソーシャルトレーニングといった最先端のトレーニングも行われるなど、本制度が順調にスタートしていると感じています。

そこで、現段階の高等学校における通級指導

の実践校における成果と課題について教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、先ほどもお示したように、高知県の高等学校には、発達障害及び発達障害の可能性のある、特別な教育的支援を必要とする生徒が数多く在籍している現状があり、現在実践校で行われている高等学校における通級指導のさらなる拡大が急務であると考えますが、今後の県内高等学校への通級指導の拡大推進について教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、文科省は、通級による指導を担当する教員は、高等学校教諭免許状を有する者である必要があります。加えて、特別支援教育に関する知識を有し、障害による学習上または生活上の困難を改善し、または克服することを目的とする指導に専門性や経験を有する教員であることが必要であるとしています。せっかく制度化された今回の通級による指導が、発達障害のある生徒一人一人の教育的ニーズに応じた充実した支援になっていくかどうかは、それに当たる教員の力量アップが必須条件であると思います。

そこで、高等学校における通級指導に当たる教員の力量アップを、今後さらにスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、文科省は、高等学校における通級指導について、通級による指導はあくまでも個別に設定された時間で行う授業であり、障害のある生徒の学びの充実のためには、他の全ての授業においても指導方法の工夫・改善が重要である、それとともに、障害のある生徒にとってわかりやすい授業は、障害のない生徒にもわかりやすい授業であることを全ての教員が理解し、指導力の向上に努めることの2点について示しています。

そこで、今後高等学校における通級指導を推進していく中で、障害のある生徒の学びの充実

のために、またそれとともに障害のない生徒にもわかりやすい授業であるために、他の全ての授業において、どのように指導方法の工夫、改善に取り組んでいかれるのか、教育長の御所見をお伺いいたします。

この項の最後に、高等学校における通級指導の形態には、他の学校に何時間か定期的に通級し、指導を受ける他校通級がありますが、本県における他校通級の現状、今後の他校通級の取り組みについて教育長にお伺いいたします。

次に、ひきこもり問題への支援についてお聞きします。

内閣府が、昨年初めて中高年、40歳から64歳の生活状況に関する調査を実施し、本年3月に公表した結果によると、定職がなく、ほとんど外出しない、広義のひきこもり状態の中高年は全国に推計61万3,000人おり、その半数が5年以上の長期にわたっており、ひきこもりの子と親がそれぞれ高齢化し、生活が行き詰まる8050問題がさらに広がっていくのではないかと危惧されています。同じく内閣府が行った調査により、15歳から39歳のひきこもりの方の人数は約54万人いると推計されており、両調査の結果を合わせて、ひきこもり問題の非常に深刻な状態が浮き彫りになってきました。

この問題について、高知県においても、高知県立精神保健福祉センター内にひきこもり地域支援センターを設置し、本人や家族に対する電話相談、来所相談、家庭訪問等の支援が行われております。ひきこもりの方への支援は、他の相談業務より相談に来てもらうまでのハードルも高く、またその後の具体的支援においてもかなり高度な支援力が必要となってきますが、今までに1,000件を超える相談があり、また内容的にも、家庭訪問を行い、本人に直接会っての支援も行えるなど、地道ではありますが、しっかりと取り組みを進めていると評価しています。

そこで、冒頭の調査結果でもお示ししたとおり、この問題については、今後支援を必要とされる方が潜在的にたくさんいるという状況が想定され、それらの方へ今後アプローチし、支援を行っていくと考えた場合に、現在のひきこもり地域支援センターの人員体制の増員、強化が必須であると考えますが、地域福祉部長の御所見をお伺いいたします。

また、今回その実態が明らかとなった中高年、40歳から64歳のひきこもりの方への支援について、今後県としてどのように取り組まれていくのか、地域福祉部長の御所見をお伺いします。

次に、児童相談所の体制についてお伺いします。

虐待によって、また幼い子供の大切な命が失われました。札幌市の池田詩梨ちゃん2歳が衰弱死した事件は、その危険性を児童相談所も警察も十分認識しながら、その命を救ってあげることができませんでした。今回の事案では、児童相談所と警察の連携不足が指摘されているとともに、東京都目黒区の5歳女児虐待死事件後の昨年7月に、政府の緊急対策として決定した、通告後原則48時間以内に安全確認ができなかった場合立入調査するという、48時間ルールが守られていませんでした。さらに、児相が虐待の緊急性を評価するリスクアセスメントシートすら作成されていませんでした。

今回の事件を受けて、今月14日に厚生労働省は、全国の児童相談所長を集めた緊急会議を開催し、48時間ルールの徹底を改めて求めました。また、会議冒頭に根本厚生労働大臣からは、今回の札幌の事案は児相や警察のかかわりのある中で起きたとし、会議の中で、警察が子供の安全確認をするときに児相職員が同行を求められた場合は積極的に対応するようにとの要請がなされました。その一方で、児相の所長からは、業務の忙しさや人手不足で疲弊する現場の状況

を訴える声が相次ぎ、改めて対応の難しさも浮かび上がりました。

今までに、多くの子供たちの命が虐待によって奪われ、そのたびに全国の児童相談所への児童福祉司の緊急増員配置や、強制的に介入できる法的な整備等の対応がなされてきたにもかかわらず、残念ながら虐待死事件は後を絶ちません。

そして、事案が発生するたびに出てくるのが、児童相談所の職員の多忙化の問題であります。児童相談所の職員の業務は、緊急的な介入、親との面談、関係機関との連絡会議など多岐にわたり、さらにその仕事には、緊急性があるがゆえにスピード感が求められます。加えて、職員の負担になるのが、それらの業務の記録作業であります。現場には多くの情報があり、専門家だからこそ気づくことがたくさんあり、それらのことを的確に記録するとなると、相当の時間が必要であり、その作業を面談後に行う疲労感、精神的なことも含め、大きな負担となります。

そこで、地域福祉部長にお聞きします。さまざまなケースにおける緊急性を的確に判断するためには、職員に時間的、精神的な一定の余裕が不可欠であります。札幌市の場合などは、職員1人当たりが100件以上の事案——ケースを抱えていたようです。

そこで、高知県の児童相談所において、虐待対応を行う職員の担当ケース数や残業時間の状況及び今後の働き方改革に関する取り組みについて地域福祉部長にお聞きいたします。

また、一つ一つのケースに的確に判断、対応していくためには、職員のメンタル面が非常に重要になってきます。虐待場面への介入という精神的な負担が大きい業務内容を考えても、職員のメンタル面の支えは非常に重要であります。

そこで、現在の児相職員のメンタル面のサポー

ト体制はどうか、地域福祉部長にお聞きいたします。

次に、沿岸漁業無線ネットワーク整備工事について伺います。

沿岸漁業無線ネットワーク整備工事は、南海トラフ地震・津波の発生時に既存の陸上無線局の被災により沖合漁船との通信手段の損失が懸念されることから、高所に立地する県防災行政無線中継局に高出力の漁業用無線設備を新たに設置し、高知県沿岸全域をカバーする漁業無線ネットワークを構築することで、発災後の漁船との通信手段を確保し、津波による被害の防止、軽減を図るとともに、津波発生後の無線事業の継続により、漁業生産活動の早期再開に資することを目的としている南海トラフ地震時の海の命を守る重要な事業であります。

現段階の計画によると、高知県漁協本所をキー局として、同所に設置した無線機器と県防災行政無線都網中継局とを5ギガヘルツマイクロ波の独自回線で接続し、沿岸にいる漁船等への発災後の情報交換を行うことになっていますが、これを行う職員は、他の業務を兼務しながら、平日の昼間のみ対応することになっており、休日及び夜間は自動送信のみでの運用となっています。また、休日及び夜間は無人での自動受信のみの対応となっていますが、未曾有の大規模地震の発生により、万が一無線にふぐあいがあった場合のことを想定すると、現在の計画の場合、全く人的なバックアップがとれない状況となっており、せっかくの本システムが機能しない事態が発生することが考えられます。

この事業については、平成27年2月にも池脇議員の質問において、その必要性について訴えさせていただきましたが、総務省は、平成20年2月に沿岸漁業無線システムのネットワーク化に関する調査検討会報告書の検討結果として、漁業用海岸局による24時間ワッチ体制のネット

ワークシステム等を効果的に活用することで、事故発生時の迅速かつ的確な対応、被害、事故件数の軽減や改善が図られると、24時間ワッチ体制による迅速かつ的確な対応の重要性を報告しています。

また、平成23年3月11日の東日本大震災の際に被害を免れた岩手県釜石漁業無線局は、地震発生と同時に津波の来襲が予想されたため、漁船への避難を呼びかけ、津波情報や安否情報を繰り返し発信し、これにより被災を免れた数多くの船舶が確認されています。

そういった事例も受けて、平成27年2月議会におきまして公明党より、沿岸漁業無線システムのネットワークの早期整備について質疑させていただいております。知事からは、「漁業無線については、漁業者に必要な情報を一斉に送信することができるなどの長所がありますが、現状では海岸局のほとんどが昼間だけの運営であることや津波被害が懸念をされます。また、携帯電話については、通話エリアが限られることや災害時には使用が困難になるといった懸念があります。こうした懸念を払拭して、操業中の漁業者の安心・安全をより高めるために、迅速かつ一斉に情報を伝達できる漁業無線を活用し、24時間本県の全海域をカバーできるシステムを構築することは有効だと考えます。このため、今後はシステムの具体的なあり方や解決すべきさまざまな課題について専門家や関係機関などの御意見をお伺いしながら検討してまいりたいと考えております」との答弁がありました。

また、水産振興部長に対して、漁船における緊急輸送活動の実施マニュアルの課題について、3点、次のように指摘し、答弁を求めています。1点目は、海岸局はその立地から、津波にいち早く遭遇し、通信機能が消滅する可能性が大きいこと。2点目は、海岸局が津波で機能不全に陥ると、沖合にいる漁船との連絡手段がなくな

り、救援活動が極めて困難となること。3点目として、漁船への連絡方法の解決策としては、高台にある高知県無線漁業協同組合への海岸局の集約化が考えられるが、1ワット電波の到達距離を考慮すると県下に2から3の中継基地が必要となるのではないかと。以上3点について、これらの課題解決に向けての所見をお伺いし、次のような答弁がありました。

「地震や津波発生時の漁業者との情報伝達につきましても、漁業無線や携帯電話による通信の確保とともに、ラジオによる情報収集の徹底を指導してまいりました。しかしながら、操業中の漁業者の安全性をより一層高めるといった視点からは、先ほど知事からお答えしましたとおり、迅速かつ一斉に情報を伝達できる漁業無線を活用し、24時間本県の全海域をカバーできるシステムを構築することが有効だと考えております。議員のお話にもありましたように、室戸市の高台において24時間体制で無線業務を行っています高知県無線漁業協同組合を核として、本県の全海域をカバーできるよう中継局を設置し、それらをネットワーク化する方法や、各地の海岸局の設備を高台に増設する方法などが具体的な対策として考えられます。今後は、これらのシステムのあり方や有効性の検証に加えて、運営体制や必要な設備機器、費用負担などの課題について、関係者の御意見を伺いながらスピード感を持って検討してまいります」。

こういった答弁の後、約4年が経過し、検討、整備がされてきた本事業であります。今現在の計画を見ると、本来、体制的な弱点である夜間や早朝、休日といった時間帯の無線システムの充実を図るといふ本事業の肝の部分が、発災時には自動システムで対応するというものになってきています。これでは、想定外の場面においての対応がなされず、規定の対応にしか機能しないシステムを過信することは、危機管理上大きな

課題が残ると考えます。

現在の計画では、来るべく南海トラフ地震を初めとする緊急時にその効力を発揮させる無線システムであるとは到底言いがたく、不十分な運用体制と指摘せざるを得ませんが、知事の御所見をお伺いいたします。

また、南海トラフ地震など未曾有の災害、緊急時に対応するためには、陸と海、両方からの相互通信が必須であり、その司令塔となるキー局の無線士にはかなりのキャリアと能力が必要です。そういった人的な整備が確立されてこそ、海にいる方の命を守る迅速かつ的確な対応が可能となり、無線システムの本来の目的を達成できると考えます。

先ほど御質問いたしました、休日、夜間が無人システムでの対応になっているという問題点とキー局にキャリア・能力を備えた無線士を配備するという課題、それらの両面を解決する手段としては、平成27年2月議会での水産振興部長の答弁にもございました、室戸市の高台において24時間体制で無線業務を行っており、なおかつ日常的に漁業従事者とのやりとりを行っているベテランの無線士がいる高知県無線漁業協同組合を核として、本県の全海域をカバーできるよう中継局を設置し、それらをネットワーク化する方法が、この無線ネットワークの運営において本来の目的を満たし、ネットワークの設置と同時に運用が可能となり、いつ発生するかわからない南海トラフ地震への対応としてはベストな対処である。また、事業効果の面から見ても、その期待に応えられるものと評価できるのではないかと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、牧野植物園についてお伺いします。

牧野植物園は、植物学者牧野富太郎博士を顕彰するために、昭和33年4月に開園し、昨年開園60周年を迎えました。園内には、高知県の植

物を中心に、博士のゆかりの植物など、約3,000種類の植物が植栽、展示されており、温室では約1,000種類の熱帯性植物を見ることができます。平成11年には、牧野富太郎記念館と北園がオープン、平成20年には開園50周年を記念して、50周年記念庭園が南園にオープンし、さらに平成22年4月には新温室も完成するなど、着実に施設の拡充、整備を積み上げてきており、現在は平成29年に策定された牧野植物園磨き上げ整備基本構想に基づき、夜間照明設備、こんこん山広場、ふむふむ広場等が完成するなど、牧野植物園に新たな魅力が備わってきています。

ことし4月、私は久しぶりに牧野植物園を訪問いたしました。前回尋ねたのはもう随分前のことになりますが、大きく変貌した姿に本当に驚きました。以前は、園地の間に私有地が挟まり、園地全体としてもわかりにくい形状だったと記憶していますが、今回行ってみますと、その空白が埋まり、園全体の一体感があり、園地が大きく広がった感じを受けました。ここ数年、多くの予算を投じて磨き上げ整備を行い、機能を拡充しておられることを、実際に行ってみて実感いたしました。

高知県のような地方において、こうした文化施設の拡充は、財源的にも決して容易でないことが想像されます。しかしながら、私は、地方が豊かであるために、その地域特性を生かした文化を育むことは非常に重要なことであり、有意義な取り組みだと思っております。そういった意味において、ここ数年の高知城歴史博物館や坂本龍馬記念館、牧野植物園などの文化施設を大切にする県の姿勢を大いに評価したいと考えています。

一方、これらの文化施設は、高知県においては、観光振興的な側面から大きな期待を負っているのも事実であります。県外、国外からの来訪者に、自然や食の豊かさを誇る高知県におい

て、もう一味旅の楽しみを加えていただくためにも、これらの施設への期待値は高いものがあると考えます。

そこで、今回私が実際に訪問した牧野植物園を取り上げて、施設の拡充に係る運用についてお尋ねしたいと思います。資料を拝見しますと、実際に公開し活用している実用園地は6ヘクタールから、今回の拡充で7.8ヘクタールと30%ほどふえているようです。なるほど、これなら広くなったと感じるわけですが、植物園をつくっていくということは、ここから本当のスタートでありまして、通常の公園とはまた異なる手間と時間がかかるものだと管理を担当する職員の方からお話を聞きました。

一般的に公の施設では、物をつくるときにはしっかりと力を入れて取り組むけれども、その運用に関して十分な手当てがなされないために、せっかくの施設が十分に機能を発揮できないという実態が間々見受けられます。要は、施設というのはつくってから後の運用が肝心なことであることとあります。

牧野植物園の磨き上げ整備は、まだ道半ばということではありますが、一定でき上がってきた部分もありますので、まずは運用が始まっている箇所についての活用の考え方、管理の考え方、そして期待されることについて林業振興・環境部長の御所見をお聞きします。

また、特に教育的活用は非常に重要であります。現在、学習プログラムの作成や対応人材、人員について十分な環境が整っていないのではないかと危惧しております。学校教育と連携する体制の強化は、植物園の理解とともに、将来における人材育成や人材確保に有効であります。この点についても、あわせて御所見をお聞きいたします。

さて、今回の磨き上げ整備により、観光振興的な効果が大きいと期待されているわけでありま

す。新しい園地ができたこともあって、ことしのゴールデンウィーク中の来園者も去年と比べると大きく伸びており、そのあたり県の期待どおりというところではないでしょうか。牧野植物園は自然・体験型観光の拠点となる施設の一つだと思いますので、今後への期待もますます大きく膨らんでまいります。

この場合、気になることがあります。それは駐車場の問題であります。実際、ゴールデンウィーク中の混雑時には、五台山に上がってきたものの、車をとめることができずに山をおりた方も随分いたように聞いております。このことは、磨き上げ整備基本構想においても課題認識が示されていますが、立地的に山の上でついでですので、なかなか対応は容易なことではないでしょう。

厳しい条件のもとではありますが、これから来園者がふえる、または大きくふやそうとするならば、駐車場の増設や自家用車を使わない輸送手段の確保など、相応の対策が必要ではないでしょうか。施設整備は進んでまいります。この問題にどう対処していこうとするのか、林業振興・環境部長の御所見をお聞きいたします。第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 山崎議員の御質問にお答えをいたします。

まず、経済財政運営と改革の基本方針2019、いわゆる骨太の方針についてお尋ねがございました。

このほど、我が国の経済財政運営の指針となる骨太の方針の原案が示されました。正式には、あす閣議決定されるとのことでありますが、この原案によりますと、今回の骨太方針においては、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させていくことが、我が国経済の目指すべき最重要目標であるとして、経

済再生なくして財政健全化なしとの基本方針のもと、次の3つの視点を重視して取り組みを推進することとしております。

1点目は、生産性の飛躍的な向上に伴う潜在成長率の引き上げによる成長力の強化、2点目は、内需の持続的な拡大と外需の継続的な取り込みによる成長と分配の好循環の拡大、3点目は、人づくり革命や全世代型社会保障の実現による、誰もが活躍でき、安心して暮らせる社会づくりであります。これら一連の取り組みを通じて、2020年ごろの名目GDP600兆円経済と2025年度の財政健全化目標の達成を目指すこととされております。

この中では、特に新たな時代への挑戦として、Society5.0実現の加速化を図ることが前面に打ち出されております。このことは、本県の産業振興計画における高知版Society5.0の実現に向けた取り組みや、行政サービスのデジタル化などの大きな後押しとなるものと考えております。

また、今回の骨太案には、議員からお話のありました、女性や高齢者の就労促進、就職氷河期世代への支援など、社会保障の担い手拡大や人材不足への対応などにも資する新たな施策が盛り込まれているところです。これらは、本県を含め全国的な課題となっている社会保障制度の持続可能性にかかわるものであるとともに、一層深刻化している人手不足や後継者不足の解消とも関連するものであり、本県においても、日本一の健康長寿県構想や産業振興計画の取り組みに相乗効果をもたらすものと捉えております。

他方、本県では、この骨太方針の取りまとめに向けて、早い段階から全国知事会とも連携し、政策提言をさまざまに行っていました。その結果、特に社会保障分野に関して、全国知事会の健康立国宣言に基づく先進・優良事例の横展開や、国と地方の意見交換会の取り組みが骨

太案に取り上げられ、国と地方が適切な役割分担のもと、連携して取り組んでいくという方向性が示されましたことは、大きな成果であると認識をしております。

このほか、本県からの政策提言に関連し、例えば木材の中高層建築物や被住宅等への利用促進や、防災・減災に関して堤防整備などの水害対策、土砂災害対策などが盛り込まれているところです。また、財政面に関して、地方一般財源総額の水準を来年度まで維持することも明記されております。

以上のように、今回の骨太方針においては、本県からの政策提言や全国知事会の取り組みが一定反映されており、高く評価をしているところであります。また、本県の施策と方向性を一にする内容も多いことから、こうした国の動きとも連動し、経済の活性化や日本一の健康長寿県づくりなどの取り組みを、さらに加速させてまいりたいと考えております。あわせて、今後国において立案される各種施策が、地方の実情に合ったものとなりますよう、引き続き全国知事会などとも連携し、機を捉えた政策提言を行ってまいります。

次に、国のエネルギー対策について、原発のテロ対策施設の完成のおくれによるリスクや、中東における地政学的リスクへの対応がますます求められる事態になっているのではないかとのお尋ねがございました。

原子力発電所の特定重大事故等対処施設は、原子力発電所の本体施設等に航空機を衝突させられた際などに、遠隔操作で原子炉を冷却できるよう本体施設とは別に設置する施設で、原子力発電所の信頼性向上のためのバックアップ対策として、新規制基準によりその設置が義務づけられている施設です。

伊方発電所においても、特定重大事故等対処施設の完成がおくれる可能性があるとの見通し

が示されておりますが、四国電力からは、丁寧かつスピード感を持って審査に対応するとともに、工事についても工期短縮が図れるよう、最大限の努力を継続するとお聞きをしております。仮に、伊方発電所が停止となる場合には、県民の皆様の生活に支障が生じることはないよう、電力の安定供給に向け、万全の対策を講じていただくよう働きかけてまいります。

次に、中東における地政学的リスクについてでございますが、日本のエネルギー自給率を見ますと、2017年度で9.6%と、ほとんどのエネルギー源を海外からの輸入に頼っており、また石油への依存度は39.0%と最も高く、化石燃料全体では87.4%となっております。原油の輸入は約86%を中東地域に依存しておりますことから、中東における地政学的リスクという側面からは、石油への依存度を減らし、再生可能エネルギーなどの他のエネルギーへとシフトしていくことが重要であると考えております。

再生可能エネルギーは、国内で生産が可能なエネルギー源であり、CO₂の排出を抑制し、地球温暖化防止にも資するものでありますことから、今後はさらに再生可能エネルギーの導入を促進し、石油への依存度を減らしていくことが望ましいと考えております。あわせて、蓄電、節電などのさらなる技術開発も急務と考えるところです。国においては、第5次エネルギー基本計画において、再生可能エネルギーの主力電源化を目指すという方針も示され、引き続き積極的に推進していくこととしております。

本県としても、地域との共生が可能な再生可能エネルギーの導入促進に向け、さらに取り組みを進めてまいります。

次に、プラスチックごみの削減を初めとする本県の今後の環境政策に対する基本的な考え方についてお尋ねがございました。

本県における環境政策については、高知県環

境基本計画に基づき、豊かな自然環境の保全や低炭素社会、循環型社会、自然共生社会といった3つの社会づくりの実現に向けて、統合的に取り組みを進めているところです。

この取り組みの中で、本県におけるプラスチックごみの対策については、リデュース、リユース、リサイクルのいわゆる3Rの普及、定着に努めています。具体的には、回収ペットボトルをリサイクルした水切りごみ袋などの優秀な製品を認定する高知県リサイクル製品等認定制度を活用することにより、循環型社会の構築に向けて取り組む企業を県としても支援をしているところです。また、草の根の取り組みとして、CO₂の排出抑制の切り口で行っていますマイバッグキャンペーンにおいては、昨年度、県内で3,365名の参加があり、レジ袋の削減につながっております。

国においては、SDGsなどの国際的な動きを踏まえ、国内のプラスチックをめぐる資源、環境両面の課題を解決するため、プラスチック資源循環戦略を本年5月に策定されたところです。

本県の環境政策につきましては、この国の新たな戦略を踏まえ、また地球規模での廃棄物の大幅な削減や海洋プラスチック問題、SDGsなどの動きをにらみながら、本年度から着手する高知県環境基本計画の見直しの中で、しっかりと本格的な検討を行ってまいりたいと考えているところであります。

最後に、沿岸漁業無線ネットワーク整備工事について、現在の計画では不十分な運用体制であると指摘せざるを得ないと思うがどうか、また高知県無線漁業協同組合を核としてネットワーク化する方法が、南海トラフ地震対策としてもベストな対処であり、事業効果の面から見ても評価できるものと思うがどうかのお尋ねがございました。関連いたしますので、あわ

せてお答えをいたします。

南海トラフ地震が発生した際、漁協と漁船との主な通信手段である漁業無線は、漁協が沿岸部にあるため、揺れや津波により施設が被災し、機能しなくなるおそれがあります。また、携帯電話も通信が大きく制限され、漁船との通信手段が失われることが懸念をされます。このため、発災時に沿岸で操業する漁船に地震や津波発生の情報を迅速に伝える通信手段を確保することが必要でありますことから、平成28年に検討会を設置し、無線通信の専門家や関係漁業者など幅広い方々から御意見をいただき、沿岸漁業無線のネットワーク化の検討を進めてまいりました。

ネットワークの整備に当たっては、沿岸で操業する漁船を対象としていますことから、漁船が最も多く所属し、従来から出漁状況、漁船や漁業者の状況を把握している高知県漁業協同組合を事業主体としております。高知県漁協がこのシステムを整備、運用することで、南海トラフ地震が発生した際の支援物資の搬送といった緊急対応に加えまして、被災後、漁業者が漁業活動を再開する際にも漁業無線が使用可能であることから、安全かつ円滑な操業にも寄与すると考えております。

高知県漁協の休日、夜間の体制についてお話がございましたが、南海トラフ地震の発生時には、まずは津波警報などの情報を迅速に漁船に届けることが必要になります。このため、このような情報が出された場合には、直ちに自動送信システムにより操業中の漁船に伝えるとともに、休日、夜間におきましても、無線通信の資格を有する職員が直ちにキー局となる高知県漁協の本所に参集し、双方向通信に対応できる体制をとることとしております。現在、高知県漁協の職員のうち33名が資格を有しており、そのうち5名が本所に配置をされております。今後、

さらに有資格者をふやすとともに訓練を重ねることで、緊急時の対応のスキルアップを図っていくこととしております。

高知県無線漁協につきましては、24時間体制で人員が配置されておりますが、無線通信の対象が遠洋・近海漁船であることに加え、建物が整備後50年以上経過し、耐震性に不安があることなどから、先ほど申し上げましたとおり、高知県漁協が事業主体となってシステムを整備、運用していくこととしたものです。ただし、高知県無線漁協は、これまで無線業務に関し、高度なスキルやノウハウを培ってこられたところであり、今後高知県漁協との間で何らかの形で事業の連携を図ることができないか、検討してまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、小規模の中学校において実践している教科間連携の現段階の成果と課題についてお尋ねがございました。

本県では、少子化の進行に伴う生徒数の減少により、学校内に同一教科の教員数が少ない、あるいは1人しかいない小規模中学校が全中学校の約66%を占めております。これらの中学校では、授業改善について教員同士が話し合ったり、他の教員の授業を見て学習する機会が少ない状況にありました。

そのため、平成29年度から中学校11校を指定して、教科の枠を超えて授業づくりについて学び合うチームを校内に編成し、小規模中学校における教科間の連携によるチーム化を研究してまいりました。指定校では、1週間の時間割りの中に複数の教科の教員で編成したチーム会を位置づけ、授業づくりについて研究し、授業を参観し合うなどの取り組みを進めてまいりました。

指定校の校長からは、今まで1人の教科担任

に任されていた授業づくりが、教科横断的な視点を持って複数の教員で行われるようになった、互いに授業参観する中で授業のスタンダードが徹底され、日常的に情報交換や相談が行われるようになった、ベテラン教員が若手教員に助言する場面が多く見られるようになったといった声が聞こえており、この教科間連携の取り組みが、学校のチーム化やOJTの活性化につながったものと考えております。

一方、教員数が少ないことから、1人の教員が多くの分掌業務を持つことになり、チーム会の時間設定が難しいといったことや、教科の専門性を磨く機会の必要性が課題として上げられております。

このようなことから、引き続きチーム会の体制づくりや効果的な運営方法について研究を進めるとともに、国語、数学、英語などの教科について、より高い教科の専門性を身につけるための授業づくり講座を開催し、小規模中学校の研究主任や教科教員の積極的な参加を促しております。このようなことを通して、学校規模に関係なく、全ての中学校において教員同士が学び合う組織づくりを行い、協働の文化をしっかりと根づかせるよう取り組んでまいります。

次に、心の教育センターについて、土曜日と日曜日も開所すべきとのお尋ねがございました。

心の教育センターでは、平日の来所相談が難しい児童生徒や保護者に対応するために、8月を除く毎月第2土曜日を開所日として、スクールカウンセラーを配置して相談を受け付けており、平成28年度から平成30年度までの3年間に開所した土曜日の1日当たりの平均相談受理件数は、2.2件となっております。

一方、平成29年度の本県の公立小・中・高等学校の不登校児童生徒数は1,063人であり、不登校傾向にある児童生徒を含めて、相談受理件数以上に潜在的な相談ニーズが多くあるのではな

いかと考えております。このため、心の教育センターの第2土曜日の開所については、全ての児童生徒に配付しているチラシやカードにわかりやすく記載したり、ホームページに掲載するなど広く県民にお知らせし、利用率の向上を図っていくこととしております。その上で、土曜日の利用率の変化や県民の声などをお聞きしながら、土曜日の開所日数をふやすことや日曜日の開所なども検討したいと考えております。あわせて、心の教育センターがある高知市から離れた地域にお住まいの方々がもっと身近に相談できるように、東部地区や西部地区にサテライトセンターを設置することも検討していきたいと考えております。

不登校やその他の生徒指導上の諸課題を改善するためには、高度な専門性を持つスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの支援が非常に重要であり、住んでいる場所や保護者の経済的な事情によって、そういった専門的な支援が受けられないことがないように取り組んでいく必要があると考えております。

今後も、子供たちに対して、より適切な支援ができるよう、ニーズに応じた相談体制の充実に向けて努力してまいります。

次に、高等学校における通級による指導の実践校における成果と課題についてお尋ねがありました。

高等学校における通級による指導については、発達障害などによる学習上、生活上の困難を改善、克服する必要がある生徒に対し、通常の授業を受けながら、週に数時間、その障害に応じたソーシャルスキルやコミュニケーションスキルなどの特別な指導を行うものであり、平成30年度に制度化され、全国で取り組みが始まっております。

高知県でも、通級による指導の拠点となる高等学校を配置することとしまして、平成30年度

には東部圏域に 2 校、今年度は西部圏域 1 校で通級による指導を開始し、発達障害等のある生徒の自立と社会参加に向けた取り組みを進めているところです。

東部圏域の中芸高校と城山高校においては、昨年度の取り組みの成果として、コミュニケーションスキルの不足によって集団参加の難しかった生徒が、みずから集団に参加し活動する姿が見られるようになった、メモを確実にとるように支援することで、学習に必要な準備を抜き取りなく自分でできるようになったなど、従来の取り組みでは改善が難しかったことに対して、課題を焦点化して取り組むことで改善につながったケースが報告されております。

通級による指導を実施していく上では、担当教員が生徒の課題の背景を適切に見立てるなどの専門性が必要となります。また、校内の教職員だけでは適切な指導や支援の方向性が見出せない場合には、医師や大学教授など、より高い専門性を持った方から、必要な指導や支援に関する助言を得られる体制の整備も重要となります。加えて、通級による指導の内容などが十分に周知されていないため、本人や保護者が制度を理解できず、活用に至っていない状況もあるというふうに考えております。

これらの課題解消に向けては、通級による指導を担当する教員に対して、県内での悉皆研修の実施とともに、国の専門機関への派遣などを通じて専門性の向上を図ってまいります。また、高等学校課と特別支援教育課が連携し、定期的に拠点校への訪問を行い、必要に応じて医師や大学教授といった外部専門家を派遣するなど、見立ての困難な生徒の理解について支援する体制の整備を進めてまいります。

あわせて、全ての高等学校教職員に対し、インクルーシブ教育の理念を踏まえた通級による指導への理解が一層深まるよう、リーフレット

を作成、配付するなどとともに、拠点校の生徒や保護者に対しても資料を配付し、通級による指導に対する理解を広げてまいります。

次に、今後の高等学校における通級による指導の拡大推進についてお尋ねがありました。

平成 29 年度の県教育委員会が実施した調査によりますと、県内の高等学校において、医師などの専門家から発達障害があると診断、判断された生徒は 260 人となっておりますが、通級による指導には、個別の指導計画の策定が必要とされております。平成 30 年度の調査において、この個別の指導計画の策定が必要とされた生徒は 111 人となっております、この中から本人の希望や障害の程度などにより、実際に通級による指導を実施するかどうか判断されていくこととなります。

こうした状況から、本県においては、まず 3 つの圏域において通級による指導ができる学校が必要であるとし、東部圏域の 2 校に加え、今年度からは西部圏域で大方高校において指導を開始し、さらに中部圏域では高知北高校において本年度の実施に向けて取り組みを進めているところです。昨年度からの実践校においては一定成果も上げておりますが、通級による指導は、全国的に見ても指導体制や指導内容が十分に確立しておらず、本県においても、それぞれの学校でさらなる実践を積み上げることを通して、効果的な通級指導を構築し、教員の指導力の向上にもつなげていく取り組みを進めていくことが重要であるというふうに考えております。

今後、まずはしっかりと拠点校 4 校での授業実践力を充実させてまいりたいというふうに考えております。

次に、高等学校における通級指導に当たる教員の力量アップについてお尋ねがありました。

高等学校の教員においても特別な支援を有する生徒への対応が求められており、特別支援教

育の専門性を身につけるため、平成23年度から愛媛大学大学院特別支援教育コーディネーター専修に5名、高知大学大学院特別支援教育コースに10名、計15名を派遣し、人材育成に努めてまいりました。今年度も、高知大学教職大学院特別支援教育コースへの派遣を行うとともに、特別支援教育課主催の公立高等学校特別支援教育学校コーディネーター連絡協議会や、県教育センター主催による発達障害等基礎講座などさまざまな研修を行い、高等学校教員の指導力向上を図っております。

また、特に高等学校における通級指導に当たる担当教員については、国の専門機関が実施しております指導者研究協議会に平成29年度から計4名派遣するとともに、県教育センターにおいて担当教員研修を年4回実施してまいりました。

このように、特別支援教育の研修も含め、通級指導の研修も一定実施してきましたが、教員が生徒の見立てや特性に応じた指導を適切に行っていくためには、こうした研修に加え、直接生徒にかかわり実践を積むことが必要となりますので、今後は拠点校でのOJTを充実させるとともに、特別支援学校と高等学校との人事交流などにも取り組み、通級による指導を担う人材育成のスピードアップを図ってまいります。

次に、通級指導以外の全ての授業において、どのように指導方法の工夫、改善に取り組んでいくのかのお尋ねがございました。

現在の高等学校には、学習や対人関係づくりなどでさまざまな支援を必要とする生徒が入学しており、全ての生徒がわかる、できるようにするための工夫や配慮をしたユニバーサルデザインに基づく授業を行うことが重要です。

そのため、県教育委員会がユニバーサルデザインの視点で作成しました「授業づくりBasicガイドブック」や「すべての子どもが「分かる」

「できる」授業づくりガイドブック」に基づき、全ての県立高等学校で授業改善を進めております。例えば、黒板周りの余分な掲示物を取り除くことで、発達障害等の生徒が落ちついて学習できる環境をつくることや、授業の最初にその時間の学習目標や授業の流れを明示し、生徒が見通しをもって授業に臨めるようにすること、生徒にとってわかりやすい板書の仕方を工夫すること、生徒が授業の最後に振り返りを実施することなどに取り組んでいるところです。そして、全ての教員がわかりやすい授業づくりができるよう、学校支援チームの指導主事などが、授業改善に向けた指導・助言を行っております。

今後も、こうした取り組みを継続して確実に行っていくとともに、校内支援会を定期的で開催し、発達障害を初めさまざまな支援を必要とする生徒一人一人の状況を理解した上で、ユニバーサルデザインに基づいた授業づくりを推進してまいります。

最後に、本県における他校通級の現状と今後の取り組みに関するお尋ねがございました。

自校に通級による指導の場が設置されていない場合に、拠点校に通って指導を受ける他校通級については、生徒が拠点校へ移動するために時間を要しますので、近隣でなければ平常の時間帯で実施される通級の授業には参加が難しい場合があるというふうに考えられます。

また、発達障害等のある生徒は、新しい場所や環境になれることが苦手である場合が多く、他校に通うことへのハードルが高いことや、受け入れ側の担当教員としても、他校の生徒の特性と課題に対応できる高い専門性が求められることなど、検討すべき課題があり、本県においては、通級による指導を実施している県立高校3校と準備を進めている高知北高校において、自校の生徒のみを対象としており、他校通級の実施までには至っておりません。

まずは、通級による指導のPRや実践の充実を通して、拠点校における自校通級を確実に定着させていきたいと考えております。今後、拠点校の充実を図る中で、4校以外の高校で通級による指導が必要になった際には、自校通級や他校通級、または特別支援学校や拠点校の教員による巡回による通級や巡回指導などの実施について検討を行い、適切な支援ができるよう努めてまいります。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○地域福祉部長(福留利也君) まず、ひきこもり地域支援センターの人員体制の増員、強化についてお尋ねがございました。

ひきこもり地域支援センターでは、ひきこもりの状態にある方やその家族からの相談に応じるとともに、必要に応じて福祉や医療、就労支援の関係機関につなぐことや、家庭訪問などの支援を行っています。また、ひきこもりに関する理解を深める啓発活動を初め、市町村担当課や生活困窮者自立相談支援機関など地域で相談支援に携わる職員の育成や居場所づくり、短期間の就労体験事業など、さまざまな支援に取り組んでいるところです。

ひきこもり地域支援センターの相談受け付け件数は、平成30年度で1,073件となり、前年度に比べて19%増となっており、平成21年度の開設以来、過去最多の相談件数となっております。しかしながら、議員のお話にありました国の調査結果を踏まえると、いまだ相談支援につながっていない方がおられるものと推測されます。

このため、ひきこもり地域支援センターを初め、ひきこもり支援に携わる生活困窮者自立相談支援機関、若者サポートステーションなどの相談窓口のさらなる周知を図ってまいります。あわせて、ひきこもり地域支援センターを中心に、市町村、家族会なども含めたさまざまな支援機関が参加する連絡会において、それぞれが

把握している実情を共有し、一層の連携強化を図るとともに、各地域においても、関係機関がひきこもりの人の状態に応じた支援内容を協議する個別ケース検討会が開催されるよう取り組むことで、支援のネットワークをさらに強化してまいります。

ひきこもり地域支援センターの体制のあり方については、こうした取り組みを推進する中で検討してまいりたいと考えています。

次に、中高年のひきこもりの方への支援についてお尋ねがございました。

今年3月に国が公表した、40歳から64歳の人の生活状況に関する調査の結果によりますと、議員からお話がありましたように、長期間ひきこもりの状態にある人が多くなっています。また、父や母に生計を依存しているひきこもりの人が約3分の1となっていることなどから、将来的に生活困窮に陥る可能性も推測されるところです。

このように、長期間ひきこもり状態にある人やその家族は、みずからひきこもりの問題について相談窓口相談することをちゅうちょする場合も多いと思われることから、地域で活動されている民生委員・児童委員やケアマネジャー、ホームヘルパーなどのゲートキーパーの方々の御協力をいただき、家庭との日常的なかかわりの中で相談窓口につなげていただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、ひきこもり地域支援センターや生活困窮者自立相談支援機関などの相談窓口は、関係支援機関と連携して、本人や家族の健康面や生活面、経済面、家族間の関係性などの状況を把握するとともに、当事者の心情をよく聞き取り、意向を尊重しながら、日々の生活の立て直しや居場所の提供、就労に向けた支援などを行ってまいります。

このように、相談窓口につなげ、個々の状況

に応じた適切な支援を行うことにより、一人でも多くのひきこもり状態の方が社会参加できるよう取り組んでまいります。

次に、児童相談所の職員の担当ケース数や残業時間の状況、今後の働き方改革に関する取り組みについてお尋ねがございました。

本県におきましては、平成20年の児童虐待死亡事案の検証委員会の提言を受け、児童相談所の相談体制の抜本的な強化に取り組んできたところです。児童相談所の児童福祉司は、当時18名でありましたが、現在は30名にまで拡充して配置しており、この人員は、昨年12月に児童虐待防止対策体制総合強化プランで示された令和4年度の目標値を既に上回っているところです。このため、虐待対応を行う職員の受け持ちケース数は、ことし5月1日現在で1人当たり40ケースとなっております。

また、平成30年度の児童福祉司1人当たりの時間外勤務時間は、育児休暇取得者等を除いて年間354時間となっており、平成29年度の県職員1人当たりの時間外勤務時間の年間159時間を大きく上回っております。この児童福祉司の時間外勤務の多くは、虐待通告の対応を初め、夜間の一時保護対応や困難ケースの対応などに伴うものでございます。

働き方改革に関する取り組みについては、中央児童相談所では、個人の負担軽減を図るためにチームでの対応を行っており、重篤なケースを持つ職員が担当する地区から新規ケースが出た場合などは、同じチームの職員で対応するよう取り組んでいるところです。今後は、さらなる事務負担の軽減を図るために、他県で試行されているICTなどのデジタル技術を活用した業務の効率化についても検討してまいりたいと考えています。また、日ごろより積極的な休暇取得の促進や週休日勤務の振りかえによる休息日の確保など、職員の心身のリフレッシュの促

進に努め、職員が日々の業務において力を十分に発揮できるよう取り組んでまいります。

最後に、児童相談所職員のメンタル面のサポート体制についてお尋ねがございました。

児童虐待は、子供とその家庭が抱えるさまざまな課題が要因となり、複雑に絡み合って発生することから、保護者対応などが困難なケースも増加しております。また、児童相談所におきましては、24時間、児童虐待通告を受け付けているため、緊急に一時保護を行う事案も発生することから職員の精神的負担も大きく、メンタル面のサポートが大変重要であると考えています。

こうしたことから、本県の児童相談所では、担当職員が日ごろのケース対応の中で課題を抱え込むことがないように、所属長を含めたケース検討会議において支援方針を決定するなど、常に組織内で情報を共有し、組織として判断することを徹底して取り組んでおります。

特に、虐待場面への介入につきましては、精神的負担が大きいことから、担当職員だけでなく中央児童相談所に配置している警察OB職員が同行訪問等を行うほか、児童相談所のみでは対応が困難なケースについては、適宜警察署に援助要請を行い、連携して取り組んでいます。さらに、法的な対応力を強化するため、弁護士2名を非常勤職員として配置し、家庭裁判所への司法手続等を担っていただくとともに、ケース検討会への参画を通じて日ごろから職員が気軽に相談できる体制を整え、困難ケースへの対応などにおける職員の負担の軽減を図っております。

あわせて、医学的見地が必要な場合は、小児科、精神科、法医学専門の医師に随時相談ができるよう委嘱しているほか、豊富な経験を持つ外部アドバイザーを招聘することなどにより、対応力を高める取り組みを行っております。

今後も、職員が精神的な負担を抱え込むことがないよう、常に組織として対応していくことを徹底するとともに、さまざまな専門家の御協力をいただきながら、職員のサポート体制を充実してまいります。

(林業振興・環境部長川村竜哉君登壇)

○林業振興・環境部長(川村竜哉君) まず、牧野植物園の磨き上げ整備で運用が始まっている箇所について、活用の考え方、管理の考え方及び期待されることについてお尋ねがございました。

牧野植物園では、これまでに南園に夜間照明設備を整備し、さらに新しい園地として、こんこん山広場とふむふむ広場をオープンいたしました。こんこん山広場では、御家族でお弁当を広げる憩いの広場として御利用いただくとともに、この春にはフラワーショーを開催し、県内外から多くの来園者にお越しいただき、多彩な花々やすばらしい眺望を楽しんでいただいております。ふむふむ広場は、実際に植物に触れ、においを嗅いだりするなど、植物について学べる場として活用してまいります。

こうした新たな園地は、植物の成長に合わせて時間をかけて成熟させていくことになりましますし、学習プログラムに合わせたきめ細かい植栽管理も必要となってまいりますので、必要な人員を新たに配置するなど体制も充実させ、しっかりと管理を行っているところでございます。また、夜間に開園することで、若い年代の方々など新たな客層の来園者もふえております。今後も、さまざまな層のお客様に楽しんでいただけるよう四季折々にイベントを企画するなど、さらなる誘客に取り組んでまいりたいと考えております。

このように、磨き上げ整備を進めてまいりますことで、牧野植物園が憩いや学びの場として県民の皆様の利用が拡大してまいりますよう、

また県外からもより多くの観光客の皆様にお越しいただけますよう、より一層魅力を高め、世界に誇れる総合植物園の実現に向けて取り組みを進めてまいります。

次に、牧野植物園の学校教育との連携強化に関するお尋ねがございました。

これまでも牧野植物園は、主に県内の小学校や中学校に、遠足や学習プログラムなどで御利用いただいております。ことし、新しい園地のオープンに伴い、新たに人員を配置して、教育委員会や学校の教職員の皆様と連携・協力して学習プログラムの充実を図っているところでございます。こうした学習プログラムについて、広く県内外の学校へPRし、誘致活動に取り組んでまいります。

こうした取り組みにより、子供たちが植物に親しみ自然を大切に思う心や探究心を育み、第2、第3の牧野博士を育てられるような教育面での貢献を果たしていきたいと考えております。

最後に、駐車場の増設や自家用車を使わない輸送手段の確保などの対策についてお尋ねがございました。

牧野植物園は、イベントの開催時や5月の連休の際には多くの来園者にお越しいただき、駐車スペースが不足する状況となっております。このため、事前に多くの来園者が想定されるときには、近隣に駐車スペースを借り上げ、バスで輸送するなどの対策を講じているところでございます。

根本的な駐車場対策としましては、駐車場を拡張することが望ましいというところでございますが、五台山は傾斜地が多く、新たに駐車場を整備することは難しい状況でございます。このため、植物園周辺の民有地も含め駐車台数を確保できないか、今後も検討を続けてまいりたいと考えております。さらに、自家用車を使用されないお客様への対応を含め、より多くの来

園者にお越しいただけますよう、臨時駐車場の運用や連絡バスの運行の方法を工夫するなど、効果的な対策を講じてまいります。

○22番（山崎正恭君） それぞれの質問に対して、丁寧な答弁ありがとうございました。

私のほうから1点質問があります。沿岸漁業無線ネットワーク整備工事について、先ほど知事より、夜間や休日に発災した場合は自動システムの稼働とともに、発災後、職員が駆けつけるとありましたが、キー局となる県漁協本所は浸水想定地域にあり、職員が駆けつけるのは厳しいと思われませんが、その点について知事の御所見をお伺いします。

○知事（尾崎正直君） 今後、その緊急時における対応のバックアップ体制というのは、さらに御指摘の点なども含めて強化をしていく必要がある、これは当然だろうと、そういうふうに思っています。地震発生時に、どういう形で通信を確保するかということについて、システムだけでは不安ではないかという御指摘もありますが、例えばJアラートなんかにしたって基本的にはシステムなのであって、そのシステム自体が多重性を持って、いざというときにも対応できるように整備をしていくということをまず徹底する、その方向が1つだろうと思います。

ただ、そういう中であっても、あわせて専門の人々によるバックアップということも加えておけば、なお安心ということにもなりますでしょうし、単に通知した後のいろんな初動対応とか、そういうことなんかでも、優位な対応としていろいろと有効であることもあるだろうと思います。でありますので、今後このシステムの設計をさらに考えていく中において、よい点は伸ばしていきながら、デメリットについてはしっかり補っていけるように、さらに検討を重ねさせていただきたいと、そう思っているところです。

○22番（山崎正恭君） ありがとうございました。

先ほど知事からもありましたように、なおさらに強化する形で、人的なバックアップ等も検討していただけたらと思います。

最後に、何点か要請があります。

教育長から先ほど、心の教育センターの土曜日、日曜日の開所について、第2土曜日の平均相談件数が2.2件というお話がありました。やはり県民からすると、第2土曜日しかあいていないということと、土曜日、日曜日いつでも行けるよというのでは、全然感覚が違うというふうに思います。ぜひとも、名実ともにワンストップトータルな相談機関となるように、早期の土曜日、日曜日の開所について要請したいと思います。

次に、牧野植物園について、繰り返しになりますが、教育プログラムの作成は非常に重要だと思いますので、新しいプログラムを導入する際には、教職員を初め知見を持つ方の御意見もしっかり聞いていただき、実効性が上がるようお願いしたいと思います。

最後に、児童虐待防止法、また児童福祉法が昨日改正されました。きょう、御質問しました内容も含め、高知県の子供たちの命を守るために、さらなる充実した取り組みをお願いしたいと思います。

私も、これから1期生としてしっかり勉強を積んでまいりたいと思います。本日お聞きしました内容につきましては、ぜひとも対応をしていただきますことをお願いしまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（桑名龍吾君） 暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩



午後1時再開

○副議長（弘田兼一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

25番大石宗君。

（25番大石宗君登壇）

○25番（大石宗君） ただいま議長から発言のお許しをいただきました、一燈立志の会の大石宗でございます。

けさ、我が高知県の人口が、今月1日推計で70万人を割り、昭和19年以来の60万人台に突入したとの報道がありました。私が初めてこの本会議場で登壇させていただいた平成19年、県人口は78万人、あれから8万人を超える人口が高知県から消えたこととなります。とうとうこの日が来たかという思いとともに、今後さらに急速に進むと予測される人口減少を初め、迫りくる社会の変化にどう打ち勝ち、豊かな郷土を次世代に引き継いでいくのか、県政に課せられた大きな使命を改めて感じたところであります。

そのような中、私たち一燈立志の会は、新たな時代令和が始まった5月1日に設立をした新しい会派であります。名は体をあらわすとの言葉もありますが、私たちはこの会派の名前をつけるに当たり、2つの古い言葉をもらって思いを込めたところであります。

1つは、江戸時代の儒学者であります佐藤一斎がその著書「言志四録」に記した「一燈を提げて暗夜を行く。暗夜を憂うことなかれ。ただ一燈を頼め」という言葉であります。提灯を掲げて暗い夜道を歩む、夜道の暗さ、つまり自分の置かれている厳しい状況を嘆き悲しむな、ただひたすらに提灯の一燈、わずかな可能性を信じて迷わず進めという意味であります。私たち県議会議員の志、つまり提げている提灯の光、一つのともしびである一燈は、ふるさと高知県、そして県民の生活を守り、興し、次世代に引き

継いでいくこと。ただその志を果たすため、厳しい社会環境に負けず、高知県の大いなる可能性に光を見出して一心不乱に前進する、そういう思いを込めたところであります。

もう一つは、最澄が語ったとされる「一燈照隅万燈照国」であります。これは、一隅を照らすという言葉でも有名であります。一隅とは、それぞれが置かれた場所のこと。まさに、自分たちが置かれた立場の中で正心誠意に取り組み、まずは自分たち自身の身の回りから照らしていく。つまり、県議会議員というありがたく県民の皆様から託していただいた立場で高知県を照らしていく運動から始める、その上で万燈照国——これは万の燈が国を照らすというふうに書きますが——そうした運動、一燈のともしびが全国津々浦々それぞれ広がれば国が照らされるという希望を、会派の名前に託したところであります。

以上、前置きが長くなりましたが、名前負けしないように、地道に正心誠意、県勢発展に取り組んでまいりますので、同僚議員の皆さん、そして尾崎知事を初めとする執行部の皆様、そして県職員の皆さん、何より県民の皆様のご温かい御指導をいただければ幸いです。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まずは、知事の政治姿勢についてであります。

平成が終わり、新しい令和という時代になりました。平成を振り返ると、国政も地方政治も、大きな変化に翻弄されつつも、必死に対応してきた時代ではなかったかというふうに感じます。国政においては、バブルの崩壊、リーマンショックという2つの大きな金融危機、湾岸戦争や尖閣諸島の問題に始まる戦後安全保障体制の大きな変化、そして東日本大震災と原発事故などの大規模災害、まさに内憂外患、外交安全保障をめぐる状況は悪化の一途をたどり、内政におい

でも、人口減少や国際競争力の低下、財政の悪化など、構造的課題も明らかになっているところでもあります。地方においても、改革派知事の出現による地方分権論の台頭や北海道夕張市の財政再建団体への指定に始まる地方財政危機、平成の大合併、増田レポートの地方消滅論など、激しい環境変化が続いたのが、平成という時代だったように思います。

他方、こうした変化に対応すべく、国政も地方政治も必死の歩みを続けてきた、これも平成における重要な歴史であります。その中で、尾崎知事は、昭和42年に高知県で生まれ、青春時代を過ごし、昭和から平成への御代がわりときは東京で大学生、大蔵省に入省した平成3年には湾岸戦争の勃発も経験、県民の熱い要請を受け16年もの長きにわたる橋本知事にかわって知事になられてからは、12年間地方政治の最前線の指揮官として高知県勢発展に取り組んでこられました。

新しい令和という時代がスタートした今、知事は昭和・平成をどう総括し、この令和につなげていくべきとお考えか、御所見をお伺いいたします。

そして、この間の国政と地方政治の流れを振り返ったとき、2つの大きな潮流があったように思います。1つは地方分権、もう一つは財政の拡大であります。この間、地方分権がうたわれる中、国と地方との関係は権限の移譲や上下・主従関係から対等な関係への転換などの変化を続け、制度にも実際の実務にもさまざまな影響がありました。

知事は、地方政治の最前線で活動される中で、この変化をどう評価し、今後の国と地方との関係をどう考えるのか、お伺いをいたします。

そして、財政の拡大であります。少子高齢化による社会保障への支出拡大、経済危機への対応、時の政権はかわれど、基本的に我が国の財

政は拡大を続けてまいりました。特に、小泉政権以降は積極財政が続き、おかげで地方財政も好転したり景気も回復するなど効果が出ている一方、潜在的なリスクは高まっているのも確かであります。

歴史をひもとくと、積極財政が続いた後には必ず財政再建の時期が来るのは確実な中で、国の財政政策に大きく影響を受ける我が高知県が、安定した県政運営を図っていく上で大事にしなければならないポイントをどう考えるのか、知事にお伺いをいたします。

そして最後に、この12年間の県政運営についてであります。大西郷翁の残された「南洲遺訓」に、政治の要諦について、「政の大体は、文を興し、武を振るい、農を励ますの三つにあり。その他百般の事務は皆この三つの物を助くるの具なり。この三つの物の中において、時に従い勢いにより、施行先後の順序はあれど、この三つの物を後にして他を先にするは更に無し。」とあります。現代の県政運営に置きかえれば、文を興しは、伝統文化を育み教育を振興する、武を振るいは、命を守るための防災対策などを万全に行う、農を励ますは、産業振興に取り組むということだと考えます。

この3つの基本的な政治のポイントにおいても、基礎学力の上昇、社会人教育の強化、南海トラフ地震対策の進展、産業振興計画の着実な進展と伴う経済指標の改善など、尾崎県政が大きな成果を残されてきたことは各種統計の数字でも明らかであります。知事によく使われる一粒百行、一粒の米をつくるためには百の行が必要という言葉にあらわされるように、こうした成果が出るまでにはさまざまな表に出てこなかった御苦勞もあったかと思えます。

そこで、これまでの12年間の県政運営で最も困難だった、あるいは今も難しいとすることがあるとしたら何か、知事にお伺いをいたします。

また、この中で私が最も重要だと考えるのは、農を励ます、つまり食べていくことができなければ高知県に人が残ることはできないということですが、尾崎県政で始まった産業振興計画は、今新たな段階に入ったと感じています。計画が立ち上がったころ、知事は、飛行機でも車でもスタートするときが一番負荷がかかる、特に基礎体力の弱い地方経済は、この飛び立つまでのタイミングをしっかりと支えることが大事だというふうに語られておりました。

あれから10年、国を上回る経済成長率、有効求人倍率、急拡大している地産外商による経済の拡大再生産への転換、地域アクションプランによって生き生きと業務拡大に取り組む民間の皆さん、多くの場面でその成果が出ているように思います。国全体はいざなぎ景気を超える戦後最長の好景気なのに、高知だけは減速し続けた2000年代を思い返せば、隔世の感すらあります。この10年は、ある意味、地方政治の経済産業政策の方向性、取り組みによって、厳しい構造的課題を抱えた地方でも状況を変えることができるというふうに実感し、自信がついた10年でもありました。

一方、日本銀行のレポートによると、研究開発費の県民総生産に対する比率は全国平均を大きく下回るなど、厳しさを増す、官だけではどうしようもない課題も出てきた今、より本格的に民間主導の経済へと転換していくことが高知県経済の安定・上昇飛行につながる道であり、そのためには知事のトップ営業から制度の見直しまであらゆる手を使って、県内外、海外までの人と投資をさらに呼び込んでいく仕組みを強化していくことが重要だと考えますが、現在の課題と今後の展望について知事の御所見をお伺いいたします。

次に、高知県政における諸課題について質問をさせていただきます。

私は常に、連綿と続く高知県の歴史の一つのタイミングで政治を行う高知県政の中では、守る、引き継ぐ、興すという3つの視点が重要だというふうに考えておりますが、まずはその中の守るという部分から質問に入らせていただきます。

まずは、冒頭でも述べましたように、本県最大の課題は人口減少、そして伴う人手不足問題であります。人口減少対策は、自然増減と社会増減の2つをともにプラスに持っていくことが重要であります。自然減はなかなか難しい課題であると同時に、少子化対策も政策効果があるまでには時間がかかるという中で、今重要なことは、社会増減をどうプラスに転じていくかということだと考えます。その中で、県の移住政策の強化により移住者が確実にふえ、さらにその多くが結婚・出産・子育てを行う20代から40代の世代だということは、人口減少対策として非常に高い効果があるというふうに感じております。

そのような中、移住はやはり人と人との関係でありますから、より現場に近い市町村のほうが、実際に相談を受けた後の成約率が高い傾向があるとも伺います。一方で、市町村によっても、移住政策については濃淡があったり担当者の力量などにもばらつきがあるなど、課題もあるように思います。

市町村がより移住政策を強化する上で、県が今後さらにどのような支援を深めていく必要があると考えるか、県と市町村の役割分担のあり方も含め、産業振興推進部長に伺います。

次に、提案説明でもありました新規大卒者の県内就職支援に向けた取り組みの中で、高知県出身者に対する課題について伺います。今年5月に発表された大手人材広告企業のアンケート、Uターン・地元就職に関する調査によると、高知県出身の大学生の地元就職を希望する割合

は、アンケート回収数が少なく参考数値にはなりません。地元大学進学者、県外進学者ともに他の都道府県と比べても非常に厳しい結果で、特に県外進学者については希望する割合が5.6%と、全国ワーストの数値となっております。一方、県内企業の求人件数は増加の一途であることを鑑みれば、ここの対策は非常に重要であります。

そのような中、地元企業の情報をもっと知りたいとの声があったり、ウェブセミナーやウェブ面接を行ってくれる企業があれば志望度が上がるという傾向もあることから、提案説明であった企業のウェブを活用した取り組みもますます重要ではないかと考えますが、現状と課題、今後の展望について商工労働部長にお伺いをいたします。

また、そもそもの地元企業への就職活動で最も障害になっているのが、就職活動のための交通費負担であるという声もあります。お隣香川県では、昨年からは県外大学生への就活用交通費の補助制度が始まっております。

本県でも、Uターン就職のきっかけづくりとして同様の取り組みを検討したことはないのか、商工労働部長にお伺いをいたします。

また、売り手市場において、よりよい所得、収入を学生が求めるのは無理のないことで、同時進行で、所得とはまた違った価値観、つまり家族とのつながりやふるさとを愛するといった気持ちが高知に帰ってくる動機になるような取り組みを中長期的に育むことも重要だと考えます。

幸い同じアンケートでは、地元就職を希望している県出身の学生が、両親や祖父母の近くで暮らしたいと答えた率は全国1位であります。あわせて、学生全体の8割が就職について家族に相談し、その8割が影響を受けたと答え、そしてその65%が地元就職を意識するようになっ

たと答えていることから、学生に大きく影響力を発揮する家族、特に親に対して地元就職のPRを行うことが大いに効果を発揮するようには思いますが、現在のお考えについて商工労働部長にお伺いをいたします。

また、先ほど申し上げましたように、子供が成長していく中で、愛郷心、ふるさとを愛する気持ちを育む取り組みを中長期的に行っていくことが、結果的に将来高知県に残る人材がふえることにつながるという意味からも非常に重要だと考えますが、現在の考え方、具体的な取り組みについて教育長の御所見をお伺いいたします。

また、そういった中で、高知の教育、子供たちの成長にとって非常に重要な県立高校についてであります。山川出版社の「高知県の歴史」の冒頭に記載されている風土と人間という文章に、地域における学校について、「学校は、近代以降、地域の文化拠点をになうとともに、地域の未来に対する希望の場でもあった。歴史と文化は生産・生活を基盤に築かれるとすれば、その基礎が成り立たなくなると、どうなるかは明らかであろう。」と、地域における学校の重要性について触れた一文がありますが、まさにこの中で地域における、特に中山間における県立高校の存在は非常に重要であります。

そのような中、幾つかの県立高校において魅力化プロジェクトが進んでいると承知をしています。先日、会派の調査で四万十高校にお邪魔をしたときは、ドローン同好会の設立に立ち会いました。先端技術に触れてうれしそうな学生の皆さんの表情と、これを地域活性化にも生かしたいと語る姿に、大いに感銘を受けたところであります。この事例に限らず、スポーツや特別なカリキュラムの編成などを通して学校の魅力を高め、地元からの進学率の向上はもちろん、今後は県外などからの入学者の確保も図るとし

た魅力化の取り組みは非常に重要だと考えます。

そのような中、県教委ではことしから新たに県立高校に教育振興コーディネーターを配置して、学校の振興に向けて入学志願者をふやすための広報や受け入れ活動などを自治体と連携して行う取り組みを始めておられますが、この制度に期待することと現在の取り組み状況、今後の展開について教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、本県の子供たちのための青少年教育という観点で質問をさせていただきます。一昨年、高知新聞で、高知県のボーイスカウトが危機的な状況で、全国で唯一消滅の危機にあるとの報道がされました。その後、岩城副知事、そして伊藤教育長を発起人とする、高知ボーイスカウトの活動を応援する1,000人委員会が立ち上がり、応援体制もできていますとも伺います。このボーイスカウトに限らず、振り返ると、昭和の時代は子供会活動などが本県でも盛んで、いわゆる学校以外で青少年教育を行う組織が充実していたように感じますが、現在は余りそういった活動を見かけることがなくなったようにも思います。

こうした状況の変化の中で、学校教育以外で子供の心や体を育む場を提供する体制、そしてそれを公共が支える仕組みも弱ってきているのではないかと感じるところですが、教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、高知を守る南海トラフ地震対策、液状化の問題についてであります。液状化の問題は、砂上の楼閣と称される高知市を初め、県下各地に深刻な被害を及ぼすことが想定をされています。

昨年12月定例会において、坂本茂雄議員より、避難路対策について研究が必要ではとの重要な指摘に対し、危機管理部長から、有識者に意見を聞きながら検討を進めるとの答弁がありまし

た。その後の進展について部長にお伺いをいたします。

次に、県民の命を守る医療、その経営力の向上についてであります。少子高齢化や人口減少が早くから始まった高知県の医療の現状は、10年後の東京や大阪、大都市の姿と言われ、その中での医療体制、病院経営のあり方は全国から注目されている一方、高知市を中心に病院間の激しい競争も起きつつあり、今後の各医療機関の経営の安定化は地域医療を守っていくためにも喫緊の課題となっているところであります。

そのような中、昨年从高知大学医学部が香川大学、高知工科大学、高知県立大学とも連携し、文部科学省の事業で、病院経営力向上を図るための病院経営人材育成に特化した四国病院経営プログラムを開講、医療関係者からは高い評価を得ていると聞いていますが、この取り組みについて県はどのように捉えているのか、健康政策部長にお伺いをいたします。

次に、高知の建築文化を守り育んできた建築大工の若年労働者の減少と空き家対策についてであります。本県における建築大工の数は、業界の変化の影響もあり減少の一途、特に若年層については顕著であります。このことにより、大工が培ってきたさまざまな技能が継承されなくなると同時に、技能がなくては取り組むことのできない木造住宅の改修や震災時の復旧・復興の担い手の確保などにも影響が出てくると懸念するところであります。

そこで、県は今議会でも職業訓練校の課程等の見直しなど提案されておられますが、建築大工の若年層の減少をどう捉えているのか、また現場の皆さんからは、弟子をとりたくても1人で1人の弟子を雇用する体力がない、複数の親方が1人の弟子の面倒を見る体制がつかれないかとの声も聞くところでありますが、建築大工の後継者育成の仕組みについて今後検討できないか、

土木部長にお伺いをいたします。

また、大工さんたちの腕の見せどころは木造住宅の改修ですが、本県の空き家率が全国トップであることも考えれば、空き家の再生・活用の促進を図り移住政策とも連動していくことは重要だと考えます。そこで、まずは空き家のデータベースづくりが必要ですが、四万十町では以前全戸調査を行い、その調査結果をもとに空き家の情報を集積、まちづくりに活用していると承知をしています。

この四万十町の全戸調査方式は国の100%補助事業を活用したものであったことから、同じように全戸調査を行うことは難しい面がありますが、こうした空き家情報を集積させて活用していく取り組みをその他の市町村にも横展開していくべきだと考えますが、土木部長のお考えをお伺いいたします。

この項最後に、高知県で古くから盛んに行われてきたマグロ漁の船舶職員の不足とクロマグロの採捕数量制限についてであります。おいらの船は300トンという節回しで知られるように、高知県は古くからマグロ遠洋漁業の基地として栄え、最盛期である昭和59年には428億円もの水揚げを記録し、地域経済にも大きな貢献があったところでもあります。

しかし、相次ぐ減船や国際情勢の変化などで大型の遠洋漁船は減少の一途をたどり、現在では県内で約10隻、水揚げは約35億円ほどですが、マグロ漁全体で見ると、近海の71隻、70億円と合わせれば100億円を超える水揚げがあるということで、現在でもマグロ漁は本県の重要な産業であります。しかも、近年は資源管理による大西洋でのマグロの増加傾向も見られるなど、経営環境改善の明るい兆しもあると伺っていますが、遠洋、近海ともに深刻な問題となっているのが、必ず操業時に必要となる船舶職員の高齢化と後継者の問題であります。この問題を解決

し、安定した経営を図るためには、技能ある外国人に船舶職員となる道を開くか、若い日本人の幹部候補生を育てるか、2つの道しかありません。

そこで、こうした幹部候補生となり得る可能性がある人材の確保を目指す中で期待されるのが、土佐海援丸で漁業実習を行う高知海洋高校の生徒であります。海洋高校は、平成11年からの延べ卒業生1,083名中、漁業に就業したのはわずか32名、約3%、その中でも厳しい環境にあるマグロ漁業への就業はほぼ皆無という状況であります。一方、海洋高校の生徒が漁業実習で書いた作文などを読ませてもらうと、意欲的に実習に取り組む様子なども見ることができるところから、今後の取り組み次第では高校生の船舶職員としての就業の可能性も感じるところであります。

そこで、海洋高校における生徒の就業に対する意識の現状と船舶職員の後継者問題に対する学校の取り組みについて教育長にお伺いをいたします。

また、船舶職員の養成については、平成11年まで県立漁船員訓練校が存在し、多くの職員を送り出していましたが、平成10年に行われた大規模な国際減船によって大量の再就職者が出たため、その競争を避けて廃止したという経緯があります。

20年が経過し、当時と状況が大きく変化してきた中で、船舶職員養成の必要性について県はどのように認識をしているのか、また静岡県などでは、訓練校を設置し、卒業後はその地域での就業を促すなどして職員養成を図っているところがありますが、こうした他地域の施設と連携を図ることはできないのか、水産振興部長にお伺いをいたします。

次に、クロマグロの採捕数量制限についてであります。昨年7月から資源管理の規制が強化

された太平洋クロマグロ漁業について、都道府県ごとの漁獲枠に対する本県の採捕状況と今後の見通しについて、またこの問題は、そもそも漁獲枠が大手まき網業者に甘く、本来国際的にも守らなければならないとされる小規模事業者に厳しいという声も聞くところであります。伝統的資源管理漁業であるはえ縄漁業の盛んな本県からもこうした切実な声を水産庁に届け、漁獲枠の配分見直しの議論をリードしていくべきだと考えますが、水産振興部長の御所見をお伺いいたします。

次に、高知を引き継ぐという観点で質問させていただきます。冒頭引用させていただいた「南洲遺訓」の政治の要諦の1つ目、文を興し、これは教育のみならず、文化芸術、そして伝統と歴史を育み引き継いでいくことの重要性をあらわしていると私は解釈をしていますが、グローバル化が進む世界の中で、より自分たち自身の地域のアイデンティティーを持つことの重要性については、論をまたないところであります。そのためには、自分たちの地域の歴史や文化について、学び、引き継ぎ、新たな創造もしていく作業をこつこつと続けていかなければなりません。

そこで、本県の歴史資料や文化財の保存、活用という観点から質問をさせていただきます。まず、文化財保護法の改正についてであります。文化財保護法は、その名のとおり文化財の保護を目的とした法律であります。この春の改正法施行によって大きな転換期を迎えているところであります。この法改正は、地域総がかりと称して、文化財行政に関する首長の権限を強化、所管を従来の教育委員会から首長部局に移し、首長の政策判断で観光行政や文化行政、まちづくり政策との連動を図れるようにしたことや、文化財保存活用支援団体として民間団体を市町村が指定し、これまで文化財にかかわることに

制限のあった民間団体の力もより幅広く活用できるようになったことなどをてこにして、文化財行政をこれまでの保存重視から保存と活用の両輪へ転換させようとするものであります。

この改正によって、活用が先立ち保存がおろそかになるのではとの懸念も一部で聞こえるところですが、本県の文化財をめぐる状況を鑑みたとき、人口減少による集落の消滅など、あと10年が地域に残る文化財を守り引き継ぐことのできる最後の機会であることや、若い世代の地域アイデンティティーなどを育む教育の機会をふやすことの重要性を考えれば、今回の法改正をチャンスと捉えて、各地域に残る文化財を守り、掘り起こし、活用し、次世代に引き継いでいくことが今非常に重要な視点だと考えます。

まずは、この法改正についての所感を教育長にお伺いいたします。

一方、文化財行政の主体となる市町村は、専門職員が少ないことや通常業務の多忙化などで、この改正を活用できる体制にないとの話も聞くところであります。現在、県は総合的な大綱を策定中。

この大綱ができた後に各市町村が具体的な保存、活用に関する計画づくりに入る予定ですが、市町村に対する法改正の周知や計画策定への働きかけ、その後の支援体制をどう進めていくのか、また現在のところ、国の今後の予算措置については不透明な部分もありますが、今後観光関連なども含めて文化財行政に対する重層的な支援を拡充してもらうよう、市町村とも連携の上、政策提言をしていくべきだと考えますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

あわせて、文化財保存の主体となる市町村には、古くから地域に存在してきた寺社仏閣があります。こうした寺社仏閣は、いわゆる神社における鎮守の森など、集落の住民の生活と文化の中心、まさにその地域の歴史そのものとなっ

てきたところでありますが、昨今の人口減少に伴い、危機的な状況にあるところも少なくないと感じております。

一方、こうした場所には、歴史的な価値のある文化財なども眠っている可能性もあると考えたときに、市町村や大学などの研究機関、あるいは神社庁などの関連団体とも連携して、消滅可能性のある寺社仏閣をリスト化し、文化財の掘り起こしと地域文化の歴史記録としての両面で調査しておくことも考えられないか、教育長にお伺いをいたします。

次に、本県の歴史保存の中心的存在である歴史民俗資料館についてであります。私は、前回この本会議場で登壇した平成24年にも、この歴史民俗資料館について質問をさせていただきました。その際の問題提起は、建築時より懸念されていた他県の歴史資料館に比べても圧倒的に貧弱な収蔵能力、しかし一方で、古代から近現代まで通史を扱う特性から未来永劫資料がふえ続ける宿命を持った歴史民俗資料館の保存、収蔵に関しては、長期的な計画を持たなければならないのではないかとこの観点で、その際当時の文化生活部長からは、収蔵資料は約11万6,000点、収蔵スペースの課題は長期的な検討もしていくと同時に、民具の旧大栃高校への移管、収蔵庫以外の館内スペースの見直しなど検討するとの答弁をいただいていたところであります。

あれから7年、現在の収蔵資料はさらに3万2,000点ふえて約14万8,300点、いよいよ館の収蔵能力の抜本的な改善を計画することが必要ではないかと考えますが、御所見を文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

また、当時の答弁では、旧大栃高校に移管された民具を資料の公開や教育での活用につなげていくとのお話がありました。資料館の職員の皆さんもさまざまな努力を積み重ねられていることは承知をしておりますが、実際には物理的

な問題もあり、本館のように幅広い皆さんに公開して観光などでも活用できているとはいいたいのではないかと感じているところです。

現在の課題と今後の展開についてどのようにお考えか、これも文化生活スポーツ部長にお伺いをいたします。

次に、高知県内における戦争遺跡の保存、活用についてであります。県議会でも、この戦争遺跡についてはさまざまな議論があったところでありますが、昨年夏、県が市町村に依頼の上、現状等把握調査を行い、調査前には41カ所であった遺跡数が92カ所へと大幅にふえたとの報告があったところであります。

今後は、この情報を基礎にしつつ、遺跡の保存、活用を図っていくべきですが、まずはこの調査結果を早期に公開し、研究を進めることが必要だと考えます。今後の取り扱いについて教育長の御所見をお伺いいたします。

また、この遺跡リストの中に、旧城東中学校、現在の追手前高校の校舎も含まれておりますが、この校舎の屋上には、戦後GHQの命令でほとんどが解体されたと言われる、全国でも珍しい奉安殿が現存していると承知をしています。

文化庁のホームページなどによると、全国で現存する奉安殿のうち約20件は国や市町村の文化財指定がなされているようですが、経年劣化も進んでいると推察する中で、今後保存を図るためにも文化財指定を検討してはどうかと考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

また、さきの遺跡リストには、県内にある忠霊塔などの戦没者慰霊碑も含まれております。この慰霊碑に関しては、平成29年2月の定例会において、当時の桑名龍吾議員が維持管理や教育への活用について質問をされておりますが、この際維持管理については県内の242基のほとんどは良好な管理状況であったこと、また全体の9割を超える225基については年1回以上の清掃

が行われており、今後実際に管理されている方の状況などをより詳細に把握するとの答弁があったところでありますが、その後の状況はどうなっているのか、地域福祉部長にお伺いをいたします。

またその際、教育への慰霊碑の活用について、その重要性を認めた上で、今後市町村教育委員会とも話をすることでしたが、現在どのような取り組みがなされているのか、教育長にお伺いをいたします。

また、慰霊碑については、ニューギニア、ミャンマー、フィリピン、中国北部など、外地に多く赴いた県関係部隊の性質上、海外にも複数存在していると聞かるところです。

戦友会はほぼ消滅し、遺族会も高齢化している今、こうした海外における慰霊碑などの情報収集を行うことのできる最後の機会として、関係者への聞き取りを行い記録に残す必要があると考えますが、地域福祉部長のお考えをお伺いいたします。

また最近、戦地に赴かれた御家族の足跡をたどりたい、そして過去について学びたいとする声をよく聞かるところですが、まさにその足跡が行政資料として県庁に保管されている旧陸軍関係の兵籍簿の扱いについてお伺いをいたします。現在の県の兵籍簿閲覧の手続を定めた、旧軍人軍属に係る個人情報の目的外提供に関する取扱要領では、対象情報を求めることができる者として、「本人又は遺族（配偶者又は三親等内の親族に限る。）」とありますが、本人もちろん、年々この規定の遺族も減少していく中で、今後対象者は狭まっていくことになります。

一方、こうした個々人の歴史の歩みを知りたい、学びたい、あるいは研究に活用したいというニーズが高まっていることから、要領の緩和も今後検討課題の一つとして考えてはどうか、地域福祉部長の御所見をお伺いいたします。

次に、高知県の近現代の歴史資料の保存と活用についてであります。愚者は経験に学び、賢者は歴史に学ぶという言葉がありますが、明治維新以降のいわゆる近現代は、我が国が最も変動し、本県もあらゆる荒波を乗り越えて多様な歴史を刻んだ時期であることから、未来のためにも、この時期の歴史資料をしっかり保存、活用していくことの重要性はますます高まっていると思います。

また、この近現代は、文字どおり近い歴史として資料の保存なども比較的行いやすい状況にありましたが、近年は資料の散逸なども目立つようになってまいりました。既に、明治生まれの方は全国で約2,000名、大正生まれの方も一気に減っていくことを鑑みれば、近現代の歴史資料の保存についてはこの10年が正念場だと考えます。

一方、県立文化施設における近現代の歴史資料を担当する学芸員の数は、龍馬記念館を除くとわずか2人しかおらず、体制が脆弱な一面があります。もちろん、単純な学芸員の数だけではなく、民間団体の協力や資料保存の仕組みの構築など、あらゆる対策を組み合わせる必要があります。

急がれるこの近現代の歴史資料の保存の重要性についてどう捉えているのか、尾崎知事にお伺いをいたします。

また、保存・活用策を今後検討する朝倉の旧陸軍歩兵第44連隊跡地の活用についてですが、歴史民俗資料館の近現代部門との連携が非常に重要だというふうに考えております。

現在、検討会などで活用方法について議論がされているところと承知をしていますが、現在の考え方について、そして収蔵や展示の充実をさらに図ろうとする場合、この敷地内に新たな施設を建築するスペースはあるのか、あわせて教育長にお伺いをいたします。

引き継ぐという項目の最後に、高知県と歴史的に深いつながりを有する他国との国際関係の深化について伺います。本県は、特に明治以降、移民や戦争、あるいは戦後の友好交流などで世界中の地域と関係していますが、例えば、2016年に行った高知の移民文化発信プロジェクトの展示を見たことが発端となって、JICAの皆さんがこうした縁を活用しようと取り組んだ、ファイティングドックスへの南米の皆さんの研修事業が始まるなど、新たな展開も出てきているところであります。これに象徴されるように、海外の諸地域との過去の歴史を大切にしていくことで、文化から経済までさまざまな未来への交流も開ける事例が今後も期待されるところであります。

こうした海外の地域との歴史の保存と継承、今後の連携についてどうお考えか、文化生活スポーツ部長にお伺いをいたします。

また、昨年尾崎知事が音頭をとって、太平洋島嶼国・日本地方自治体ネットワークを設立されました。安全保障から経済、文化まで、我が国にとって重要なパートナーである太平洋島嶼国ですが、この新たな取り組みは非常に画期的であると同時に、これからの関係の起爆剤にもなると感動し、期待もしているところであります。

このネットワークに期待するもの、今後の取り組みについて尾崎知事に伺います。

県政の諸課題、最後に、興す、高知県の経済の活性化についてお伺いをいたします。まずは、これからの社会を大きく変革すると期待されるとともに、課題解決先進県をうたう我が高知県にとって大きな武器となり得る可能性のあるSociety5.0についてであります。

まずは、このSociety5.0社会を支える情報基盤についてであります。2020年より、これまでの常識を超える新たな第5世代の移動通信シス

テム、いわゆる5Gのサービスが提供される見込みであります。この5Gは、超高速、多数同時接続、超低遅延という3つの特色を持つことで、今後のIoT化の促進を初め、例えばAR——拡張現実の世界と組み合わせた空間伝送の技術を活用して、高い精度の映像と音声で、高知にいながら世界中の人たちとつながり、今まさに隣にいるような感覚で会議を行うことができるようになるなど、多くの分野で革新的な変化を起こす可能性が議論をされているところであります。

一方で、こうした5Gの基盤整備はこれまでよりも多くの投資を必要とするため、本来こうした通信網を最も活用したい中山間での基盤をどう整備するのかが一つの課題となっております。そのような中、この5G導入の前提となるのがいわゆる光ファイバー網だということで、おかれている地域のカバー率を向上させるため、総務省も新規の補助制度を今年度よりスタートさせたところです。

この5Gの基盤となる光ファイバー網の県内の整備状況と、5Gの中山間地域への導入の課題と対策について総務部長にお伺いをいたします。

また、この5Gの導入を契機に一気に進んでいくと予測されているSociety5.0時代の到来が本県の中山間にもたらす可能性やメリットについて、どう考えているのか、商工労働部長にお伺いをいたします。

また、今議会の提案説明にもありましたように、県は、これまでのIT・コンテンツ企業の誘致に加えて、Society5.0に関連する幅広い分野の企業立地を積極的に推進していくという方針であります。そのような中で、これまで県が取り組んでこられたIT・コンテンツ企業の誘致や人材育成は、全国の中でも手厚い支援と目に見える成果も出ていると大いに評価をし、今

後の期待も大きいところでありますが、企業の立地場所についてはほぼ高知市内というのが現状であります。

一方、先端技術を活用した課題解決の最先端のフィールドはどちらかというと県内の農山漁村であり、かつ人口減少や、さきに取り上げたような県立高校魅力化、空き家対策、あるいは町並み保存など、まちづくりを通じて地域活性化を図らなければならない喫緊の要請があるのも、人口減少が加速度的に進む高知市以外の市町村ではないかと感じているところでもあります。

そういった中で、市町村がそれぞれのまちづくりと連動してこうした先端企業の立地に取り組める体制を推進するための支援や、そもそもの市町村に対する情報提供に県がさらに力を入れていってどうかと考えますが、商工労働部長のお考えをお伺いいたします。

次に、本県の重要な産業である製造業の振興についてであります。本県のものづくり、製造業の状況は、出荷額も順調に伸びており好調だと言われますが、今後の課題となっているのが、全体の 7 割を占める従業員数 20 名以下の小規模事業者の皆さんの人手不足、生産性向上、BCP 対策であります。特に、働き方改革の影響を受けるのがこの事業者の皆さんであり、人手不足の中で逼迫する生産要請にどう応えていくのか、経営者の皆さんが頭を悩ませているとも伺うところであります。

こうした課題を解決してしていくためには、小規模事業者同士の協業や連携を深めていく必要があると考えますが、その中で今注目されているのがレンタル工場であります。このレンタル工場は、国内ではいまだ例はありませんが、アジアなどの海外ではよく見られる仕組みで、海外進出の際、大規模投資がしづらく他企業との連携も必要な日系企業のために、大きな建屋

を建設しスペースを小間貸しすることで、企業にとっても、設置者にとってもメリットある仕組みが構築できていると聞くところであります。

本県の小規模事業者にとっては、投資が最小限で済むこと、設備などを共同利用できたり、人手の融通ができたり、製品づくりのマッチングが図れたり、共同受注などもできる可能性を広げることとなると同時に B C P 対策も図れるレンタル工場、もしくは複数の企業が共同で設立する工場など、新たな仕組みを検討することが今後の経営力向上にとって有効ではないかと考えますが、まずは企業のニーズ調査なども行ってみてはどうか、商工労働部長に御所見をお伺いいたします。

次に、本県の外貨獲得の大きな柱である観光振興についてであります。去年からことしにかけての高知県観光の最も大きなよい驚きは、むしろ廃校水族館の成功だと思えます。観光の語源は、易経の、国の光を観るであります。まさにこの言葉そのままに、室戸市の漁師さんの生活文化を地域の文化の拠点であった学校跡にそのまま持ってきたような新たな水族館の姿に、全国からも大きな注目が集まったところであります。あわせて、室戸岬の真逆、西の足摺岬でも来年 7 月の開館に向けて海洋館のリニューアルが進んでおり、高知の両極にあるそれぞれの水族館のますますの発展を期待せずにはいられないところであります。

その中で 1 点懸念されるのが、両水族館の取水設備の問題であります。水族館の命は水、いかに安定して良質な水を供給できるかというのが水族館の生命線だと言われますが、近年の高温多雨の気候変化などさまざまな悪条件を乗り越え、生物の命を守り安定した運営を図るためには、この取水設備が万全であることが必要不可欠であります。

ともに設置者が違う施設ではありますが、そ

れぞれ県観光にとっても大きな影響があるこの両施設の取水設備は万全な状態なのか、観光振興部長にお伺いをいたします。

次に、今後ますます重要になるインバウンド観光についてであります。インバウンドについては、交通手段や宿泊施設の整備はもちろん、マーケットインの商品づくりと広報が重要だと考えますが、その中で、外国人材の活用をどう図っているのか、あわせて商品づくりの現場である各地域の観光団体との連携の状況はどうか、観光振興部長にお伺いをいたします。

また、インバウンドの観光客の消費についての機会ロスをなくしていくためには、キャッシュレスの電子決済制度をより普及させていくことも重要ですが、県が普及に向けて積極的に周知活動に取り組んでおられる一方、いまだ普及には課題も残っています。

そこで、まず隗より始めよ、県関係の観光施設への導入をまず促してはどうかと考えますが、現在の状況と今後の展開について観光振興部長に伺います。

最後に、高知港湾計画の策定についてお伺いをいたします。現在、県は高知港長期構想検討委員会を通じ、高知港の将来のあるべき姿について議論を進めているところですが、高知港が果たす本県に対する影響力を考えればこの将来構想の策定に大いに期待をするところでもあります。その中で、一昨年9月の定例会において、我が会派の武石利彦議員から、いわゆる西工区の整備促進についての質問があったところであります。

現在の港の利用状況や今後の県の産業戦略などを考えても、西工区の整備については積極的に議論を進めていくべきと考えますが、現在の状況について土木部長にお伺いをいたします。

また、高知港潮江地区についてであります。この地区は、古くは競馬場とフェリー乗り場と

いうにぎわいの地域でしたが、競馬場の移転を契機に南高校などが設置され、その後はフェリーも廃止されたことで、現在は都市的な地区へと変貌しています。そのような中、南中高と西高校との統合による校舎の移転など、またこの地区をめぐる環境は大きく変わろうとしています。

そこで、現在も電車の軌道があることや、高知市で最も子育て世代に人気のわんぱくこどもちが隣接していることなどの地理的条件を生かして、縣市連携の目玉事業として、この地区をにぎわいの場として再開発してはどうかと考えます。

これは今後の本県のにぎわい創出や観光振興の目玉ともなり得る計画になると確信しますが、現在の検討状況と将来への考え方について知事のお考えを伺い、第1問とさせていただきます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 大石議員の御質問にお答えをいたします。

まず、昭和・平成の総括、令和の時代への展望につきましてお尋ねがございました。

昭和から平成の時代の流れを見ましたときに、特に第2次大戦後の昭和と平成の時代では、国全体として劇的な変化が訪れたのではないかと感じているところです。すなわち、欧米という明確なモデルがあり、かつ人口が増加し、地方から都市へという形で大きな産業の構造が転換することにより安定的に経済成長が達成されてきた時代から、みずから新しいものを生み出し続けていかなければ経済成長をなし得ない時代が到来し、国全体としてもこうした変化にいかに対応していくかということが大きな課題となり続けた、それが平成であったと思っています。

また、平成の時代には、阪神・淡路大震災や東日本大震災を初めとする国全体を揺るがす未曾有の大災害や多くの災害に見舞われることになり、国民全体が改めて日本が災害大国である

ことを実感させられましたし、それらの教訓から、最悪の事態を想定した備えをしていくことの必要性も痛感させられたところであります。

この昭和・平成の変遷の中で、本県でも、地産外商を初めさまざまな取り組みを全力で展開してきたところであり、ここ数年は人口減少下にあっても経済は拡大傾向を維持し、また災害対策も進んできているところであります。他方で、グローバル化が今後ますます加速する中で急速な少子高齢化の進展と本格的な人口減少といった課題を抱え、これからは日本全体としても、また高知としても、誰もが経験したことがない時代に突入していく可能性があります。

新しいこの令和の時代においては、全体として人口減少そのものは避けられないものの、そうした状況だからこそ一人一人が大切にされ、その個性や能力が十分生かされて、未来への展望が開かれていく、そうした時代となることをなお一層目指していく必要が出てくるものと思います。そのためにも、経済規模の拡大、福祉の充実、教育の振興などに力を注ぐことが重視されます。

県としても、産業振興計画を初めとする5つの基本政策と、3つの横断的な政策に取り組んでいかなければならないものであります。今後も、この新たな時代を切り開き、自立的な発展をする高知県であり続けるために、直面する課題の解決に向けて県庁挙げてひたむきに努力を続けてまいりたいと、そのように覚悟する次第です。

次に、これまでの地方分権改革による変化の評価と、今後の国と地方の関係についてお尋ねがありました。

これまでの地方分権改革においては、機関委任事務の廃止や権限移譲など、国と地方の関係が上下・主従から対等・協力へと大きく変化したことに加え、地方に対する規制緩和の進展な

どにより、国と地方の役割分担が進んできたものと認識をしております。特に、平成23年に、地方自治に影響を及ぼす政策の企画立案から地方の意見を反映させる仕組みとして、国と地方の協議の場が制度化されましたことは、私も全国知事会において強く主張してきたことだけに、高く評価をしているところでございます。

また、平成26年からは地方分権の提案募集方式が導入されており、本県も昨年高等学校の遠隔教育におけるオンデマンド型授業の実施について提案を行い、その実施要件が明確化されたところであります。

今後、地方分権をより実効性のあるものにしていくためには、何より地方と国の対話が重要であると考えております。多くの政策を実施する役割を担っているのは地方であるからこそ、政策立案の早い段階から地方と国の対話を行っていくことが必要であると考えております。こうした観点から、先ほど述べた国と地方の協議の場の一層の充実が求められるところです。

さらに、先月全国知事会において、まずは健康立国宣言の取り組みの一環として、私が常任委員長を務めております社会保障分野において、国と地方の意見交換会を立ち上げ、国の政策形成に向けた中央との間での議論を行ったところでありますが、こうした取り組みもなお一層充実させていく必要があります。

さらに、このような取り組みが国と地方の政策形成の基盤として、税財源のあり方や地方創生など、地方分権を進める上で根幹にかかわるさまざまな分野にまで広がっていくことが重要であると認識しており、今後全国知事会と連携して国への働きかけを行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、国の財政政策に大きく影響を受ける本県が、安定して県政運営を図っていく上で大事にしなければならないポイントについてお尋ね

がございました。

議員御指摘のとおり、本県の財政は、県税などの自主財源に乏しく、国庫補助金や地方交付税など国の財政政策に大きく左右される構造にあります。一方、県政運営に当たっては県民の皆様への命と暮らしを守っていくための事業をしっかりと行っていく必要があります、そのためには大きく2つのポイントがあると考えております。

まず1点目として、地方が行う事業に対して、国の財政政策に左右されることなく必要な財源がしっかりと確保されることが重要であり、政策提言などを通じて、今後国に強く働きかけてまいりたいと考えています。南海トラフ地震対策は喫緊の課題でありますけれども、だからこそ南海トラフ地震対策特別措置法の成立を国に働きかけ、その法律が制定されたからこそ後の安定財源の確保につながったと、そのように考えております。このような例を引き続き多くの分野において作り出していかなくてはなりません。そのためにも、引き続き不断の政策提言能力の磨き上げが必要だと考えるところです。

2点目として、仮に国の財政政策の急激な変更が生じて県民生活に支障が生じないよう、本県経済・財政の基盤を強化しておくことが重要であります。経済の面では、産業振興計画などの取り組みを引き続きしっかりと進めてまいります。財政の面では、国の補助金や地方交付税措置率の高い地方債といった有利な財源を最大限に活用することに加え、事業のスクラップ・アンド・ビルドに徹底して取り組むことなどにより、引き続き必要な事業を実施しながら、将来負担の抑制を図り、大規模災害などにも対応可能な基金残高の確保に意を用いていきたいと考えています。そして、そのためにも毎年度中長期的な展望を持って財政運営を行っていくよう努めてまいります。

今後とも、国の動向に注視しつつ、産業振興

計画など県勢浮揚に向けた各種の施策を展開するとともに、そのために必要な財源の確保に向け、安定的な県政運営が行われるよう努めてまいります。

次に、12年間の県政運営で最も困難であったことにつきましてお尋ねがございました。

県政運営を担わせていただいている中で最も困難であるのは、時代の大きな流れを見抜いた上で、それを県経済の発展や福祉の向上に生かすように事を運べるかどうかというところにあると思っております。高知県が時代の流れに追いつき、その流れに乗り、さらにはその先端として、むしろ流れをつくり出す存在となれるかどうか、この提案を実現するための対策をつくり実行することは最も重要なことですが、あわせて最も難しい課題でもあります。

さらに申し上げますれば、その流れを主導する最先端を目指すのであれば、これは誰も経験したことのない道を突き進むことになり、追いつくにも増してさらなる困難が付きまとうこととなります。しかしながら、そうした困難な課題に打ち勝ってこそ新しいものが生み出され、次への道が開かれていくものであります。これまで、地産外商の取り組みにより、近年の世界的な通商拡大の大きな流れに追いつき、追い越そうとしてきたところでありますし、現在はさらに、これからのデジタル時代の先駆けとなるべく高知版Society5.0の取り組みに挑戦をしようとしているところであります。

困難な課題だからこそ官民協働の取り組みが必要ですし、あわせて全国区の流れに身を置き、内外から人材を求めていく必要もあります。何より挑戦を図る勇気も求められるところであります。引き続き、こうした姿勢で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、民間主導の経済への転換に向け、人と投資を呼び込んでくる仕組みを強化していくこ

とについてお尋ねがありました。

産業振興計画がスタートした当時は、多くの県内事業者の皆様に地産外商の取り組みに挑戦いただくため、地域アクションプランの取り組みなど、県が前面に出て事業の創出を促す側面が比較的多い状況にありました。そして、毎年度 P D C A サイクルにより計画の改定を行う中で、こうした取り組みに多くの皆様に御参画いただけてきたことも踏まえ、さらなる飛躍を図っていくため、産業振興計画においても徐々に民主導による取り組みへとシフトをしてきたところでもあります。その中においては、御指摘のように、民間活力を生かして人と投資を呼び込むことを明確に意識し、大きく 2 つの方向での取り組みを進めてまいりました。

1 つ目は、産業振興計画上の取り組みの中でも、一定軌道に乗ってきたものについては官主導から民主体の官民協働に移行し、その分県としては、より困難なフロントに力を注いできたことであります。例えば、地産外商についても、地産外商公社において県内の民間地域商社の主体的な外商活動を支援する方向に徐々に軸足を移し、一方で県はより困難な海外への輸出向けの取り組みを拡大してきています。

2 つ目は、内外の民間主体が出会い、新たな付加価値を創造する場としてのオープンなプラットフォームを次々と構築してきたことであります。この構築に当たっては、県は、外部の専門家の知恵やネットワークなども生かしながらコーディネーター役を担うことで、できるだけ多くの民間主体の参加を得られるよう工夫を凝らしてきております。

この主な例としましては、第 1 次産業など現場の課題と民間企業の技術力とをマッチングさせ、さまざまな製品やシステムの開発を促す課題解決型の産業創出プロジェクトや、施設園芸農業の飛躍的な発展を図るため、A I や I o T

など最先端の技術を使った研究に、すぐれた技術を持つ民間企業に参画いただき、全国初の多種多様なシステムや機器の開発を促す、Next 次世代型こうち新施設園芸システムの開発プロジェクトなどが挙げられます。Next 次世代型開発プロジェクトにおいては既に 40 社以上の民間企業の参画を得ているなど、こうしたオープンプラットフォームとしての取り組みは一定前に進んできているものとする次第です。

また、観光分野においても、自然・体験型観光における特設サイトも、自然&体験キャンペーンにおいて新たな拠点施設やプログラムの創出を促すプラットフォームとしての役割を果たしており、さらに民間の事業主体と地域の自然・体験資源を結びつける新たな取り組みもスタートさせております。加えて、県内外のさまざまな企業の交流により、付加価値の高い商品等の開発を促す場として、食のプラットフォームや防災関連産業交流会、I T・コンテンツビジネス起業研究会なども構築をまいりました。

そして、本年度は高知版 Society 5.0 の実現に向けた取り組みを一層強力に進めるため、I T・コンテンツ関連のプラットフォームとして、現場からのニーズ抽出発と企業からのシーズ提案発の 2 つのプロジェクトを展開しており、さらには都市部の実績ある企業家とチームを組み、そのノウハウを学ぶ高知ビジネスデザイン塾を今年度より新たに実施しております。

こうした内外の民間活力が集う場を意図的に作り出そうとするプラットフォームの取り組みは、本県経済の持続的な成長を図る上で大変重要なものであり、現在の産業振興計画の中で最も重きを置くものとなりつつあります。多くの民間の皆様に参加いただき、次々と新たな付加価値が創造され、そのことにより人と投資を呼び込み、さらなる付加価値の創造が図られるという好循環を目指してまいりたいと考える次第

でございます。

次に、近現代の歴史資料の保存の重要性についてどう捉えているかとお尋ねがありました。

歴史を将来にわたり着実に引き継いでいくことは非常に重要なことであり、本県の近現代の歴史資料につきましても、適切に保存し、後世に残していくことが必要であると考えております。中でも、昭和期以前の資料については、高齢化が進む中、資料の散逸などにより次世代に資料を引き継ぐことが次第に困難な状況になりつつあることを鑑みますと、資料の保存に関する取り組みはこれまで以上に急がなければならない状況になっていると考えております。

また、近現代史の分野では、民間団体の方々が独自に資料の収集や研究に取り組みられておられますことから、今後保存や研究を進める上では、こうした方々の御指導を仰ぎ、連携させていただくことが重要だと考える次第です。

県では、新たな高知県史の編さんに向けまして、本年5月に庁内に県史編さん検討本部を設置し、検討を始めております。この県史編さんは、近現代も一定視野に入れて行うものであり、近現代資料の掘り起こし、収集、保存、研究にもあわせて資するものだと考えております。今後、編さんの対象とする時代や資料の収集のあり方、編さん体制などについて、有識者の御意見を伺いながら検討を進めていくこととしており、近現代の歴史資料の保存などのあり方につきましても十分な検討を行ってまいりたいと考えております。

また、現在本県の近現代資料の収集、保存につきましても、歴史民俗資料館がその役割を担っておりますが、この県史編さん事業と並行して、今後の収集・保存体制についてもあわせて検討を深めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、太平洋島嶼国・日本地方自治体ネット

ワークに期待するものや今後の取り組みについてお尋ねがございました。

太平洋島嶼国と日本の地方自治体は、太平洋島嶼国で活躍された日系人とのえにしによる友好交流や、青少年交流、スポーツを通じた交流などにより、これまでも友好関係を築いてまいりました。こうした中、地方自治体としても、太平洋島嶼国とのきずなをより強固なものとし、実のある交流を拡大していくため、昨年5月に開催された国の第8回太平洋・島サミットに合わせまして、本県からの呼びかけを契機として、14の自治体と16の国・地域との間で、ネットワークを設立いたしました。このネットワークの取り組みは、太平洋・島サミットの支援策の一つにも位置づけられているところです。

今月4日には、ネットワーク設立後初めての実務者レベルでの会議を本県で開催し、ミクロネシアなど3カ国の駐日大使と日本の11自治体、外務省や内閣官房、JICAなどの関係機関にも御出席いただき、これまでの取り組みの報告や今後のネットワークの協働についての意見交換をいたしました。

具体的な取り組みとして、島嶼国からの要望がある医療従事者の派遣、研修員受け入れなどによる人材育成、防災や農業などの分野での人的交流、また2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機としたホストタウン交流などについて、それぞれの地域の特色を生かしながら、地方自治体として具体的でより実効性のある取り組みを進めていくことを確認したところであります。

今後は、これまでの太平洋島嶼国各国と各自治体が個別に交流してきた、いわば線的な交流が、国や関係機関と連携しネットワーク全体で取り組むことで、面的な交流に広がるものと期待をしております。こうした取り組みにより、太平洋島嶼国と我が国とのきずな強化に本県と

しても貢献してまいりたいと考えるところでございます。

最後に、高知港潮江地区の現在の検討状況と将来への考え方についてお尋ねがありました。

高知港港湾計画のもととなる高知港長期構想は、高知新港が開港して間もない平成12年度に策定して以来、20年近く経過をしています。このため、今後20年から30年先を見据えた社会・経済情勢の見通しや地域の動向を踏まえた新たな長期構想について、有識者や港湾利用者及び国、県、市などで構成する高知港長期構想検討委員会を設置し、検討を進めているところです。

高知港潮江地区につきましては、古くから高知港の物流の拠点として重要な役割を担ってまいりました。しかしながら、フェリー航路の廃止や高知新港への物流機能の移転など、利用状況は大きく変化しております。一方で、高知市の中心市街地から近く、路面電車などの公共交通機関の活用が期待できる上に、わんぱくこうちも立地していることから、それらをうまく組み合わせていくことにより、にぎわいの創出や観光振興の拠点となる可能性を十分に持ち合わせている地区であると考えています。そのため現在、高知港長期構想検討委員会において、潮江地区の貨物量に見合った埠頭の再編やにぎわい空間の形成について検討を進めているところであります。

今後引き続き、高知市や関係機関の御意見もお聞きをしながら、港と町が融合した魅力ある空間づくりを目指してまいります。

私からは以上でございます。

(産業振興推進部長井上浩之君登壇)

○産業振興推進部長(井上浩之君) 市町村がより移住政策を強化するための県の支援について、市町村との役割分担も含めお尋ねがありました。

先般、第3期の産業振興計画の総括に向けて、県内全ての市町村長の皆様と意見交換をさせて

いただきました。さまざまな行政課題への対応が求められる中であっても、全ての市町村において、それぞれの強みを生かした移住促進策が積極的に展開をされていると感じたところでもあります。一方で、移住される方に仕事と住まいを安定的に確保し続けていくことが、引き続き移住促進に向けた共通する課題であると感じたところでもあります。

このため、県では、まず仕事については、この5月から移住促進・人材確保センターに新たに求人支援コーディネーター3名を配置し、商工会など地域の支援機関と連携し、県内各市町村に潜在する人材ニーズの掘り起こしを強力に進めており、都市部の方の志を満たす仕事の情報として磨き上げ、全国に発信してまいりたいと考えております。

また、住まいにつきましては、昨年度立ち上げた、工務店や建築士などをメンバーとします空き家再生・活用促進専門家グループと市町村が連携し、空き家の掘り起こしや住宅の改修などを進めており、こうした事例を県内全域に広げることで住宅の確保を後押ししてまいりたいと考えております。

これらの取り組みに加えまして、移住促進・人材確保センターでは、全ての市町村が参加する大規模な移住フェアの開催や市町村のニーズに応じた移住体験ツアーを実施するなど、本県への移住の入り口となる施策を、センターの社員である市町村の意向も踏まえ、毎年改善しながら展開しているところであります。特に、本年度は首都圏において、本県出身者やファンの方などを中心としたコミュニティーを形成し、本県のさまざまな情報を直接発信することで、さらなる移住潜在層の掘り起こしを進めてまいります。

一方、移住者に最も身近な市町村には、地域での相談窓口機能や移住後の定住支援といった

役割を一層担っていただくことを期待しているところであります。このため県では、市町村の移住専門相談員の配置や市町村が行う定住に向けた取り組みを引き続き支援するとともに、相談員のスキルアップを図る研修などをさらに充実させてまいりたいと考えております。

今後とも、情報発信から、相談、移住、定住に至る一連のプロセスにおいて、県、市町村、センターが連携を密にし、さらなる移住促進に向けて取り組んでまいります。

(商工労働部長近藤雅宏君登壇)

○商工労働部長(近藤雅宏君) まず、新規大卒者の県内就職支援における企業のウェブを活用した取り組みの現状と課題、今後の展望についてお尋ねがございました。

大学生が就職活動に利用する情報収集手段は、就職情報サイトが約7割に上るなど、インターネットの利用が中心となっています。このため、昨年度の9月補正予算において、就職につながりやすいとされるインターンシップの実施企業をふやす取り組みとあわせて、ウェブを活用した企業情報の発信を強化してきたところです。

具体的には、学生が好きな場所から参加できるウェブ版の就職セミナーの実施や、学生への遡及力の高い動画を生かした企業のPRなどに取り組んでいるところです。昨年度のウェブ版就職セミナーでは、10社の企業に高知で働く魅力を伝えていただきました。また、PR動画を作成する企業が増加し20社を超えるとともに、インターンシップを実施する企業も100社を超えてまいりました。現在、これらに関連する情報を高知求人ネットに集約し、より幅広く企業情報を見られるようにしているところです。

このように、ウェブを活用した情報発信や企業の意欲を喚起することにつきましては、一定の手応えを感じているところでありますが、今

後3年生の就職活動の本格化に向けて、高知求人ネットの閲覧数を伸ばしていくことや、大学生のインターンシップ等への参加者を増加させ、具体的に就職に結びつけていく取り組みが重要となってまいります。このため今年度は、ウェブ版の就職セミナーの回数やPR動画を作成する企業数をふやすことにより、企業の情報発信の量的拡大を図るとともに、大学生をターゲットとしたウェブ広告により、高知求人ネットへの誘導を図っていくこととしています。また、県内外の大学の協力を得てインターンシップ情報などを確実に大学生に伝えるとともに、可能な大学では、各種ガイダンスや授業の中で直接大学生に伝える機会を設けているところです。

さらに、インターンシップに参加をした大学生のフォローアップを丁寧に行うことや、大学生と企業の交流の場を設けることなど、企業と大学生の接点をふやす取り組みをあわせて行うことで、一層効果を高めていきたいと考えております。議員からお話のありましたウェブ面接につきましても、県内企業の一部で実施をしている事例がありますことから、その効果などについて検証してまいります。

今後とも、インターネットになれ親しんだ世代である大学生の県内就職の拡大に向けて、ウェブを最大限に活用しながら取り組みを進めてまいります。

次に、Uターン就職のきっかけづくりとして、就活用交通費の補助制度の取り組みを検討したことはないかとお尋ねがございました。

本県の就職活動に関する交通費の補助制度につきましても、東京や大阪で行われる県主催の就職・転職フェアに参加した社会人や大学4年生などが県内の企業訪問を行う場合に限定して、補助する制度がございますが、主たるインターンシップの参加者である3年生などを幅広く対象とした制度はございません。

大手就職支援企業の調査において、地元企業への就職活動で最も障害に感じていることは、地元までの交通費であるという意見が全国的に最も多くなっておりますことから、昨年度制度の導入を検討いたしました。本県におきましては、そもそも大学生の受け皿となるインターンシップを実施している企業の割合が全国と比べて大幅に低かったことから、まずはインターンシップ実施企業の拡大に取り組むこととしたところです。あわせて、学生の交通費の負担の軽減につながる取り組みとして、昨年度から、学生が地元まで帰省しなくても好きな場所から参加することができる、ウェブ版の就職セミナーを開催しております。さらに、今年度からは新たに県外大学生を対象とした企業合同インターンシップを県がコーディネートし、一度の帰省で効率よく複数の企業に対する理解を深めていただける取り組みも進めてまいります。

こうした取り組みに加えまして、インターンシップ実施企業が100社を超えて、またそのプログラムの磨き上げも進むなど、県内の受け入れ環境も一定整ってまいりましたことから、改めて交通費の補助制度についても、他県の事例も参考にしながら、その実効性を十分に研究してまいりたいと考えております。

次に、学生の家族、特に親に対して地元就職のPRを行うことが大いに効果を発揮するのではないかとのお尋ねがございました。

大学生が就職先を決定するに当たっては、御家族などの保護者に相談するケースが多く、一定の影響があるものと認識をしています。このため県では、さまざまな機会を通じて、保護者の方々に対し、高知で働くことや企業の魅力を御紹介しているところです。

具体的には、県外大学が開催する保護者会や県が開催する保護者向けセミナーにおいて、県内の就職環境を初め、県主催の就職セミナーや

インターンシップなどの情報提供を行っていません。このほか、企業のPR動画やウェブセミナーはそれぞれユーチューブや大手就職支援サイトで視聴いただけるようにしており、より多くの保護者に見ていただけるよう、県の広報媒体やSNSを通じて積極的に広報に努めています。

また、高知のよさや就職関連情報などを掲載いたしました高知県Uターン就職サポートガイドを年に2回発行し、登録いただいた大学生に直接送付するとともに、保護者にも送付し、保護者から情報を伝えていただく取り組みも推進しております。このサポートガイドは、教育委員会とも連携をし、従来より高校3年生の時点で保護者に配付をしてきたところですが、今年度からはより早い段階で県内企業を知ってもらい地元就職を意識していただけるよう、高校1、2年生の保護者にも配付することとしています。

今後とも、さまざまな機会を捉え、保護者の方々への情報提供に努め、大学生の県内就職の促進につなげてまいります。

次に、5Gの導入を契機としたSociety5.0時代の到来が中山間地域にもたらす可能性やメリットについてお尋ねがございました。

次世代の移動通信システムである5Gにつきましては、都市部だけではなく、人口減少や高齢化が進み、住民の皆様の日常生活や経済活動などにおいてさまざまな課題を抱える中山間地域においてこそ、課題解決や新たな付加価値の創造につながる大きな可能性やメリットがあるものと考えております。

具体的には、超高速、大容量などの特色を生かした高度な遠隔医療や遠隔授業、自動運転による移動手段の確保、ドローンを活用した物流システムや災害時のリアルタイムでの高精細な画像による状況把握などの研究開発が大企業を中心に進められており、社会実装も徐々に近づ

いてきております。また、より身近には、現在取り組みを進めていますNext次世代型施設園芸農業プロジェクトなどにおきましても、今以上に生産性や付加価値が高まるなど、中山間地域における生活インフラの確保や地方の強みを生かした産業の創出につながるものと期待されます。

現在、県では、IoTやAIといった最先端のデジタル技術を活用し課題解決を図るとともに、開発されたシステムの地産外商や企業集積による産業振興を目指します高知版Society5.0の実現に向けた取り組みを進めており、これまでに園芸品の出荷予測システムや林業現場における作業員の安否確認システム、養殖現場における自動給餌システムなどが製品化をされています。

こうした成果をさらに大きなものとしていくため、本年度からはこれまでの第1次産業の分野に加えて、医療や福祉、防災など、県行政のあらゆる分野にデジタル技術の導入を図る高知デジタルフロンティアプロジェクトに、全庁を挙げて取り組んでいます。また、5Gを含め、日進月歩の勢いで技術革新が進むデジタル技術をいち早く本県に導入していくため、すぐれた技術シーズを持つ県内外の企業が連携をして、県内をフィールドとして行う社会実験を促進する、シーズ提案発のプロジェクト創出の取り組みにも着手したところです。

県といたしましては、高知版Society5.0の実現に向けたこれらの取り組みに5Gが持つ大きな可能性を重ね合わせることで、中山間地域はもとより県全体にその効果が波及するよう、取り組みを強化、加速してまいります。

次に、市町村がそれぞれのまちづくりと連動して企業立地に取り組める体制を推進するための支援や、市町村に対する情報提供についてお尋ねがございました。

県では、IT・コンテンツ関連企業の誘致に積極的に取り組んでおり、これまでに累計で19社に立地をいただいております。立地場所は、オフィスや人材の円滑な確保の面などから高知市への立地を選択される企業が多い中で、大学との連携や採用活動における競合を避けるといった理由から高知市以外に立地をいただいている企業もございます。誘致に当たっては、中山間地域等において市町村等が設置をいたしませんシェアオフィスの情報も積極的に企業側に提供するとともに、熟度に応じて現地視察や企業訪問を市町村と連携して行っております。

市町村が企業誘致を進めていく上では、企業が求める知識や技術を持った人材の確保や情報通信インフラを備えるオフィスの確保などのバックアップが重要です。さらに、初期投資や操業開始後の運営に要する費用負担を支援する制度など、企業に魅力を感じていただける取り組みが求められるところです。現状では、高知市以外ではこれらのノウハウが蓄積されていない市町村が多く、シェアオフィスの設置は8市町村、製造業も含めた企業誘致に関する支援制度を設けているのは16市町村と、誘致に関する取り組みに温度差が見られる状態です。

県としましては、企業誘致が空き家の活用や若者のU・Iターンの増加につながっている地域などの、まちづくりにもつながる先進事例を紹介する研修会を開催し、市町村の意欲の喚起を図るとともに、独自の補助制度の創設に向けた助言や人材の確保のための情報提供など、市町村が企業誘致に取り組むための体制づくりを支援することで、県内各地に立地が進んでいくよう取り組んでまいります。

最後に、レンタル工場など製造業の小規模事業者の経営力向上に有効と考えられる新たな仕組みを検討することについて、企業のニーズ調査などを行ってはどうかのお尋ねがございま

した。

議員御指摘のとおり、製造業の小規模事業者におきましては、人手不足、生産性向上、BCP対策のほか、働き方改革や事業承継など、さまざまな課題を抱えております。

現在、製造業に関しては産業振興センターが中心となって事業戦略の策定と実行を支援しており、それぞれの課題に応じて、関係機関が連携した伴走支援を行っております。喫緊の課題である生産性の向上に向けては、国、県、市町村、金融機関が連携をして設備投資の支援のスキームを構築しており、徐々に利用が伸びてきているほか、小規模な下請企業などの受注機会の確保のため商談会の開催などに努めております。

これらの取り組みを進めていく上で、小規模事業者同士が一層連携や協業を図っていくことは、部材の受け渡しにかかる輸送コストの低減や時間短縮による生産性の向上、情報の共有や共同受注の促進、初期投資の軽減などを通じて、各事業者の経営力の向上につながるものと考えます。県内では、そういった目的で複数の機械金属系企業が協同組合を設立し、設置した工場を共同利用する形で操業している南国市のテクノ高知工業団地のような事例もございます。

議員からお話のありましたレンタル工場などの仕組みにつきましても同様の効果が期待できるものと考えますが、こうした仕組みを希望する事業者が現在どの程度おいでなのか、継続的に御利用いただけるのか、あるいはBCP対策を踏まえた用地の確保や事業主体の問題など、さまざまな課題が考えられますので、まずは業界団体等を通じて県内企業のニーズの把握に努めてまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、子供が成長していく中で、愛郷心、ふるさとを愛する気持ちを

育む取り組みを中長期的に行うことの重要性についてお尋ねがありました。

人口が減少し少子化や高齢化が進む現代においては、日本や地域に誇りを持ち、夢や志を持ってそれぞれの将来を担っていく人材の育成は、大変に重要であると認識しております。このため本県では、教育大綱などにおいて、郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材の育成を基本理念として掲げ、保・幼・小・中・高等学校のそれぞれの段階に応じ、ふるさとを大切にし、その発展に尽くす心を育てる教育を進めているところです。

まず、幼児教育においては、幼児が、保育者との信頼関係を基盤としながら、周りの幼児や他の保護者、地域の人々と触れ合う経験を重ね、その中で地域に対する親しみを持ち、社会とのつながりを意識する取り組みを行っております。

小中学校では、郷土への愛着と誇りや高い志を育むため、例えば道徳教育において、郷土の偉人伝を掲載した副読本「家庭で取り組む 高知の道徳」も活用して、学校、家庭、地域が一体となって、ふるさとを知り、それぞれの生き方を考える学習を行っています。また、キャリア教育や総合的な学習の時間では、ふるさとのよさや課題について探究的に調べたり、地域で活躍する方々の考えや思いに触れる学習にも取り組んでいます。

高等学校では、小中学校の学びを受け、探究的な学びを推進し、生徒が地域や県内産業の魅力を発見し、将来地域社会の一員としての自覚を持って地域に残り、また県外や海外にあったとしても、郷土に愛着を持って進んで郷土の発展に貢献する人材となるよう取り組んでおります。

今後、新学習指導要領において、社会に開かれた教育課程の実現が求められていることから、さらに地域に根差した教育を学校と地域の方々

が一緒になって推進し、子供たちに愛郷心やふるさとを愛する気持ちを育み、ふるさと高知を担う人材育成に取り組んでまいります。

次に、教育振興コーディネーターへの期待と今後の展開についてお尋ねがありました。

教育振興コーディネーターは、地域と連携しながら中山間地域の高等学校の魅力化を図り生徒数を増加させるなど、学校の活性化を図ることを目的として配置しています。本年度、地元町村による学校支援の取り組みが活発化し、学校自体の活性化の取り組みとの密接な連携体制の構築が必要となり、地元町村や学校から配置希望があった嶺北高校に、県外の高等学校で学校や地域の活性化についての活動に実績を有する方1名を配置したところです。

県立高等学校の振興に向けては、昨年度策定した県立高等学校再編振興計画後期実施計画に基づいて進めておりますが、この取り組みを推進するためには、地域はもとより地域外からも生徒が集まるような、生徒や地域にとって魅力ある学校としていくことが重要となってまいります。こうした学校の魅力化に向けては、各市町村において活性化や魅力化の推進組織を設置していただいております、生徒の就学や留学に対する経済的な支援、公営塾の設置など、教育環境の整備などに御協力をいただいております。

嶺北高校に配置した教育振興コーディネーターは、今年度新たに配置した主幹教諭とも連携して、地域学習の一層の充実や生徒の進路実現のための学習環境の整備、全国に向けた学校のPRや、県外からの入学者の確保とその生徒の高校生活への総合的な支援などに取り組んでおり、地元の生徒はもとより県外からも進学先として選んでいただけるような魅力的な学校づくりの取り組みを具体的に進めていただいております。

今後、他の中山間地域の高等学校においても

地元市町村とも連携し、魅力ある学校づくりに向けて、地域と連携した学校の活性化に実績を有するなど、教育振興コーディネーターとしてふさわしい人材を配置できるよう努めてまいります。

次に、学校教育以外で子供の心や体を育む場を提供する体制、そしてそれを公共が支える仕組みも弱ってきているのではないかとお尋ねがありました。

ボーイスカウトや子供会などの青少年教育団体は、野外炊飯やキャンプを初めとする自然体験活動等、日常生活では体験できない幅広い活動を子供やその親に提供してきており、子供の健全な心や体を育む大変重要な役割を担っていただいているものと認識しております。このため県教育委員会としましては、県立の青少年教育施設の使用料の減免や団体活動の広報を支援してきているところです。

しかし、県内の青少年教育団体の現状については、少子化や団体の後継者不足などを背景に、ボーイスカウト高知連盟が、平成4年度の5団体、303名から、本年度2団体、78名へと大きく減少しており、ガールスカウトや子供会などについても同様の傾向にあるなど、地域で子供の成長を支える体制が脆弱化してきております。

このようなことから、本年度より県社会教育委員会において、地域全体で子供たちの成長を支える社会教育のあり方について検討を開始していただいております、来年度の提言取りまとめに向け、本年9月には中間取りまとめが行われる予定となっております。その中において、従来から地域の子供の教育を支え居場所を担ってきた、ボーイスカウトやガールスカウト、子供会などの青少年教育団体、また学び合いや地域のつながりづくりを担ってきた公民館などの活性化の方策を検討していただくことにしております。県教育委員会としましては、この提言に基

づいて、こういった施設、団体の活性化に取り組んでまいります。

次に、高知海洋高校における生徒の就業に対する意識の現状と船舶職員の後継者問題に対する学校の取り組みについてお尋ねがございました。

同校の過去20年間の卒業生の進路状況については、漁業に就業した者が約3%となっており、ここ5年間では水産関連の水運業や水産加工業などに約52%が就職している状況です。また、ことしの3年生の4月当初における進路希望調査によりますと、専攻科への進学が8名、専門学校が5名、就職希望が21名となっております。就職を希望する生徒の内訳は、食品コースもありますことから、製造業が4名、卸売小売業4名、運輸業3名、飲食サービス業2名など多岐にわたり、近年製造業や小売業を希望する生徒が増加する傾向が見られます。

専攻科は、航海専攻科と機関専攻科があり、毎年10名程度が進学しており、全員が航海士、機関士として船舶職員になることを目指しております。こうして専攻科に進み船舶職員を目指す生徒は、高校では、航海・機関コースに所属し、実習船土佐海援丸を活用して、船舶職員になるために必要となるさまざまな航海実習を行います。特に2年生では、2カ月に及ぶ国際航海の中で、約20日間マグロはえ縄漁業実習を行っております。また、高知海洋高校としましては、食品コースの生徒も含めて、漁業への具体的な興味、関心を持っていただくため、県内の漁業関係企業へのインターンシップや直接海にかかわる仕事をされている地元の漁師の方などを外部講師として招聘し、講話や技術指導なども実施していますが、同校に送られてくる県内の漁業関係の求人が少ないことや、県外からの求人も、雇用条件などの理由で、高校卒業時に漁業に就業する生徒は大変少ない状況にあります。

今後とも、漁業や関連産業の魅力を生徒に伝えられるとともに、実習船による水産教育を継続して行うことで、船舶職員の養成に取り組み、関係機関とも連携して、漁業を含む水産・海洋産業にとって有為な人材を育成してまいります。

次に、文化財保護法改正についてお尋ねがございました。

過疎化や少子高齢化等の社会状況の変化を背景に、各地域の貴重な文化財の滅失、散逸等の防止が緊急の課題となる中、従来価値づけが明確でなかった未指定を含めた有形、無形の文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことを目指して、本年4月に文化財保護法が改正施行されたところです。

文化財は、我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ将来の文化の発展向上の基礎をなすものでありますので、これを適切に保存することはもとより、積極的に活用することで地域振興にもつなげていくことが大変重要であると認識しております。改正後の文化財保護法では、県が文化財の保存、活用に関する総合的な施策の大綱を策定できることとなり、本県におきましても、先月文化財の専門家や市町村関係者などによる策定委員会を組織し、本県における文化財の保存、活用の基本的な方向性を明確にする大綱の策定作業に着手したところです。

今後は、地域全体で文化財を継承していくことが大変重要となりますことから、地域の方々に、担い手として文化財を守り伝えていただくことや、観光分野等と連携して文化財を活用し、地域振興や文化財の認知拡大にも取り組んでいきたいと考えております。このため、大綱の策定に当たりましては、県内の文化財の保存、活用に関する取り組みの共通基盤になるものであることを念頭に、保存、活用や人材育成、情

報発信、市町村への支援方針、防災や災害発生時の対応などについて、地域の実情を踏まえた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、市町村に対する法改正の周知や計画策定への働きかけ、その後の支援体制、また文化財行政に対する支援拡充のための国への政策提言についてお尋ねがありました。

今回の法改正により、市町村においては、県が策定する大綱を勘案し、当該市町村における文化財の保存と活用に関する目標や中長期的に取り組む具体的な内容を定めたアクションプランであります。文化財保存活用地域計画を作成することができることとなりました。この計画の作成に当たっては、文化財を取り巻く市町村ごとの課題を踏まえ、所有者や学識経験者、地域住民の方々などによる協議会を組織して議論を深めていただくこととなりますので、地域社会総がかりで次の時代に文化財をつなぐとともに、その積極的な活用により地域振興にもつなげていくことが期待される、非常に重要な計画であると考えております。

このため、昨年9月には、文化庁から担当の方をお招きし、県内市町村の文化財主管課長・担当者会議において、法改正の意義や計画策定の必要性などについての説明会を開催しましたが、今後も、市町村における計画の策定が進むよう、こうした説明会の開催に加え、県が策定する文化財保存活用大綱の検討状況や、他県における文化財の保存と活用に関する取り組み事例などの情報提供にも努めるとともに、市町村に向けて必要な支援を積極的に行ってまいりたいと考えております。

また、各市町村が地域計画に基づく取り組みなどを進めていくためにも、国からの支援の拡充に向けて県と市町村が一体となって政策提言を実施していくことが有効であると考えており、大綱の策定作業を進める中で、各市町村の実情

や要望を把握し、政策的な実現を目指し、市町村とも連携して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、消滅の可能性のある寺社仏閣のリスト化と調査についてお尋ねがありました。

文化財やその所有者に最も身近な行政主体であり、文化財保存の主体となる市町村には、地域住民と緊密に連携しながら、消滅のおそれのある文化財の掘り起こしを含め、文化財を総合的に把握し、多様な発想により地域一帯で計画的に保存と活用に取り組んでいくことが求められております。そうした取り組みの担い手として、地域には長年文化財保護に取り組んでこられた方々がおられ、県内中央地区の8市町村では、文化財保護審議委員などにより、文化財保護と活用のための調査研究などの活動を行っている高知県中央地区文化財保護連絡協議会が組織されております。この協議会では、これまでふるさとの祭りや中世の城跡の調査といった取り組みを進めてこられ、本年4月には当該8市町村の寺社仏閣およそ1,700カ所を調べた調査報告書を取りまとめられたところです。

この中央地区を初め、県内には4つの文化財保護連絡協議会があり、各地域で活動を行っており、県といたしましても、県内全域を対象とする高知県文化財保護連絡協議会を組織し、会員に対して研修や情報交換の場を提供しているところです。

寺社仏閣のリスト化と調査については、地域における文化・歴史の記録と文化財の掘り起こしなどにもつながると考えられますので、今回の中央地区文化財保護連絡協議会の調査をモデルケースとするなど、各市町村において地域計画を策定する中で取り組みを検討していただきたいと思います。

次に、県内戦争遺跡の現状調査で得た情報の公開についてお尋ねがございました。

平成30年度に、県内の戦争遺跡について、今後の協議や適切な取り扱いをしていくために、県内全市町村を対象として、現状等について把握する調査を実施いたしました。通常、戦争遺跡としての一般的な捉え方は、近代の戦争に関連した遺跡で後世に戦禍の記憶を伝えるものとされておりますが、現在のところその定義を含めて文化庁から統一的な見解が示されておりませんので、本県では、明治元年から第2次世界大戦終結時の昭和20年ごろまでの間に形成された戦争に関係のある構築物等や出来事を対象に、現状等を把握する調査を実施しました。その結果、戦争遺跡として、それまで県内11市町で41カ所を把握していましたが、県内13の市町で92カ所に増加するなど、新たな資料を収集することができました。

今後、調査によって得ました92カ所につきまして、調査内容にはばらつきもありますので、遺構の残存状態や聞き取りなどの現地調査を市町と一緒に実施し、現状を確認するとともに、必要に応じて詳しい調査を専門家に依頼して御意見もお聞きしながら、遺跡の内容と情報などの精査をまいります。実施しました調査結果につきましては、個人情報にかかわる部分の取り扱いに配慮した上で速やかにホームページで公開することとし、また今後精査が進めば、情報を随時更新してまいりたいと考えております。

次に、高知追手前高等学校の奉安殿の文化財指定についてお尋ねがございました。

奉安殿は、教育勅語が発せられた年である明治23年以降戦前までに学校に下付された天皇皇后両陛下の御真影と教育勅語を丁寧に保管するために、特別な施設として全国で建設された建物で、戦後に廃止が決定され、その多くは取り壊されました。これまで国の登録有形文化財に登録された14棟の奉安殿は、全て単独の建築物

であり、建築された時代の造形の規範となるものであるなど、それぞれの建築物が持つ価値が評価され、奉安殿単体で登録がされているものです。

高知追手前高等学校の奉安殿は、昭和6年に校舎と一体的に建築されたものと考えられており、現在も校舎の一部をなしております。このため、既に登録された14棟の奉安殿とは建築形態が異なり単独の建築物ではありませんが、校舎そのものが高知県の近代学校建築の代表的なものとして価値を持つものではないかと考えられます。このため今後は、学校長の協力も得て、まずは登録申請に必要となる当時の設計図の調査などを行い、一定の資料を持って、国の登録有形文化財への登録の可能性について文化庁の意見をお伺いしてみたいと考えております。

次に、教育への戦没者慰霊碑の活用について、現在どのような取り組みがなされているのかのお尋ねがございました。

議員からお話のありました、慰霊碑等を活用した教育活動については、平成29年2月議会以降に市町村教育委員会を訪問し、教育長や学校教育課長等と、その活動内容や効果について意見交換を行ってまいりました。市町村教育委員会の中には、平和学習や探究的な学習を進める際の教材の一つとして地域にある慰霊碑を含む戦争遺跡を活用することについて、校長会などで話し合いを持ったところもございます。このようなことから、地域にある慰霊碑を含む戦争遺跡や戦時中の資料等を活用し、平和について考えたり、地域の伝統や歴史、そこに生きてきた人々の暮らしや考え方を学んだりする学習を行っている学校も出てきております。

現時点において、慰霊碑に関する学習や体験活動として慰霊碑の清掃活動に取り組んでいる学校は小中学校合わせて36校あり、またそれ以外に戦没者慰霊祭に児童生徒が参加している学

校は小中学校合わせて14校となっています。また、地域に残る戦争遺跡や資料を生かした学習を実施している学校は小中学校合わせて47校となっております。これらの学校の中には、生徒会が、校区にある慰霊碑の清掃ボランティアに地域の方々とともに参加し、その活動で学んだことや感じたことを新聞にまとめ、県教育委員会が主催した次世代の「志」応援コンクールに応募したという取り組みもございました。

今後は、県教育委員会としましても、各学校や市町村等が取りまとめた、慰霊碑を含む戦争遺跡や資料を活用した教育活動の取り組み事例や成果等を広く県内に情報提供できるよう、取り組んでまいります。

最後に、旧陸軍歩兵第44連隊跡地の活用について、現在の考え方及び収蔵や展示の充実を図ろうとする場合に新たな施設を建築するスペースはあるのかのお尋ねがございました。

さきの大戦から既に73年が経過し、戦争体験者の高齢化や減少により記憶の風化が憂慮される現状において、戦争のあった時代である近代から昭和の歴史を後世に引き継ぐことは大変重要なことと考えております。44連隊跡地は、明治30年から郷土部隊である旧陸軍歩兵第44連隊が兵営として利用した場所の一部で、その後、昭和20年までの間に県内の多くの若者がこの地から出征していった歴史的に重要な場所であり、当該地の歴史を後代に継承することには意義があるものと認識をしております。

また、高知県が設置されてから令和3年で150年を迎えることを契機に、現在新たな高知県史の編さんに向けた検討を始めており、この新たな県史の編さん過程を通じて本県の近現代史の資料収集も活発に行われていくものと考えております。将来において、近代から昭和の歴史を刻む資料館のような施設整備について検討することとなった際には、この場所が最も有力な適

地であると考えたところです。

以上の基本的な考えのもと、44連隊跡地について、県が購入することを前提に検討を進めることとし、本年度は専門家による検討会を立ち上げ、土地や建物の保存活用方法などについて御協議いただくこととしております。また、これまで戦時資料や遺族会を通じて寄贈されました遺品等の収集保存や公開展示を行っております歴史民俗資料館との関係は、非常に重要であると認識しておりますので、資料の収集や連携のあり方などについてもあわせて検討会で協議をしていきたいと考えております。

なお、44連隊跡地は約5,500平米ほどの広さがあり、講堂と弾薬庫の建築面積は、それぞれ約250平米、約150平米となっておりますので、仮に現在の状況のまま保存活用するとしても、一定新たな施設を建設するスペースは確保できるのではないかと考えております。

(危機管理部長堀田幸雄君登壇)

○危機管理部長(堀田幸雄君) 南海トラフ地震対策に関して、避難路の液状化対策の検討状況はどうかのお尋ねがありました。

本県には、南海トラフ地震によって液状化が発生する可能性の高い地域が広範囲に分布しております。津波の到達時間が短い市町村もある中、地震発生後、液状化により避難路の路面に段差が生じたり噴出した土砂が堆積することで、通常よりも避難に時間を要することも想定をされます。

このため、土木や福祉関係の有識者を委員とする検討会を設置して対策の検討を進めることとしており、本年2月にはその進め方などについて有識者と事前の協議を行い、2つの課題をいただいております。1つ目は、液状化が避難速度の低下といった避難行動に与える影響について検討すること、2つ目は、具体的な地域において、工事の施工性や費用を踏まえた上で、

路面の変状を避難が可能な程度にとどめる工法について検討してみることです。

こうした御指摘も踏まえ、現在、委員の選定、他県での液状化対策の検討事例や実施されている工法についての調査、モデル地区の選定作業を進めており、今年度の上半期をめどに検討会を設置して具体的に進めていくこととしてございます。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) 高知大学医学部が取り組んでいる四国病院経営プログラムについて、県はどのように捉えているかとお尋ねがありました。

高知大学が中心となって、医療機関の経営力向上に向けて創設をした四国病院経営プログラムは、実践力を備えた病院トップマネジメントと、病院経営に参加する現場責任者、将来の幹部候補生を養成することを目的としたプログラムで、文部科学省の平成29年度課題解決型高度医療人材養成プログラムに採択され、昨年度から開講しています。

本プログラムでは、組織、会計、財務、マーケティング、戦略といった病院経営の基本となる経営学全般の講義、演習、実習を必修科目とするほか、医療政策や医療経済の基本、統計分析手法や産業保健、看護管理といった医業経営や政策形成に実践的に役立つ選択科目で構成され、初年度となる昨年度にこのプログラムを修了した15名の医療機関の院長、事務長、看護管理者などからはそれぞれ、医療現場での経営分析や改善提案等を行うためのヒントや考え方が身についたとか、看護部のトップが本プログラムを受講すれば円滑な病院経営のサポートができるなどといった、非常に高い評価を得ていると聞いています。

昨今、病院は、機能の明確化や病床規模の適正化、また働き方改革に伴う医師等の勤務環境

の改善などが求められるなど、経営に当たっての厳しさが増していることに加え、本県では、医師を初めとする医療スタッフの地域偏在の問題や、人口減に伴う医療需要の減少といった課題も抱えています。そうした中、高知大学などの御尽力により、まさにタイムリーに本プログラムが開講したことは、本県の病院経営にかかわる方々にとってありがたく、また大変有意義な取り組みだと認識をしており、本年度高知大学からの要請を受けて県から講師の派遣も行っているところです。

県としましては、今後とも依頼があればこのプログラムへの講師派遣を行うとともに、この機会を活用させていただいて講師陣や受講生との意見交換なども行い、大学と連携しながら本県の医療人材の育成や政策形成力の強化につなげていきたいと考えております。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、建築大工の若年層の減少をどう捉えているか、また建築大工の後継者育成の仕組みの検討ができないかとお尋ねがありました。

本県では、建築大工の高齢化が進んでおり、技能の継承者となる若年層の建築大工の確保が課題となっております。このことは、木造住宅の新築着工戸数の減少などにより地域の建築大工の仕事が少なくなり、弟子を雇い育てることができなくなったことも要因の一つと考えております。

一方、県では、南海トラフ地震への備えとして、住宅の耐震改修の促進や空き家の再生、活用に取り組んでおり、耐震改修では年間1,500棟を超える改修実績となるなど、地域における建築大工の新たな仕事として定着してきていると考えております。引き続き、第4期南海トラフ地震対策行動計画において3年間で4,500棟の耐震改修を計画しており、従来のペースを緩める

ことなく若年層の雇用につながる仕事量が確保できるよう取り組んでまいります。

また、今後は若年層の確保に向け、建築関係団体の青年部のメンバーと、若者に建築大工への関心を持っていただくための効果的な取り組みなどについて協議してまいりたいと考えております。

次に、四万十町の空き家情報を集積させて活用していく取り組みを県内の市町村に横展開すべきではないかとお尋ねがありました。

平成26年度から27年度に、県内の建築関係団体が、国の補助事業を活用し、四万十町の全ての戸建て木造住宅について、耐震化の必要性の調査とあわせ、活用が可能な空き家と危険性が高く解体撤去を勧める空き家とに分類する調査を、全額国費により実施しております。約7,400棟の戸建て木造住宅を調査した結果、約1,000棟の空き家が存在し、そのうち約800棟が活用可能な空き家であることが判明しております。この調査結果の報告を受け、四万十町では、立地条件がよく入居が見込まれる空き家を選定して、その活用案を所有者に提案するなど、空き家の再生、活用に取り組んでいるところです。

県では、市町村職員を対象とした空き家の再生、活用に関する研修会を開催し、空き家の調査に活用できる国や県の補助制度の説明をするとともに、四万十町の空き家調査を先進的な取り組み事例として紹介しております。また、エリアや対象を絞った調査も効果的であることなどを説明してきており、既に宿毛市や黒潮町などでは対象を絞り込んだ調査の取り組みが行われております。

引き続き、これらの事例の紹介や制度の周知を図ることにより、空き家の調査・活用の取り組みを広めてまいりたいと考えております。

最後に、高知新港西工区の検討状況についてお尋ねがありました。

現在の高知港港湾計画では、高知新港西工区は、大阪や京浜向けのフェリーや大型旅客船などに対応するためのターミナルとして整備する計画となっております。しかし、平成17年に高知港でのフェリー航路が全て廃止されたことから、事業に着手することを見送っている状況であります。

高知新港の現在供用している岸壁では、石灰石などの取扱貨物量が順調に伸びてきていることや、近年クルーズ船の寄港が大幅にふえてきたことから、岸壁の利用が増加し、利用者の方々に御不便をおかけしている状況です。また、石灰石を取り扱っている企業からは、さらなる増産の計画もあるとお聞きしており、ヤードの確保も課題となっております。そのため、高知港長期構想検討委員会では、コンテナや石灰石などを取り扱うための物流機能とクルーズ船の受け入れ機能がバランスよく共存できる港となるよう、西工区を含め高知新港全体の利用計画の検討を進めております。

高知港長期構想策定後は、将来の新港の利用形態や取扱貨物の動向などを十分に注視しながら、高知港の港湾計画の見直しに着手してまいりたいと考えております。

(水産振興部長田中宏治君登壇)

○水産振興部長(田中宏治君) まず、船舶職員養成の必要性についての認識と、訓練校を設置している他地域の施設との連携についてお尋ねがございました。

遠洋・近海マグロはえ縄漁業は、最盛期と比べて漁獲量は減少しているものの、平成28年の漁獲量は1万4,890トンで、本県の海面漁業生産量の約18%を占める重要な漁業と認識しています。これらの漁業は、法律によって、漁船の大きさや操業する海域に応じて国家資格を取得した船長や機関長などの船舶職員の乗船が義務づけられており、こうした船舶職員を確保できな

ければ漁船の運航に支障を来すことから、将来にわたって経営を維持するためには船舶職員の育成・確保が必要と考えております。

このため、県内で船舶職員の養成を行っている高知海洋高校と連携し、先ほど教育長からの答弁にありましたように、生徒が漁業に魅力を感じ、就業の希望を持っていただけるよう取り組んでまいります。

一方で、船舶職員が全国的に不足している現状を踏まえますと、資格を有していない乗組員に資格を取得していただくことが必要であることから、御提案のありました他県の養成施設との連携も含めまして、どうすれば資格の取得が促進できるか検討してまいります。

次に、クロマグロの本県の採捕状況と今後の見通し、また漁獲枠の配分の見直しについてお尋ねがございました。

クロマグロの漁獲量管理は、平成26年12月の中西部太平洋まぐろ類委員会、いわゆるWC P F Cにおける国ごとに漁獲枠を設定するという国際合意に基づきスタートしました。この国際合意では、30キログラム以上を大型魚、30キログラム未満を小型魚に区分し、平成12年から14年の漁獲量の平均値をもとに、それぞれ漁獲量の上限を定めることとされています。国はこの合意に基づき、国全体の漁獲枠を決定し、さらに過去の漁獲実績という客観的な数値に基づいて、大中型まき網漁業などの大臣管理漁業と沿岸の釣り漁業や定置網漁業などの知事管理漁業に、大型魚、小型魚それぞれの漁獲枠を配分しています。

本年4月から始まった管理期間の本県への割り当て数量は、大型魚が15.4トン、小型魚が65.5トンで、県がそれぞれ過去の漁獲実績に基づき、月ごとに数量を配分しています。今期の状況は、小型魚の漁獲量が4月1日だけで6月末までの3カ月に相当する5.2トンとなったため、漁業関

係者の御意見もお聞きした上で、4月2日から6月末までの採捕停止命令を発動しているところです。本県では、平成28年度から3年連続で漁獲を制限せざるを得ない状況となったことから、今後も同様の状況が続くものと予想されます。

一方、水温や海流などの自然条件によって、クロマグロが漁獲される量や海域は毎年変動するため、過去の漁獲実績に基づいて割り当てられた配分量に達する県もあれば、下回る県もあるという状況が生じています。県としましては、漁業者の方々の御意見もお聞きしながら、我が国全体の漁獲枠を有効に活用できるよう、都道府県間において漁獲枠をより柔軟に融通できる仕組みの確立や、国が全体の漁獲量を調整するために確保している留保分の弾力的な運用などについて、国に働きかけてまいります。

(文化生活スポーツ部長橋口欣二君登壇)

○文化生活スポーツ部長（橋口欣二君） まず、歴史民俗資料館の収蔵能力の抜本的な改善についてお尋ねがございました。

歴史民俗資料館は、歴史、考古、民俗の各分野にわたり、原始・古代から近現代までの本県の歴史と生活を対象とする総合博物館としての役割を担っております。開館後28年が経過し、これまでに寄贈、寄託を受けた資料も数多く、昨年度末で収蔵資料は約14万点を超えております。これまでも、館の収蔵能力を確保するために、平成23年度からは比較的劣化が進みにくい民俗資料の一部について旧大栃高校へ移管するとともに、平成25年度には館内の収蔵庫前のスペースを活用して新たに収蔵庫予備室を整備するなどの対策を講じてきたところでございます。

当面の間は、館の収蔵庫内の資料について収蔵方法の工夫を行いながら貴重な資料の収集に努めてまいります。収蔵能力には限りがございますことから、抜本的な改善策の検討もあわ

せて行ってまいりたいと考えております。

次に、旧大栃高校の民具資料の活用に係る課題と今後の展開についてお尋ねがございました。

旧大栃高校にある資料の活用につきましては、平成24年度から地元の協力をいただきながら、毎年一般公開を行っております。その際には、民具の展示のほかに、昔の暮らしや民具の使い方を地域の方から教わる企画やわらじづくりの体験企画なども行い、参加者からは、昔の人の知恵に感心した、解説が楽しかったなどの感想もいただいております。また、地元の小学生を対象に見学会を実施するなど、教育面での活用も図っているところでございます。

課題といたしましては、さらに多くの方に民具に触れる機会を提供していくことが必要と考えておりますことから、引き続き地元の方々と連携して旧大栃高校での一般公開を行っていくとともに、今後歴史民俗資料館の企画展などで民具の展示を充実するなどして、積極的に活用してまいりたいと考えております。

最後に、高知県と歴史的に深いつながりを有する海外の地域との歴史の保存と継承、今後の連携についてお尋ねがございました。

ブラジルやパラグアイなどの中南米や北米には、本県から移住された方々で結成された高知県人会があるほか、ミクロネシア連邦とは、本県出身の森小弁氏の縁で今なお交流が続いております。このように、歴史的に本県とつながりのある国や地域は多数あり、県からは海外の県人会や友好交流国などに定期的に訪問団を派遣するなど、交流を深めてまいりました。

こうした交流を世代を超えて継承していくためには若い世代との交流が必要であり、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイの県人会からは、例年20歳代を中心として海外技術研修員を受け入れております。本県での約10カ月にわたる研修期間を通じて、技術や技能の習得だけでなく、

ルーツである本県への理解を深めてもらい、県民と交流することにより、帰国後も現地日系社会と本県とのかけ橋となつていただいております。

さらに、よさこいを通じた新たな文化交流も始まっており、国際協力機構 J I C A と連携いたしまして、パラグアイとアルゼンチンにはよさこい指導ボランティアを派遣しているほか、帰国した海外技術研修員がブラジルでよさこいチームを立ち上げるといった動きも出てまいりました。

また、海外との交流の歴史資料については、県立歴史民俗資料館に、主にブラジルに移住した方々に関する資料を中心に600点以上が保存されており、一部の資料は常設展示もされております。さらに、移住された方々の歴史や現地の日系社会について県民の皆様理解をしていただくため、県内各地で異文化理解講座なども行っているところです。

今後も、海外の諸地域と本県との歴史を大切にし、継承していくために、こうしたきずなを生かして、文化やスポーツはもとより、経済や観光の分野でも交流の幅を広げてまいりたいと考えております。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○地域福祉部長(福留利也君) まず、戦没者慰霊碑に関し、実際に管理されている方の状況の把握についてお尋ねがございました。

慰霊碑は、戦没者を追悼し平和を祈念する思いを次の世代に受け継いでいくために重要なものであります。そのため、平成29年2月に実施しました調査結果をもとに、より詳細に把握する再調査を平成29年8月に全市町村を対象に実施いたしました。再調査では、関係者から聞き取りをしていただくなどの精査をお願いした結果、前回調査の242基に71基を加えた313基の慰霊碑が確認されました。

また、管理されている方の状況につきましては、県の遺族会やその支部が177基と全体の半数を超えており、慰霊碑の清掃につきましては、遺族会や自治会、老人会など、地域全体で協力して行われているものが多く見られました。

この結果をまとめたものにつきましては、地域の歴史や平和教育の身近な資料として活用いただくよう県教育委員会へ提供するとともに、市町村に対しては適切な管理等が行われるようお願いをしたところでございます。

次に、海外慰霊碑に関して、記録に残す必要性についてお尋ねがございました。

本県関係の海外慰霊碑については、現在県が把握しているものは、高知県知事の銘板を設置しておりますパプアニューギニアのギルワ、ブナ、ココダ、バリイベの4基でございますが、現時点で把握していない慰霊碑もあると考えられますことから、県遺族会などの援護関係団体から聞き取りを行い、情報収集をしてみたいと考えております。また、確認されました海外慰霊碑につきましては、遺族会などの関係者と情報共有を行い、記録に残してまいります。

最後に、兵籍簿閲覧の手続を定めた要領の緩和についてお尋ねがございました。

旧軍人軍属の資料につきましては国と県でそれぞれ保管をしており、国においては、陸軍の軍属のうち高等文官及び従軍文官に係る資料と海軍に係る資料を保管し、兵籍簿閲覧の申請ができる遺族の範囲は民法上の親族である6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族としております。県においては、陸軍の軍人及び国が保管していない軍属の一部の資料を保管しており、閲覧の申請ができる遺族の範囲は配偶者または3親等内の親族と定めているところでございます。

終戦から長い年月がたち、今後御家族、御親族の足跡をたどるニーズがさらに広がっていく

ことも想定されますことから、県が保管している兵籍簿閲覧に係る遺族の範囲につきましては、国や他県の基準や実態も参考にしながら見直しを今後検討してまいります。

一方、学術研究などの親族以外の第三者への目的外提供につきましては、公益上の必要性などが求められるところですので一律の緩和は難しいことから、御相談がありましたら個別に高知県個人情報保護制度委員会に諮ってまいります。

(総務部長 君塚明宏 君登壇)

○総務部長(君塚明宏君) 5Gの基盤となる光ファイバー網の整備状況と、5Gの中山間地域への導入の課題と対策についてお尋ねがございました。

5Gや現行の第4世代、いわゆる4Gなど、移動系の超高速ブロードバンドは、基地局とそこまでの光ファイバー網が整備されることで利用可能となります。平成30年3月末現在の4Gについて本県における利用可能人口率を申し上げますと、全国平均99.8%に対しまして、若干下回っているものの、99.3%にまで達しているところでございます。しかしながら、4Gの電波の到達距離が最大数キロメートルあるのに対しまして、5Gは最大数百メートルと短くなりますため、利用可能エリアを確保するためには現状よりも密度の高い基地局整備と光ファイバー網が必要となります。そうすると、人口減少が進む中山間地域では、通信事業者の採算ベースに乗りづらく、都市部と比較して導入が後回しになることが懸念されます。

5Gは、教育や医療、産業など、あらゆる分野で利便性や生産性の劇的な向上も期待できますことから、中山間地域の課題解決に欠くことができないものであり、地方での整備こそ急ぐ必要のあるものと認識しております。このため今後、中山間地域においても都市部と同様に基

盤整備が進められますよう、全国知事会などとも連携し、整備指針の策定や財政的な支援制度の拡充などについて、国や通信事業者に対して働きかけを行ってまいります。また、5Gを含むデジタル化推進の動向につきまして、県内市町村とも情報共有を図ってまいります。

(観光振興部長吉村大君登壇)

○観光振興部長(吉村大君) まず、むろと廃校水族館と足摺海洋館の取水設備の状態についてお尋ねがありました。

むろと廃校水族館につきましては、施設の設置者である室戸市にお聞きしましたところ、取水後の海水はろ過装置を通すことや日々の点検などにより、展示水槽は一定の水質が確保されていると伺っております。他方で、近隣の漁港から取水していますので、高温や大雨などの悪条件が重なった場合にはろ過後の海水温の上昇や塩分濃度の低下などが生じるため、今後改善の余地があるともお聞きしているところです。このため県としても、必要なサポートをしてまいりますと考えております。

次に、足摺海洋館につきましては、海が荒れると取水した海水に砂がまじることがあるため砂を定期的に除去することや、大雨の際には塩分濃度に気をつける必要がありますが、いずれも職員の適切な対応により水質に問題は生じさせていない状態にあります。このため今後は、より良好な水質の海水が確保できるよう、沖合に新たな取水口を設けることとしています。

次に、インバウンド観光について、旅行商品づくりや広報における外国人材の活用と、地域の観光団体との連携についてお尋ねがありました。

外国人観光客の誘致拡大のためには、外国人の観光ニーズや外国人から見た本県観光の魅力を把握し、旅行商品づくりと広報に生かしていくことが重要だと考えています。このため県で

は、県内在住の外国人の方に、モデルコースづくりへの助言やモニターツアーへの参加を初め、フェイスブックによる海外に向けた観光情報の発信や海外メディア招聘時における通訳など、さまざまな場面で御協力をいただいております。また、海外での旅行会社へのセールスの際には、現地の旅行業界に精通した外国人の方と連携し、ニーズに合った周遊プランの提案などに取り組んでいます。

加えて、本年度は複数の在日外国人の専門家により、それぞれが持つ知見や海外旅行会社などとのネットワークを活用していただきながら、本県の魅力を生かした旅行商品を造成し、販売につなげる取り組みを強化したところです。これにより、外国人に人気のある田舎暮らしや刃物づくりといった生活文化体験などを組み合わせた商品の販売が既に始まっています。こうした商品の広報においても、海外メディア等を活用し、商品の魅力を写真や動画、記事にまとめ、メディアやSNSなどさまざまな媒体でPRを実施しています。

また、地域の観光団体である広域観光組織や市町村観光協会などとの連携につきましては、県が海外の旅行会社やメディアを招いて視察や取材をしてもらう際に同行していただくほか、海外の旅行会社との商談会への参加も得て、セールスをしていただいております。こうした活動を通じて、地域の観光団体に、外国人目線での旅行商品づくりや広報のノウハウが蓄積されるよう、県と地域が一体となった取り組みを進めています。

今後も引き続き、外国人の方々や地域の観光団体との連携を深め、外国人観光客のニーズに対応した旅行商品をふやすとともに、効果的な広報を展開し、さらなる外国人観光客の誘致拡大に取り組んでまいります。

最後に、県関係の観光施設へのキャッシュレ

ス決済の導入状況と今後の展開についてお尋ねがありました。

国内外から訪れる観光客の利便性の向上や観光消費額の拡大という観点から、モバイルやカードなどによるキャッシュレス決済の導入を進めていくことは大変重要であると考えています。

現在、県が所管します9つの施設のうち、2つの施設で導入に向けた検討が進められています。1つ目の牧野植物園においては、本年度内に電子マネーやクレジットカードなどによるキャッシュレス決済が導入される予定です。2つ目の足摺海洋館においては、来年の新館のオープンに合わせた導入に向けて、観光客の利便性や施設の効率的な管理運営などの観点から、最適な仕組みについての検討を進めているところです。このような先行する動きに他の県立施設も歩調を合わせながら、キャッシュレス決済の導入を加速させていくことが必要だと考えています。

先日立ち上げた高知県行政サービスデジタル化推進会議においても、あらゆる行政サービスのデジタル化を推進する方向性が打ち出されていますので、この場も活用しながら導入に向けた検討をスタートしてまいります。その際は、対象の施設を所管している関係部局と連携し、導入に伴う効果や課題、業務フローのあり方、コストの算定、費用対効果の検証など、さまざまな観点からの検討をスピード感を持って進めてまいります。

○25番（大石宗君） 7年ぶりの質問ということでたくさん質問し過ぎて、御丁寧に答弁もいただきまして、まことにありがとうございます。

幾つかあるんですけども、1つ、海洋高校の専攻科の生徒です。海援丸は大変大きな予算をかけてやっている事業であります。そういう意味でいうと、本来の政策目的に達していないという厳しい見方もできるわけでありましてけれ

ども、そのあたりどういうふうにお考えかというのを、もう一度教育長にお伺いしたいと思います。

2点目は、四国病院経営プログラム、高い評価をしているという御答弁をいただいたところであります。講師の派遣はし続けるということでもありますけれども、この知見をさらにもう一歩生かすという意味で、例えば、県は医療再生機構を通じていろんな政策課題を寄附講座を出したりしていますけれども、これで終わりじゃなくて、実際の県の医療経営に資するような新たな第一歩の仕組みも今後考えられないかということをお健康政策部長に伺いたいと思います。

それから、ITコンテンツですけれども、その他の市町村でやったらいいと思うんですけども、なかなかオフィスビルがないとか条件が合わないということで、かなり市町村が戦略をしっかりとつくらないといけないという側面があると思うんです。一方で、高知市に今立地をしてくれている企業さんの中で、事業がどんどん拡大しているところも多いように思います。そういった中で、次の拠点を増強するといったときに、2段階移住ではないですけども、ほかの市町村に少し照会をしてみるとか、そういうニーズがそもそもないのかということについて商工労働部長に伺いたいというふうに思います。

第2問、質問でお願いします。

○教育長（伊藤博明君） 高知海洋高校のことについてお尋ねございました。

御答弁で申し上げましたけれども、海洋高等学校には、航海コース、機関コース及び食品コースと3つございます。航海コース及び機関コースのほうは、その上に専攻科がございまして、専攻科には毎年10名ぐらいの子供たちが進学をしております。その10名の子供たちは、全員が航海士、機関士として船舶職員となる、それを

目指して取り組みを進めております。全体の学校の生徒数としては、毎年1学年40人弱ということで、生徒を集めるということは必要でございます。食品コースのほうは、ツナガールというような格好で、いろんな形でいろんなイベントでも活躍しています。食品のほうは、製造であったり、そういったほうのコースへ行っております。

ただ航海・機関コースとしては、一定そういった就職につながっておりますので、御答弁で申し上げましたように、インターンシップであるとか、それから実際に漁業に従事されている方々にもお話をしてもらっているという中で、子供の進路についてしっかりとサポートをしていきたいというふうに考えておりますし、海洋高校のお話でありました設置目的にかなうような取り組みをしっかりと進めていきたいというふうに考えます。

○健康政策部長（鎌倉昭浩君） 高知大学のプログラムにつきましては、先ほど答弁で申し上げましたとおり、非常にタイムリーであり、また価値のある取り組みをしていただいているというふうな認識をしております。で、これを大学としてし続けていくため——これは国の今の制度が最大5年間ということですので、その成り行きなんかも見ていく必要がありますし、一方で、せっかくなのでいい取り組みに対して、いかに参加しやすい環境をつくってあげるかと、これもまた大事なことだろうと思います。そこらあたりにつきましても、大学のほうともしっかりと話をしながら、必要な支援があれば、それに対して県として積極的に検討していきたいというふうに考えております。

○商工労働部長（近藤雅宏君） 市町村へのIT系の企業誘致に関するオフィスの問題ですけれども、実際オフィスを探す際には、古い保育園でありますとか学校、それから空きオフィス、

そういったものを、市町村からも情報提供いただきながら企業に紹介するという活動を行っております。

それで、小規模な人数でスタートする場合には十分対応できるケースが多いんですけども、おっしゃる高知市で、例えば一定軌道に乗ってきて事業を拡大したいというようなケースが幾つかございます。そういったケースは、100人を超えてきたからもっと大きなところに移転したいであるとか、一定規模を伴う移転の希望が多くございまして、高知市以外の郡部でそれを受けていくというのは、なかなかつながりにくいケースがございます。

ただ、IT系にかかわらず、事務系職場でバックオフィスでありますとか、そういった立地事例もふえてございまして、一部IT系とつながるような側面もございます。そういったところに関しては、高知市以外の市町村での立地も事務系職場に関してふえてございまして、そういったところが2つ目の拠点を設けるといった事例も出てきており、比較的小規模な事業所を探すというケースも出ております。そういったケースでは、市町村と十分連携して取り組んでいけると思っております。

○25番（大石宗君） ありがとうございます。商工労働部長、高知市以外の市町村にとっては、1つの企業でも大変大きな影響があるということで、ぜひ積極的に進めていただけたらと思います。

最後になりますけれど、きょうは知事から、課題は何かということで、トップランナーでやっていくのは非常に難しい、そういう話もありました。高知の子供の教育の話もきょう取り上げましたけれども、高知県が全国のトップを行っているという、そういう誇りを子供が持っているのは本当に素晴らしいことだと思います。これからも、課題解決先進県でありますけれど

も、全国の中でも注目されるような取り組みをぜひ引き続きやっていっていただきたいというふうに、要請させていただきたいと思います。

それから最後に、高知港の潮江地区のことで、にぎわいの場として議論していくという御答弁もいただいたところですが、歴史的に見ると、高知市と高知県というのは、長らくお堀が深いというふうに、関係が非常に悪かったという時期もありました。そのきっかけが、この高知港の問題、埋め立ての問題とかで、県市が非常に仲が悪かったという時期があったように思いますけれども、尾崎知事になって、県市連携でしっかりやられている中で、象徴的に高知市との連携事業ということで、いい取り組みになるのではないかとこのように期待もしているところです。ぜひ、にぎわいの場として、潮江地区の再開を前向きに進めていただきたいということを最後にお願ひして、私の一切の質問を終わらせていただきたいと思います。きょうはどうもありがとうございました。(拍手)

○副議長（弘田兼一君） 暫時休憩いたします。

午後 3 時 22 分 休憩



午後 3 時 40 分 再開

○議長（桑名龍吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

4 番 金岡佳時君。

（4 番 金岡佳時君 登壇）

○4 番（金岡佳時君） 自由民主党の金岡佳時です。議長の指名をいただきましたので、通告に従いまして質問をいたします。執行部の皆様方には、大変お疲れのことと存じますけれども、いましばらくおつき合いをお願いいたします。

よろしくお願ひいたします。

今、高知県の人口は、中山間地を中心に急速に減少をしております。それに対する対策は、まずは移住をしていただくこと、人に来ていただくことであります。そのために県も懸命に努力をし、平成30年度は移住者数934組、1,325人というすばらしい実績を上げたことは高く評価し、今後さらなる積み上げを期待するものであります。

また、観光でも、平成20年の305万3,000人から「土佐・龍馬であい博」の開催された平成22年に435万9,000人、その後400万人前後で推移をし、平成28年に424万3,000人、「志国高知 幕末維新博」の開催された平成29年は440万6,000人、昨年30年は441万2,000人の入り込み客数となり、また本年からは自然&体験キャンペーンということで、中山間地を中心に観光客の誘致策を展開しております。

いずれもすばらしい成果が上がってきたわけですが、私はそれにも増して極めて重要な取り組みであると思っております。それは、中山間地の観光は、美しい川や山はありますけれども、特別な観光名所があるわけでも、絶景があるわけでもございません。でありますから、中山間地の観光は、まさしくその土地に滞在していただいて、その土地の文化に触れたり農林業の仕事を体験していただくなど、それぞれの地域の生活そのものを感じていただくこととなります。

中山間地域の主産業である農林業は、それぞれ単独ではなかなか厳しい状況にあります。6次産業化を進めておりますけれども、いまだ浸透はしておりません。そうした中、棚田の風景や農作業、山の風景や山の作業が観光に結びつくようになってきており、中山間地の産業と観光を結びつけ、地域の生活そのものを感じていただけるような観光商品をつくることが求めら

れております。

中山間地への移住者の多くは、その土地の文化や土地の人たちに触れ、その土地が気に入ったということで移住をしてきております。そう考えますと、中山間地での生活に結びついた観光は移住に直接結びつくものだと考えられます。言い換えれば、中山間地において生活と結びついた観光は、極めて有効な移住施策と考えられます。

観光施策と移住施策の一体的な推進についてどのような御所見をお持ちなのか、知事にお尋ねいたします。

先ほど申し上げましたように、平成20年の「花・人・土佐であい博」から「土佐・龍馬であい博」、「志国高知 龍馬ふるさと博」、さらに観光キャンペーン「リョーマの休日」、「楽しまん！はた博」、「高知家・まるごと東部博」、「2016奥四万十博」、そして「志国高知 幕末維新博」、「自然&体験キャンペーン」と続くわけであります。

今後どのような観光施策の展開を考えておられるのか、また長期的な観光施策のデザインはどのようなものを描いておられるのか、知事にお尋ねいたします。

観光について、入り込み客はどうやって高知に来ているのかを見てみますと、乗用車の利用が65%前後で、20%前後が観光バスを利用しています。全体の85%が高速道路などの道路を利用し高知県を訪れております。中山間地への観光客誘致を考えますと、中山間地の狭隘な道路の改良は喫緊の課題であると思います。

一方、自動車を利用してとなりますと、比較的近い関西圏までの方々が多く訪れているのではないかと推測されます。そこで、残り15%に多くいると思われる関東圏の方々について、飛行機やJRを使って高知県を訪れた場合を見てみますと、まず東京から足摺海洋館に行ってみたいと考えたとき、ほとんどの方がまず検索す

ると思われやすやフーの路線情報、それを検索いたしてみますと、最寄りの駅を特定できませんと出てきます。これでは首都圏で足摺岬や海洋館を紹介しても、旅行に行くという行動に結びつかないのではないのでしょうか。また、高知駅からJRを使って足摺岬や室戸岬へ行く場合の接続はまずまずできておりますが、高知龍馬空港から後免駅への接続ができておりませんので、基本的に全て高知駅経由となっております。

それ以上に、嶺北地域への接続は極めて困難であります。県外から高知龍馬空港へ来た方が高知駅を経由して特急列車で嶺北地域を観光する場合、早朝・深夜以外の大杉駅に停車する特急列車は、南風10号、16号、24号、26号、28号の5本しかありません。先日、出先機関調査での帰り、中村発13時24分のあしずり8号に乗りました。高知発15時13分の南風20号に接続されておりましたが、大杉駅ではとまりません。一番早い列車は15時32分発の各停列車で、大杉駅着17時6分でありました。高知一大杉間の所要時間は、特急列車で約32分、各停列車で1時間37分ほどであります。

JRで高知県を訪れる場合を考えてみますと、高知駅で乗りかえなしに中村駅へ行けるのは、高松駅発6時4分のしまんと1号だけあります。そのほかの特急列車は全て高知駅で乗りかえなければなりません。大杉駅には、10時58分着の南風3号以降は、19時10分着の南風19号まではとまりません。これらは、高松空港から高知県を訪れるインバウンドにとっても利用しにくいものとなっております。

さらに、特急列車がとまらないということもあってか、大杉駅からのバスは、うまく接続されているものはほとんどありません。また、高知駅前の観光案内所で路面電車の時刻表と高知駅発着のバスの時刻表を請求したところ、路面電車の時刻表はそもそもなく、バスの時刻表は

切らしているということではありませんでした。

それぞれJR四国やとさでん交通、そのほか民間会社の考えることでありますけれども、県としてこのような状況をどのように捉え、どのように対処していくのか、観光振興部長にお尋ねをいたします。

次に、中山間地域の交通手段として見ていきますと、同様に問題点が浮かんでまいります。もちろん、中山間地域の足の問題は、言うまでもなく既に大きな問題となっており、議論が重ねられているところではあります。直接生活にかかわる問題となりますので、あえて取り上げさせていただきます。

ことし3月、JR四国のダイヤ改正で、4便の普通列車が一部区間で運行取りやめとなりました。利用する人が少ないとはいえ、今まで通勤、通学に利用していた住民にとっては、その地域での生活にかかわる大問題となっております。また、中山間地域では高齢者が多く、嶺北地域で見れば、高齢化率は49%となります。家からバスの停留所やJRの駅までは距離がありますので、自家用車が必須となっておりますが、狭隘で曲がりくねった道での運転は非常に危険で、出会い頭の衝突や転落事故が絶えません。高知県は、高齢化率全国第2位で、運転免許証の返納率は全国で一番少ないと言われております。

今、香川県を初めとした自治体において、安全運転サポート車への補助が行われております。高知県でも県が率先してサポートカーの補助ができないか、文化生活スポーツ部長にお伺いをいたします。

それでも、やがて運転免許証の返納ということを考えなければなりません。そうなりますと、JRやバスを使い病院に通ったり買い物に行ったりと、地域で生活していく上で公共交通はますます重要なものとなってまいります。

嶺北の4カ町村におきましても、大豊町の町民バスや現在試験運行を実施している本山町のコミュニティーバス、さらに福祉タクシーや乗り合いタクシーなど、工夫に工夫を重ねて、それぞれの町村ともに努力をしているところではありますが、それでも全てカバーできるわけではありません。特に幹線道路を結ぶバスがうまくJRと接続できるかが、大きな課題となっております。

高齢者にとって、長時間の移動は大きな苦痛となります。いかに快適に短時間で移動できるかということが、その地域で生活するための大きな要素となります。土佐町に黒丸という地区があります。その地区から田井の病院へ行って買い物して帰るとすると、朝6時55分発か13時50分発のバスに乗り、1時間5分かけて行かなければなりません。帰りは田井発12時30分か17時10分のバスで、料金は片道980円であります。また、田井発県庁前行きというバスがあります。所要時間が1時間45分で、料金は2,100円あります。高知市内を走る乗り合いバスでありますから、所要時間1時間45分は非常に辛い1時間45分となります。

このように、高齢者にとって通院や買い物に極めて重要な地域の公共交通を、福祉の観点からどのように考えておられるのか、地域福祉部長に御所見をお伺いいたします。

昨年、嶺北地域公共交通協議会が設置をされました。令和3年3月31日までの予定で検討が行われており、昨年の2月22日に第1回の会議が開かれております。このメンバーには、JR四国も入っていると思います。

先ほど申し上げましたように、ことしの3月に、この協議会の検討課題になると思われる4便の列車が運行取りやめとなりました。これまでどのような協議がされ、どのような結論が出されたのか、中山間振興・交通部長にお伺いを

いたします。

もちろん、この協議会の結論が尊重されるものとは思いますが、高速バスの大豊への停車、特急列車の大杉駅への停車など、多くの地域の要望があります。本年3月に出された高知県嶺北地域公共交通網形成計画を読みますと、大杉駅に停車する特急列車の本数をふやし、あわせて路線バスを接続する社会実験を行うようであり、大豊バスストップで高知からあるいは高知への高速バスを乗りおりできる社会実験も行うようではありますが、そもそも減便の理由は乗降客の減少であったわけであり、地域の人口が減少していますので、それに伴い乗降客は確実に減ってまいります。乗降客の数だけを調査する実証実験であるならば、結果は明らかであると思います。

今、嶺北地域で朝夕軽いラッシュが起きます。ほとんどが高知市内から通勤をされている方の自家用車であります。なぜ公共交通機関を利用しないのか、その原因を調査することが必要ではないでしょうか。また、なぜそうしたことをしてこなかったのでしょうか。不採算であるということと利用者の利便性にどのように折り合いをつけるのかということであろうと思います。

どのような嶺北地域の公共交通の姿を考えているのか、中山間振興・交通部長にお伺いをいたします。

高齢化はどんどんと進んでいますので、やがて公共交通での移動も大変になってまいります。しかし、日常で飲んでいる薬はどうしても必要であります。薬を出してもらうためには、医療機関に出向き、医師の診断を受け、その後薬局で、薬剤師による対面での服薬指導を受ける必要があります。そこで、それぞれの集会所などに集まっただき、各町村の保健師さんなどのお世話で、タブレットなどの画面を見ながら

医師によるオンライン診療を受け、続けて薬をもらう薬局の薬剤師によるオンライン服薬指導を受けた後、薬を届けていただければ、1時間もかけて医療機関や薬局へ行く苦勞がなくなります。もちろん、買い物をしたいときもありますし、医師に直接診ていただきたいときもあるかと思えます。そのときは、病院に出かけていただくわけであり、

情報通信機器を利用し移動の負担を軽減することは、高齢者がそれぞれの集落で生活を続けていくために極めて有効な取り組みになろうと思えますが、健康政策部長の御所見をお伺いいたします。

次に、南海トラフ地震対策について、特に高台移転についてお伺いをいたします。

これまで、多くの議員が高台移転について質問され、知事や関係部署から答弁をいただいております。いずれも、高台移転は予測される南海トラフ地震による津波浸水リスクを回避するために極めて重要であるという、官民共通の認識がされております。

企業に対しても、工業団地の整備など、行政努力が進んでおります。先日も、高知市岡崎市長の市政報告の中で、高知市布師田の高台に県と市が共同開発する産業団地、布師田団地の計画が発表されました。製造・流通業者の分譲を想定し、17万4,000平方メートルの規模で、2019年度内の用地取得完了を目指し、2020年度には造成工事に着手する見通しであるとのことであり、多くの事業者が待ち望んでいるとお聞きをしておりますので、早期の完成、分譲が期待されるところであります。

そうした中、民間でも、独自の努力による高台移転先用地確保の動きも活発に行われておりますが、いまだに高台移転先が確保できないことが企業活動の大きな足かせになっているとの声が聞こえてきますし、その声は時間の経過と

ともにますます大きくなっているように思われます。行政努力の成果が表にあらわれていないのが現状ではないでしょうか。

日銀による県内経済統計に設備投資の低迷ぶりが明確にあらわれていると、日銀高知支店が講演会などで発表しています。日銀高知支店によりますと、高知市内の重立った企業に対する原因の聞き取り調査において、多くの企業から、現在営業している場所は津波浸水が想定されているので高知市内の高台に移転することを希望しているが、市街化調整区域における土地利用規制が厳し過ぎるため移転できる適地確保の見通しが全く立たない、そのため新規の設備投資を控えざるを得ないし、企業の生き残りのためには高知市外さらには高知県外への移転も検討している旨の回答が寄せられているようであります。

既に、高知市外や高知県外に移転先となる産業用地を確保した企業が多数出てきております。被災程度を軽減するためにあらかじめ1ドルを投じること、災害時に生じる経済損失の7ドル分を回避できると言われております。予防的処置に投資することで、被災後の回復力を高めるのみならず、一度の天災で経済成長を含む開発成果を全て失うような事態を回避することが可能になるわけであります。

今、国で進められている防災・減災、国土強靱化策などでも事前防災が提唱されており、さまざまな防災・減災策が進められておりますが、復興については、一般的には震災が起きた後、進めるべきものと考えられており、被災したときのための対策訓練レベルにとどまっているのではないのでしょうか。平時のうちに、災害が発生したことを想定し、被害の最小化につながる都市計画やまちづくりを推進しておくことが大切であると言われておりますけれども、被災者の住まい・生活・仕事の再興、地域経済基盤の

復興などの事前準備となる事前復興計画の策定が、ほとんどできていないのが実情であります。

県では、南海トラフ地震等による大震災発生後、迅速に都市基盤の復興を図るため、平成28年3月に高知県震災復興都市計画指針を策定しております。平時のうちに、地域ごとに地域住民と合意形成を図って、甚大な被害を想定した事前復興計画を策定しておくことが、迅速かつ円滑に復興を実現するためには重要であると明記されております。しかしながら、事前復興計画の策定は、県内市町村において策定済みだという公示は全く見つからないばかりか、策定中の話さえ聞こえてきません。

東日本大震災の復興においては、混乱した中、取りまとめの人材不足などにより住民の復興意向調整が困難をきわめ、復興計画決定に期間を要し、流失人口が増加してしまったようであります。事前復興計画を立てておくことによって、被災直後の混乱の中においても、復興事業への初動が劇的に早まり、生活や経済活動への再建予定が立つため、長期避難によって再建を諦めることもなく、零細企業の廃業、そして住民や企業の県外流出の防止につながります。事前復興事業として、移転先高台を事前に造成しておくことが必要ではないのでしょうか。

震災復興団地となる予定の平地を計画的に事前造成し、病院や学校の建てかえなどの際や、企業のBCP対策としての高台移転、そして住宅建てかえ時に徐々に高台移転していけば、費用の軽減がされることは実証されておりますし、高台移転完了前に被災した場合はその高台が避難場所となり、そこに町を復興すれば、無駄なく迅速に計画的な復興が可能となりますので、究極の減災対策となることは明らかであります。しかし、町全体の復興計画がないために、立地規制のない公共公益施設のみが施設ごとの高台移転という、町機能の移転とはかけ離れた形で

進んでおります。

L2クラスの南海トラフ大地震の津波浸水被災を前提とした、各市町村の事前復興計画の策定が急がれると思いますが、現在の策定状況と今後の見通し、そしてどのように策定を促していかれるのか、土木部長の御所見をお伺いいたします。

先ほども申し上げましたとおり、県も企業に対する調査により工業団地整備事業を促進していることは、十分承知をしております。そうした行政努力が進む中で、民間でも独自努力による用地確保の動きも活発になってきておりますが、思うように成果が見えていないのが現状であります。その原因の一つは、企業が移転できるような開発可能な高台は、市街化調整区域にしかないということであります。つまり、BCP、高台移転等の震災リスク回避の避難・移転については、面積や業種などの開発要件の緩和が必要ではないかということであります。

過去の議会答弁では、地震対策の観点を加味した上で市街化調整区域の問題についても柔軟な対応を図っている、関係部署も県庁職員として市町に対し開発許可制度などの技術的な支援を行うなどの答弁をいただいております。当然のことながら、開発行為は、都市計画における法規、法令、指針に沿うことが基本であります。市街化調整区域における地区計画の策定指針について、市町においては、本指針をもとに、地域の実情に即して、適切な運用が図られることを期待するとあります。そして、県として迅速に的確な判断を行えるよう、同意のための判断基準として用いるとあります。

高知県にとって重篤な被害が想定される南海トラフ大地震、そのリスク回避の観点から、柔軟な運用が必要であります。具体的には、高台移転の必要性和緊急性についての検討がなく、地域の実情に即した適切な運用が図れるので

しょうか。開発面積が5ヘクタール以上の大規模な開発の場合、都市計画マスタープランの中で、産業フレームを用いて市街化調整区域での開発の必要性に加えて、区域、規模、用途が具体的に明記されていることとあり、公共が独自開発による企業誘致を予定している地区以外には1カ所も明記されていない、要するに、無秩序な開発によるスプロール化を招かず計画的に整備できる、民間による大規模な開発が許可される土地は、都市計画マスタープランにおいては全く予定がされておられません。

開発面積が0.5以上5ヘクタール未満の沿道型開発の場合、敷地の外周長の20%以上が、幅員9メートル以上の既存幹線道路に直接隣接することを義務づけておりますが、そのような大規模店舗が立地できるような良好な立地条件のまともな土地は、とても希少価値が高くてなかなか見つかりません。また、見つかったとしても高額過ぎて、工場や事務所の移転負担に耐えられません。

開発申請時点で、県は3区域以上を義務づけておりますが、3企業以上を義務づけているところもあります。これも協議の中で柔軟な対応が必要なのではないのでしょうか。

市街化調整区域における地区計画策定指針の柔軟な運用と適用、市町への指導について土木部長の御所見をお伺いいたします。

また、市街化調整区域における、国道、県道に隣接する農業振興地域の農用地区域、1種農地などで、耕作されていない農地も見受けられ、農地としての状況もさま変わりしていると思います。このため、農地を農地として守っていくのか、企業の高台移転のために転用するかについて、地域の状況を把握している市町、土地改良区、地元総代や土木委員、農業委員などと連携し協議をすることで地域の発展につながると考えます。

市街化調整区域の農地の規制緩和について農業振興部長の御所見をお伺いいたします。

次に、県発注の建設残土についてお伺いいたします。

県発注工事の設計書には、残土処分の運搬距離何キロメートル、運搬車両何トン車、そして残土運搬先を明記し、敷きならし等も計上すべきであります。また、建設残土を処分した土地についても県が竣工検査時点で最終確認すべきだと思いますが、現状はどのようなになっているのか、土木部長にお伺いをいたします。

さらに、県下の関係市町村に対し、建設残土についてどのような指導をしているのか、土木部長にあわせてお伺いをいたします。

また、土取り場についても同様で、のり面崩壊のおそれや、下流流域に対して安全性を確認する必要があると思いますが、現状はどのようなになっているのか、またどのように管理、指導、検査しているのか、土木部長にお伺いをいたします。

次に、6月12日に参議院本会議で可決、成立をいたしました棚田地域振興法についてお伺いをいたします。

この法律は、目的に、棚田地域の人口減少、高齢化の進展などにより棚田が荒廃の危機に直面していることに鑑み、国などの責務を明らかにするとともに、棚田地域の振興に必要な事項を定めることにより、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持・増進を図り、棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与するとあります。

そして、基本理念に、棚田地域の振興は、農産物の供給、国土保全、水源涵養、生物の多様性の確保、自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承などの多面にわたる機能が維持され、国民が将来にわたってその恵沢を享受で

きるよう、棚田の保全を図るとともに、棚田地域における定住等と国内、国外の地域との交流を促進することを旨として行わなければならないこととあります。

この法律は、2025年3月末までの時限立法であります。ですから、5年ごとに必要な見直しを行い、延長することも想定されてはおりますが、スピード感を持って取り組まなければなりません。都道府県は、基本方針を勘案して、実情に応じた棚田地域の振興に関する施策について基本計画を定めることができ、棚田地域の振興に関する目標、県が講ずべき施策に関する基本的方向、県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項などを定めることになっております。

まだ法案が成立したばかりでありますので練られていない部分もあろうかと思っておりますけれども、この棚田地域振興計画をどのようなものにしていこうと考えておられるのか、わかる範囲での内容、そして今後のスケジュールについて農業振興部長にお伺いをいたします。

先日、20カ国・地域、いわゆるG20エネルギー・環境相会合が長野県で開かれ、海に流れ出すプラスチックごみの削減に向けた国際枠組みの創設などを盛り込んだ共同声明を採択し、16日に閉幕をいたしました。各国が削減への取り組みを相互監視する国際的枠組みで合意したものの、数値目標や具体策は盛り込まれませんでした。各国で対策への熱意に差が出る懸念もあり、実効性には課題が残るとされております。

我が国も、世耕経済産業大臣が開幕の挨拶で、国内のレジ袋の有料化について、早ければ東京オリンピック・パラリンピックに間に合うように、来年4月1日に実施したいと表明をされました。また、海のプラごみに関する協議で、原田環境大臣は、各国の漁業や観光、人の健康に影響を及ぼす危険があると指摘をしております。

美しい自然を国内外に発信し、自然体験を観光資源とする高知県にとって、海のプラスチックごみ問題は非常に重要な問題であります。また、日本一の健康長寿県を目指している高知県でもありますので、マイクロプラスチックの人体への影響は大変気になる問題でもあります。さらに、カツオ資源への影響も考えられますし、国の政策を待つことなく、高知県が率先してこの問題に取り組む必要があるのではないのでしょうか。

高知県は日本一の森林県であります。2018年の県内の原木生産量は64万6,000立方メートルでありました。製材用が5万6,000立方メートル減の32万9,000立方メートル、木材チップ用が2万2,000立方メートル増の14万5,000立方メートル、木質バイオマス関連が2万立方メートル増の12万7,000立方メートルでありました。

そこで、プラスチック製品の中で、レジ袋を紙袋に、あるいはストローを紙製になど、紙製品にとってかえられるものは紙製品にという推奨活動を、県を挙げて進めていってはどうでしょうか。紙製品にかえることによってプラスチックごみや温室効果ガスの削減の効果が期待できるほか、紙製品がふえれば必然的に木材パルプの需要が高まり、微々たるものではありますけれども木材需要の拡大にもつながると思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、大川村の救急体制についてお伺いをいたします。

御存じのように、大川村の道路事情は大変厳しく、県道6号線はありますけれども、国道194号、国道439号につながる県道17号線1本のみで結ばれていると言っても過言ではありません。急病人やけが人が出た場合、嶺北消防に救急出動を要請するわけでありまして。場所によって違いはありますけれども、大川村のそれぞれの集落へ行くまでに約1時間、嶺北中央病院へ行く

として、往復2時間かかります。救急へりを要請しても、片道約15分、往復約30分、救急車が到着をして救急へりを要請したとすると、計約1時間30分ほどかかることになります。一たび災害が起こり17号線が不通になりますと、極めて厳しい状況となります。

救急体制の整備については、嶺北広域行政事務組合を構成する嶺北4カ町村が考えることであるということは十分に承知しておりますけれども、この状況について危機管理部長の御所見をお伺いいたしまして、私の第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 金岡議員の御質問にお答えをいたします。

まず、中山間地域における観光施策と移住施策の一体的な推進についてお尋ねがありました。

本県に移住された方の多くが、本県の自然環境や人のすばらしさを移住の決め手として挙げていることから、観光商品をつくる、売る、もてなすという観光施策の一連のサイクルにおいては、観光が移住の有力な入り口となっていることも大いに意識して取り組んでいくことが大事であると考えています。

例えば、龍馬パスポートは、できるだけ多くの地域を知ってもらい、リピーターとさせていただくことを意図したものであります。それならばということで、ブロンズ以上のパスポートには、移住を呼びかけるページを組み込んできたところであります。また、観光クラスターの取り組みは、できるだけ長く滞在していただいて観光消費の拡大を図ろうとするものであります。滞在を通じて高知のさまざまな魅力を体感することにより、その結果高知を好きになり、そして移住へとつながることに大いに寄与していると考えております。

さらに、実際に移住や定住につなげるために

は、地域での暮らしや文化などの体験のほか、地域の方々との交流を通じて地域のことを理解していただくことが重要であると考えており、自然&体験キャンペーンを通じて磨き上げを行っている体験型の観光プログラムを創出、拡充していくことは、そのためのツールとしてはもとより、雇用の創出、ひいては移住の受け皿につながるものと、御指摘のとおり私どもも考えております。このほか、地域の生活に関心を持った方を移住につなげる取り組みとしては、移住体験ツアーが極めて有効であります。来月には、「土佐れいほく博」のオープニングに合わせまして、嶺北地域の暮らしを体験していただくツアーを企画しているところであります。

このように、観光と移住施策の一体的な推進に取り組んできたところであり、今後もより一層、中山間地域における新たな付加価値の創造をもたらし、若者が中山間地域で暮らし続けられる高知県となるよう取り組みを進めていきたいと、そのように考えております。

次に、今後の観光施策の展開と長期的な観光施策のデザインについてお尋ねがございました。

本県における長期的な観光施策のデザインにつきましては、産業振興計画において、世界に通用する本物と出会う高知観光という将来の目指す姿を掲げているところであります。この目指す姿の実現に向けては、2つの視点を持って取り組みを進めているところであります。

まず第1は、本県の観光の基盤を整えることとさせていただきます。この視点のもと、本県の強みを徹底して磨き上げ、外貨を稼ぐ仕組みづくりと、自立的に発展し続ける観光振興の体制強化に取り組んでまいりました。「志国高知 幕末維新博」の期間中を通じまして、県内各地域の歴史観光施設の整備を図ってまいりましたことは、高知において歴史観光の基盤を整えようとした、そういう取り組みであったわけとさせていただきます。そ

して、現在においては、「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」を実施しておりますが、こちらにつきましては、地域のそれぞれの自然・体験資源を旅行商品として磨き上げていくために、人の知恵が極めて重要でございます。

そういうことから、この磨き上げに関して、旅行商品化や観光人材の育成に取り組む土佐の観光創生塾に、ひときわ本年度は力を入れているところでございます。これまで、延べ546人が受講され、延べ151件の旅行商品化につながっているところであります。今後も、観光キャンペーンの勢いを生かし、地域アクションプランなどの仕組みも活用していきながら、食や歴史観光に引き続き、自然や体験資源を生かした新たな観光事業の創出に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

なお、さらに全国区の民間活力も導入しながら、よりスケールの大きい事業創出にも取り組んできたところであります。本山町におきましても、大規模な施設ができて上がることであります。今後も、全国区の民間活力の導入ということも大いに心がけてまいりたいと、そのように考えております。

また、体制強化に向けましては、地域博覧会などを機に、職員の派遣や財政支援を行うことを通じまして、地域の広域観光組織の機能強化を図ってきたところでございます。具体的には、幡多広域観光協議会、仁淀ブルー観光協議会や東部観光協議会など、6つの組織が立ち上がりまして、観光地域づくりに取り組むようになってきております。今後とも、こうした取り組みを継続していきたいと、そのように考えているところであります。

そして次に、第2の視点は、インバウンド観光の推進でございます。国内観光は大いに伸びており、経済効果を確保する観点からも引き続き大いに取り組んでまいりますけれども、さら

なる飛躍を目指すため、インバウンド観光をより一層強力に推進してまいります。来年はいよいよ東京オリンピック・パラリンピックが、令和7年には大阪万博が開催をされますことから、訪日外国人旅行者数が大きく増加することが見込まれます。

本県は、クルーズ客船の寄港地として定着はしてきており、外国人観光客の入り込み数自体は大きく伸びてきておりますけれども、宿泊を伴う外国人観光客はまだまだ極めて少ない現状にあります。そのため、来年度以降の時流も生かし、本県の外国人延べ宿泊者数を大幅に伸ばすことも目指しまして、抜本的な対策強化を図っているところでありますけれども、さらなる強化を目指してまいりたいと考えています。

今年度は、第3期産業振興計画の最終年次になりますことから、次期計画に向けまして、観光関連事業者を中心とした幅広い方々との意見交換も重ねさせていただいた上で、以上の方向性のもとでの具体的な観光施策群をさらに検討してまいりたいと考えているところでございます。

最後に、プラスチック製品を可能な限り紙製品にかえる推奨活動と木材需要の拡大についてお尋ねがございました。

プラスチックは我々の生活に利便性と恩恵をもたらす有用な物質であります。その一方で海洋へと流出したプラスチックごみは、地球規模での環境汚染による生態系、生活環境等への悪影響が懸念をされており、本県にとっても重要な問題であると認識をしております。

こうした中、国においては本年5月31日に、海洋プラスチックごみ対策アクションプランを策定し、廃棄物処理制度によるプラスチックごみの回収やイノベーションによる代替素材への転換など、新たな汚染を生み出さないことに焦点を当て、率先して取り組むこととされております。また、プラスチック製の容器や包装を紙製

品に代替することにつきましても、このアクションプランの中で、海洋に流出しても影響の少ない代替素材の一つとして導入、普及に取り組むこととされています。

本県におきましては、高知県環境基本計画第4次計画において、リデュース、リユース、リサイクルの3Rの考え方にに基づき、資源の有効活用やごみの削減を推進することにより、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に向けた取り組みを進めているところでございます。

今後は、これまでの3Rの取り組みに加えまして、御指摘の紙製品などへの代替に向けた取り組みや、木材の新商品開発のためのプラットフォームの中でプラスチック製品に代替できる新商品の開発についても検討し、プラスチックごみ削減への取り組みにより、あわせて少しでも木材の需要拡大につながることができればと、そのように考える次第でございます。

私からは以上でございます。

(観光振興部長吉村大君登壇)

○観光振興部長(吉村大君) 中山間地域への観光客の誘致における公共交通の現状をどのように捉え、対処していくのかについてお尋ねがありました。

公共交通を利用して本県を訪れる観光客の方々にとって、議員のお話にありますような行程で周遊をする場合には、公共交通の選択や乗り継ぎといった対応に苦慮されると考えています。

このため、県としては、観光振興の観点から、中山間地域への周遊を促進するため、公共交通を補う取り組みとして、団体バスやレンタカーによる周遊商品の造成などを旅行会社に対して提案し続けております。また、個人や小グループ向けには、交通事業者の御協力のもと、鉄道の駅や空港、宿泊施設を起点に観光地をめぐるタクシープランやレンタカーを紹介していると

ころです。加えて、交通事業者に対して、公共交通を割安に利用して周遊できるさまざまな企画切符の造成の提案をこれまでも行ってきており、このうちバスと路面電車を組み合わせた企画切符については、昨年 4 月から利用区間を嶺北地域まで拡大されたところです。

こうした移動手段に関する情報をあらかじめ観光客の方々に提供するため、飛行機、鉄道、高速バス等による本県へのアクセス方法などとともに、自然&体験キャンペーンの特設ウェブサイトやガイドブック、県の観光情報サイトよさこいネットなどにより PR しております。また、本県を訪れていただいた方々に、県内各地の観光案内所において、特設ウェブサイトや公共交通の時刻表などを活用し、最適な周遊プランを提案することができるよう、案内所の機能強化に取り組んでいるところです。

いよいよ、来月 7 日からは「土佐れいほく博」が開幕します。より多くの観光客の方々に嶺北地域を訪れていただきたいですし、自然&体験キャンペーンのフィールドの中心は中山間地域ですので、公共交通を補うための取り組みやきめ細かな情報発信、丁寧な観光案内などによりまして、観光客の方々の利便性と満足度の向上に引き続き取り組んでまいります。

(文化生活スポーツ部長橋口欣二君登壇)

○文化生活スポーツ部長(橋口欣二君) 安全運転サポート車を購入する際の補助についてお尋ねがございました。

安全運転サポート車は、前方の車両や歩行者を検知しブレーキが作動する、いわゆる自動ブレーキが備えられた車です。それに加え、高齢運転者に推奨される、ペダルを踏み間違えたときに加速を抑制する装置等を搭載したのもございます。

国におきましては、高齢運転者の交通事故防止対策の一環として安全運転サポート車の普及

を図りますため、新車での自動ブレーキの乗用車搭載率を来年までに 9 割以上とする目標を掲げ、普及を進めてまいりました。県内において安全運転サポート車の普及状況を調査いたしましたところ、把握できた範囲では、昨年の時点で新車購入の 9 割近くがこの安全運転サポート車となっており、既に新車においては相当程度普及をしている状況です。

一方で、現在乗っている車の場合、自動ブレーキを搭載したいと考えても現状では後づけが困難なことから、自動ブレーキの機能のある車に乗るためには、新車など新たな車を購入することが必要となります。

こうした中、先日国では高齢者による事故対策として、自動ブレーキを含む安全運転支援機能を持つ自動車のみを運転できる、高齢者向けの運転免許制度を創設することや、自動ブレーキの国内基準を定め、新車への搭載を義務づけるなど、緊急対策を決定したところです。詳細については年度内にはまとまるとのことですので、こうした国の動向等を踏まえつつ、県としてどのような対応が必要なのか検討してまいりたいと考えております。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○地域福祉部長(福留利也君) 高齢者にとって通院や買い物に重要な地域の公共交通を、福祉の観点からどのように考えているのかとのお尋ねがございました。

中山間地域において地域包括ケアシステムを構築するためには、医療・福祉・介護サービスの充実とともに、高齢者の日々の暮らしを支える生活支援サービスを確保することが不可欠です。こうした取り組みは、健康福祉の分野にとどまらず、地域づくりの観点も含めて総合的に推進する必要があります。

福祉分野における移動手段確保の取り組みとして、あつたかふれあいセンターでは、送迎に

加えて、利用者の多様なニーズに対応するため日常的な買い物や通院などの移動支援を行っております。また、地域公共交通の分野では、きめ細かな移動手段を確保するため、それぞれの地域の実情に応じて、コミュニティーバスや乗り合いタクシー、公共交通空白地有償運送などのさまざまな取り組みが行われているところです。

嶺北地域においては、県、嶺北4町村、交通事業者等の関係機関で構成する嶺北地域公共交通協議会が昨年2月に設立され、路線バスと鉄道などの乗り継ぎの改善など、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークを確立するための取り組みも始まっているとお聞きしています。

高齢者の移動手段を確保するためには、地域内での移動手段と地域外の専門医への通院などを支える公共交通とが、一体的に機能を発揮することが重要となってまいりますので、今後とも中山間振興・交通部との連携を強化し、県民の誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう取り組んでまいります。

(中山間振興・交通部長川村雅計君登壇)

○中山間振興・交通部長(川村雅計君) 嶺北地域公共交通協議会におけるこれまでの検討状況について、また嶺北地域の公共交通の姿についてどのように考えているのかとのお尋ねがありました。関連しますので、あわせてお答えします。

人口減少や少子高齢化が進む中でも、地域の需要に応じて、将来にわたり安心して利用できる持続可能な公共交通ネットワークを確立することを目的に、県が主体となって、嶺北4町村の行政、JR四国やとさでん交通、嶺北観光自動車などの交通事業者、観光や福祉等の関係団体で構成する嶺北地域公共交通協議会を、昨年2月に設立しました。

この協議会では、構成メンバーによる5回の協議に加え、地域の公共交通の利用実態調査を行いました。また、住民や地元の高校生、交通事業者、福祉・商工・観光の各種団体など、幅広い方々からも御意見をお伺いしました。この実態調査の中で、公共交通を利用しない理由として、高齢者では、まだ自家用車の運転ができるといった意見が最も多く、ほかにも鉄道やバスの運行本数が少ない、乗りたい時間帯に運行されていないなどといった御意見が寄せられました。

これまでの協議や実態調査などによりまして、嶺北地域においては、1つ目としまして、地域内を円滑に移動する手段が十分でないこと、2つ目といたしまして、利用者のニーズに即した地域外への移動手段が十分でないこと、3つ目としまして、公共交通サービスに関する情報提供が十分でないことといった、大きく3つの課題があることが明らかになりました。

こうした課題を踏まえ、協議会では、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークを確立するために、本年3月に高知県嶺北地域公共交通網形成計画を策定しました。この計画では、地域内で自家用車に頼らず暮らしていただけるための公共交通の手段の整備、地域外と便利に行き来できる乗り継ぎ拠点の整備、公共交通の利用を促進し持続可能な公共交通を目指すといった3つの基本方針のもと、14のアクションプランを設定しました。具体的内容としましては、鉄道や高速バスといった既存の公共交通を活用した利便性の向上や、路線バスと鉄道などとの乗り継ぎの改善、嶺北地域内のバス路線などの公共交通を網羅したバスマップの作成等による公共交通に関する情報発信などであります。

今後は、この計画に基づき、議員の御指摘のとおり、実証運行についても、単に利用者の数を調査するのではなく、利用しやすい環境を整

備することがまずは重要との考えのもと実施を
してまいります。実証運行で得られた結果につ
いては、協議会においてP D C Aサイクルをしっ
かりと回し、一過性で終わることのない、将来
につながる公共交通の実現を追求していく必要
があると考えております。

公共交通は、経済、教育、医療、福祉など、
さまざまな分野を下支えする重要な社会インフ
ラであることから、県としましては、市町村や
交通事業者等と連携しながら、使い勝手がよく
持続可能な公共交通に向けて、積極的に取り組
んでまいります。

(健康政策部長鎌倉昭浩君登壇)

○健康政策部長(鎌倉昭浩君) 中山間地域にお
いて、情報通信機器を利用したオンラインでの
診療や服薬指導は、高齢者の移動の負担を軽減
し、極めて有効な取り組みではないかとのお尋
ねがありました。

平成9年に国の通知により実施が認められた
遠隔診療、いわゆる情報通信機器を活用したオ
ンライン診療は、その後、平成30年度の診療報
酬改定から保険診療に位置づけられることにな
りましたが、本県でオンライン診療料の算定を
届け出ている医療機関は、本年6月1日現在で
2病院、3診療所にとどまっており、まだまだ
普及していないのが実態です。

その理由としましては、診療報酬上、初診を
受けた病態の安定した患者が対象となり、患者
の同意を得た上で、3カ月以内の間隔での対面
診療とオンライン診療を組み合わせた療養計画
を策定しなければならないこと、また緊急時
におおむね30分以内に対面診察が可能な体制を有
していることなどの要件があることに加え、患
者側も情報通信機器を適切に使用できなければ
ならないことなどが挙げられます。

一方、処方箋に基づき調剤された薬剤につ
いては、その適正な使用のため、現行の「医薬品、

医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等
に関する法律」、いわゆる薬機法で、交付時に薬
剤師による対面での服薬指導が義務づけられて
いることから、今は原則として患者本人が薬局
に薬剤をとりに行く必要があります。

このような中、現在国において、患者が看護
師等といる場合のオンライン診療に関する規定
を、オンライン診療の適切な実施に関する指針
に追加するなどの見直しが検討されており、本
年7月に改定される予定と聞いております。ま
た、薬剤交付時の服薬指導についても、オンラ
イン診療の普及状況を踏まえ、オンラインによ
る服薬指導を一定のルールのもとで可能とする
薬機法改正案が、今国会で審議されているとこ
ろです。

医療資源が疎な中山間地域を多く抱える本県
にとりましては、議員からのお話にもございま
したように、今後患者さんに集会所などに集まっ
ていただき、看護師等の援助を得ながらオンラ
イン診療を受けられ、薬を自宅等で受け取るこ
とが可能となれば、医療機関等へ行くのに長時
間の移動を要する県民の方々にとって利便性が
大きく向上し、大変有意義なことだと考えてい
ます。

そのため、県としましては、引き続き国にお
けるガイドラインの見直しや薬機法の改正案の
審議状況、さらには今後の診療報酬の見直し状
況などを注視し、実施に向けた環境の整いぐあ
いをしっかりと確認していく一方、より一層医
療機関や市町村へオンライン診療についての情
報提供を行い、今後5Gによってもたらされる
技術革新にも注目しながら、効果的なオンラ
イン診療が普及していけるよう取り組んでまい
ります。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、各市町村の事
前復興計画の策定状況と今後の見通し、またど

のように策定を促していくのかとのお尋ねがありました。

県では、平成27年度に策定した高知県震災復興都市計画指針に基づき、復興計画の策定能力の向上を目指して、市町村職員を対象に震災復興まちづくり訓練を実施しております。訓練の内容は、発災後の時間経過を意識して、被災直後の現地調査に基づく建築制限区域の設定や土地区画整理事業の計画決定など、都市計画法関連の行動手順を確認するものです。

これまでの訓練で気づいたこととして、法令で定められた期間内に建築制限区域を設定することは時間的に大変厳しいと実感したこと、復興計画策定のための具体的な土地利用の方針が示されていないことで計画策定に戸惑ったこと、農地法などの関係法令の土地利用規制も事前に把握しておく必要があることなどが挙げられ、復興計画策定に当たっては多くの課題があることを共有してきております。

現在のところ、市町村において事前の復興計画の策定は進んでいない状況です。このため、本年度から始まった第4期南海トラフ地震対策行動計画の中で、市町村が事前の復興計画を策定する上で参考となるよう、土地利用の考え方などを整理した復興まちづくり指針を、危機管理部が中心となって策定することとしております。

今後は、引き続き訓練を通じて市町村職員の復興計画策定能力の向上を図るとともに、市町村が事前の復興計画を策定する場合の技術的支援及び財政的支援について、危機管理部と連携して行ってまいります。

次に、市街化調整区域内における地区計画策定指針の柔軟な運用と市町への指導についてお尋ねがありました。

高知市、南国市、香美市、いの町で構成する高知広域都市計画区域は、市街化を促進する市

街化区域と、無秩序な市街化を抑制する市街化調整区域に区分しております。人口減少や超高齢社会を迎える中、無秩序な開発を抑制しつつ、低・未利用地を活用するなど、一定の人口密度を維持したコンパクトなまちづくりを進めております。また、地区計画は街区単位できめ細やかな市街地を実現していく制度であり、市街化調整区域で策定する場合には、市街化を抑制すべき区域であるという市街化調整区域の性格を変えない範囲において策定する必要がございます。

地区計画策定指針は、国が策定した都市計画運用指針をわかりやすく解説したもので、市町の地区計画策定に当たり、県が協議、同意を求められた際に、迅速で的確な判断ができるよう基準を設けるものでございます。

お話のありました津波浸水区域にある事業所の高台移転は、大変重要な取り組みであると認識しております。工場等を計画的に集約し、良好な街区を形成するため、都市計画マスタープランへの位置づけや、3区画以上の立地、幹線道路への接道要件などの基準を設けておりますが、市町の実情に即したまちづくり方針に合致し、市街化を促進するおそれがないこと等が整理されれば、個別に協議に応じてまいります。

今後も、それぞれの市町の実情を踏まえ、地域の特性にふさわしいまちづくりが進められるよう、市町と連携して取り組んでまいります。

次に、県発注工事の設計書には残土の運搬距離などの項目を明記し、敷きならしなどの費用も計上すべきと考えるがどうか、また建設残土を処分した土地についても竣工検査時点で最終確認すべきと思うが、現状はどのようになっているのかとのお尋ねがありました。

県では、建設残土の搬出先につきましては、関係法令への抵触や不法投棄による社会問題が発生しないよう、発注者による指定を基本とし

ており、設計書にはあらかじめ搬出先や距離を明示して、運搬経費や敷きならしなどの必要経費を計上しております。なお、緊急時や残土が少量の場合など契約後に搬出先を指定する場合でも、受注者が選定してきた候補地を精査し、適正に処分できることを確認して決定しております。また、竣工検査時には検査職員が、設計書、施工計画書、管理資料及び工事写真などにより、建設残土の処分が適正に行われているか最終確認を行っております。

次に、建設残土について関係市町村に対してどのように指導しているのかとお尋ねがありました。

市町村も建設残土の適正な処分が行えるよう、設計書へ搬出先を記載する方法など、県の取り組みを明示した文書を送付し、周知しております。また、毎年受注者や県の職員を対象とした研修会に市町村職員の参加を呼びかけ、建設残土の搬出先を記載した施工計画書や再生資源利用促進計画書などの作成方法を説明し、建設残土の適正処分に関して周知しております。

最後に、土取り場について、のり面の崩壊のおそれや、下流流域に対して安全性を確認する必要があると思うが、現状はどのように管理、指導、検査をしているのかとお尋ねがありました。

搬入土を必要とする工事では、まずほかの工事で発生する建設残土を有効活用することができると検討することにしております。その上で、ほかの工事との利用調整ができず、建設残土の有効活用が図れず、受注者がみずから土取り場で土砂を採取する場合には、事前に受注者から提出される施工計画を確認し、周辺環境や工事の安全に留意して現場管理を行うよう指導しております。

加えて、検査職員は、竣工検査時に管理資料や写真等により、施工計画どおり適正に施工さ

れたことを最終確認しております。

(農業振興部長西岡幸生君登壇)

○農業振興部長(西岡幸生君) まず、市街化調整区域における農地の規制緩和についてお尋ねがございました。

農業生産の基盤である農地につきましては、地域における限られた貴重な資源であることから、農地法においては農地を農地以外に転用することが規制されており、農業振興地域内の農用地や第1種農地といった優良農地の転用は原則不許可となっております。一方、第2種農地や第3種農地といった農業上の利用に支障が少ない農地については、必要な要件が満たされた場合には転用の許可ができることとなっております。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法では、住居の集団移転を図るため、地方公共団体が津波避難対策緊急事業計画に基づいて住宅団地等を整備する事業については、農地転用の許可要件の緩和についての特例が設けられているところです。

県としましても、企業の高台移転に係る農地転用につきましては、現行の制度において可能な範囲で柔軟に対応するとともに、引き続き農業委員会など関係機関と連携し、食料生産の重要な基盤である優良農地の確保と、農業上の利用に支障が少ない農地の転用との調整を図りながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、県の棚田地域振興計画の策定スケジュールや内容についてお尋ねがございました。

本県は、県土の93%を中山間地域が占めており、中でも山間地域では、狭隘で急峻な土地を有効に活用した棚田において、古くから農業が営まれております。棚田は、農業活動のみならず、県土の保全や良好な景観の形成といった多面的な役割も有しておりますが、農家の高齢化

などにより維持することが困難になってきており、今後さらに荒廃が進むことが危惧されているところです。

こうした中、議員のお話にもありましたように、棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持・増進を図ることを目的とした棚田地域振興法が成立をしました。法では、まず国が棚田地域の振興の意義や施策などを基本方針として定め、県は、国の基本方針を勘案し、県棚田地域振興計画を策定することができるとされています。また、市町村は、農業者や農業団体、地域住民などの参加による指定棚田地域振興協議会を設置し、協議会において、指定棚田地域振興活動計画を定めた上で、国の財政支援を受けながら棚田の保全活動を行うとされています。

政省令や国の基本方針につきましては、今後8月にかけて順次示されることとなっておりますため、現時点では県計画の具体的な内容や策定スケジュールまでをお示しすることはできませんが、県計画は指定棚田地域の指定や地域の活動計画のもととなりますことから、可能な限り早期に策定できるよう取り組んでまいります。

県計画の策定に当たりましては、棚田における農業生産活動の維持はもとより、水源の涵養や伝統文化の継承などといった法の基本理念にのっとった内容となるよう、関係者の御意見も聞きながら、市町村と連携して取り組んでまいります。

(危機管理部長堀田幸雄君登壇)

○危機管理部長(堀田幸雄君) 大川村の救急体制についてのお尋ねがありました。

嶺北地域の救急業務につきましては、本山町、大豊町、土佐町及び大川村の3町1村で構成する嶺北広域行政事務組合が所管しており、大川村における救急要請には、本山町にある嶺北消防署が対応しております。総務省消防庁の救急

に関する調査によりますと、救急車が消防署から救急現場に到着するまでの高知県全体の平均時間が約9分であるのに対し、嶺北消防本部では約14分となっています。このうち、大川村では35分程度であると嶺北消防本部からお聞きしており、県全体の平均よりもかなり長く、一刻を争う救急業務においては厳しい状況にあると認識をしております。

一方で、緊急かつ高度な医療処置が必要な場合は、ドクターヘリによる医師の現場派遣と患者搬送を行っており、出勤から約15分で嶺北地域に到着可能です。ただ、この場合でも、ヘリポートへの誘導を行う人員の配置やヘリポートまで患者を搬送するために時間を要します。現在、大川村には5カ所のヘリポートがありますが、救急現場の近くにヘリポートがありますと迅速な治療の開始や搬送時間の短縮が図られますので、ヘリポートを地域の実情に応じて、よりきめ細かに整備していくことも重要です。

県といたしましては、大川村における救急搬送時間の短縮や救命率の向上を図るために、ハード面やソフト面でどのような支援が可能なのか、他の地域の事例も参考にしながら、消防本部や大川村と協議を行ってまいりたいと考えています。

○4番(金岡佳時君) それぞれ丁寧な御答弁ありがとうございました。

2つほど、お伺いをいたしたいと思います。

1つは、嶺北地域公共交通協議会が昨年2月にできまして、協議を重ねてこられたわけでありすけれども、ことしの3月にJRが減便をされたわけです。JRの朝の便をやめることについての協議がなされたのかどうか、そしてなされたのであるならば、どういう結論で廃止に至ったのか、それをお聞かせいただきたいと思っています。

もう一つは、これは質問ではございませんけ

れども、いわゆる安全運転サポートカーに関してでございます。これは、緊急ブレーキあるいは踏み違いのことについてよく言われておるわけでございますけれども、中山間地にとっては狭隘な道からの転落も防止できるのではないかとというふうに考えております。というのは、白線を両側に引いていただきますと、その白線からはみ出さないようにという装置もあるわけでございますから、そういうものを使えば転落防止につながるんじゃないかというふうに考えるところでございます。もちろん、これに対する答弁は要りません。そういう方法もあるので、ぜひともまたお考えをいただきたいということでございます。

2問目を終わります。

○中山間振興・交通部長（川村雅計君） 議員のお話のように、協議会の中で、12月にJRのほうから減便の公表がございましたときに、委員のほうから、見直しをしてくれないかというような要望もあったということでございます。また、4町村のほうからは、JRに対して、見直しについて要望されたというふうにもお聞きをしております。JRのほうでは、これまでも減便やダイヤの改正などいろいろ行ってきたが、どうしても対応ができないということで、必要最小限の列車を残した上で減便をしてしまったというふうにお聞きをしております。

○4番（金岡佳時君） そういうことは私も聞いております。私が申し上げたいのは、その前に協議をしていただかないと、減便が決まりましたからこれでやってもらいますというようなことを言われたんでは、その協議会の意味というのはどこにあったんでしょう。非常に私はそういうところで、疑問を感じたわけでございます。これに対する答弁は要りません。

最後に、皆様方に申し上げたいことが一つございます。今回挙げさせていただきました中山

間地の交通問題、そして南海トラフ地震における事前防災、事前復興の問題だけでも、多くの部局がかかわっておりました。互いに関連する所管課は一体どこで、どれだけあるのか理解するのに困るほどでありました。県庁の皆様方は大変優秀でございます。その優秀な頭脳を、それぞれの課題について、やらないとか、あるいはかかわらないという理由を探すために使うのではなくて、それぞれの課が課題を共有し、連携して、課題解決のための方策を見出すために使っていただけますことを心からお願い申し上げます。私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明21日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後5時散会

令和元年6月21日（金曜日） 開議第4日

出席議員

1番 土森正一君
 2番 上田貢太郎君
 3番 今城誠司君
 4番 金岡佳時君
 5番 下村勝幸君
 6番 田中徹君
 7番 土居央君
 8番 野町雅樹君
 9番 浜田豪太君
 10番 横山文人君
 11番 西内隆純君
 12番 加藤漠君
 13番 西内健君
 14番 弘田兼一君
 15番 明神健夫君
 16番 依光晃一郎君
 17番 梶原大介君
 18番 桑名龍吾君
 19番 森田英二君
 20番 三石文隆君
 21番 上治堂司君
 22番 山崎正恭君
 23番 西森雅和君
 24番 黒岩正好君
 25番 大石宗君
 26番 武石利彦君
 27番 田所裕介君
 28番 石井孝君
 29番 大野辰哉君
 30番 橋本敏男君
 31番 上田周五君
 32番 坂本茂雄君
 33番 岡田芳秀君
 34番 中根佐知君
 35番 吉良富彦君

36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 君塚明宏君
 危機管理部長 堀田幸雄君
 健康政策部長 鎌倉昭浩君
 地域福祉部長 福留利也君
 文化・生活スポーツ部長 橋口欣二君
 産業振興推進部長 井上浩之君
 中山間振興・交通部長 川村雅計君
 商工労働部長 近藤雅宏君
 観光振興部長 吉村大君
 農業振興部長 西岡幸生君
 林業振興・環境部長 川村竜哉君
 水産振興部長 田中宏治君
 土木部長 村田重雄君
 会計管理者 中村智砂君
 公営企業局長 北村強君
 教育長 伊藤博明君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 原哲君
 公安委員長 古谷純代君
 警察本部長 宇田川佳宏君
 代表監査委員 植田茂君
 監査委員長 麻岡誠司君
 選挙管理委員長 土居秀喜君

事務局職員出席者

事務局長 弘田 均 君
 事務局次長 行宗 昭一 君
 議事課長 吉岡 正勝 君
 政策調査課長 織田 勝博 君
 議事課長補佐 飯田 志保 君
 主 幹 春井 真美 君
 主 査 宮 脇 涼 君



議事日程(第4号)

令和元年6月21日午前10時開議

第1

- 第1号 令和元年度高知県一般会計補正予算
- 第2号 高知県公文書等の管理に関する条例議案
- 第3号 高知県森林環境譲与税基金条例議案
- 第4号 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第5号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案
- 第6号 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第7号 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第8号 高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案
- 第9号 高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

例議案

- 第10号 高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案
- 第11号 県有財産の出資に関する議案
- 第12号 (仮称)南国日章工業団地団地整備工事請負契約の締結に関する議案
- 第13号 高吾地域拠点校本館及び南舎他改修主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第14号 高知県公立大学法人定款の変更に関する議案
- 第15号 令和元年度高知県一般会計補正予算

第2 一般質問

(2人)



午前10時開議

○議長(桑名龍吾君) これより本日の会議を開きます。



質疑並びに一般質問

○議長(桑名龍吾君) 直ちに日程に入ります。

日程第1、第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算」から第15号「令和元年度高知県一般会計補正予算」まで、以上15件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問をあわせて行います。

11番西内隆純君。

(11番西内隆純君登壇)

○11番(西内隆純君) 自由民主党の西内隆純でございます。議長よりお許しをいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

初めに、令和元年まことにおめでとうござい

ます。第126代天皇陛下の御即位を心よりお祝い申し上げます。伝統の継承者として一切の私心を排し、ただひたすら国民のためにその重いお立場をお受け入れになられました。国民の一人として衷心より感謝の思いをささげます。

次に、このたび県議会に再登壇する機会を下さいました県民の皆様にご心より御礼申し上げます。また、落選中、同僚議員各位にも励ましの言葉、アドバイスなどをいただき何度も助けいただきました。重ねて御礼申し上げます。

高知県を守り抜くとのかたい決意のもと戦い抜いてまいりました。高知県が直面する課題、いずれも待ったなしの課題ばかりでございます。地域の暮らし、文化や伝統、残すべきもの、よいものは守り抜きます。また、攻撃は最大の防御との言葉のとおり、攻めるべきところは果敢に攻めて、常識にとらわれない未来を考えた提言で県政を支え、もって県民の信頼と期待に応えてまいりたいと思います。人生一生勉強、至らぬばかりでございます。県民の皆様、同僚議員各位、そして執行部の皆様には引き続きの御指導、御鞭撻を心よりお願い申し上げます。

県議会再登壇の記念すべき1問目は、日本の心について知事にお尋ねしたいと思います。上皇陛下が御譲位をなされ、本年5月1日より第126代天皇陛下の御代、令和の時代が幕あけました。実は私、新しい御代を迎えるまではいささか心配事もございました。光格天皇以来、例のなかった御譲位。法律では退位との表現ですが、私は譲位と言わせていただきます。この御譲位を受けた新しい陛下の新しい御代が、国民にどのように受け入れられるのかと、出過ぎた心配をしていたわけでございます。しかし、御譲位に向けた環境が整うとともに祝福ムードが高まるにつれて、心にかかっていたもやは去り、さらに令和元年初日の朝方の報道を受けて、御譲位でよかったという思いがふつふつと湧き上が

るようになりました。5月の中下旬ごろまで、新しい御代の到来を喜ぶ声があちこちで聞こえ、関連するイベントの開催が相次ぎ、皇室関係の報道が連日連夜続いていたと記憶しております。

また、資料等に形式的に書かれた令和元年の文字を見るだけでも、何とはなしにうれしく感じ、やはり自分は日本人なのだなどと再認識したものです。御譲位でよかった、このように令和が迎えられてよかったとの思いに至った理由は、主に3つございます。

1つ目は、昭和から平成の移り変わりの契機が昭和天皇の崩御であったことに対して、今回は上皇陛下が御壮健であられる中での今上陛下の御即位であったこと。崩御となるとどうしても自粛ムードの中で新しい時代を迎えざるを得ません。その点、このたびの御代がわりは、あちこちでさまざま催し物があり、祝福ムードと新しい時代への期待感でもって幕あけを迎えました。

2つ目は、日本人おのおのが自国のことを見詰め直すよい機会となったこと。上皇陛下のお言葉を受けて御譲位に向けた準備が進む中、多くの日本人が当事者意識を持って、皇室や元号、日本の国柄について少なからず何かしら考えたり感じたりする機会になったのではないかと思います。また、このたびの元号の典拠が、中国の古典からではなく、初めて日本の古典であり現存する最古の和歌集の万葉集であったことも大きかったでしょう。万葉集の関連書籍の売り上げが大きく伸びたり、ゆかりの地である太宰府天満宮をおとناول人がふえたりなど、日本の心をたどる人がふえつつあると報道されておりました。

3つ目、これは私ごとですが、光格天皇の故事を通し、天皇の無私の思いの一端に触れることができたこと、御譲位の意義について学べたことです。

平成29年4月13日、朝日新聞において、当時の天皇陛下、現上皇陛下が光格天皇の名を挙げて、どのような譲位だったか多くの人に知ってもらいたいと述べられたことが紹介されています。その御発言の背景について、雑誌明日への選択の掲載記事「光格天皇と今上天皇」と題した勝岡寛次氏のすばらしい解説文がございましたので、要約して御紹介いたします。

光格天皇の御代には、天明の大飢饉により数万人が餓死し、100万人近い方が亡くなりました。江戸や大阪では打ち壊しが頻発しましたが、京都の御所では、5万人ほどの人が御所を回っては紫宸殿に向かって拝礼したそうです。窮状を見かねた光格天皇は次の御製を幕府に贈りました。「民草に 露の情けを かけよかし 代々の守りの 国の司は」。「代々の守りの国の司」とは徳川将軍家斉を指します。また、その際のお気持ちを詠まれた御製が残っています。「みのかひは 何いのるべき 朝な夕な 民安かれと 祈るばかりぞ」。「みのかひ」とは自身の身の上のことで、「何いのるべき」との反語表現によって、自分のことなどどうでもよい、朝な夕な民安かれと祈るばかりだという意味になります。幕府は、光格天皇の訴えを無視できず、朝廷の願いに応ずる形で救済米を放出しました。このことが極めて重大な転機となり、以降、幕府は朝廷の意向、希望を尊重するようになりました。明治維新の種がまかれたわけであります。

この光格天皇は後桃園天皇の崩御により御即位されました。光格天皇は閑院宮家の傍系出身で幼帝ということもあって、軽んずる向きもある中で、天皇を常に力強く支えたのが後桜町上皇の存在でした。天皇から上皇に宛てた宸翰——天皇直筆の書には次のようにあります。「仰せの通り、何分自身を後にし、天下万民を先とし、仁恵・誠仁の心、朝夕昼夜に忘却せざる時は、神も仏も御加護を垂れ給う事、誠に鏡に掛けて

影を見るが如くに候」。宸翰には何度も「仰せの通り」とあり、後桜町上皇のみ教えに忠実たらんとしていたさまがうかがえます。そして、光格天皇は譲位後、後桜町院同様に若い仁孝天皇を支え続けられました。

当時の天皇陛下の、どのような譲位だったか多くの人に知ってもらいたいとお言葉、そして前述の一連の御事績や精神的系譜を念頭に置けば、当時の天皇陛下と皇太子殿下の関係も、光格上皇と仁孝天皇の関係に倣ったものと読み解くことができます。そして、御譲位とは単に二重権威の問題などではなく、天皇は無私たるべしとのみ教えをいかに次代につないでいくかの問題なのだ、勝岡氏は総括されております。

御譲位の意義について、思わず膝を打つような答えを得たと大変うれしく思いました。また、いにしえからの皇室のありさまに触れる中で、私たち日本人が皇室をいただいているという奇跡にただひたすら感謝の念を覚えた次第です。私の雑感を長々とお話しさせていただきました。

ここで、このたびの御譲位と令和の幕あけをどのように感じたか、知事にお伺いさせていただきます。

また、去年は全国豊かな海づくり大会が本県で開催されるに当たり、知事におかれましては、当時の天皇陛下であらせられる上皇陛下と同じ空間、時間を共有され、お言葉も交わされたことと思います。そういった経験も踏まえて、改めて皇室の存在をどのように感じられたか、知事にお尋ねいたします。

次に、米中関係についてお尋ねいたします。皆様御存じのとおり、米中関係の抜き差しならぬ悪化が続いております。一部の識者や財界人からは、どこかで手打ちとなるだろうとの希望的観測を聞くこともございます。しかし、新聞やテレビ等の公開情報を丹念に読み解けば、明らかに米国と中国の覇権をかけた戦争であり、

日本も深刻な状況に置かれつつあることを感じ取ることができます。

例えば、米国の対中政策の転換点は、平成30年10月4日ハドソン研究所で行われたペンス副大統領の演説に明らかなです。要約しますと、中国政府が、政治、経済、軍事的手段とプロパガンダを用いて、米国に対する影響力を高め、米国国内での利益を得るために政府全体にアプローチをかけている、中国に対して米国民及び同盟国は団結せよ、中国がその態度を改めるまで米国は断固として戦うという内容です。

もう少し詳細に御紹介しますと、第2次世界大戦前の対中門戸開放政策から、1949年の中華人民共和国建国、1972年の米中国交正常化、WTO加盟支援などと重要な一幕で手を差し伸べたのみならず、米国の技術と資本の投下を行いました。しかし、その結果はというと、高度成長を続けた中国は、米国企業の知財盗用、莫大な軍事費による軍備拡張、尖閣諸島の領有権主張や南シナ海諸島の軍事化・実効支配、スリランカを借金漬けにして港を租借化、個人情報監視体制の構築、サイバー攻撃、宗教弾圧、台湾への抑圧、チベットやウイグルの弾圧等を実行。米国に対しては、大学や研究機関に対する影響力の拡大、ハリウッド映画に対する圧力など、経済、文化、軍事、サイバー、メディアとあらゆる手段を使って米国を支配しようとしていると批判しています。

そして、米国は、同国に対する支配力の拡大をやめなければ、あらゆる力でその野望をくじくとしています。この覇権とも言うべき戦争は恐らく長期化し、経済圏もそれぞれの国を中心にブロック化していくものと予想されます。

日本と米国はパートナー国であり、政治や経済などあらゆるレベルで緊密な連携を図ってまいりました。これからも関係の維持が不可欠なことは言をまちません。日本と中国は経済的、

人的に密に交流し、地理的に無視することのできない隣国であるものの、自由、民主主義、基本的人権、法の遵守といった価値観を共有せず、基本的な歴史認識を異にしています。また、中国は、沖縄県や尖閣諸島の帰属について荒唐無稽な主張をし、しばしば同諸島海域・空域において軍事的緊張状態をつくり出すなど、日本の安全保障上の脅威でもあります。双方の影響下にある我が国は、米中対立構図の中、極めて難しいかじ取りを求められていると言えるでしょう。

米国と中国の対立激化についてどのような認識か、知事にお尋ねいたします。

人口減対策についてお尋ねいたします。

いずれの地方自治体においても人口減対策が喫緊の課題となっております。本県においては、平成27年10月から平成30年10月までの約3年間の人口減少率ランキングにおいて、秋田、青森に続き第3位のマイナス3.07%を記録しました。今までの常識にとらわれず将来を考える、そういった使命感のもとに思い切った対策を講じなければならないだろうと思います。

人口減対策として出生率の引き上げがしばしば議論の俎上に上ります。私自身、この議論の参加には勇気が要るのですが、きょう、自身のことは一旦棚に上げて話をさせていただきます。

1999年、ロシアは合計特殊出生率が1.17まで落ち込みました。慌てた政府は、2005年ごろに人口学という国家プロジェクトを立ち上げて、出生率の引き上げを試みました。その結果として、2013年には合計特殊出生率1.71を記録し、2016年には1.75まで回復しました。どのような施策を講じたかということ、2007年1月1日以降生まれた2人目の子供の親に対して、母親資本という一時金の支給を開始しました。支給金額はロシア人の平均年収の1.5倍相当額です。お金の使い道は、家の購入、子供の学費、母親自身

の将来の年金に限定されており、約9割の家庭が住宅の購入費用に充てたとと言われております。少ない負担で住宅を購入し可処分所得がふえれば、第3子も視野に入ってくるものと思われま

す。高知で実施するとすれば、第3子をもうけた場合、住宅購入費のうち2,000万円を公費で賄うといったところでしょうか。20年ローンと考えれば、2,000万円を240カ月で割って1世帯当たり月々9万円弱、これを子供3人で割れば子供1人に対して3万円相当の支給となります。住宅需要の経済効果、人口ボーナスのもたらす経済効果、担税者が増加するメリットなどを挙げていけば、検討に値する施策であると思われま

す。個人の資産形成に公のお金を入れるということで社会主義的過ぎる政策だといった批判も寄せられそうですが、有効な対策も見出せないままにこのままにしてよいのか、よくよく考えなくてはいけない段階にあると考えます。そこで、お尋ねいたします。人口増加には経済的な負担の軽減が重要であると考えます。高知で第3子をもうけた3年後に、家庭に対して大胆な住宅購入費用の支援を行うなどの手厚い支援についても検討していく余地があるのではないのでしょうか、地域福祉部長にお尋ねいたします。

次に、人口の減少部分にスポットを当てた場合、その要素は自然減と社会減に大別されます。自然減は、病気や不慮の事故、高齢による老衰死などが代表的です。社会減は、若者の大学進学や就職といったものが主要因として挙げられます。関西や首都圏の大学への進学、県外への就職、これらは大変よく聞く話です。もし県内にいながらにして有名大学に入学、受講し卒業できたら、世界に名立たるあの企業のオフィスが高知にあったなら、人口の流出に一定歯どめがかかるかもしれません。

まず、就職の問題。魅力ある企業を高知に誘致できないものでしょうか。地理的条件の制約を受けにくく、今後ますますニーズが高まると予想される知的財産系のサービス業がターゲットとして適当でしょう。しかし、そのような会社を誘致するならば、法人税の免除か劇的な減税ほかにないと思います。例えば、域外から高知県に本拠地を移した企業及び高知県に従前より拠点を構える企業に対して、法人税の免除もしくは劇的な引き下げを措置します。ここまでやれば、恐らく国内だけにとどまらず、世界中からさまざまな企業が進出してくることでしょう。

人口の社会減対策として、大胆な優遇措置による企業誘致について商工労働部長の御所見をお伺いいたします。

次に、大学進学による若者の県外流出の問題について。都市部の大学にとっても地方の過疎は見逃せせない問題のはずです。彼ら自身の存続のためにも、都市より相対的に出生率の高い地方に子供を残すことで、将来の学生の確保に努める必要があると考えます。言い換えれば、大学がこれからも存続していくためには、学生を確保しつつ、地方に学生を残すという一見相反する取り組みに果敢に取り組んでいかなければなりません。

このような取り組みは、ICTにより十分実現可能であると私は考えます。県庁や企業の会議では、双方向通信が可能なインターネット会議、別名テレビ会議が利用されております。また、県下の中山間の高校に在学し進学意欲の高い生徒を対象とした遠隔教育システムの導入が進められています。同様に、都市圏の大学がいささかの設備投資を行うことで、本県に学生をとどめ置くことのできる環境を整えることは十分に可能だと考えます。ただし、実験等を伴う理系の学科においては、遠隔操作のロボットが

研究室を闊歩するようになるまでは採用が難しいかもしれません。

取り組みに必要な設備投資を一大学で担う必要はございません。問題意識を共有する複数の大学の協力によって合同キャンパスを用意すればよいですし、既存の県立大学との連携も考えられます。また、同取り組みは仕送りによる富の県外流出も防ぎます。もし、県外の大学に進学すれば、1人当たり年160万円程度の仕送りが必要ですが、それが不要となれば、地域経済の活性化に幾ばくか貢献するものと期待されます。

以上述べました、ICTを駆使した大学キャンパスの高知への誘致について検討してはどうか、産業振興推進部長の御所見をお伺いいたします。

県内で県外の某有名大学の授業が受けられて卒業もできる、さらには法人税減によって高知に拠点を構えた企業がひしめき合い、就職先もより取り見取り、結婚し第3子をもうけてマイホームも手に入る。このような夢のある高知を現実に近づけるためには、時に大胆なチャレンジが必要と考えます。米沢藩主上杉鷹山も、「なせば成る なさねば成らぬ何事も 成らぬは人の なさぬなりけり」と申しておりました。

次に、林業の活性化について質問させていただきます。

県では、第3期高知県産業振興計画に基づき、原木生産のさらなる拡大、加工体制の強化、流通・販売体制の確立、木材需要の拡大、担い手の育成・確保等、あらゆる方面に対して効率的な施策を講じ、切れ目のない支援に取り組んでいるものと承知しています。時間軸で大別すれば、増産や需要拡大など比較的短期の時間軸で対応すべき案件と、再生林や人材育成など30年から100年先を考えて取り組まなければならないものがございます。

中でもタイムスパンの長い再生林がどうある

べきかという問題は、相当の慎重さでもって取り組まなければ、森林整備公社のような課題を残す事態を再び引き起こしてしまうかもしれません。将来の住宅需要を初め川下はどうなるのか、バイオマス需要は今後どのように根づいていくのか、再生林樹種として広葉樹はどうか、早生樹のコウヨウザンは活躍できるのか、セルロースナノファイバーの利用が本格化した場合に大規模パルプ工場のない我が県はどのような立場に置かれるか等々、考慮すべき事項は多岐にわたります。

再生林事業が今後どのように進められるのか、その展望について林業振興・環境部長にお尋ねいたします。

再生林と関連して、人工林の齢級構成の偏りの是正を挙げたいと思います。人工林は、戦後の復興・拡大造林期、昭和30年から40年代に植栽されたものが多く、現在11齢級、51年生から55年生程度のものが最も多く分布しており、木材生産を目的とした森林施業をより活発に展開する時期にあるとされています。私たちの社会生活を支える保険や年金などの公的扶助・互助制度は、若年層ほど割合が多く、高齢者ほど割合が減少することを前提とした、なだらかな人口ピラミッドを前提として設計されました。現実には逆ピラミッドとなってしまう、制度の存続のために多種多様な応急手当てを続けております。

人口ピラミッドの例を引き合いに出しましたが、人工林の齢級構成も同様にその偏りが原因となって問題が生じるケースもあるのではないかと憂慮いたします。鳥取県の森林・林業・木材産業の現状と課題と題する取りまとめには、「今後、持続的な森林経営を実現していくためには、次世代を担う若い森林への更新により、人工林の齢級構成の偏りを小さくすることも不可欠です。このことは、森林による二酸化炭素の

吸収を促進し、地球温暖化防止に貢献することにもつながります。」と記載がありました。我が高知県においても、将来を見越した場合に、人工林の齢級構成がどうあるべきかという問題にも向き合う必要があると考えます。

低い齢級が極端に少ない現在の人工林の状況について、その齢級構成上、将来顕在化する可能性のある課題についてどのようにお考えか、林業振興・環境部長にお尋ねいたします。

今後、原木の増産を図るとしても、現在11齢級前後の原木がすぐになくなってしまいうわけはありません。12、13齢級と成長し、おのおのストックを増加させていくものと思われま

す。そこで、将来素材の供給に占める大径木の割合が高まることを見越し、あらかじめ考慮すべき事項はないか、林業振興・環境部長にお尋ねいたします。

選挙の投票率低下の対策についてお尋ねいたします。

令和元年の本年は、12年に1度のい年選挙の年です。統一地方選から始まって参議院選挙、ひょっとすると衆議院選挙、さらには知事、市長の同日選挙と続き、関係者一同は多忙をきわめる年でもあります。高知のあるいは日本のこれからを決める大切な選挙ですから、どの選挙においても真剣そのものです。有権者の皆さんに政治を身近に感じていただき、貴重な一票を投じていただけるよう頑張っています。

さて、一方で気になるのは昨今の投票率の低下の問題。特に若者の投票率の低さが目を引きま

| 年齢 | 投票率 |
|---------|--------|
| 全体 | 39.35% |
| 18歳・19歳 | 21.16% |
| 高知市議選 | 36.55% |
| 18歳・19歳 | 16.30% |

す。県議選の高知市について見ますと、全体の投票率が39.35%、18歳・19歳が21.16%でした。高知市議選に至っては、全体が36.55%なのに対して、18歳・19歳が16.30%でした。選挙は民主主義の根幹であり、その参加は国民の責務です。投票率の引き上げ対策が急務と思われま

す。有権者として一票を投じ、政治に参画することの重要性をどのように啓発していかれるのか、若者への浸透をどのように図ろうとお考えか、選挙管理委員長にお尋ねいたします。

もう一つ気になる点は、高齢者や障害者の選挙への参画についてです。現在、公共交通機関の利用が困難、あるいは長時間の自立歩行が難しいケースへの対処として、県内の自治体でも移動期日前投票所の取り組みが始まっています。その一方、介護保険等の施設利用中の方から、投票所に足を運ぶことが困難であるから棄権する旨の話、あるいは施設に投票所があればといった声をお聞きします。病院、障害者支援施設、介護保険といった施設サービスを利用する方々への対策は十分でしょうか。制度上で言えば、県選挙管理委員会の指定する病院、介護老人保健施設、老人ホーム、保護施設、身体障害者支援施設、以下指定施設において不在者投票を行うことができます。

不在者投票指定施設説明会の開催に当たり、とりわけ高齢者・障害者関係施設の同説明会への参加状況、あわせて施設の指定状況について選挙管理委員長にお尋ねいたします。

また、他県の選挙管理委員会では、指定施設における不在者投票制度の説明として、1、入院または入所中の方で、疾病、負傷、妊娠、老衰、身体の障害もしくは産褥に当たるため歩行が困難であること、2、歩行が可能である方については、自分の登録されている選挙人名簿の属する投票区の区域外にある指定施設に入院または入所中であることとあり、高齢者や障害者を念頭に置いた説明項目を設けています。

これに対して本県の紹介ページでは、「不在者投票制度とは、投票日に仕事や旅行など一定の予定のある方が選挙人名簿登録地以外の市町村選挙管理委員会や指定された病院・老人ホーム等で、投票日の前に投票をすることができる制

度のことを言います。」との純粋な制度説明のみとなっております。

投票率向上はもちろんですが、さまざまな立場に置かれた方の民意をしっかりと酌み上げて施策や法律に編み込んでいくためにも、入院または入所中の高齢者や障害者、あるいは歩行困難者等を念頭に置いた、不在者投票制度の周知と指定施設数の拡大にも力を入れていくべきと考えますが、選挙管理委員長の御所見をお伺いいたします。

次に、高台移転用地の造成についてお尋ねいたします。

地震によって生じる津波からの被害を最小限度に抑えるべく、さまざまな取り組みが進められていますが、その中でも抜本的対策であり事前復興の代表格として、高台移転を挙げることができます。高台移転に際しては、用地選定にその確保、造成、これらに要する費用等、さまざまな問題に対処しなければなりません。

そこで、道路整備などの公共事業にあわせて、高台移転用地の整備に取り組んではどうかと考えます。道路の整備コース上には、当然のことながら山や谷がございます。山にぶつかれば、トンネルを掘るか、山を削るかしなければなりません。この際、関係機関とよくよく相談の上、山を開発し、必要とあればその残土で谷を埋めることによって、移転用地の造成をじてはいかがでしょうか。あわせて整備を進めることでコストの大幅な圧縮も期待できます。

実際に移転用地を確保したとしても、住みなれた土地を離れることには、財政面はもちろん、心理的抵抗などハードルが多く残ります。しかし、地震と津波はいつかはやってまいります。たとえ町の移転に時間がかかろうとも、次の南海トラフ地震、あるいはさらに将来の、次の南海トラフ地震を見据えた安全・安心なまちづくりを進めていくという観点からも、高台移転用

地の整備はなされなくてはなりません。

以上、道路整備などの公共事業にあわせて高台移転用地の造成を進めてはどうかと考えますが、土木部長の御所見をお伺いいたします。

特定技能2号認定についてお尋ねいたします。

平成31年4月より改正入管法が施行、14の業種が特定技能として定められました。特定技能には1号と2号の2種類がございます。1号は、不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識または経験を要する技能を持ち、業務に従事する外国人向けの在留資格のことを指します。最長5年の滞在が許可されますが、家族の帯同は認められていません。2号は、同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格のことで、こちらは家族の帯同も許可されており、滞在期間を更新することができます。2号認定を行うには、1号資格の保有者の持つ技術水準が熟練した状態にあることを試験等で確認しなければなりません。また、対象とする業種は、現時点で建設及び造船・船用工業のみとなっております。

さて、特定技能2号については1号と異なり、在留期間に実質的上限はなく、受け入れ機関または登録支援機関による支援の対象外であり、さらには配偶者と子の帯同が認められています。

以上を踏まえて、特定技能2号に認定された外国人労働者が、長期にわたり在留する場合や家族を本国より呼び寄せた場合に、予見される課題について商工労働部長にお尋ねいたします。

最後に、道路整備についてお尋ねいたします。

一般県道384号の北本町領石線の混雑・安全対策について改めて質問させていただきます。同県道の一宮業務用スーパーの前から土佐神社前交差点間において、おかげさまで一部を除き拡幅工事が実施されました。夕刻マルナカ前の大渋滞は右折レーンの増設によって幾分か緩和さ

れ、さらに歩道の拡幅により歩行者が安心して移動することができるようになりました。しかしながら、走行レーンの増設や迂回路を新規に設けたわけではないので、渋滞の根本的解消がなされたわけではありません。

これからも人口が増加すると予想される地域であり、高知中央産業団地の完成も相まって、さらに混雑するであろうことは想像にかたくありません。また、渋滞の緩和はもちろんです、周辺住民の安全確保の観点からも交通量を分散する手だてを何かしら講じる必要があると考えます。

そこで、高知中央産業団地付近から旧県交通跡地までの区間において、一般県道384号から国道195号あけぼの街道及び一般県道374号高知南国線に南北で接続する道路の整備について土木部長の御所見をお伺いいたします。

以上、私の1問でございます。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 西内議員の御質問にお答えをいたします。

まず、天皇陛下の御退位と令和の幕あけをどのように感じたかについてお尋ねがございました。

上皇陛下におかれましては平成の30年余にわたり、日本国及び日本国民統合の象徴として、上皇后陛下とともに一つ一つの御公務を心を込めてお務めになり、国民に寄り添ってこられました。両陛下が国民、高知県民にお心を寄せられ、限りない愛情を持ってともに歩んでくださいましたことに心から感謝を申し上げますとともに、お心穏やかでお健やかにお過ごしになられますことを心からお祈り申し上げますところであります。

天皇陛下におかれましては、元号が令和に改まりました先月1日に御即位あそばされ、日本国及び日本国民統合の象徴として皇位を継承な

されましたことは、まことに慶賀にたえないところであります。議員のお話にもございましたとおり、平成の時代から令和の時代への御代が変わりが日本全体の祝福ムードの中で、新しい時代への期待感とともになされましたことは、私自身も大変喜ばしく意義深いものであったと感じているところであります。

令和という元号には、人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つという意味があります。新たに幕をあけたこの時代が、世界の平和と我が国の繁栄が一層進展する、希望に満ちあふれた時代として幾久しく続きますよう心からお祈り申し上げますとともに、県といたしましても、県民一人一人があしたへの希望を持って歩いていくことができるよう、経済の活性化や中山間地域の振興により一層取り組み、県勢の発展と県民福祉の向上に向け最善の努力を尽くしてまいりたいと考える次第であります。

次に、昨年に行幸啓での経験も踏まえ、皇室の存在をどのように感じたかについてお尋ねがございました。

私はこれまで、行幸啓、行啓、皇族方のお成りに知事として随従をさせていただき、幾度となく皇室の皆様方と間近に接しさせていただく機会を賜りました。昨年10月には天皇皇后両陛下の御臨席を賜り、平成最後の三大行幸啓となる全国豊かな海づくり大会を明治150年というまさに節目の年に本県で開催できましたことは、歴史上のえにしに鑑みましても大変光栄なことでありました。この大会には大変多くの県民の皆様にお越しいただきましたが、本県人口のおよそ1割にも当たる約7万人もの方々が沿道やお立ち寄り先で両陛下のお出迎えをされるなど、まことに多くの皆様両陛下の御訪問を歓迎されておりました。

私も随従する車列から、沿道などで両陛下を歓迎する皆様の様子を拝見しておりましたが、

多くの県民の皆様が両陛下をお慕いする気持ちがひしひしと伝わり、行く先々で深く感銘を受けたところでもあります。改めて両陛下に対する国民の敬愛の念の深さを強く感じましたし、我々日本人にとって天皇皇后両陛下を初め皇室の存在がいかに大きなものかということに思いをいたした次第です。

また、私がお近くで随従させていただきました際には、両陛下がいかに国民のことを思いいらっしゃるか、また国民一人一人をいかに大切になされておられるかを感じられる機会に数多く接することができました。両陛下からは県民の暮らしに思いをはせるお言葉を幾度も賜りましたし、沿道や御訪問先においては、お体への御負担が心配されるほど、何度も繰り返し県民一人一人に向けて丁寧にお手振りをなされるなど、大変感銘を受けたところでもあります。まさに議員のお話にもありました、光格天皇から後桜町上皇に宛てた書にある「何分自身を後にし、天下万民を先とする」との言葉どおりのお姿だったとっております。

日本国及び日本国民統合の象徴として、このような両陛下をいただく私たちはまことに幸せであると改めて感じたところです。あわせて皇室の存在は我々国民にとって世界に誇る、まことに得がたい存在だと実感したところでもあります。長い歴史と伝統を有する皇室が国民の深い敬愛の中で幾久しく続きますとともに、今後ますます御繁栄なされることを心より願っております。

最後に、米国と中国の対立激化についてどのような認識か、お尋ねがございました。

近年の米中両国の対立、とりわけ貿易において追加関税措置を応酬している状況は、双方の経済減速はもとより、サプライチェーンを通じて部品等を供給している国や企業の経済活動の停滞、金融資本市場の変動など、世界経済に悪

影響を及ぼすことが懸念をされております。我が国の経済にとっても例外ではなく、米中貿易摩擦の先行きが景気下降の大きなリスク要因となっているところです。

追加関税措置の応酬は、どの国の利益にもならず、世界全体にとって決して望ましいものではありません。保護主義による地域間の対立が2度の世界大戦を招いた歴史的経緯を見ましても、国際協調による自由貿易体制は全世界にとって必要なことであります。安倍総理も国会で答弁されているように、いかなる貿易上の措置もWTOと整合的であるべきだと、私もそう考えるところでもあります。

こうした中、今月下旬に大阪で開かれるG20サミットには、米中両首脳も出席される予定となっております。この機会に、貿易摩擦解消に向けた建設的な話し合いが行われることを期待するところでもあります。

また、安全保障面も含め、我が国にとって「自由で開かれたインド太平洋」の実現は極めて重要な課題であります。政府においてはG20議長国として、世界経済の成長のため、世界の安全保障の確保のため、米中を含めた国際協調の強化にさらなるリーダーシップを発揮していただくことを期待しております。あわせて、引き続き世界経済のリスクなどをしっかりと注視しながら、我が国経済にとって必要な対策を含めて、経済財政運営に万全を期していただきたいと思うところでございます。

私からは以上でございます。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○地域福祉部長(福留利也君) 第3子をもうけて3年後に、家庭に対して大胆な住宅購入費用の支援を行うなどの手厚い支援の検討についてお尋ねがございました。

平成30年度の県民意識調査において、予定する子供の人数が理想の子供の人数を下回る理由

として、子育てや教育にかかる経済的な負担が最も多く挙げられていることから、議員のお話にありましたように、経済的な支援は少子化対策としても有効な施策であると考えております。

本県では、これまでも県独自の制度として、一定の条件のもと市町村に対しまして、第3子以降の子供の保育料、医療費を補助してきたところです。また、国に対しては、多子世帯に有利な税制の検討などについて全国知事会を通じて要請してまいりました。

内閣府が平成26年度に実施した結婚・家族形成に関する意識調査では、妊娠・出産に積極的になる要素は何かとの質問に対し、将来の教育費に対する補助と回答した方の割合が69%と最も多くなっており、このほか、妊娠・出産に伴う医療費の補助や、職場の理解や勤務先の産休・育児休業制度の整備などの項目が多くなっております。

このため、県としましては、まずは少子化対策として教育にかかる経済的な負担軽減や、仕事と家庭の両立支援に重点を置き取り組んでまいりたいと考えております。引き続き、子育て世帯の経済的な負担軽減を図っていくとともに、育児休暇、育児休業の取得促進や時間単位の年次有給休暇制度の導入支援を県民運動として展開してまいります。加えて、少子化対策につきましては、本年度一連の取り組みを一段と強化することとしており、先月公表された人口動態調査の結果を詳細に分析するなどして、さらなる改善を図ってまいります。

(商工労働部長近藤雅宏君登壇)

○商工労働部長(近藤雅宏君) まず、人口の社会減対策として、大胆な優遇措置による企業誘致についてのお尋ねがございました。

魅力のある企業を本県に誘致することは、雇用創出はもとより、人口の社会減対策として大変重要であると認識をしております。本県では、

地域間の熾烈な誘致競争に打ち勝つため、従前から全国トップクラスの補助制度を創設し、きめ細かなアフターフォローなどにより企業誘致を進めてまいりました。加えて、平成29年度には新たな企業立地戦略を定め、地域産業クラスターからの発展、ものづくりの強化、高知ならではの新産業の振興の3本柱のもと、本県ならではの魅力や強みも訴求しながら、全庁挙げて取り組んでいるところです。

中でも、立地が地理的条件に左右されにくく、本県への集積が期待できるIT・コンテンツ関連産業については、人材の育成・確保の取り組みの充実強化を図りながら誘致を進めてきました結果、業界内で高いシェアを有する将来性のある企業などにも立地をいただき、若者の県内定着にもつながってきております。本年度からはAIやIoTなどの最先端のデジタル技術を持つ企業への誘致活動を大幅に充実強化しますとともに、デジタル技術の実証実験を本県へ呼び込む補助制度を創設し、県外企業に訴求する取り組みも進めております。

議員からお話がございました法人税の免除や劇的な引き下げは、現実的には大変厳しく、容易ではないと受けとめておりますが、先進的な設備投資を促進する国の地域未来投資促進税制なども積極的に活用しながら、引き続き企業誘致の取り組みを充実強化し、人口の社会減対策に寄与できる魅力のある企業の誘致に全力で取り組んでまいります。

次に、特定技能2号に認定された外国人労働者が長期にわたり在留する場合や家族を本国より呼び寄せた場合に予見される課題についてのお尋ねがございました。

特定技能2号の外国人は、在留期間が最長5年の特定技能1号と異なり、在留期間の更新に制限がないことから、長期間にわたり日本に在留することが可能となりますほか、登録支援機

関等によるサポートは必要とされておりませんことから、日常生活を初めとするさまざまな事柄について、外国人自身が対応していくことが予想されます。

また、特定技能2号は、配偶者や子の帯同が可能ですが、その家族に特段の日本語能力は求められていないことから、例えば出産や保育、就学、就労といったそれぞれのライフステージや日常生活において直面する医療、福祉、防災、交通、住宅等々の場面での言語の問題を初め、サポート体制の構築や環境整備の促進といった課題があると考えております。

一方、特定技能2号は、建設、造船・船用工業の2つの分野で認められておりますが、現時点で技能水準の試験が実施をされていないなど、就労にはまだ相当の時間を要する状況下であり、まずは特定技能1号での就労から徐々にふえてくるものと想定をしております。

そうした中、本県では先月高知県外国人生活相談センターを開所し、外国人の皆様から寄せられる生活上のさまざまな相談や困り事に対応するための体制を整えたところです。今後とも、特定技能2号も含めた外国人の方々から本県が生活しやすく働きやすい場所として選ばれるように、共生に向けた取り組みをしっかりと進めてまいります。

(産業振興推進部長井上浩之君登壇)

○産業振興推進部長(井上浩之君) ICTを駆使した大学キャンパスの誘致についてお尋ねがありました。

若者の東京圏への一極集中を是正し、地方への流れを促進するため、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略において、東京圏の大学の地方へのサテライトキャンパスの設置促進が位置づけられております。また、昨年国が取りまとめたこれに関する調査研究報告書において、地方に大学のキャンパス機能を設置することにより、

若者の増加による地域の活性化や将来的な就業者の増加、さらには研究所等の併設による地域の新しい産業の創出などが期待できると報告をされております。

一方で、首都圏等の大学には地方へのキャンパス設置について余り前向きな意見がないことや、地方の大学からは地方創生には地元大学への支援を強化すべきという意見があることも報告されているところであります。

県としましては、昨年10月に国の地方大学の振興に向けた交付金事業として採択された、県内3大学等と県との連携によりまずNext次世代型こうち新施設園芸システムの構築を通じ、県内大学の魅力を大きく高め、意欲のある学生を県内外から集めることを目指しているところであります。さらには、東京大学と協定を結び、IoTなどを活用した本県の課題解決に向けた研究、実践を進めるとともに、県出身県外大学生の県内就職に向けた就職支援協定を締結するなど、首都圏等の大学との連携を進めており、まずはこうした取り組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

一方、国においてキャンパスの誘致や大学との連携に関し、地方公共団体と大学とのマッチングを支援するシステムの構築や、連携強化を後押しする新たな予算措置などが検討されており、またお話にありましたICTの活用に向け5G環境の整備も加速することとされております。

今後、こうした国の動向も注視しつつ、県内大学の振興とも両立する首都圏等の大学との連携のあり方について、検討してまいりたいというふうに考えております。

(林業振興・環境部長川村竜哉君登壇)

○林業振興・環境部長(川村竜哉君) まず、再造林事業の今後の推進とその展望について、また低い齢級が極端に少ない人工林の齢級構成

上、将来顕在化する可能性のある課題についてどのように考えるかとお尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、全国の人工林における30年生以下の面積割合は10%未満と少なく、本県においては5%程度という状況になってございます。このような中で伐採面積に対する再造林の割合は約4割となっており、現状のまま推移いたしますと、将来林業経営に適した人工林面積が少なくなり、今後増大が期待できる国産材の需要に応じた安定的な木材生産に支障を来す可能性がございます。このため、持続的な木材の供給に向けては伐採後の再造林率の向上が不可欠となっており、造林などの低コスト化とあわせて森林所有者の経営意欲を高めることが重要と考えております。

まず、造林などの低コスト化に向けては、伐採と再造林を一体的に行うことにより全体の作業を効率化する一貫作業システムの導入や、下刈りの回数を減らすことによる省力化を進めてまいります。また、花粉が少なく成長が早い杉・ヒノキの新たな品種に加え、多様な活用が期待できる早生樹のコウヨウザンの導入を推進し、伐採までの期間の短縮化などを図ってまいります。あわせて、備長炭の原料となるウバメガシなど広葉樹も含めた多様な再造林を進めてまいります。

次に、森林所有者の経営意欲を高めるため、こうした低コスト化や多様な樹種による再造林を森林所有者にPRし、木材生産の条件がよい適地において再造林率を引き上げていく取り組みを進めることとしております。具体的には、県内を6ブロックに分け、地域ごとに林業関係者や市町村などをメンバーとする増産・再造林推進協議会を設置し、再造林に関する情報の共有を図るとともに、伐採を予定している森林所有者に再造林の働きかけを行うなど、地域ぐる

みで再造林を推進してまいります。

現在、皆伐が行われている森林は比較的生産条件のよいところであると考えており、その跡地への再造林をしっかりと行うことにより、持続的な林業経営に必要な森林資源を確保していくとともに、将来的には若い森林が少ない偏った年齢構成の改善につながるものと考えております。

次に、素材の供給に占める大径木の割合が高まることを見越して、あらかじめ考慮すべき事項についてお尋ねがございました。

今後の人工林の高齢級化に伴い、大径木の出材が増加することが見込まれます。これを踏まえて、大径木を活用した付加価値の高い商品づくりや販路の開拓、原木を山から効率的に搬出することなどについて取り組んでいくことが重要であると考えております。

県内の多くの製材工場では、これまで大径木の生産量が少なかったことや効率的に加工できないなどの理由から需要が少なく、中径木と比べて大径木は単価が安くなっております。しかし、一般的には木材は高齢級で大径化すると強度や色合いが向上し良質になることから、こうした特徴を生かした高付加価値の商品づくりを行い、今後増加する大径木を活用していくことが必要であると考えております。

そのため、高知県木材協会に設置したTOSA ZAIセンターが中心となり、木造建築に関し全国レベルの高い技術力を持つNPO法人チーム・ティンバライズと連携して、県内の木材加工事業者や建築士による新たな商品開発に取り組んでまいります。また、経済同友会等とも連携した木材需要の創出を進め、開発された商品と一般製材品を組み合わせるプッシュ型の提案営業活動を展開し、販路の拡大にも取り組んでまいります。あわせて、製材など木材加工事業者に対して、大径木に対応した加工や乾燥

等について技術面でのサポートを行ってまいります。

原木の搬出におきましては、重量のある大径木に対応して、大型の高性能林業機械による作業や10トントラックが通行できる林業専用道など、幅員の広い路網の整備を推進していくことが必要であると考えています。このため、県内5ブロックに設置しました林道整備促進協議会において、市町村や林業事業者などと連携して、原木の生産性及び効率性の高い路網整備の推進に取り組んでまいります。

今後は、原木の生産から加工・流通に至るまでの関係者が一体となり、大径木から小径木まで需要と供給の最適なマッチングを図り、本県の豊かな森林資源を有効に活用し、中山間地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

(選挙管理委員長土居秀喜君登壇)

○選挙管理委員長(土居秀喜君) まず、政治に参画することの重要性をどのように啓発していくのか、また若者への浸透をどのように図ろうと考えるのかについてのお尋ねがございました。

議員のお話のとおり、選挙は民主主義の根幹をなすものであり、投票の機会を通じて政治に参画することは極めて重要であると考えております。このため県選挙管理委員会では、これまでも特に政治への関心が低い若年層に重点を置いた選挙出前授業や、議員の皆様にご協力をいただいております若者と議員の座談会の開催、選挙に関するポスターや標語の募集などのさまざまな啓発活動に積極的に取り組んでまいりました。

こうした中、平成27年には、若年層の政治への参加機会の拡充を図ることを目的とした選挙権年齢の18歳への引き下げが行われたところであり、当委員会としましても、この引き下げを契機として、これまで取り組んできた若年層を

対象にした啓発の取り組みを、より主権者教育の充実に軸足を置いた形で強化してまいりました。

具体的には、これまでも行ってまいりました選挙出前授業の取り組みを大幅に充実し、それまで年間平均10校足らず実施していた出前授業を、平成27年度から平成30年度までの4年間に延べ137校、約2万5,000人を対象に実施したほか、平成26年からは新たに県内の高校生や大学生を対象とした参加型学習会の開催などの取り組みを始めたところでございます。加えて、今後の啓発活動の参考とするため、今年度新たに県内の高校生を対象にした選挙や政治に関する意識調査を実施することとしております。

今後も、選挙人の政治意識の醸成や投票率の向上につなげていくため、これまでの啓発活動を粘り強く続けていくとともに、今年度実施する意識調査の結果や他県の事例なども参考にしながら、新たな啓発の取り組みにつきましても積極的に検討してまいります。

次に、不在者投票指定施設説明会への参加状況と不在者投票施設の指定状況についてお尋ねがございました。

不在者投票指定施設説明会は、県内の病院や老人ホームなどのうち、既に不在者投票施設として当委員会が指定している施設を対象に開催をしております。直近の本年4月の県議会議員選挙では、227の指定施設のうち97施設の方に出席をいただいております。

また、不在者投票施設の指定状況につきましては、病院や老人ホームなどのうち、当委員会の指定の基準としておりますおおむね20床以上の施設ということで申し上げますと、県全体で388施設ありますところ、このうち指定施設としておりますのは先ほど申し上げました227施設でございます。主な内訳としましては、病院は157施設のうちの117施設、特別養護老人ホームや養

護老人ホームは76施設のうちの67施設、障害者支援施設は11施設のうちの7施設などでございます。

最後に、入院または入所中の高齢者や障害者などを念頭に置いた、不在者投票制度の周知と不在者投票指定施設数の拡大に向けた取り組みについてお尋ねがございました。

議員お話しのとおり、高齢化が進行する本県におきましては、病院や老人ホームなどの施設に入所している選挙人の投票機会の確保が極めて重要でありますことから、当委員会ではこれまでも不在者投票制度の周知や指定施設数の拡大に取り組んでまいりました。

まず、制度の周知に関しましては、選挙ごとに指定施設を対象として説明会を開催し、投票方法や留意事項などについて詳しく説明するとともに、議員からお話のございました高齢者や障害者などを念頭に置いた投票制度につきましても、例えば歩行が困難な方についてはベッドでの投票が可能であることや、障害などにより投票用紙に記載することができない方を対象とした代理投票制度が設けられていることなどについて、詳しく説明をしてきたところでございます。

今後、説明会におきまして高齢者や障害者などを念頭に置いた制度の説明を行いますとともに、当委員会のホームページにおいてもこれらの制度について詳しく掲載するなど、制度の周知に向けた取り組みを行ってまいります。

また、指定施設数の拡大に向けた取り組みとしましては、昨年9月に当委員会の指定基準であるおおむね20床以上を充足する施設のうち未指定の施設を対象として、文書により指定への呼びかけを行ったところでございます。その結果、2施設ではありますが、新規の指定につながっております。

しかしながら、先ほどお答えしましたとおり、

いまだ指定に至っていない施設も多いことから、昨年実施した未指定の施設への文書の送付を今後も継続して行ってまいりますとともに、特に入所者の多い施設につきましては当委員会が直接出向いて指定に向けた呼びかけを行うなど、指定施設数の拡大に向けた取り組みを強化してまいります。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、道路整備などの公共事業にあわせて高台移転用地の造成を進めてはどうかのお尋ねがありました。

東日本大震災では、津波により多くの住宅や学校などが被災し、多くの方が亡くなられたことに加え、庁舎が被災した市町村では発災後の応急対策活動に支障を来しました。このため県では、南海トラフ地震対策行動計画に、学校や社会福祉施設、庁舎等の高台移転を位置づけ、市町村や事業者と連携し取り組みを進めているところです。この取り組みを進める中で、公共事業により発生する残土を高台移転用地の造成に盛り土材として活用することは、相互の事業を効率的に進める上で大変有効であると考えております。

一般的に、道路事業を初めとする公共事業では、あらかじめ切り土と盛り土の量の均衡がとれるように計画しております。しかし、延長が長いトンネル工事などにより、残土が大量に発生することがあります。このような場合には、これまでも地元の市町村が土捨て場を確保し、残土を処分した結果として創出された平地の有効活用を図った事例もございます。

今後、残土が発生する工事箇所の近隣において、事前に市町村等から高台を造成したいというお話をいただいた場合には、県としましても、残土を活用した造成等につきまして積極的に協力してまいりたいと考えております。

次に、県道北本町領石線の混雑・安全対策と

して、県道北本町領石線から国道195号、通称あけぼの街道及び県道高知南国線、通称大津バイパスを南北で結ぶ道路の整備についてお尋ねがございました。

県道北本町領石線は、J R 高知駅前を起点に、旧県交通、土佐神社、高知中央産業団地の前を通過し、南国市で国道32号に接続する、県管理道路の中でも交通量の多い路線の一つです。そのため、旧県交通から土佐神社までの区間を、高知広域都市計画区域マスタープランにおいて優先的に整備する路線として位置づけ、道路の拡幅を進めているところです。

現在、道路の拡幅は一部を除いて完成しておりますが、沿線には住宅地が広がり、事業所も多くあることから、通勤時間帯には混雑が発生することを県としても把握しております。こうした混雑の解消と交通安全対策として、新たな道路を整備し、交通を分散させることは有効な手段の一つです。その一方で、市街地における地域内道路の整備は、地域のまちづくりと一体的に検討していくことが重要となりますことから、一般的に市町村にその役割を担っていただいております。

今後、市町村が新たな道路整備を踏まえたまちづくりの検討を行う場合には、県としましても初期段階から参画し、安全で円滑な通行の確保と良好な市街地形成に協力してまいりたいと考えております。

○11番（西内隆純君） それぞれ大変丁寧な御答弁まことにありがとうございました。

知事から皇室の存在をどのように感じたか聞くという質問をさせていただきましたところ、非常に心温まる、しみ入るような、聞いておられて、県民を代表する知事からこんな言葉が聞けたということで、大変誇らしくうれしく思いました。ありがとうございました。

それともう一つ、その次の米中の対立構図に

ついてです。いろいろと私も思うところがあってでございますけれども、私が心配するのは、隣の国でコウモリ外交ということで今大変な状態に置かれた国がございます。日本におきましてももちろん貿易摩擦、米中の構図ではございますけれども、この延長線上には当然日本の先ほど申しました尖閣や沖縄の領有権の問題などございまして、我々本当に当事者意識を持ってこの推移を見守っていかなくてはいけない、最後に本当に有事に至らないために、ぎりぎりのところでどういう決断をしていかなきゃいけないかというところで、やはり慎重な判断を常にしていかななくてはならないだろうと思います。そのために、我々県会議員でございますけれども、よくよくこの動向を、しっかりと勉強して、地域住民の皆さん、県民の皆様に啓発していくといいますか、課題意識を共有していかななくてはならないだろうというふうに私は思っております。

それで、少子化対策のことでございます。これは地域福祉部長にお尋ねしたいと思っておりますけれども、少子化対策のことについて、今いろいろ調べて分析をして、今後強化するというような御答弁をいただきました。その強化内容についてどういうスケジュールで取り組むか、もし現段階でおわりのことがありましたら御答弁をお願いいたします。

それから、産業振興推進部長に御回答いただきましたICTを駆使した大学キャンパスの誘致の件でございますけれども、県の立場上、県立大学をまず振興するというのが、まさにそれはそのとおりなんだろうと思います。が、その枠を超えたところで見ますと、やはり早稲田や慶應といった名門の大学にとにかく行きたいと。もちろん、中には純粋に東京や大阪に行きたいという思いの方もたくさんいらっしゃいますが、そういった方々はそれはそうとして、経済的な

面など、さまざまな事情によって、高知でそういった有名な大学の講義を受けて卒業証書がもらえるんだったら高知に残りたいという人も一定いらっしゃるかと思います。また、大学側も先ほど私が申し述べましたような問題意識をもって、どうですか、こちらに共同でキャンパスを置いてみませんか、インターネット回線を使えば塾でやっているように、必ずしも東京にいたって授業というものは展開できますよというような話も、私は十分できるんじゃないかと思います。これは、きょうあすのことじゃないかと思いますので、今後いろいろと御検討いただければと思います。

それから、先ほど林業についてお聞きしましたところ、大径木の活用について、付加価値の高いものをつくっていかれるというふうに御答弁いただきました。チーム・ティンバライズの皆さんが考えていくのだらうと思いますけれども、その付加価値の高い製品というのを、大量にある大径木を付加価値を高くして売るのはどういったものを現段階で念頭に置かれておられるのか、もし御答弁いただけるようでしたらお願いいたします。

それから、不在者投票指定施設の拡大について選挙管理委員長から御答弁いただきました。施設が努力を重ねておりますけれども、一定のところから今後どういうふうに拡大していくかということについて徹底をさせるためには、その施設側のほうにアンケートをとっていく必要があるんじゃないかと思います。どういう課題があつて、あるいはひょっとするとその指定施設を受け入れることによってさまざまな事務が発生するんじゃないかとか、いろいろ向こう側で思いとどまるような要素があるのかもしれない。相談する中で、そういった思い込みといますか、すれ違いの要素が解消できる可能性もあると思いますので、そういったアンケー

トをとって、施設指定について前向きに進んでいけるような取り組みがなされておるのか、もしされていないならば今後する予定があるのか、してはどうかと思いますが、その点について御回答をお願いいたします。

以上、2問目でございます。

○地域福祉部長（福留利也君） 議員から少子化対策につきまして御質問いただきました。

県の少子化対策の取り組みにつきましては、今年度もさまざまな取り組みにつきまして強化を図っているところでございます。そうした中で、今回の人口動態の結果が先日公表されたところでございますので、その結果を早急に詳細に分析いたしまして、さらなる取り組みの強化に向けて、できるだけ早く検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（桑名龍吾君） 産業振興推進部長へは、質問ですか。

○11番（西内隆純君） 質問じゃございません。

○林業振興・環境部長（川村竜哉君） 大径木の高付加価値化の商品づくりについてお尋ねがございました。

基本的には、この大径材は見た目も非常によくなっていくということを考えますと、内装材を主に考えてまいりたい。それではボリュームがはけないのではないかと御指摘もございますが、非住宅の内装材というところでの商品開発をして、量的にも一定確保してまいりたい。また、大径材になりますと、柱ではなくて横使いのはり、桁のほうにも使っていけるというふうに考えております。その場合、乾燥というところが非常に技術的にネックになってまいりますので、そういったところで付加価値をつけて売っていきたいということで考えてございます。

○選挙管理委員長（土居秀喜君） 不在者投票指定施設数の拡大について再問がございました。

当委員会における施設の指定基準というのは、病床数がおおむね20床以上であることに加えまして、不在者投票記載場所のスペースや机等の設備が整っていること、また投票のための事務従事者や投票立会人、代理投票の際の補助者などの人員を確保していただくことが必要となります。現在、指定に至っていない施設につきましては、これらの基準を満たせていないということも指定に至っていない要因の一つではないかと考えております。

なお、アンケートについては、またこの後検討させていただくこととしたいと思います。

○11番（西内隆純君） それぞれ2問目の御答弁まことにありがとうございました。

選挙管理委員長からも検討していくと御回答いただきました。実際に施設に行ってみますと、何かスタッフの方、施設の方も、選挙をやっていますね、何ですかねとか。施設の中に、選挙なんかやりゆうかねと、そういう状態もあります。もちろん、我々がしっかり啓発をしていかなければならないところなんだろうと思いますけれども、ぜひ我々と知恵を出し合いながら、民主主義の根幹である選挙というものを、しっかりと皆さん投票所に投票していただく、足を運んでいただく体制をつくってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（桑名龍吾君） 暫時休憩いたします。

午前11時16分休憩



午後1時再開

○議長（桑名龍吾君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いた

します。

20番三石文隆君。

（20番三石文隆君登壇）

○20番（三石文隆君） お許しをいただきましたので、まず初めに、知事の政治家としてのこれからの姿勢や思いについてお尋ねいたします。

私は、このたび県議会議員として新たにスタートすることとなりました。原点に戻り、所信を述べたいと思います。

私が最も尊敬する人物は吉田松陰先生であります。偉大な思想家、教育者でもある松陰先生は、全国を旅して知識を高め、多くの友を得て学識を広め、投獄、自宅幽閉の不自由な状況にあっても、一寸の時を惜しんで本を開き、今ある場所を価値ある場所と信じてくじけない、不屈の精神の持ち主でありました。わずか30歳で武蔵野の野辺に朽ちる、その死でさえ受け入れ、日本を変えるという志を貫き通されます。

また、有能な志士を世に送り出した類いまれな教育者でもあられます。松陰先生は身分にこだわらず、来る者たち全てを受け入れました。若者とともに畑仕事などをしながら、それぞれの長所を見つけ伸ばすという教育を行われました。そして、教え子たちに、人間に最も大切なものは至誠、真心であり、志を立てることが重要だと説きます。「至誠にして動かざる者はいまだこれあらざるなり」、これは松陰先生が発したお言葉で、至誠を持って相手に接すれば心を動かされない者は一人もいないという意味であります。そのひたむきな生き方をあらわしたこの言葉は、今も私の心を熱く震わせ、行く道を照らし続けています。

私の出身大学、国士舘大学も、激動の幕末期に思想家、教育家として熾烈な生きざまを貫き通した松陰先生を範とし、誠意・勤労・見識・気魄を建学の精神としております。新一万円札の肖像画となる日本資本主義の父と称される渋

沢栄一氏もこの精神に賛同し、援助を惜しまなかったとお聞きしています。

私は、教員時代も今もなお松陰先生に対する崇敬の念を持ち、子供たちに確かな未来を届けるため、さまざまな課題に対して真摯に耳を傾け、至誠を持ち、時世にこびず、利に走らず、真心と慈悲の心で世のため人のために動くことを信条としています。しかし、まだまだ松陰先生のように情熱を持ち、行動することを逡巡しない、見事な生きざまには到底至っておりません。自問自答する日々であります。

今、高知県では、尾崎知事を筆頭に県勢浮揚を目指し、産業振興計画を大きな柱に、各産業分野の持続的な発展に向け、幅広いきめの細かな施策が展開されており、県民所得の向上、有効求人倍率の上昇など、その成果は着実にあらわれてきております。また、学力向上を初めとする教育課題への対応、南海トラフ地震対策の推進、健康長寿県づくりなど、課題の解決に向けた取り組みが進められています。

知事は、政治家としてどのような生き方を描いているのか、お尋ねいたします。

次に、元号の使用についてお伺いいたします。

平成の時代が幕を閉じ、令和の時代が始まりました。令和には、人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つ、そういう意味が込められています。元号は、皇室の長い伝統と、国家の安泰と国民の幸福への深い願いとともに、1,400年近くにわたる我が国の歴史を紡いできました。日本人の心情に溶け込み、日本国民の精神的な一体感を支えるものとなっています。この新しい元号も広く国民に受け入れられ、日本人の生活の中に深く根差していくことを願ってやみません。

元号については、もともと中国に由来するもので日本国憲法の原則になじまないとか、グローバル化の進む国際社会において日本国内にしか

通用しない元号は不便だから廃止すべきだと論ずる者もいます。確かに、21世紀の時代、ネット空間でつながり、西暦が世界標準となっています。西暦のほうが前後の対比や内外の比較に便利かもしれません。とはいえ、西暦はキリスト教に由来するものです。キリスト教徒なら当然の紀年法であります。今や日本にしかない、長く続いている元号の文化を捨ててしまってもいいのでしょうか。

私は、それぞれの時代の人々が理想や希望を元号に託す文化に着目し、古代以来の日本の歴史を理解するにも大事な手がかりである元号を積極的に使っていくことが大切だと考えます。歴史を見詰める目を研ぎ澄まし、これからの時代を洞察する、そんな場面に今、日本国民一人一人が立ち会っていることを理解し合いたいものです。

現在、元号は一般国民にその使用が義務づけられているわけではありませんが、公の機関においては、原則として元号によって年を表示することとなっています。私も、総務委員会の出先機関調査で学校を訪問することがありました。一部ではありますが、学校要覧などで西暦を使っているところがあり、学校も公の機関であり元号を使うべきであると指摘してきました。特に本年は、4月1日まで新元号がわからなかったことを理由に西暦が使われている実態もあるようです。

公の機関である学校においても元号を使うよう、市町村教育委員会や校長に要請をしてはどうかと考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、新教育委員会制度についてお伺いいたします。

平成27年4月1日に施行された、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員長職は廃止され、教育長は、教育

委員会事務局の文字どおりのトップとして、即応性、機動性のある円滑な事務局運営を目指すこととなりました。また、教育委員会への首長のかかわり方も変わり、教育委員会との総合教育会議を通して、教育等の振興に関する施策の大綱、いわゆる教育大綱の策定を行い、知事は、教育の分野にも行政上責任を持つ立場として明確化されました。

本県においては、尾崎知事の卓越した識見のもとに、知事と教育委員会との連携が非常に円滑に行われているものと捉えています。全国で危惧された、首長の教育への関与のあり方は、本県の場合、健全な関係性が保たれていると、高い評価も聞くところでもあります。

新教育委員会制度を4年間運用した中で、知事、教育長はそれぞれの立場でその使命と役割をどのように捉え、留意しながら果たしてこられたのか、またこの新制度のもと、教育委員会を本県の教育の質的向上に資する機関に、より高めていくためには、今後どのような観点で改善を加えていけばよいかを知事、教育長にそれぞれお伺いいたします。

次に、教育長に求められる役割についてお伺いいたします。さきに触れたように、新教育委員会制度で教育委員長は廃止され、教育長が事務局責任者であるという立場が一層鮮明になりました。この改正に伴い、国は教育長に求められる役割を2つ提示しています。第1に、「教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するとともに、具体の事務を執行する、教育行政の第一義的な責任者であること」、第2に、「教育長は、教育行政に大きな権限と責任を有することとなるため、その資質・能力の向上は、極めて重要であり、強い使命感を持ち、各種研修会への参加など、常に自己研鑽に励む必要があること。」であります。

第1の提示は言うまでもないことですが、私

が注視するのは第2の点であります。そこには、常に自己研鑽に励むとあります。今日の社会の進展に伴うさまざまな教育課題をどのように捉え、本県の公教育の質を向上させるかは、まさに教育長の資質と熱意、子供たちの将来を展望した、思慮深い課題解決への取り組み姿勢にかかっています。

本県教育界のトップリーダーとして、教育長は御自身の研さんをどのように深められているのか、また研さんにより深められた知見はどのように教育行政に反映されているのか、教育長にお伺いいたします。

さきに述べた教育長に求められる役割は、各市町村教育長も全く同等であります。それぞれの市町村の教育力の質的向上を図る上でも、市町村教育長の豊かな識見は極めて重要であり、自己研さんから逃れることはできません。新教育課程では、児童生徒の学ぶ意欲や態度、学びに向かう人間性までを問うています。そうした中で、各市町村教育長にも、強い使命感を持ち、各種研修会への参加など、常に自己研さんに励む姿を求めているところですので。

それぞれの市町村教育長がどのように自己研さんを積まれているのか、その実態について伊藤教育長にお伺いいたします。また、仮にそのような研さんの機会が十分でないとすれば、県教育委員会として情報や場を提供すべきと考えるが、どのような認識を持たれているのか、教育長にお伺いいたします。

次に、総合教育会議と教育振興基本計画についてお伺いいたします。

本年3月にまとめられた、東京大学村上祐介准教授のグループによる、新教育委員会制度の運用実態の調査結果において、市町村首長への質問から、教育政策に関する首長の影響力は高まったと捉えている首長は旧制度に比べ割合が高くなっており、人口規模が増すにつれその傾

向は強いこと、また総合教育会議に意義はあるかとの問いでは、約8割の首長が総合教育会議の設置に意義を感じているとのこととあります。

本県において、新教育委員会制度のもと、平成27年度に7回にも及ぶ精力的な総合教育会議は、全国的に見ても大変意欲的な会議の運営であったと感じています。その会議を経て平成28年春策定された教育大綱は、4年間の教育振興基本計画において実践されています。策定後も、知事を先頭に本県教育の現状、課題、強み、弱みを把握しつつ、毎年改訂されながら教育改革を推し進めてこられました。ここ数年で実効性のある施策が結実となって、中・高等学校の学力や小中学生の体力面であらわれていることに、現場を知る者の一人として敬意を表します。

さて、本年度はいよいよそのまとめと検証、そして第2期の取り組みへの橋渡しとなる年があります。その結果はどのように評価されるのか、あと半年と迫ってきました。

そこで、教育大綱の策定を通して、本県教育の質的向上を、知事の立場として県民や保護者にどのように訴え、周知し、理解を得てきたのか、またその思いは県民、教育関係者や教職員に届け切れているのかを知事にお伺いいたします。

同様に、教育長には、教育振興基本計画を通して、本県教育の質的向上を市町村教育長や現場教員にどのように訴え、周知し、理解を促し、実践につなげてきたのか、お伺いいたします。

また、県教育委員会と各市町村教育委員会の連携強化の状況、さらに各市町村教育委員会における教育振興基本計画の進捗状況の把握と指導・支援の実際及び実績について教育長にお伺いいたします。

次に、教育振興基本計画の具体の取り組みについて3点お伺いいたします。1点目は、チーム学校の中心、中学校の同一の教科指導におい

て、複数の教員が3学年にわたって受け持つ、いわゆる縦持ち指導についてであります。この仕組みは、教員の大量退職、大量採用に伴い、経験年数の不均衡や、組織能力の脆弱化といった構造的な課題を乗り越えるとともに、授業力を高め合う教員集団を構築するため、有効な手段であると私も評価をしております。やっと、教員の本分である授業の改善、特に中学校の授業の質を変えなければならない本丸までたどり着き、現在全ての大規模校で実施されています。現場の教員からも、縦持ちを始めたころは教材研究が3倍になり忙しい思いもしたが、3年間を見通した指導を3年間重ねてきたことで、教材研究にゆとりができてきたという声が聞こえてきます。

ただし、縦持ちは単なる仕組みでしかありません。県内中学校全体の組織力や授業力の向上のためには、もう一段その取り組みを引き上げることが必要と考えます。私は、縦持ちに伴って新たに生み出された週1回の教科会、この50分間をいかに有効に使うかにかかっていると思っています。仮に、教科会で従来どおりの教師主導型の授業をつくることに論が展開されていれば、主体的・対話的で深い学びのある授業など創造できるはずがありません。

今回の学習指導要領は、何を知っているかにとどまらず、知識、技能を活用して何ができるようになるかにまで発展させることが重視されています。このような新学習指導要領の趣旨を踏まえ、教科会でしっかりと授業の工夫改善を重ねていくことが欠かせないと考えます。

縦持ち実施校において教員の授業力や組織力をより一層高めるための具体策をどのように考えているのか、教育長にお伺いいたします。

2点目は、学力や生徒指導上の諸問題において、他の市町村と比べて多くの課題を抱える高知市対策についてであります。県は、高知市教

育委員会に他市町村以上の比率で支援を行っており、人的なものも含め、相当な予算を計上し執行しています。学力向上のための指導主事の派遣を本年度さらに増員させるとともに、本年度から新たに高知市に不登校対策アドバイザーを配置し、県と市が連携して学校訪問を始めています。

学力と生徒指導の両輪で高知市対策を推進していくことが肝要であると考えますが、今後の展望について教育長にお伺いいたします。

また、高知市対策を推進するためには、高知市と高知市以外の教員の人事交流を強力に行うべきと考えますが、その現状と所見を教育長にお伺いいたします。

さらに、本県全体の教育の質を高めるためには、高知市に対して結果を求めることが極めて重要であると考えます。高知市に対して一層の努力を促し、取り組み内容や課題や成果を県民、市民にきちんと公表してもらおうよう、どのように要請していくおつもりか、教育長にお尋ねいたします。

3点目は、幼児教育の充実についてであります。啐啄同時という禅語があります。この言葉を本年2月に行われた空手の会で教えていただきました。啐とは、卵の中からひながもうすぐ生まれるという、内側から殻をつつく音。啄とは、そんな卵の変化に気づいた親鳥が、ここから出てきなさいと外側から殻をつつく音。殻を破るものとそれを導くもの、そんな両者の啐と啄が少しもずれることなく同時に行われて初めて殻が破れ、ひなが生まれる、これを啐啄同時と言うそうです。これは、親と子に始まり、師匠と弟子、教師と生徒、上司と部下にも学ぶべき大切な言葉だと、我が意を得た思いがしました。

その後、私は公園で5歳ぐらいの子供が自転車の練習をしているところに出くわしました。

ぐらぐらしながらも少し乗れた瞬間、子供が、お母さん見てと言いますが、母親はスマートフォンを見ていて見向きもしません。スマートフォンは決して悪いものではありませんが、本当乗れたねと言えば、子供の笑顔が浮かびます。親子が思いを共有するには時が大切なのです。絶妙の機を逃してはなりません。啐啄同時、親には、音なき啐を感じ取る知覚を持ち、子供をよく見る目を鍛えてほしいものです。

家庭教育があらゆる教育の土台であることは改めて言うまでもありませんが、近年のさまざまな世相を見るにつけ、ひとしおその重要性を強く感じます。また近年、少子化、核家族化が進み、若い父母の教育力も低下しがちで、幼稚園、保育所は親の役割を一部担わざるを得なくなっているのが現状であります。

今日、本県の学校教育現場では、以前と比較して、小学校においても授業が成立しにくい状況が生まれています。幼児教育の現場において、自由保育の教育論が求める幼児の主体的活動や自発的な遊びを全く否定するものではありませんが、中にはその趣旨を誤解して幼児の活動を放任する保育が行われていることなどが、この原因の一つとして挙げられております。

今後、どのように家庭教育及び幼児教育を充実させていこうと考えているのか、教育長にお伺いいたします。

次に、日教組を母体とし、校長、教頭が加入する高知県管理職教員組合、いわゆる高管教の元書記長による組合資金4,800万円の横領事案についてお尋ねいたします。

平成31年3月29日、高知地裁で判決公判が行われ、4,800万円のうち3,105万円を着服したとして、元書記長に対して懲役3年の実刑判決が下されました。公立学校長という職にあり、児童生徒の幸せと尊厳を、自己を犠牲にしてでも守り通さなければならない教育者が、私利私欲

のために組合資金を横領し費消し続けたという
本事案は、一人の教員の行った一非違行為では
なく、戦後の公立学校教員の持つ負の遺産、高
知県の戦後教育の怠惰な影そのものと捉えるべ
きであり、その影は、まさしくこの組合の存在
により、濃くつくり上げられてきていると私は
考えます。

このようなことから、昨年6月定例会にお
いて、「謝罪すべきは組合であり、事のでんまつ
を整理し切ってから、初めて県教委が任命権者
としての態度を表明すべきであったと考えるが、
この点の見解と、今後高管教に対してどのよう
に向き合うのか」と教育長にお伺いしたところ、
教育長から、「県教育委員会として、この横領事
案を認知した際、高管教の役員に、県民の皆様
に対して組織としてしっかりと説明責任を果た
す必要があるのではないかと申し入れを行って
いる。県教育委員会としても、22名もの懲戒処
分等を受けた管理職が役員を務めていた高知県
管理職教員組合の皆様には、県民に対して組織
としての反省と今後の対応を含めた説明責任を
しっかりと果たすことが求められるものと考え
ている」との答弁をいただきました。

しかし、いまだに説明どころか謝罪すらあり
ません。実刑が確定したから終止符が打たれた
と考えているとすれば、これは県民の教育に託
す期待への背信行為であります。実刑が確定し
たからこそ、高管教は公の場に出て事のでんま
つを明らかにし、謝罪をすべきでしょう。校長、
教頭という範を示すべき立場の教育者にもかか
わらず、説明や謝罪から逃げているとしか思え
ません。よく子供や保護者、教員の前に立てる
ものだとあきれ返ると同時に、教育者としての
資格なしと宣告したい思いが日々強まってきて
おります。そういう体質そのものが今回の事案
を生じさせたと考えざるを得ません。

日教組を母体とする高管教の元書記長による

組合資金の横領事案について、いまだに高管教
から説明責任が果たされていないことに対して
教育長はどうお考えか、そのことの御所見をお
伺いいたします。

次に、こども食堂の取り組みについてお伺い
いたします。

ことしの1月中旬、高知市山間部に住む青年
に出会いました。彼は、先輩とともに起業し、
現在技術系の会社を経営しているのですが、経
営の順調さの裏で、若手社員の態度、例えば出
社時の服装に清潔感がないこと、進んで挨拶が
できないこと、また少し注意すればすぐ離職し
てしまうことなどを嘆いていました。彼との話
で印象に残ったのが、高知工業高等学校のころ
の思い出話であります。雨の日も風の日も自転
車で険しい山道を通い続け、無遅刻無欠席。毎
朝学校に着いたころには足が臭くてたまらなかつ
たが、誰もいじめたりからかったりすることが
なかったこと。バイクで通学している人もいた
が、家計が苦しい中、親には言い出せなかつた
こと。しかし、若いころに辛抱することを覚え
たことに感謝していると語ってくれました。現
在も早起きの習慣が身につけており、早朝から
入社し、掃除をして社員を迎えるようにしてい
るそうです。

私は彼に対して、平成29年に自民党会派によ
る県外調査で、特攻出撃の命を受けた隊員たち
が過ごした最後の場所、知覧で見聞きした話を
しました。輝かしい人生を道半ばで捨てなけれ
ばならなかったにもかかわらず、遺書のほとん
どは両親への感謝、幼い妹や弟の健やかな成長
を願うものばかりであること。平和な世の中が
当たり前の現代社会において、誰かのために辛
抱する、苦勞する経験が減少していること。こ
のようなことを、時を忘れ彼と語り合ったこと
でした。

さて、現在各地でこども食堂の取り組みが広

がっています。私は、月に1回程度食事を提供し居場所づくりを行ったところで、子供たちの日々の暮らしを変えることができるのか疑問を持っており、こども食堂がふえ続けることは家庭教育力の弱体化を生むことにもつながるものであると、警鐘を鳴らしてきました。中途半端な優しさは本当の優しさではないと思いますし、先ほど述べた青年のように辛抱や苦勞をすること、それを家族で助け合いながら乗り越えることは、生きていく上で大切なことです。

昨年の6月定例会で知事は、本県におけるこども食堂の目的は、ややもすると社会から孤立しがちな、精神的あるいは経済的に厳しい環境にある子供たちやその保護者を、地域の見守りのネットワークにつなぎ支援していくことにありと答弁されましたが、現時点での達成状況を知事にお伺いいたします。

また、同定例会で地域福祉部長は、こども食堂の取り組みが、家庭の教育力をさらに育む方向に作用するような方向で、さらなる充実を図っていくことができるよう、検討を重ねていくと答弁されましたが、その後の具体的な内容について地域福祉部長にお尋ねいたします。

次に、国旗・国歌についてお伺いいたします。

私は、これまでに繰り返し国旗・国歌についての質問をし続けてきました。その意図は何か。単に数値を知りたいからとか、形だけ整えばよいと思っているからではありません。なぜならば、グローバル化が一層進展する中で、児童生徒が国際社会において尊敬をされ、信頼をされる日本人として成長していくためには、日本人の自覚を養い、国を愛する心を育てることは基本であるからであります。また、自国の国旗に敬意と誇りを持って掲げることや、自国を象徴する国歌を卒業式や入学式はもとより、文化的な行事や国際的な大会で斉唱することは、世界の常識であります。しかも、学習指導要領の中

に、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」ことが明確に示されており、にもかかわらず、いまだ県内に入学式や卒業式で国旗掲揚、国歌斉唱が適切に行われていない学校が存在しています。ですから、質問をし続けるのであります。

さて、まず公立小中学校と県立学校の実施状況について教育長にお尋ねいたします。平成20年12月定例会で、私は、過去5年間の公立小中学校と県立学校における、入学式、卒業式での国旗掲揚及び国歌斉唱の実施状況をお聞きしました。当時の教育長から、「公立小中学校においては、平成15年度の入学式以降、平成18年度の卒業式まで、国旗が式場外に出されているなど、国旗掲揚が適切になされていない学校や、君が代のメロディーだけが流され、教職員や児童生徒によって国歌斉唱が行われなかった学校が、平成17年度を除いて毎年1校から数校あった。そして、このような学校について、小中学校課長や教育事務所の所長が対象の市町村教育委員会や学校に出向き、市町村教育委員会に是正を求め、また学校長を直接指導し、学習指導要領に基づく国旗掲揚、国歌斉唱の適切な実施に努めてきた。このようなことから、平成19年度の入学式以降は国旗掲揚、国歌斉唱は100%の実施となっている。また、県立学校については、過去5年間にわたり、全ての学校で国旗掲揚及び国歌斉唱が実施されている」との答弁をいただきました。

また、平成24年、平成26年、平成28年にも同様の質問をしたところ、「全ての学校で国旗掲揚並びに国歌斉唱を実施している」との答弁をいただきました。

このようなことから、ここ十数年、公立小中学校及び県立学校においては、国旗・国歌についての学習が進められ、儀式的な行事において

は国旗掲揚、国歌斉唱が適切になされていると認識していましたが、本年度公立小学校入学式で国旗掲揚がなされていなかったという話を聞き、愕然としました。あえて掲揚しなかったのか、失念していたのか、いずれにしてもその理由を理解することは到底できません。

国旗掲揚がなされていなかった理由を分析し、今後に生かすことが重要だと考えますが、その要因と今後の取り組みについて教育長にお伺いいたします。

次に、新学習指導要領における国旗・国歌の取り扱いについてお尋ねいたします。平成29年3月に新学習指導要領が告示され、小学校での全面実施が間近に迫ってきました。新学習指導要領における国旗及び国歌について、幼稚園、小学校、中学校、高等学校でどのように取り扱うことが決められているのか、教育長にお伺いいたします。

また、昨年度から既に幼稚園教育要領及び保育所保育指針が全面実施されています。現在、幼稚園や保育所において、国旗・国歌についてどのような指導や保育が行われているのか、教育長にお伺いいたします。

次に、私立学校における実施状況について文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。昨年の議会で私は文化生活スポーツ部長に、「学習指導要領に基づき適切に入学式や卒業式において国旗掲揚、国歌斉唱が実施されるため、土佐中・高等学校、清和女子中・高等学校に対してどのような要請をしたのか、また今後両校に対してどのような要請をしていくおつもりか」お聞きしました。文化生活スポーツ部長からは、「学習指導要領については、国会においても主務大臣が、法規としての性格を有している、各学校は学習指導要領に基づいて教育課程を編成し実施する責務を負うと答弁されていることから、私立学校においても当然に指導されるべきものと

考えている。そのため、実施されていない学校に対しては、今後も機会を捉えて対話を重ね、入学式や卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱が学習指導要領にのっとって適切に実施されるよう、引き続きしっかりと取り組んでいく」との答弁をいただいております。

文化生活スポーツ部長の答弁のとおり、私立学校といえども学習指導要領は遵守すべき教育課程の基準であるにもかかわらず、いまだに改善されていない。勝手な判断でそれがまかり通るなど言語道断、教育者として失格であり、恥を知るべきであります。

昨年の答弁以降、国旗・国歌の実施について、土佐中・土佐高等学校、清和女子中・高等学校に対して、いつ、誰に、誰が、どのような要請をしたのか、また両校からの具体的な応答について文化生活スポーツ部長にお伺いいたします。

加えて、今後両校に対してどのような要請をしていくおつもりか、文化生活スポーツ部長にお伺いをいたしまして、第1問といたします。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) 三石議員の御質問にお答えをいたします。

まず、政治家としてどのような生き方を描いているのかとの御質問がございました。

私は、政治家の役割には大きく3つ、すなわち第1に、世の中の大きな流れを見きわめ、今の時代にやるべきことを課題として設定するという役割、第2に、その課題に関する具体的な施策を行政官などの専門家などを的確に組織しながら具体的に導き出すという役割、第3に、その施策を関係者の同意を得ながら着実に実行に移すという役割、この3つがあると考えているところです。

そして、こうした役割を的確に果たしていくためには、2つの姿勢が大事だと思っています。第1は、多くの方々との対話の姿勢であります。

世の中の流れを見きわめ、施策を見出し実行していくためには、多くの知恵とコンセンサスが必要であります。多くの知恵を得てコンセンサスを得るためにも政治家には対話が必要であり、それがあからこそ実行が可能になるのだと考えております。引き続き、対話と実行の姿勢を貫きたいと考えております。

第2は、誠をいたす、至誠の姿勢であろうと考えます。世の実情を率直に見れば、つらいことも多く、そしてそれを解決するために必要な膨大な負担にひるみがちになることも多いというのも実感であります。それでもなおそれに立ち向かおうとする全ての原動力は、誠であろうかと思っております。私の場合であれば、高知のためにならんとする誠であります。

三石議員と同じく、私も吉田松陰先生を尊敬しております。私ごとで恐縮ですが、私の新婚旅行先は伊豆の下田でありました。そして、下田の港には、海外の事情を学ばんと、まさに黒船を目指してこぎ出さんとする吉田松陰先生、金子重輔の踏海の朝の像がありました。それを見たとき、私は、国のためになすべきことがあれば、いかに困難があろうとも敢然と実行しようとする姿、そのために全くためらいをも覚えようもしない姿に、底知れぬ勇気と誠意を感じ、深く感動したことを今でも覚えています。

誠意に裏打ちされた実行力こそが時代を切り開く力であろうと今も思っており、ゆえに私のもう一つの座右の銘は至誠通天であります。私自身未熟にして、対話も至誠も至らぬことばかりという状況ではありますが、だからこそ政治家として、対話と実行、至誠通天の二言を常に生き方の旨として心せねばならないと思うものであります。

次に、新教育委員会制度における使命と役割、教育の質的向上に向けた教育委員会の改善についてお尋ねがございました。

平成27年度から導入されました新たな教育委員会制度においては、教育の政治的な中立性はしっかりと確保しつつ、住民による選挙で選ばれ自治体を代表する立場である首長が、教育委員会と、公の場である総合教育会議において教育政策に関する協議、調整を行い、教育大綱を策定するとともに、教育行政の責任者である教育長を直接任命することで、首長が教育に対して連帯して責任を負う仕組みが構築をされました。私も政府の教育再生実行会議の委員として、同会議において同趣旨の制度の創設を強く主張してきたところであり、新制度を大いに生かしていきたいと考えてきたものであります。

私としましては、これまで本県の子供たちのために、同制度を通じて教育行政に民意を反映させ、県民の皆様が求める教育改革の実行を果たすべく、全力で取り組んでまいりました。この中で3点、1つ目は、教育行政上の課題を浮き彫りにし、その課題解決のための実効性ある具体的な施策群をつくり出すこと、2つ目は、教育行政のPDCAサイクルを着実に回し、不断の改善を図っていくこと、3つ目は、知事部局の施策とも連携を図っていくこと、これらを意識して取り組んできたところであります。そして、教育大綱を策定しますとともに、年4回の総合教育会議を開催し、施策の効果の確認や進捗管理の徹底を行い、毎年度末には教育大綱のバージョンアップを図ってまいりました。また、産業振興計画や日本一の健康長寿県構想、少子化対策など、関連する施策群と連携した取り組みを推進してまいりました。

その結果、知の分野では、中学校の教科の縦持ちの導入などにより、かつて全国下位であった小学生の学力は引き続き全国上位層に、中学生の学力も全国平均との差が縮まってきており、また高校生の学力もいわゆるD3層の生徒の割合が減少するなど、成果があらわれてまいりま

した。また、いじめや不登校などの徳の分野では、各学校に校内支援会が設置され、組織的な情報共有と対応がなされるようになってきたところであり、体の分野においても、子供たちの体力は男女ともに上昇するなど、改善が進んでおります。このように、知・徳・体それぞれの分野において取り組みが進んでいるものと受けとめております。

一方で、高知市の小中学生の学力が厳しい状況にあること、不登校やいじめなどの課題も依然として厳しい状況にあることなど、対応すべき喫緊の課題も多くあるところです。そのため本年度においても、総合教育会議においてしっかりとPDCAサイクルを回し、その中で、喫緊に対応すべき課題については直ちに取り組みを進めることとしており、先週第1回総合教育会議を開催し、喫緊の課題の解決に向けた協議を行ったところであります。

今後も、教育委員会には、子供たちの教育をよりよいものとするため、県民の皆様方の思いを旨として、本県教育の質的向上の実現に向けて取り組みを進めていただくことを期待します。私も総合教育会議を通じて、全力で取り組みたいと考える次第であります。

次に、本県教育の質的向上を県民や保護者にどのように訴え、周知し、理解を得てきたのか、またその思いを県民や教育関係者などに届け切れているのかのお尋ねがございました。

私が知事に就任させていただいた当時は、本県の子供たちの学力、体力、生徒指導上の諸課題の状況はいずれも全国最下位レベルと極めて厳しいものがあり、県民の皆様が求める教育改革の実行を果たすべく、私としても私の立場で全力で取り組みを進めてきたところであります。

教育改革の取り組みを実効あるものとするためには、何よりも県民の皆様のお理解と御協力が重要であります。私自身も、教育大綱の取り

組みの柱について、さまざまなメディアを通して教育関係者や広く県民の皆様にご繰り返しお伝えするとともに、毎年例えば民生委員・児童委員の皆様方にも総会の場において直接お話をさせていただくなど、さまざまな場において取り組みへの御協力をお願いしてまいりました。あわせて、対話と実行行脚などの機会を通じて、可能な限り教育関係者の皆様とも意見交換をさせていただきました。その中では、意欲にあふれた若手の教員の姿に心を動かされたこともあり、大変うれしく思っております。

これまでの取り組みによりまして、学校現場においては、教員同士が互いに学び合い組織的に授業改善を図る教科の縦持ちを初め、教育大綱の取り組みや学校現場におけるOJT、取り組みの推進に当たってPDCAサイクルを回すといったことなどが、随分浸透してきたと考えております。

しかしながら、全ての教員に対してこれらの取り組みを徹底させるという点では、まだまだ道半ばのところもございます。このため、引き続き教育大綱の取り組みを全力で進めてまいりますので、教育委員会にも、教育大綱の取り組みが隅々まで浸透するよう全力で頑張りたいと考えております。私も折に触れてそのような努力を行いたいと考えているところでございます。

最後に、本県のこども食堂の目的に照らして、現時点での達成状況についてお尋ねがございました。

本県におけるこども食堂は、子育て経験のある方々と厳しい環境にある保護者との交流を通じて、子育て力の向上、家庭の教育力の向上の一助となることを念頭に、社会から孤立しがちな子供たちや保護者を地域で見守り、支援につながることを目的としております。まずは、こうしたこども食堂が県内各地域に広がるよう、多

くの企業や県民の皆様の御協力もいただきながら、開設に向けた支援に重点的に取り組んでまいりました。その結果、現在70カ所のこども食堂において、民生委員・児童委員や地域のNPO、福祉団体などさまざまな方々が、子供や保護者への支援に御尽力されているところです。

こども食堂における具体的な支援の事例としては、県外から転入してきた保護者が、地域の子育てサークルを通じてこども食堂につながり、地域の方々と交流することにより、なれない土地での子育ての不安や負担感の軽減が図られたといった事例がございました。また、市の社会福祉協議会を通じて参加した不登校の子供が、大学生ボランティアによる学習支援や遊びなどを通じてさまざまな経験をすることで、人との接し方を身につけ、学校へ登校できるようになった、あるいは生活に困窮した親子が、こども食堂への参加を契機として福祉事務所につながり、公的な支援を受けられるようになったといった事例など、少しずつではありますが、それぞれの子供や保護者が置かれている状況に応じた支援につなげるなどの成果が見え始めたところです。

今年度は、こども食堂の取り組みを一定充実するため、これまで県が養成してきた地域の福祉関係者などから成る地域コーディネーターの方々の力をおかりして、こども食堂の活動をサポートしていただくとともに、地域の支援機関と顔の見える関係づくりを進め、支援の必要な子供や保護者を支援ネットワークにつなぐ取り組みを強化してまいります。

こうした取り組みを推し進める際には、御指摘のように、家庭の教育力が弱体化することのないよう留意し、子供と十分に向き合うことが難しい保護者や子育ての悩みを抱える保護者に寄り添い、必要とする支援につなげ、さらには家庭の子育て力、教育力の向上につながるといっ

た方向となるよう取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

私からは以上でございます。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、学校においても元号を使うよう、市町村教育委員会や校長に要請してはどうかのお尋ねがございました。

一般的に、公的機関が作成する文書は、これまで慣例として元号の使用が原則とされてきたものと認識しております。本県においては、本年4月1日付の通知により、文書における年月日の表記について、5月1日以後に施行する文書については原則令和を使用するものとし、ただし文書の内容やデザイン、国際的に西暦が使用されていることを踏まえた事情等の事由がある場合は、所属長の判断により、元号と西暦の併記、または西暦のみを表記しても差し支えないこととしており、県教育委員会においても各県立学校に対し、同様の通知を行っているところであります。

我が国における公式の元号は、大化から現在の令和まで248の元号が用いられてきたと考えられており、議員御指摘のとおり、1,400年近くの歴史を有しており、単に年を表示する手段としてだけでなく、長い歴史の中で日本人の心情に溶け込んでおり、こうした日本の国柄もしっかりと引き継いでいくことが大切ではないかと考えております。

こうしたことから、市町村教育委員会においても基本的には元号が用いられているものと思いますが、県教育委員会としてはこうした県教育委員会の考え方などを、折につけお話させていただきたいと思っております。

次に、新教育委員会制度における使命と役割、教育の質的向上に向けた教育委員会の改善についてお尋ねがございました。

新たな教育委員会制度のもと、総合教育会議

の議論を経て策定した本県の教育大綱は、平成28年度からの4年計画でスタートし、今年度、最終年度の4年目を迎えております。郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り開いていく人材の育成を目指し、本県の子供たち一人一人に知・徳・体の調和のとれた力を育てていくために、私の役割として、まず第一には、本県の教育行政の統括者として、チーム学校の構築、厳しい環境にある子供たちへの支援、地域との連携・協働などの取り組みについて、学校現場の声をお聞きしながら、スピードを緩めることなく、しっかりとPDCAを回しながら実行していくことだと考えております。

その上で、PDCAサイクルを徹底する中で明らかとなった成果や課題を踏まえ、より実効性のある施策や新たに柱とすべき施策などをしっかり見きわめ、教育大綱の取り組みを毎年進化させること、さらにはそれにとどまらず、本県の子供たちのために教育行政そのものを進化させ続け、これからの時代を見据えた本県教育のあるべき姿、方向性をお示しすることも大変重要であると考えております。

一方で、本県の教育の状況は、子供たちの学力や不登校等の課題、教員の働き方改革の実現など、解決すべきさまざまな課題があるところです。教育大綱の取り組みを学校現場でさらに進展させ、本県教育の質的向上を図るためには、県教育委員会においても、市町村教育委員会や学校関係者、地域の方々としっかりと連携してベクトルを共有し、さまざまな課題に対して真正面から取り組んで課題解決を図っていく、そういった姿勢でさらなる改善を進めてまいります。

次に、私自身の教育長としての自己研さんに関するお尋ねがございました。

教育長就任に当たり知事からは、子供たちの

ためにという視点を徹底すること、学校現場の思いにしっかりと寄り添うこと、さらには常に創造性を発揮して教育行政そのものを進化させ続けること、この3点について指示を受けたところであり、私自身、これらのことを実践できるよう日々心がけているところでございます。

そのためには、まず本県の教育がこれまでどのような変遷をたどってきたのか、また本県の教育の現状はどのようになっているのか、さらには日本や世界の教育の動向や技術の進展はどのようになっているのか、これらのことを理解する必要があると考えており、みずから学ぶとともに、教育行政にかかわる先人たちの御知見や先進地の状況をお伺いし、さらには本県各界のトップリーダーの方々との意見交換等を通じて、日々研さんをさせていただいているところです。

また、児童生徒の現状や教職員の組織的な対応状況、地域の状況など、学校現場を取り巻く生の状況をお伺いすることも大変重要であると考えております。そのため、時間の許す限り学校訪問を行い、現場でどのようなことが課題となっているのか、教職員は課題に対してどのような対応を行っているのか、地域とのかかわりはどのようなものなのか、実情を把握すべく努めているところです。

私自身、こうした日々の取り組みを踏まえながら教育大綱の取り組みを進めているところですが、これから新学習指導要領が実施されるとともに、AIの進展など社会の変化が激しい状況下においては、本県の教育課題の解決に向けてさらに一層の研さんに励むことが必要であるとも考えており、関係の皆様からさらなる御指導を賜りながら取り組みを進めてまいります。

次に、各市町村教育長の自己研さんに関するお尋ねがございました。

本県の各市町村の教育長の皆様は、それぞれ

学校現場や行政などの職場でさまざまな知識や経験を得られながら実績を上げられ、各市町村長から任命を受けられた方々であり、各市町村の教育行政の統括者として、強い使命感を持ち、常に自己研さんと修養に励んでおられるものと理解しております。多くの教育長の方々は、各市町村が抱える教育課題の解決の方向性やこれからの教育のあるべき姿を探るべく、例えば最新の教育動向や技術の進展を学ぶための研修会、研究会などへの参加、全国各地や世界の教育の現状を学ぶための文献の精読、有識者との意見交換など、さまざまな形で自己研さんに取り組まれているものと考えております。

本県の市町村におきましては、例えば遠隔教育などの教育のICT化への積極的な取り組みや、地域のNPOと積極的に連携した人材育成、地元の高校生を対象とした町営塾の設置、道徳教育や地域連携の推進など、各市町村教育委員会においてさまざまな教育改革の取り組みが進められておりますが、これらはいずれも、教育長の皆様が高いアンテナを張って時代の先を見据えつつ、各地域が抱える教育課題の解決に向けた施策を講じたものであり、各教育長の日々の自己研さんと修養によるものと受けとめております。

なお、県教育委員会においても、毎年市町村教育長を対象とする研修会を開催するとともに、市町村教育委員会連合会や都市教育長会、町村教育長会、さらには文部科学省において、それぞれさまざまな研修会が開催されており、最新の教育動向や各地の教育改革の状況についての研修が行われ、多くの市町村教育長が参加しているところです。

引き続き、市町村の教育長の皆様におかれては、このような研修の機会を積極的に活用しつつ、教育行政の責任者として、各地域の教育課題の解決を図るため、みずからの資質向上に向

けた不断の取り組みに努めていただきたいと思いますと考えております。

次に、本県教育の質的向上を市町村教育長や現場の教員にどのように訴え、周知し、理解を促し、実践につなげてきたのかとのお尋ねがございました。

教育振興基本計画に掲げる目標を達成し、子供たちの知・徳・体のさらなる向上を図っていくためには、取り組みの成果と課題を踏まえ、PDCAサイクルをしっかりと回しながら、より効果的な施策を実行していくことが必要です。

そのためにも、これらの施策を現場で日々実践する教職員や市町村教育委員会の皆様には、取り組みの意義や目的をしっかりと理解していただき、連携・協力して取り組みを進めることが不可欠であると考えており、さまざまな機会を通じて計画の周知徹底に努めているところで

既に本年度も4月から5月末までの間、市町村教育長会や小・中・高等学校の校長会、教頭会など、20回を超える会合において、子供たちの現状と課題や、計画に位置づけた重点的な取り組みとその目標、チーム学校の意義などについて、私から繰り返し御説明してまいりました。また、管理職や初任者を対象とした研修会での講話においても直接お話をさせていただくとともに、可能な限り学校現場を訪問させていただき、現場の意見もお聞きしながら、計画の内容や取り組みに対して理解を求めてきたところです。さらに、教職員一人一人に周知徹底を図っていくために、事務局の幹部職員や指導主事を初め、高等学校の学校支援チームや高知市学力向上推進室に県から派遣した指導主事、教育事務所などが、精力的に市町村教育委員会や学校を訪問し、重点施策の周知とともに、きめ細やかな助言・指導を重ねております。

このように、市町村教育委員会や学校との共

通理解に意を尽くして取り組んでまいりました中で、組織的な授業改善や校内支援会の充実、地域学校協働本部の拡大など、学校がチームとなって組織的に子供たちを支える仕組みの構築が確実に進んできているものと認識しております。

さらに、本年度から新たにスタートしましたメンター制や不登校対策などの取り組みにつきましても、早期の定着に向けて現場への周知徹底を図ってまいります。

次に、県教育委員会と市町村教育委員会の連携強化の状況と、各市町村教育委員会における教育振興基本計画の進捗状況の把握、指導・支援の実際及び実績についてお尋ねがございました。

各市町村教育委員会との連携につきましては、市町村教育長会や都市教育長協議会、町村教育長会などの場において、定期的に県の重点施策の周知や意見交換を行っており、県の施策の方向性とベクトルを合わせて取り組みを進めていただいております。特に、困難な教育課題を抱える市町村に対しては、県としても重点的に支援を行っており、例えば県内の児童生徒の約半数を抱える高知市には、県と市の教育委員会事務局の幹部職員が参画した学力向上を推進する運営委員会を設置し、定期的に取り組みの進捗管理を行うなど、これまで以上に連携の強化を図っているところです。

また、各市町村が定める教育振興基本計画に関しては、地域ごとの教育課題を踏まえて自主的かつ主体的に定めた取り組みを、各市町村において着実に実行していただいております。その上で、県の教育大綱や教育振興基本計画に掲げる知・徳・体の基本目標の達成につながる取り組みについては、教育版地域アクションプランに位置づけ財政支援を行っており、本年度は全市町村の79事業に活用いただいているところ

です。アクションプランでは、事業開始時や中間時点での取り組み状況を確認するため、7月と9月に各教育事務所の指導主事が市町村を訪問し、事業の進捗状況の把握に加え、目標の達成に向けてより効果的な展開が可能となるよう、きめ細やかな助言・指導を行っております。

このように、各市町村の取り組みにおいても県との連携を強化する中で、昨年度は高知市への学力向上スーパーバイザーの配置を初め、22市町村が英語教育の充実に関する取り組みを実施し、24市町村が不登校対策や特別な支援が必要な児童生徒への支援を充実するなど、県の施策と軌を一にした取り組みを進めていただき、一定の成果も見られております。

今後とも、一層市町村との連携を図りながら、それぞれの教育目標の実現に向けてしっかりと取り組みを進めてまいります。

次に、縦持ち実施校において教員の授業力や組織力をより一層高めるための具体策についてお尋ねがございました。

教科の縦持ち実施校においては、教科の担当教員が集まり、教科ごとの授業改善、教材研究を進めるための教科会を確実に実施することによって、教員同士がともに学び合い、高め合う姿が見られるようになってきております。しかしながら、新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業を実現するためには、教科会での協議や研究内容の質をさらに高め、教員の組織力や授業力を向上させることが必要と考えております。

このため、組織的な授業改善のための体制づくりなどについて指導・助言を行う組織力向上エキスパートの派遣に加え、今年度からは、教科の縦持ちや教科間連携を導入している学校の中から、組織的な授業力向上のための体制づくりを研究する拠点校を設け、組織づくり講座を開催しています。拠点校では、教科会や教科主任会、チーム会などを公開し、他の学校からの

参加者も含め、全員で教科会や教科主任会の充実に向けた方策やチームづくりのあり方などについて学び、各校の教科会等の質の向上につなげることにしております。

さらに、授業力については、昨年度算数・数学の授業改善や学力向上に成果のあった授業づくり講座を、英語、国語、特別の教科道徳に広げて実施しております。学力向上総括専門官を初めとする専門性の高い外部講師に指導・助言を仰ぎながら、教材研究と授業研究を通して、新学習指導要領の趣旨を理解し、主体的・対話的で深い学びの授業づくりのプロセスを学び、そこでの学習成果をもって自校の教科会に臨み、授業の質の向上を図ることとしております。

こうした組織力と授業力を両輪で高めていく取り組みを一層推進していくことで、教科の縦持ちの本質である、教員同士が協働しながら切磋琢磨し、授業力を磨いていくチーム学校の構築を確かなものにしていきたいと考えております。

次に、学力と生徒指導の両輪で進める高知市対策の今後の展望についてお尋ねがございました。

学力の課題と暴力行為や不登校等の生徒指導上の諸課題は、相互に関連し合っているものと考えております。例えば、児童生徒が落ちついた環境や精神のもとに学習に取り組めば、基礎学力がしっかり身につく、また学力が向上していけば、精神的な安定がもたらされ、自尊感情や社会性が高まっていきます。このようなことから、議員の御指摘のとおり、学力向上と生徒指導の取り組みを両輪で進めていく必要があると考えております。

高知市の学力の課題に対しましては、昨年度から高知市の学力向上推進室に指導主事を派遣し、今年度はさらに3名増員して、よりきめ細かな訪問指導ができる体制をつくってきており

ます。この学力向上推進室は、教科指導や授業技術のノウハウを伝えるだけでなく、子供に対する称賛や励まし、子供同士の認め合いや学び合いを深める生徒指導の視点を大切にした指導・助言を行うことを基本としております。

また、生徒指導上の諸課題への対策につきましては、今年度高知市が新たに配置した不登校対策アドバイザー6名と県の不登校対策チームが連携して、市内の小中学校を継続して訪問するようにしておりますが、この連携したチームにおいても、子供たちの様子はもちろん、授業の実施状況も観察しながら指導・助言を行うようにしております。

このように、学習指導と生徒指導の両面で高知市の学校を支える体制をつくりつつ、両チームが知と徳の2つの視点を持って指導に当たることにも注力をしているところです。

今後は、学力向上推進室と不登校対策アドバイザー及び不登校対策チームが随時話し合う場を持ち、現状や課題を共有し、取り組みを進めていきたいと考えております。それぞれの対策が効果を上げるよう、高知市との連携をさらに強化して取り組んでまいります。

次に、高知市対策を推進するためには、高知市と高知市以外の教員の人事交流を強力に行うべきと考えるが、その現状と所見についてお尋ねがございました。

本県の教職員の人事異動は、教職員個々の生活や家庭の事情を踏まえた上で、第2期高知県教育振興基本計画に基づいて、学力、体力、心の問題、厳しい環境にある子供たちへの対応など、本県の教育課題に的確に対応し、成果を上げることを目的として実施しております。

その中で、地域間の人事交流については、地域間の教育格差を生じることがないように教育の平準化や学校の活性化を図る観点から、重要であると認識しております。このため、これま

でも県内を3つの教育事務所管内と中核市である高知市の4つのブロックに区分し、このブロック間の異動を広域での交流と規定し、広域交流を意識した人事異動を実施してまいりました。特に、県内の教職員数の約3分の1を占める高知市と他の3教育事務所との人事交流の拡大は、学校組織をさらに活性化させ、教育力の向上を図るために重要であるとの認識に立ち、これまでも高知市教育委員会の理解も得ながら取り組んできたところです。

高知市との人事交流は、5年前の平成27年4月の人事異動では、全広域人事交流者の約36%となる45名となっておりますが、平成31年4月の人事異動においては、全広域人事交流者の約44%となる78名と、大幅に増加しております。さらに、昨年度からは高知市学力向上推進室に指導主事を派遣し、学校現場だけでなく、県教育委員会と高知市教育委員会との事務局間の人事交流もふやしているところです。

今後も、引き続き広域の人事交流なども活用しながら、高知市はもちろん、県全体の教育水準の向上と学力等の教育課題の改善、学校の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、高知市に対して一層の努力を促し、取り組み内容や、課題や成果を県民、市民にきちんと公表してもらうよう、どのように要請していく考えかとのお尋ねがございました。

高知市においては、県内の児童生徒の約半数が在籍しており、学力や生徒指導上の課題も多いことから、その解決を図るため、これまでも各教科の学習シートを作成し、それを活用した授業の実施や、県と方向性を同じくして教科の縦持ちなどにも積極的に取り組んできております。県教育委員会においても、指導主事の派遣や不登校対策チームによる高知市と連携した学校訪問などを実施し、高知市の課題解決に向けた取り組みを支援してきたところです。

こうしたことにより、高知市の学校では授業改善に対する意識が高まり、教員がお互いに学び合う姿も多く見られるようになり、また子供たちの家庭での学習時間が伸びるなど、一定の改善傾向があらわれてきていますが、県全体の状況から見ますと、今後もこうした取り組みを充実強化し、伸びを確実なものとしていくことが必要な状況にあります。このためには、県市の一層の努力はもちろんですが、保護者や市民の皆様にご理解いただき、施策の推進に後押しいただくことが重要であると考えております。

高知市においては、これまでも全国学力・学習状況調査等の結果について、独自の判断によって保護者や市民の皆様にご公表されてきておりますが、今後は学校の情報なども含めて、市民の皆様一人一人に、より具体的にわかりやすく届けていく工夫や手だてが期待されるところです。知事、市長と県市の教育長によります昨年8月の県市連携会議においても、こうした取り組みの必要性が確認されておりますので、県教育委員会としても、高知市の積極的な情報公開に向けた取り組みについて、さらに連携を強めながら協力してまいりたいと考えております。

次に、今後どのように家庭教育及び幼児教育を充実させていく考えかとのお尋ねがございました。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うために大変重要であると認識しております。しかし、近年子供や家庭を取り巻く社会の急激な変化により家庭の教育力が低下し、子供の育ちにさまざまな課題が生じております。

このため、県教育委員会では、幼児を養育する保護者に対する啓発や支援が重要であるとの考えに立ち、子供とのかかわりや家庭教育の重要性についての理解を図る学習会を継続的に実施しております。具体的には、園長経験を持つ

親育ち支援アドバイザーや指導主事を各園に派遣して、保護者を対象に、良好な親子関係を築いていくための方法や規則正しい生活を送ることの大切さについての研修会を実施しています。また、3歳児や5歳児の保護者向けの生活習慣づくりについてのパンフレットなどを作成し、啓発に努めております。

また、本年度は、PTAと県教育委員会との共催により、県内7地区で、保育所、幼稚園、小中学校のPTA会員が一堂に会し、子供との適切なかかわり方というテーマで、子育てや家庭教育についての相談や情報交換の機会をつくるなど、子育て中の親たちのネットワークづくりに力を入れてきました。このような中で、保護者の悩みが軽減され、子供を肯定的に見る保護者がふえたと評価する園も出てまいりました。

また、幼児期の教育を現場で担う幼稚園教諭や保育士などの指導力や実践力を高めるため、幼稚園教育要領などに示されている幼児教育の基本を徹底するための研修会も実施しております。さらに、今年度からは各園において、目指すべき教育・保育目標を設定し、それに基づき職員全員が共通認識を持ち、教育・保育計画を組織的に実施していく園評価の取り組みを開始するとともに、県内3地区で保育園や幼稚園、小学校とが連携し、円滑な接続に向けた保・幼・小連携推進支援事業を実施しております。

このような取り組みをPDCAサイクルを回しながら継続することで、家庭教育と幼児教育の充実を推進させてまいります。

次に、高知県管理職教員組合の元書記長による組合資金の横領事案について、いまだに高知県管理職教員組合から説明責任が果たされていないことに対してどのように考えているのかとお尋ねがございました。

高知県管理職教員組合、いわゆる高管教の元書記長は、現職の公立小学校長であった時期に、

公務外とはいえ、その団体の組織運営にかかわる中で4,800万円もの横領を行い、昨年9月に逮捕されております。また、昨年6月には、組合役員であった公立小中学校の校長20名、教頭2名の計22名が、この元書記長による横領の事実を知っていたにもかかわらず、警察への通報や教育委員会への報告を怠ったことで、県教育委員会や市町村教育委員会から懲戒処分や厳重注意等の措置を受けるという、教育公務員の信頼を著しく損なう事態を招いております。そして、本年3月には元書記長の実刑が確定し、この事案に関して、刑事事件としては一定の区切りがつかしましたが、現時点においても、高管教からはいまだ事案の経緯や詳細についての説明及び反省が、県民の方々や他の教職員になされた状況にはないと認識しております。

こうした中、高管教は昨年9月に規約の改正を行い、その中で組織の名称も、高知県管理職教員組合から高知県管理職教員協議会へと変更している状況のようですが、このことについても、その理由などに関する県民の方々や他の教職員への説明などはなされていない模様です。

私としては、たとえ組織の名称は変更していても、高管教が現在においても過去においても、公立小中学校の校長、教頭という現職の管理職である教育公務員で組織されているという立場を踏まえたと、高管教関係者には法的な責任はないのかもしれませんが、道義的には本事案の事実関係や今回の組織名等の変更の理由、また今後の組織のあり方について、県民の皆様に対してしっかりと説明をしていく責任が求められているのではないかと考えております。

次に、国旗掲揚が実施されていなかった要因と今後の取り組みについてお尋ねがございました。

本年度の入学式において、県内の1つの公立小学校で、国旗と校旗の掲揚を失念するという

遺憾な事案が発生いたしました。この学校では、入学式当日に式場のステージフロアに旗ざおにより国旗と校旗を掲揚するように計画し、フロア横に準備をしておりましたが、入学式当日の最終点検の段階で国旗と校旗のフロアへの設置が確認されず、国旗と校旗が掲揚されていない状態で入学式がとり行われたものです。

このようなことに至った原因として、まず入学式の準備が当日に行われており、確認する時間が十分でなかったこと、また誰が、いつ、何を用意し確認するのかという役割分担の不明瞭さがあったものと考えます。さらに、このような結果を招いたということは、入学式に対する管理職の認識にも甘さがあったと考えられます。

小学校1年生の入学式は児童や保護者にとって一生に一度しかない大切なものであり、その式に国旗の掲揚がなされていなかったことは、出席した保護者や関係者の信頼を裏切るものであるとして、当該小学校の校長及び教頭に対しては、当該市町村教育委員会からの強い指導が行われております。

県教育委員会として、今後このような事案が再び発生することがないように、全ての市町村教育委員会に対して今回の事案の概要と問題点を伝え、注意喚起を行いました。その中では、各学校には、児童生徒の発達段階に即し、国旗及び国歌に対する意識を高めていくことができるよう指導することや、儀式的行事についての計画や式場のチェック体制について再確認を行うこと、市町村教育委員会には、各学校の教育課程を適宜点検することなどについて要請しております。

県教育委員会といたしましては、今後とも学習指導要領の趣旨に沿って適切な国旗・国歌の指導や取り扱いが確実に行われるよう、取り組みを徹底してまいります。

次に、新学習指導要領における国旗及び国歌

について、幼稚園、小学校、中学校、高等学校でどのように取り扱うことが決められているのか、お尋ねがございました。

まず、新幼稚園教育要領では、国旗及び国歌の指導については、「園内外の行事において国旗に親しむ。」ことに加えて、近年の子供たちの育ちをめぐる環境の変化等を踏まえて、「我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。」ことが盛り込まれております。また、その内容の取り扱いとして、「伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。」とされています。

次に、小・中・高等学校の新学習指導要領においては、まず小学校の社会で、「我が国の国旗と国歌の意義を理解し、これを尊重する態度を養うとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を養うよう配慮すること。」としています。中学校の社会では、小学校における学習をさらに深め、「国旗及び国歌の意義並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることの理解を通して、それらを尊重する態度を養うように配慮すること。」としています。また、小学校の音楽では、「国歌「君が代」は、いずれの学年においても歌えるよう指導すること。」としております。さらに、小・中・高等学校を通じて、特別活動においては、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するもの」とされています。

県教育委員会としましては、これら幼稚園教育要領や学習指導要領に示された国旗及び国歌の指導内容が確実に実施されるよう、市町村教育委員会や関連部局とも連携して取り組んでまいります。

最後に、現在幼稚園や保育所において、国旗・国歌についてどのような指導や保育が行われているのか、お尋ねがございました。

国旗・国歌については、幼児の発達段階に応じた指導を行うこととされており、この新しい幼稚園教育要領等の説明会を、県内の全認可保育所・幼稚園等の保育士、幼稚園教諭等を対象に、平成29年度から30年度にかけて実施しております。

説明会においては、幼稚園教育要領等に基づき、幼児期において国旗や国歌に親しむことの意義を説明すると同時に、実際の保育の中で、オリンピックごっこといった遊びを通じて国旗や国歌に接する機会を持つことや、国旗を掲揚した運動会などの行事に参加することなどを通して、国旗や国歌に親しみを感じられるようにするといった具体例も示してまいりました。

このようなことから、入園式、卒園式において、ステージや子供の目線の高さに合った場所に国旗を掲揚したり、掲揚時に国歌を斉唱したりするなどして、国旗や国歌に接する機会を設けている園も出てきております。また、日常生活の中では、国旗に興味、関心が持てるよう、国旗の絵本や国旗が描かれたかるた、ポスターなどに触れることができる環境を意図的、計画的につくることで、自発的に国旗についてのクイズをつくったり、図鑑で調べて絵で表現する園もあります。

国旗や国歌に親しむことは、日本人としての自覚を養い、郷土や国を愛する心を育てるとともに、子供たちが将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくために大切なことであり、各園においては、その趣旨に沿って適切に対応していただきたいと考えております。

県教育委員会としましても、引き続き園長研修などの機会を捉え、教育要領等に沿った適切

な対応がとられるよう要請を行ってまいります。

(地域福祉部長福留利也君登壇)

○地域福祉部長(福留利也君) こども食堂の具体的な取り組み内容についてお尋ねがございました。

本県におけるこども食堂は、先ほど知事の答弁にもありましたように、厳しい環境にある子供たちやその保護者を地域のネットワークにつなぐことを目的とし、あわせて家庭の子育て力、教育力の向上を目指しています。

そのような中で、こども食堂から支援のネットワークにつながった事例としては、知事が申し上げた事例のほか、家庭の子育て力、教育力への支援に関するものとし、保護者からの食事の栄養バランスについての相談に対し、スタッフがアドバイスした事例や、子供たちが積極的に食事の準備や片づけをするようになった事例、また学校から帰宅後、こども食堂に参加するまでの間にまずは宿題を済ますという学習習慣が身についた事例なども見られるようになっております。

こうした中、本年度は、支援が必要な子供や保護者を地域の支援機関につなぐネットワークの充実に向けて、地域の福祉関係者などから成る地域コーディネーターの方々と連携して取り組むこととしています。また、家庭の子育て力、教育力の向上につながる取り組みをさらに推進するため、こども食堂のスタッフの方々に対して、子供の生活習慣や食育などについて学ぶ研修会を実施するなど、こども食堂に参加している保護者にアドバイスができるよう支援の充実を図ってまいります。

議員の御指摘の点は極めて重要なことだと思っておりますので、その点は十分留意して取り組んでまいります。

(文化生活スポーツ部長橋口欣二君登壇)

○文化生活スポーツ部長(橋口欣二君) 国旗・

国歌について、土佐中・高等学校、清和女子中・高等学校に対して、この1年間どのような要請を行ったのか、また今後どのような要請を行っていくのかのお尋ねがございました。関連がございましたので、あわせてお答えをいたします。

まず、土佐中・高等学校に対しましては、昨年6月議会での議員の御質問に御答弁を申し上げまして以降、私や前部長、担当の副部長、課長がこれまで合わせて11回の学校訪問を行い、理事長や校長に対して、学習指導要領にのっとった入学式や卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱の実施についての要請を行ってまいりました。

少し長くなりますが、具体的に申し上げますと、まず前部長が訪問した7月には、6月議会での答弁内容を説明することとあわせて、実施についての要請を行いました。理事長からは、承知している、理事会での意見をまとめるのは難しいところだが、理事会のたびに県からの要請については報告をしている旨のお話がありました。担当課長が訪問した8月、9月、10月には、学習指導要領は法体系に位置づけられていることなど改めて説明を行い、実施についての要請を行ってまいりました。また、担当副部長が訪問した11月には、ルールの中で学校運営をやっていただきたいという要請を行い、理事長からは、新しい理事長が12月に就任予定であり、新理事長に要請のことは引き継ぐ旨のお話がありました。前部長が訪問した12月には、学習指導要領に基づく入学式等での国旗掲揚、国歌斉唱の要請を行いました。校長からは、引き続き検討していきたい、新理事長にはこれまでの県からの要請は引き継ぎする旨のお話がありました。

その翌月の1月には、同じく前部長が国旗掲揚、国歌斉唱について、改めて新理事長に要請をいたしました。新理事長からは、これまでどおりのやり方を継承していきたい旨のお話があ

りました。担当課長が訪問した3月には、その3月の理事会において改めて各理事に説明し、意見を聞いていただくよう要請を行ってまいりました。翌4月にも担当課長が、5月の理事会において改めて各理事に説明し意見を聞いていただくよう、また入学式等において国旗掲揚、国歌斉唱を実施していただくよう要請を行ってまいりました。校長からは、県からの要請については引き続き検討していく旨のお話がありました。そして、先月私が学校にお伺いし要請を行った際には、理事長から、国旗・国歌が重要なのは理解している、住んでいる地域に愛着を持ってもらうことも必要である旨のお話がありました。

次に、清和女子中・高等学校に対しましては、昨年7月以降、私や前部長、担当課長が合わせて7回学校訪問を行い、理事長や校長に対して、入学式等での国旗掲揚、国歌斉唱の実施についての要請を行ってまいりました。

具体的には、前部長が学校を訪問した12月には、理事長から、要請があったことは常任理事会で報告しており、県からの要請は必ず伝えているが、それぞれの立場があり、まとめることは難しい旨のお話がありました。担当課長が訪問した8月、10月、2月、4月には、理事長から、要請内容については常任理事会に諮ったが意見をまとめるには至らず、現段階で実施するというにはならなかった、県からの要請はしっかりと受けとめている旨のお話がありました。また、今月に私が訪問した際には、理事長から、県からの要請については理解しており、理事会、評議員会で毎回議論しているが、結論には至っていない旨のお話がありました。

このように、未実施の学校に対しましては、学校訪問を繰り返し行い、入学式や卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱の実施についての要請を重ねてまいりましたが、現時点で学校から、実施

されるというお話はいただけておりません。

学習指導要領の中では、国旗・国歌に関しましては、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものとするのが明確に示されております。この学習指導要領については、国会においても主務大臣が、法規としての性格を有している、各学校は学習指導要領に基づいて教育課程を編成し実施する責務を負うと答弁されていることから、私立学校においても当然に指導されるべきものと考えております。

そのため、実施されていない学校に対しましては、今後も機会を捉えて対話を重ね、入学式や卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱が学習指導要領にのっとり適切に実施されるよう、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

○20番（三石文隆君） それぞれ丁寧な御答弁をいただきましてありがとうございます。特に、文化生活スポーツ部長からは、土佐中・高等学校及び清和女子中・高等学校の国旗・国歌に関する要請につきまして、詳しく御答弁をいただきました。

私は、昨年社会人の方々を表彰する式典に出席をしておりました。名前を呼ばれて一人一人登壇して表彰状を受け取っていくのですが、壇上に掲げられた国旗に対して礼をしない方が散見されました。大人については内心の自由がありますので、とかく言うことはありません。ただし、私が先ほども述べましたように、グローバル化が一層進展する中で、児童生徒が国際社会において尊敬をされ、信頼をされる日本人として成長していくためには、日本人の自覚を養い、国を愛する心を育てること、これはもう基本中の基本のことです。学習指導要領にも、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するもの」と示されております。

式典で国旗に一礼しない社会人の内心がどうなのか、知る由はありません。国旗に一礼することをあえて拒否しているのか、緊張して一礼を忘れていたのか、理由はさまざまあるでしょう。しかし、一礼することを知らない、学校で教えられていないと仮定すれば、非常にそのことは残念なことであります。教員による身勝手な判断で教えられていないわけですから、本人には何の罪もありません。私は、常日ごろから、学習指導要領にのっとりきちんと教えるべきであると、こういうことを言っているんです。それを教えていないというのは、教育者として無責任きわまりない、大きな罪、大罪ですよ。私は大きな罪であると思います。根拠のない信念に酔っているとしか思えません。

今後、国旗・国歌の課題にどのように取り組んでいくのか、改めて文化生活スポーツ部長の御所見をお伺いいたします。

○文化生活スポーツ部長（橋口欣二君） 教育基本法におきましても、教育の目標として、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重する態度を養うことも定められております。このような日本人としての自覚や誇りを育むこと、自国の国旗・国歌のみならず、他国の国旗・国歌にも敬意を払う態度を養うことは、教育の上では非常に重要なことだと考えます。

繰り返しになりますし、議員のお話にありましたが、やはり国旗の掲揚、国歌の斉唱は、こうした意義のもとに、法規としての性格を有する学習指導要領に定められておりますし、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するもの」ということが示されております。そのために、今後とも両校に対しましては、学習指導要領にのっとり入学式、卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱が適切に実施されま

すよう、引き続きしっかりと粘り強く要請を行ってまいります。

○20番（三石文隆君） ありがとうございます。

今後とも、土佐中・土佐高同様、清和女子中・高等学校に対しても強く働きかけをしていただくことを改めて要請いたしまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございます。

（拍手）

○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。



議案の付託

○議長（桑名龍吾君） これより議案の付託をいたします。

（議案付託表配付）

○議長（桑名龍吾君） ただいま議題となっている第1号から第15号まで、以上15件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末240ページに掲載〕



○議長（桑名龍吾君） 以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明22日から27日までの6日間は委員会審査等のため本会議を休会し、6月28日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（桑名龍吾君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

6月28日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会

いたします。

午後2時37分散会

令和元年6月28日（金曜日） 開議第5日

出席議員

1番 土森正一君
 2番 上田貢太郎君
 3番 今城誠司君
 4番 金岡佳時君
 5番 下村勝幸君
 6番 田中徹君
 7番 土居央君
 8番 野町雅樹君
 9番 浜田豪太君
 10番 横山文人君
 11番 西内隆純君
 12番 加藤漠君
 13番 西内健君
 14番 弘田兼一君
 15番 明神健夫君
 16番 依光晃一郎君
 17番 梶原大介君
 18番 桑名龍吾君
 19番 森田英二君
 20番 三石文隆君
 21番 上治堂司君
 22番 山崎正恭君
 23番 西森雅和君
 24番 黒岩正好君
 25番 大石宗君
 26番 武石利彦君
 27番 田所裕介君
 28番 石井孝君
 29番 大野辰哉君
 30番 橋本敏男君
 31番 上田周五君
 32番 坂本茂雄君
 33番 岡田芳秀君
 34番 中根佐知君
 36番 米田稔君

37番 塚地佐智君

欠席議員

35番 吉良富彦君

説明のため出席した者

知事 尾崎正直君
 副知事 岩城孝章君
 総務部長 君塚明宏君
 危機管理部長 堀田幸雄君
 健康政策部長 鎌倉昭浩君
 地域福祉部長 福留利也君
 文化・生活スポーツ部長 橋口欣二君
 産業振興推進部長 井上浩之君
 中山間振興・交通部長 川村雅計君
 商工労働部長 近藤雅宏君
 観光振興部長 吉村大君
 農業振興部長 西岡幸生君
 林業振興・環境部長 川村竜哉君
 水産振興部長 田中宏治君
 土木部長 村田重雄君
 会計管理者 中村智砂君
 公営企業局長 北村強君
 教育長 伊藤博明君
 人事委員長 秋元厚志君
 人事委員会会長 原哲君
 公安委員長 古谷純代君
 警察本部長 宇田川佳宏君
 代表監査委員 植田茂君
 監査委員局長 麻岡誠司君

事務局職員出席者

事務局 長 弘 田 均 君
事務局 次 長 行 宗 昭 一 君
議 事 課 長 吉 岡 正 勝 君
政策調査課長 織 田 勝 博 君
議事課長補佐 飯 田 志 保 君
主 幹 春 井 真 美 君
主 査 宮 脇 涼 君



議 事 日 程 (第 5 号)

令和元年 6 月 28 日 午前 10 時開議

第 1

- 第 1 号 令和元年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 高知県公文書等の管理に関する条例議案
- 第 3 号 高知県森林環境譲与税基金条例議案
- 第 4 号 地方自治法第 203 条の 2 に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 5 号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案
- 第 6 号 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県道路の構造の技術的基準及び

道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案

- 第 11 号 県有財産の出資に関する議案
- 第 12 号 (仮称) 南国日章工業団地団地整備工事請負契約の締結に関する議案
- 第 13 号 高吾地域拠点校本館及び南舎他改修主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 14 号 高知県公立大学法人定款の変更に関する議案
- 第 15 号 令和元年度高知県一般会計補正予算追加
- 第 16 号 高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案

第 2

- 議発第 2 号 議員を派遣することについて議会の決定を求める議案

追加

- 議発第 3 号 地方財政の充実・強化を求める意見書議案
- 議発第 4 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書議案
- 議発第 5 号 児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書議案
- 議発第 6 号 「ライドシェア」導入について慎重な対応を求める意見書議案

追加

- 議発第 7 号 「女性差別撤廃条約選択議定書」の批准を求める意見書議案

追加 継続審査の件



午前 10 時開議

○議長 (桑名龍吾君) これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（桑名龍吾君） 御報告いたします。

議員吉良富彦君から、病気のため本日の会議を欠席したい旨届け出がありました。

次に、各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔委員会審査結果一覧表 巻末262ページに掲載〕



委員長報告

○議長（桑名龍吾君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号から第15号まで、以上15件の議案を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

危機管理文化厚生委員長上田貢太郎君。

（危機管理文化厚生委員長上田貢太郎君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（上田貢太郎君） 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第11号議案、第14号議案、以上3件については全会一致をもって、第8号議案については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、健康政策部についてであります。

第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算」

のうち、医薬連携推進事業費について、執行部から、昨年度から取り組んでいる高知型薬局連携モデルの整備が、新たな国の事業である、薬局の連携体制整備のための検討モデル事業に採択された。このことにより、薬剤師派遣を要する地域活動と地域の薬剤師のマッチングを図る地域活動強化システムを構築するなど、さらなる強化に向けて取り組むための経費であるとの説明がありました。

委員から、地域活動強化システムに登録する薬局をふやすことが重要だと思うが、どれくらいの登録を目標としているかとの質疑がありました。執行部からは、現在380ほどある保険薬局のうち、まず高知家健康づくり支援薬局の認定を受けている約300の薬局には年度内に必ず登録していただき、残りの薬局については福祉保健所を通じて声かけを行うなどにより、登録数をふやしていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、お薬相談会等の開催についての地域住民への周知や、参加が困難な方のところへ出向く取り組みはどのような状況かとの質疑がありました。執行部からは、現在、派遣等の要請件数が増加する中で、十分な個別対応ができにくくなってきており、積極的に仕掛けるということは余りできていない。そのこともあり、まずは対応できる薬剤師の裾野を広げるため、地域活動を強化する今回のシステム構築等に取り組むとの答弁がありました。

別の委員から、地域ケア会議などに派遣される薬剤師が特定の者に固定化し、マッチングがうまくいかないという課題があるが、対応できる薬剤師は足りているのかとの質疑がありました。執行部からは、県内の薬剤師の総数としては最近10年間で100名程度ふえてきているが、地域的な偏在があり、中山間地域を中心にひとり薬局というところも多い。そこを補うため、広域で薬局が連携し、地域を支えていく高知型薬

局連携モデルの取り組みを進めているとの答弁がありました。

別の委員から、薬局間の連携体制が整備できても、ひとり薬局が多い地域では、なかなか地域ケア会議などに参加できないという話を聞くが、この点は体制強化を図ることによって改善できる見込みかとの質疑がありました。執行部からは、厳しい面はあるが、これまで各薬局に対する地域ケア会議などへの参加の呼びかけが十分なものではなく、一方で機会があればぜひ参加したいという薬局、薬剤師の声もいただいております。今回構築する地域活動強化システムを活用して、掘り起こしを行いたいとの答弁がありました。

次に、文化生活スポーツ部についてであります。

第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算」のうち、夢・志チャレンジ基金積立金について、執行部から、ことし4月に篤志家の方からいただいた寄附金を活用し、平成29年度より3カ年の事業として行っている給付型奨学金の給付事業を今後とも継続して行うため、基金の積み立てを行うものであるとの説明がありました。

委員から、新たな法律が制定され、今後高等教育機関の無償化の施策が見込まれる中で、当該基金による今後の奨学金の給付についてはどのような形を考えているかとの質疑がありました。執行部からは、今回6,000万円の基金積み立てにより、来年度の大学入学生を対象とした奨学金の給付を考えているが、国の制度も踏まえ、当該基金を原資とする給付金制度の見直しを含めて調整し、9月定例会には夢・志チャレンジ基金条例の改正について提案したいと考えているとの答弁がありました。

最後に、第8号「高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案」についてであります。執行部から、地方公共団体の手数料の標準に

関する政令の一部改正を考慮し、所管する各種手数料の額を改定しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、消費税が上がるからといって、県民に負担をかける手数料の値上げはすべきではないという思いがあるとの意見がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（桑名龍吾君） 商工農林水産委員長西内隆純君。

（商工農林水産委員長西内隆純君登壇）

○商工農林水産委員長（西内隆純君） 商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第3号議案、第9号議案、第12号議案、以上4件については全会一致をもって、第8号議案、第15号議案、以上2件については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第9号「高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、中村高等技術学校の充足率の減少による木造建築科の再編や訓練期間の短縮、年齢制限の引き上げなどを行うものであるとの説明がありました。

委員から、訓練内容の見直しの過程において、高知県職業能力開発審議会からはどのような意見があったのかとの質疑がありました。執行部からは、審議会においては、中学校卒業生の現状や進学率の状況を踏まえ、企業や地元の意見も取り入れながらニーズに沿った形での改編ということで、多くの委員から支持をいただいたとの答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算」のうち、I o T推進事業費について、執行部から、国の事業を活用し、ショウガ産地において、収穫作業の省力化や病害対策の課題に対してI o Tなど先端技術を導入し、新たな営農技術体系を構築する取り組みを支援するための経費であるとの説明がありました。

委員から、今回事業を実施し省力化が図れることで、どの程度の効果が見込めるのか。また、実証結果をもとに県としてどのように普及していくのかとの質疑がありました。執行部からは、今回、作業がどのくらい軽減できるのか、時間と労務負担をあわせて検証し、省力効果を試算することとしている。また、機械導入に当たっては国の事業の活用も考えており、実証成果については地域の生産者の交流会などにおいて周知を図っていききたいとの答弁がありました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

第15号「令和元年度高知県一般会計補正予算」のうち、廃棄物処理対策事業費について、執行部から、新たな管理型産業廃棄物最終処分場に関して、施設整備に向けた取り組み及び地域住民の方の不安解消のための取り組みとして、佐川町加茂における基本設計や地質調査等を行うための経費であるとの説明がありました。

委員から、廃石こうボードの県外への搬出やリサイクルの推進など現施設への延命策を講ずることにより、新たな施設の建設着工までに時間的猶予も出てくる可能性があるのではないかと質疑がありました。執行部からは、施設建設に当たって最短の工期で見積もり、4年としているが、既に延命策をしなければ間に合わない状態にあることに加えて、今後の調査結果に基づく対策や住民の方々からの御意見を取り入れた設計など不確定なところもあり、早急な整備が必要であるとの答弁がありました。

別の委員から、県から佐川町及び佐川町議会に対して施設整備の受け入れの申し入れを行った後の2週間での受諾について、余りにも期間が短いのではないかと。これまでせっかく丁寧に説明を行ってきたものが、時間が無いということが表に立ってしまい、地域住民の方々に負担をかけているのではないかと質疑がありました。執行部からは、昨年12月以降、説明会や話し合いの場など3巡という形で設けさせていただき、県としては説明を尽くさせていただき、県としては説明を尽くさせていただき、今後、住民の方々の不安解消に向け対応するとともに、地質調査等の結果については、節目節目で住民の皆様に説明していく。また、専門家の意見も聞きながら、よりよい施設整備を進めていけるよう取り組んでいくとの答弁がありました。

別の委員から、地域住民のアンケート結果における納得していない部分とは、具体的にどのようなものかと質疑がありました。執行部からは、候補地の選定過程、経過や説明会の開催の仕方、地下の空洞の有無などであり、これまで説明会においてお答えしてきたところであるが、空洞部分については今後調査を行った上でなければわからないところもあるとの答弁がありました。

委員から、県は、今後の取り組みについて佐川町及び佐川町議会とすり合わせをしながら進めていかなければ、地域住民の理解を得られる取り組みにはなっていないので、しっかり意識して対応してもらいたいとの意見がありました。

複数の委員から、最終処分場の整備について、現施設が満杯となる期限が迫っている状況であるため、県民生活に大きな支障を来すことのないよう、地域の方々の不安や不満の声に対しては引き続き丁寧な対応をしていくとともに、しっかりと説明を行い、理解を得た上で前向きに進

めていってもらいたいとの意見がありました。

別の委員から、整備に向けた今後の取り組みとして、地域振興策はどのような要望が上がっているのかとの質疑がありました。執行部からは、現在佐川町において、住民の方々から確認書への意見を集約しているところである。住民の方々の要望を踏まえた確認書案を提示いただき、内容を検討した後、地域振興策の要望を住民の方々から出してもらい、町に取りまとめていただいた上で、協議の場を設けて具体化を図っていくことを考えているとの答弁がありました。

委員から、さまざまな条件、科学的な見地から選定したとはいえ、地元からは仁淀川流域に2つ目の施設ができるとの声が出ていることを重く受けとめ、仁淀川流域全体がよくなってきたと思えるよう、県としてさまざまな取り組みを進めてもらいたいとの意見がありました。執行部からは、国への国道の交通安全対策の要望や河川対策を、土木部と連携をとりながら取り組んでいくとともに、引き続き県を挙げて地域振興策に対応していくとの答弁がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

○議長（桑名龍吾君） 産業振興土木委員長土居央君。

（産業振興土木委員長土居央君登壇）

○産業振興土木委員長（土居央君） 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第10号議案、以上2件については全会一致をもって、第8号議案、第15号議案、以上2件については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、土木部についてであります。

第1号「令和元年度高知県一般会計補正予算」のうち、手結港海岸緑地公園活性化事業委託料について、執行部から、県中部エリアの観光拠点となるヤ・シィパークの活性化に向けた調査を行うための経費であるとの説明がありました。

委員から、ヤ・シィパークの活性化のため調査を委託するということだが、最終的にどれくらいの規模になるのか。また、地元との協議なども含めているいろいろな取り組みをしていくことになるが、どういうところが調査をするのかとの質疑がありました。執行部からは、ヤ・シィパークの整備は新たに造成などをするわけではなく、既存の施設などを活用しながらの整備を考えている。8月中旬には委託契約を行い、12月には成果品として、費用対効果等を含めた施設の規模、種類など、ランドデザインに沿った戦略を組めるのかどうかも含めた調査結果を求めたいと考えている。委託先については、全国から一般公募でプロポーザル方式を考えており、基本的には経験を有するコンサルタントにお願いしたいと考えている。また、香南市や民間団体も入っている協議会を立ち上げているので、委託先には、この協議に加わってもらい、地元の意見を吸い上げて進めていくとの答弁がありました。

次に、第15号「令和元年度高知県一般会計補正予算」のうち、測量調査等委託料について、佐川町から新たな管理型産業廃棄物最終処分場の受け入れを受諾する回答があったことから、周辺対策として、長竹川の改修について検討するための費用であるとの説明がありました。

委員から、一応、佐川町から了解が得られた形で進めることになるが、地元の中にはまだ納得いただけていない方もいる。そういった方がこの事業にも反対である場合は、改修を待つことになるのかとの質疑がありました。執行部か

らは、整備を行う必要のある河川であり、今回周辺対策ということで、優先順位が高くなったものである。地元での意見に対しては、河川事業としての御理解をいただけるように進めていきたいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、産業振興推進部についてであります。

まるごと高知レポートについて、執行部から、今回のレポートは平成30年度の取り組みの総括となっており、外商活動では、公社の仲介あっせんによる平成30年度の成約件数は前年度比5.4%増、成約金額は19.7%増と、着実に伸びてきているとの説明がありました。

委員から、ユズなど一部の商品が競合している印象があるが、オール高知としての取り組みはどのようにしているのかとの質問がありました。執行部からは、商品によっては競合する部分もあるが、例えば、地産外商公社が外商先の情報をつないだ県内事業者が対応できない場合でも、その事業者から別の対応可能な事業者を紹介していただけるなど、本県には事業者間のよい協力関係が築けているとの答弁がありました。

別の委員から、観光・移住・ふるさと情報コーナーへの相談が1,236件あり、これだけの方が興味を示してくれているので、追加でメールを送るなど、相談後も高知につながるような取り組みを行ってほしいとの要請がありました。

次に、観光振興部についてであります。

「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」の取り組み状況について、執行部から、このキャンペーンでは、歴史、食に次ぐ柱として、自然・体験型の観光資源を磨き上げ、新しい観光事業を創出し、中山間地域の振興とインバウンドの誘致拡大につなげる取り組みを進めているとの説明がありました。

委員から、自然体験は事故がつきもので、非

常にリスクもある。一方で、事故を防止するための取り組みは、体力のない運営者だと手薄になることが考えられるが、県として応援をする仕組みが必要ではないかとの質問がありました。執行部からは、安全管理の部分は非常に大事で、現在アドバイザーの方に入ってもらい、安全確認事項の点検など個別に実施しているが、今後安全対策の研修会を企画するなど、取り組みを強化していきたいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、アクシデントの後に対応が十分できることが大きな信頼につながるので、そこはしっかり議論していただきたいとの要請がありました。

別の委員から、インバウンド客の高知県への誘致拡大において、台湾、中国、香港などに対してメディアを活用したPRは行っているかとの質問がありました。執行部からは、メディアの活用については、現在台湾や香港から現地のメディアの方を高知に招き、直接取材をしてもらって情報発信する取り組みを進めているとの答弁がありました。

別の委員から、高知駅前のこうち旅広場について、これまでの「志国高知 幕末維新博」から変わり、少しにぎわっていない印象がある。ステージも含めた今後の展開についてどのように考えているかとの質問がありました。執行部からは、にぎわいの面で少し苦戦をしており、我々も課題と考えている。こうち旅広場のにぎわいづくりについても、この自然&体験キャンペーンの取り組みの中で検討していきたいとの答弁がありました。

また、別の委員から、とさてらすやこうち旅広場について、今後どのように活用して、県内各地の観光地に誘導していくのか、自然&体験キャンペーンは公共交通で来ても大丈夫という全体的な仕組みづくりにも活用してほしい。

そのため、何が必要か考えていくべきだが、今後どのようなスケジュール感で進めていくのかとの質問がありました。執行部からは、今後高知駅前を公共交通の結節点としてどのように活性化していくか、これから第 4 期産業振興計画の策定過程で関係者と意見交換を行うので、意見を聞いてプランを立てて、できるところから実行していきたいと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、新たなビュースポットの整備は、市町村と連携し住民力を生かして取り組んでもらいたいとの要請がありました。

次に、土木部についてであります。

都市計画道路高知駅秦南町線の工程の見直しについて、執行部から、橋梁下部工工事の工事用仮橋に使用する高力ボルトが全国的な需要増に伴い入手が困難となり、準備期間や施工方法の検討に 2 カ月を要したことから、橋脚工事が遅延し、渇水期内の完成が見込めなくなった結果、全線 4 車線の完成時期を 1 年延期することになったとの説明がありました。

委員から、特に高知赤十字病院が開院したことによる緊急車両のほか、環状線や高知駅からの北進など、大変車が多くなってきている中、この 1 年おくれることの影響を踏まえて、交通量の増加に対する対応策を検討する必要があるのではないかと質問がありました。執行部からは、現在の交通状況について、6 月に現地調査を行ったので、それを分析する必要がある。現在、暫定供用に伴い新たな交通が生まれており、県警でも現地で実際に東西南北の交通を見て、信号の秒数などを試行錯誤で調整している。県としても、道路管理者として何ができるかを考えたいとの答弁がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

○議長（桑名龍吾君） 総務委員長今城誠司君。

（総務委員長今城誠司君登壇）

○総務委員長（今城誠司君） 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第 1 号議案、第 2 号議案、第 4 号議案から第 7 号議案、第 13 号議案、以上 7 件については全会一致をもって、第 8 号議案、第 15 号議案、以上 2 件については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第 2 号「高知県公文書等の管理に関する条例議案」について、執行部から、公文書の適正な管理を図ることによって県政の透明化を推進し、もって県民への説明責任を果たし、県政が適正に運営されることを目的として制定するものであるとの説明がありました。

委員から、公文書館勤務の職員は専門性が求められるが、どのように人材育成を行っていくのかとの質疑がありました。執行部からは、国立公文書館が開催する研修に職員を派遣し、人材育成を図っている。また、国において、公文書に係る資格の創設が検討されているので、そういった資格を持った人材の育成と確保も検討していくとの答弁がありました。

別の委員から、公文書管理条例は民主主義の根幹にかかわる国民の知る権利を保障するという点で、非常に評価すべき内容となっていると考えるが、現在制定されている他県の条例と比べて、どのような点で独自性を持っていると言えるのかとの質疑がありました。執行部からは、廃棄をするに当たっては、まず実施機関の選定、次に公文書館長との協議、最後に第三者機関である公文書管理委員会への諮問、答申と、厳格

な3重のチェックをかけるルールを定めている点が、本県独自のものと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、これからは公文書の電磁的記録をどう正確に残していくのかが非常に重要だと思われるが、どのように考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、現行でも電磁的記録取扱要綱により、メールや電子媒体で保存しているものの取り扱いを定めているが、条例の施行とあわせてこの要綱を改正し、厳格に取り扱っていきたいと考えている。また、情報通信技術の進歩に合わせて、知見も蓄えながら、公文書の電子化についても研究、検討を行いたいとの答弁がありました。

別の委員から、公文書の移管、廃棄の妥当性などを審議する公文書管理委員会を設置することとなっているが、具体的にはどのようなメンバーを考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、まず公文書管理法や公文書館の運営に精通している国立公文書館の方や、情報公開、個人情報保護に造詣が深い公文書開示審査会あるいは個人情報保護制度委員会の委員からお願いをしたいと考えている。さらに、近現代を中心に、歴史を研究している県内博物館の方を考えているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

総務部についてであります。

会計年度任用職員制度の導入について、執行部から、制度の概要と本県の制度運用の骨格について報告がありました。

委員から、制度の導入により報酬の上昇が見込まれ、財源が厳しいと思われるが、国に対して何か要望しているのかとの質問がありました。執行部からは、制度導入に必要な財源の確保については、全国的な課題であることから、全国知事会などを通じて要望を行っているとの答弁がありました。

別の委員から、最長5年間は公募によらないことができるとのことであるが、現在任用されている方も、この制度に移行後5年を経過すると継続されなくなるのかとの質問がありました。執行部からは、現在雇用している非常勤職員については、公募ではなく人事評価により継続雇用を可能とする経過措置を設けることとしているとの答弁がありました。

次に、高知県行政サービスデジタル化推進会議について、Society5.0の実現に向けた取り組みの方向性として、あらゆる行政サービスのデジタル化を推進することとしており、全庁的な組織である推進会議において具体的な進め方を検討し、今年度末までに推進計画の策定を予定しているとの報告がありました。

委員から、通信インフラの未整備地域は通信格差があるが、県内の状況はどうかとの質問がありました。執行部からは、県内の12市町村に未整備地域が残されており、オンライン申請等を実現するに当たっての課題となるので、引き続き解消に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

別の委員から、市町村が発行している住民票や所得証明書等のコンビニエンスストアでの交付について、推進会議で検討できないかとの質問がありました。執行部からは、各種証明書のコンビニエンスストアでの交付については、マイナンバーカードの普及とあわせて行っていく必要があり、国において協議会を立ち上げて取り組みを進める動きが始まっている。本県でも実証実験に向けた動きが始まりつつあり、前向きに進めていきたいとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、新技術の事業化には民間事業者のノウハウや力が必要だが、県内にはスタートアップ企業が少ない現状がある。県が取り組みを進める過程で課題解決ができる企業を育てていくというのが本来の姿であると思

うし、課題が多いだけにチャンスではないかとの質問がありました。執行部からは、商工労働部の当初予算で、都市部のベンチャー企業の持つシーズと中山間地域のニーズを合わせる事業ができないかと動き始めている。また、各種新技術を使った行政システムの更新に際しては、なるべくシステムをオープンにして、幅広い事業者が参画できるようにしていくのが大事だと思うとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。



討 論

○議長（桑名龍吾君） お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（桑名龍吾君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

第15号議案に関し、討論の通告がありますので、順次発言を許します。

33番岡田芳秀君。

（33番岡田芳秀君登壇）

○33番（岡田芳秀君） 私は、日本共産党を代表して、ただいま報告がありました委員長報告並びに第15号議案「令和元年度高知県一般会計補正予算」に反対の立場で討論を行います。

反対する最大の理由は、この予算案が、県の最終決定した新たな管理型産業廃棄物最終処分場建設のための予算だからです。新たな管理型産業廃棄物最終処分場は、本県にとって大変重要な施設であり、必要な施設であることは言うまでもありません。また、県がこれまで行ってきた候補地選定の努力は認めるものです。しかし、まだ現在でも関係する地元住民の多くの方々

の間に疑問や不安の声が残されており、十分な理解と納得を得ているとは言えないと考えます。したがって、この予算案を今議会に提出することは時期尚早であり、見切り発車そのものであると言わなければなりません。

県は住民に対して、現施設である日高村にあるエコサイクルセンターが、早ければ3年10カ月後の2023年3月末にも満杯になることが予測され、一方で新施設の建設には最低4年かかることから、残された時間は余りないと説明します。しかし、その要因は県の見通しが当初と違ってきたことにあり、あくまで県の置かれた立場からの説明です。そのことによる新施設建設の期日を無理やり住民に押しつけることは、筋違いと言わなければなりません。

廃石こうボードのリサイクルや、一部県外搬送などにより、ある程度の時間的余裕をつくることは可能であると考えます。また、県は、地質調査の結果、施設整備が不可能と判断される致命的な事態が明らかになった場合には、施設整備を中止するとしています。中止もあり得るというのなら、期限にとられない別の手だてで廃棄物を処理することも想定されているということではありませんか。

新しい施設の建設に当たっては、客観的で高度な科学的知見に基づく公平・公正な建設予定地の選定はもとより、何よりも関係する住民の皆さんの御理解、御協力をいただき、住民の皆さんの合意と納得のもとに進めることが大原則でなければなりません。住民の皆さんの声を軽視して強引に進めるようなことになるとすれば、公共事業のあり方として禍根を残すこととなります。

特に、この5月末から6月にかけての県と佐川町の動きは、住民を置き去りにしたものであります。知事が、最終処分場を佐川町加茂地区に建設することを、佐川町の堀見町長と町

議会の永田議長に申し入れたのは5月31日。そして、はや6月12日には町議会全員協議会で採決が行われ、賛成多数で受け入れを決定しています。この間、2週間もたっていません。そして、町長が16日に、受け入れる方針を表明しました。

しかし、6月2日から9日にかけて、佐川町加茂の長竹地区自治会が、県や町に地元の切なる声を聞いてほしいとの思いで地元住民にアンケートを行っておりますが、それによると、自治会に加入する42世帯のうち37世帯から回答があり、うち29世帯が反対を表明しています。回答者の8割、自治会加入者の7割が反対ということで、多数が反対です。添えられた意見には、声が届かないから県の説明会に行く気がなえる、会の参加者が減り一部の人しか発言しなくなったのは理解とは違う、50年ほどしか耐用年数のない遮水シートでいいのかとあり、対話を求める声も多くあります。

このアンケートを受けての県の対応も問題です。県は、これらの意見や疑問に対する回答文書を14日に長竹地区の各戸に配布していますが、多くの質問項目に対して、26ページにも及ぶ文書を配っただけです。それだけで理解が得られたということにするのは大問題です。むしろ、この文書をもって丁寧に住民合意に努めることこそ、今県がしなければならないことではありませんか。それをせずに、事を急いで、今議会に予算案を追加議案として提案することは、住民の声を行政が力で押し切っていく、余りにも住民を軽視した対応と言わなければなりません。

佐川町長が受け入れる方針を説明するため、16日、加茂地区住民を対象に開いた説明会には約70人が集まり、住民の間から、住民は理解していない、どんどん進めないでほしい、なぜ受け入れ決定の前に町独自で住民の声を聞く機会を設けなかったのか、仁淀川流域にばかり最終

処分場が来て不公平だと、反発が続出していません。

知事は本議会の議案説明で、一定の御理解が得られつつあるのではないかと受けとめさせていただいておりますと述べましたが、まさに得られつつある段階であり、皆さんの理解が得られたと判断できる段階ではありません。急がば回れという言葉がありますが、もっと汗をかかなければならないのではないのでしょうか。住民の皆さんに寄り添って、御理解、御協力を得るための努力をさらに尽くすことを求めます。

5月の説明会も、田植えなど忙しい時期に昼間だけの説明会になっています。県に声が届かないから物を言う気がなえる、そうした状況のもとで、地域振興の話が出てきたからといって、処分場建設が理解されたとは言えないではありませんか。

県は、昨年12月に、進入路が津波の被害を受けないことを条件に加えて、3カ所の予定地から佐川町加茂を最終候補地に絞り込みました。このことに対しても、進入路の津波リスクを考えるなら、後出しのように検討するのではなくて、なぜ初めから検討しなかったのかという疑問も残っています。さらに、候補地絞り込みの際に、コンサルタント会社に委託して作成した資料をもって検討するだけではなくて、なぜ選考委員会の専門家が直接現地に行かなかったのかといった疑問もあります。

県は、昨年12月、ことし2月、5月と3巡にわたり、地域での説明会や話し合いの場を設けてきました。こうした県の努力は認めるものですが、なお、場所選定に至る経過や遮水シートの耐性など、施設の安全性などについて疑問が残されています。拙速を避けて、もっと多くの住民の皆さん、とりわけ建設予定地近くの住民の皆さんの合意形成を図った上で、必要なら臨時議会を開いて議決してもいいではありません

か。

県におかれては、住民合意へのさらなる努力を求めて、反対討論いたします。(拍手)

○議長(桑名龍吾君) 13番西内健君。

(13番西内健君登壇)

○13番(西内健君) 私は、自由民主党を代表いたしますして、第15号議案「令和元年度高知県一般会計補正予算」について、賛成の立場から討論を行います。

このたび執行部が新たな施設整備に向けて取り組んでいる管理型産業廃棄物最終処分場は、県内事業者の経済活動を下支えする大変重要な施設であります。仮に、現在のエコサイクルセンターの埋め立てが終了する時期までに後継となる施設が完成していなければ、県経済、ひいては県民生活に多大な支障を来すことが懸念されるため、早急な施設整備が必要不可欠であると考えています。

県は、平成28年6月、有識者による委員会を立ち上げ、今後の管理型産業廃棄物の最終処分のあり方について、5回に及ぶ審議を経て、平成29年3月に基本構想として整理を行いました。

この基本構想に基づき、有識者などで構成される新たな委員会において、客観的かつ透明性のあるプロセスにより候補地の絞り込みが行われ、昨年2月に香南市、須崎市、佐川町の3カ所が最終候補地に選定されました。それ以降、県は、3市町において住民説明会やエコサイクルセンターの見学会を重ねて開催し、丁寧な説明を続けてきました。

そして、昨年12月議会において、科学的かつ合理的な視点から、3カ所の中で、車両通行などによる地域の皆様への影響が最も少なく、かつ南海トラフ地震発生時に津波の影響による通行への支障の度合いが最も小さい佐川町加茂において進入道路を新設する案が最も有力との考えが示され、県議会における議論を経て、佐川

町加茂を施設整備に最も適した箇所と絞り込みを行いました。

その後、絞り込み直後の12月、そして本年2月、5月と3巡にわたり、地元の皆様に対して話し合いの場の開催などさまざまな取り組みを重ね、丁寧な説明を行ったとのことです。

そして、佐川町加茂を新たな管理型産業廃棄物最終処分場の建設予定地とすることが決定され、先月31日に佐川町及び町議会に対して施設整備の受け入れを要請しました。

この3年間、執行部からは議会ごとに詳細な報告が行われており、議会においても議論を重ねてきたところであります。これらのことから、建設予定地を佐川町加茂に決定した経緯について十分に理解できるところであり、住民の皆様への丁寧な対応に関しても大いに評価するところであります。

今回、佐川町加茂を建設予定地に決定した理由の3点につきましては、開会日に知事からの提案説明の中で詳細に説明がありました。1点目の理由として、現施設の埋め立てが終了する時期が迫ってきており、時間がないことが示されました。現状では、新たな施設が完成する前に現施設が満杯となることを見込まれています。委員会で議論が出たように、確かに計算上は、リサイクルの推進により多少の延命を図れる可能性が出てくるかもしれませんが、クリアしなければならない課題は多く、実現可能性は見通せていない状況だと思われれます。

加えて、現在想定している施設整備に要する4年という期間は、あくまで最短のケースにすぎないと思われれます。実際には、地形などによる新たな技術的な課題が出てくることによる工期のおくれや、近年の全国的な大型工事の相次ぐ発注に伴う建設資材の需要の逼迫などによる工期のおくれといったリスクが考えられます。まさに、待ったなしと言わざるを得ない状況で

あります。

次に、2点目の理由の、施設の安全性について一定の理解が得られつつあることについては、持ち込まれる廃棄物のほぼ全てが乾いた状態であり、有害な廃棄物は受け入れない点や、施設内の水はきれい、かつ、ごく少量であり、外へ出さない仕組みである点などを、住民の皆様丁寧に説明を行ったことで、理解が進んだと考えます。

そして、3点目の理由とする、残る不安の解消のためにも建設予定地を定めて詳細な検討が必要なことについても、大いに理解するところでもあります。一方、地元の皆様は施設整備に関して不安に思う気持ちも大変よく理解できることでもあり、反対する意見や心配する声に対して、県は丁寧に耳を傾け、住民の皆様寄り添った対応をしていくよう要請したいと思っております。

また、佐川町において、町及び町議会として、それぞれ施設整備の受け入れについて決定した上で、町長及び議長みずから、地元の皆様に対して新たな施設を受け入れる方針について説明され、その場で出された施設整備に関する疑問や不安の声に対して、しっかりと受けとめ、地区がよくなったと思ってもらえるよう全力で県に要望したいとの声を上げている点についても、大変評価するものであります。

加えて、地元の皆様から地下の空洞について心配する声も出ていますが、今後の調査の結果により致命的な事態が明らかになれば加茂地区での施設整備を中止するとしており、何が何でも加茂地区ありきという方針ではないということでもあります。執行部は、みずから示したこうした方針にのっとり、今後とも佐川町及び地元の皆様に丁寧に対応するとのことでもあります。

加茂地区の住民の皆様の中には、流域を流れる長竹川の増水や井戸水への不安を抱いておられる方々も多くいると聞きます。県においては、

こうした方々の不安を解消するため、施設周辺部における安全対策、いわゆる周辺対策を実施することを表明し、対応するための補正予算が追加提案されたわけでもあります。

また、こうした安全対策を実施したとしても、なぜこの地域に処分場をつくるのかといった残る不満や負担感を少しでも和らげるために、地域振興策を実施することも明言しており、今後佐川町と具体的な協議を始めると説明がありました。施設を受け入れることによって、地元の皆様に少しでも地域がよくなったと実感いただけるよう、しっかりと町と連携して丁寧に対応することを改めて要請したいと思います。

また、環境アセスメントの進め方については、基本設計が一定進んだ段階にならなければ、施設の規模や備える設備等が明確にならず、施設が立地することにより周辺環境に及ぼすと考えられる影響について予測及び評価できないとの考えが、県からは示されました。この考え方は当然であると理解するところであり、今後の環境アセスメントの実施に向けては、新たに設置される施設整備専門委員会の意見を聞くなど、環境面における適切な対応をお願いしたいと思います。

最後に、私といたしまして、繰り返しになりますが、このたびの管理型産業廃棄物最終処分場は県内事業者の経済活動を支える大変重要な施設であり、仮に現在のエコサイクルセンターの埋め立てが終了する時期までに後継となる施設が完成していなければ、県経済、ひいては県民生活に多大な支障を来すことが懸念されるため、早急な施設整備が必要不可欠であると認識しております。

このため、今回の第15号議案は地元の皆様に安心していただける新たな施設を早急に整備するために必要な予算であると考え、同僚議員各位の御賛同をいただけますようお願い申し上げます。

まして、私の賛成討論といたします。(拍手)



採 決

○議長(桑名龍吾君) 以上をもって、討論を終
結いたします。

これより採決に入ります。

まず、第1号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告の
とおり決することに賛成の諸君の起立を求めま
す。

(賛成者起立)

○議長(桑名龍吾君) 全員起立であります。よっ
て、本議案は委員長報告のとおり可決されまし
た。

次に、第15号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告の
とおり決することに賛成の諸君の起立を求めま
す。

(賛成者起立)

○議長(桑名龍吾君) 起立多数であります。よっ
て、本議案は委員長報告のとおり可決されまし
た。

次に、第2号議案から第7号議案まで及び第
9号議案から第14号議案まで、以上12件を一括
採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委
員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起
立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(桑名龍吾君) 全員起立であります。よっ
て、以上12件の議案は、いずれも委員長報告の
とおり可決されました。

次に、第8号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告の
とおり決することに賛成の諸君の起立を求めま

す。

(賛成者起立)

○議長(桑名龍吾君) 起立多数であります。よっ
て、本議案は委員長報告のとおり可決されまし
た。



議案の追加上程、提出者の説明、採決(第16号)

○議長(桑名龍吾君) 御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お
手元にお配りいたしてあります。その提出書を
書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔提出書 巻末244ページに掲載〕

○議長(桑名龍吾君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第16号「高知県
公安委員会の委員の任命についての同意議案」
を、この際日程に追加し、議題とすることに御
異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めま
す。よって、日程に追加し、議題とすることに
決しました。

本議案を議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出
者の説明を求めます。

県知事尾崎正直君。

(知事尾崎正直君登壇)

○知事(尾崎正直君) ただいま追加提案いたし
ました議案について御説明申し上げます。

第16号議案は、高知県公安委員会委員の西山
彰一氏の任期が来月22日をもって満了いたしま
すため、同氏を再任することについての同意を
お願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますよ
うお願い申し上げます。

○議長（桑名龍吾君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（桑名龍吾君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

第16号「高知県公安委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑名龍吾君） 全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。



議員派遣に関する件、採決（議発第2号）

○議長（桑名龍吾君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第2号 巻末245ページに掲載〕

○議長（桑名龍吾君） 日程第2、議発第2号「議員を派遣することについて議会の決定を求める議案」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（桑名龍吾君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第2号「議員を派遣することについて議

会の決定を求める議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑名龍吾君） 全員起立であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。



議案の上程、採決（議発第3号—議発第6号 意見書議案）

○議長（桑名龍吾君） 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第3号から議発第6号 巻末247～255ページに掲載〕

○議長（桑名龍吾君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第3号「地方財政の充実・強化を求める意見書議案」から議発第6号「ライドシェア」導入について慎重な対応を求める意見書議案」まで、以上4件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（桑名龍吾君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（桑名龍吾君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第3号「地方財政の充実・強化を求める意見書議案」から議発第6号「ライドシェア」導入について慎重な対応を求める意見書議案」まで、以上4件を一括採決いたします。

以上4件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(桑名龍吾君) 全員起立であります。よって、以上4件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。



議案の上程、提出者の説明、討論、採決(議発第7号 意見書議案)

○議長(桑名龍吾君) 御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

(書記朗読)

〔議発第7号 巻末258ページに掲載〕

○議長(桑名龍吾君) お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第7号「女性差別撤廃条約選択議定書」の批准を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

32番坂本茂雄君。

(32番坂本茂雄君登壇)

○32番(坂本茂雄君) 私は提出者を代表し、た

だいま議題となりました議発第7号「女性差別撤廃条約選択議定書」の批准を求める意見書議案」の提案説明を行います。

この意見書は、国連であらゆる分野における女性差別の撤廃をうたった女性差別撤廃条約が採択された後、本条約の実効性を強化し、一人一人の女性が抱える問題を解決するために改めて採択された女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求めるものです。

選択議定書には、女性差別撤廃条約で保障されている権利が侵害されたとき、女性差別撤廃委員会に通報して救済を申し立てることができる個人通報制度と、女性差別撤廃委員会が女性差別撤廃条約に定める権利の重大または組織的な侵害があるという信頼できる情報を得た場合に、当該国の協力のもとで調査し、国に調査結果を意見、勧告とともに送付する調査制度の2つの手続があります。

それらを利用するには新たに批准が必要ですが、日本はいまだこれを批准していません。選択議定書を批准すると、日本はどのように変わることができるのでしょうか。1つには、裁判所が女性差別撤廃条約を裁判に適用することができるようになります。2つ目として、国会が性別に基づく差別的法制度を見直し、差別をなくすための法整備が進みます。3つには、国、地方自治体が、差別された個人を救済するための方策をとるようになります。4つには、個人やNGOが、ジェンダーに基づく無意識の偏見や差別をなくすために、条約を活用して世論を喚起することができます。5つ目は、ジェンダー平等と女性の権利の国際基準が国民のものになります。

ところが、我が国は、選択議定書を批准することで女性差別撤廃条約の実効性が確保されるにもかかわらず日本政府は研究会で検討するだけで20年も経過してしまいました、そろそろ検

討を終えて批准の努力をしてもらいたいと指摘されるような状況にとどまっているのです。

また、批准するための立法措置は不要であり、批准した国々では司法の独立を侵された例はない、むしろ批准は司法を強化し女性差別への司法の理解を助けるものであるとして、政府の考え方は批判されています。

勧告に法的拘束力はありませんが、締約国は6カ月以内にどう対応したか文書で報告する必要がありますが、日本で女性の権利侵害をめぐって民事訴訟が起こされた場合、原告は、基本的には現行法に基づき金銭的な賠償による解決を目指すこととなりますが、女性差別撤廃委員会は、締約国の法制度が不十分なため女性の権利が実現していないという考えから、法改正を勧告する場合があります。そのことによって、具体的できめ細やかな勧告が出せることになる、司法や紛争解決の仕組みが多様化して豊かになると考えるのか、政府のように、司法権の独立を含め、我が国の司法制度との関連で問題が生じるおそれがあるとして、20年間も検討し続け、結果を出せないままなのかということになるだろうと思います。

危機管理文化厚生委員会で、この意見書に反対する自民党会派の委員も反対理由として述べられた、政府の言う司法権の独立を侵害するおそれについては、2003年の第3回日本政府報告書審査の審議では女性差別撤廃委員会の委員から、選択議定書の批准は司法権の独立を強化し、国際法を使う正当性を強化することになるとの発言もなされています。

委員会の判断は、欧州人権裁判所やほかの人権条約機関の判断など、国際社会のさまざまな法的判断を反映した国際基準による判断であり、条約の実施、女性の人権保障に資するものと思われま。

意見書案では109カ国が批准していると記載し

ておりましたが、直近では、外務省に照会してみると112カ国もの国々が批准しており、それらの国々で問題が生じておらず、司法権は独立しているものと思われているにもかかわらず、我が国が批准できない理由は理解しがたいものであると言わざるを得ません。

世界経済フォーラム、WEFは、昨年12月、各国のジェンダー不平等状況を分析した世界ジェンダー・ギャップ報告書2018で、2018年版ジェンダー・ギャップ指数を公表されており、世界149カ国対象中、日本は110位でした。夫婦同姓を法で強制されているのは日本だけと言われており、2017年の賃金構造基本統計調査で、男性を100とした場合の女性の賃金は73.4にとどまっており、男女共同参画白書平成30年版によれば、非正規雇用者の割合は男性21.9%、女性55.5%で、「仕事と生活の調和推進のための行動指針（数値目標）」の現状では、第1子出産前後の女性の継続就業率は53.1%で、半数近くが退職していることが明らかにされています。これが、女性が輝く社会だとか、女性活躍社会とかうたってきた安倍政権の押し進めてきた、すべての女性が輝く社会づくり施策の結果ではないでしょうか。

この数字の根拠になるようなことが、職場に制度として、また現場の実態としてあるとすれば、それを変えていかなければならないのです。変わらない不平等を変えるためにも、あなたと私の多様な生き方や人権を守るために、実質的な男女平等達成の支柱となる条約と国際基準の価値や実効性を高めるための女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准が求められているのです。来年3月が日本の第9次政府報告の提出期限であり、国連女性差別撤廃委員会では、早ければ2021年に条約の実施状況を記した日本政府報告書の審査がありますが、そのときにはこの議定書を批准しておかなければ、恥ずかしいのでは

ないでしょうか。

女性差別撤廃条約は、性による差別をなくし、ジェンダー平等を実現する上で欠かせないグローバルな法規範です。その女性差別撤廃条約の実効性を高めるためにこそ、「女性差別撤廃条約選択議定書」の批准を求める意見書議案」への御賛同を心からお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。(拍手)

○議長(桑名龍吾君) お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

34番中根佐知さん。

(34番中根佐知君登壇)

○34番(中根佐知君) 私は、ただいま議題になっています議発第7号「女性差別撤廃条約選択議定書」の批准を求める意見書議案」に賛成の立場で討論を行います。

女性差別撤廃条約——女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約が1979年に国連で採択され、ことしで40年になります。5年後の1985年に日本政府は条約を批准し、3つの法・制度の改正を行いました。1つには、男女雇用機会均等法をつくったこと、2つには、国籍法を改正し、それまで日本国籍の女性が外国籍の男性と結婚した場合に子供は日本国籍を持っていませんでしたが、両親のどちらかが日本国籍であれば子供に日本国籍が与えられるようにしたこと、3つ目には、高校の家庭科を男女共修にしたことです。

日本が女性差別撤廃条約を批准する前に、政府が各省庁に条約に抵触する論点を出させたと

ころ、150くらいの法律や法令があったとのことですが、そのうちの3つを改正しただけで批准し、あとの論点が十分に解決されないまま40年がたってしまいました。女性差別撤廃条約は、国連加盟国の193カ国のうち、イラン、ソマリア、スーダン、アメリカ合衆国の4カ国を除く189カ国が批准しています。

条約を批准した国は、憲法または国の法令の中で男女の平等を規定すること、法律上だけでなく事実上も男女の差別がなくなるよう国として行動することの2つの大きな義務があり、原則として4年に1度、国連の女性差別撤廃委員会に国家報告書を提出する義務があります。この委員会は受け取った報告書を読み、その国の代表団に対して課題と解決方法について質疑し、結果を勧告、総括所見として渡す仕組みです。日本は、これまで5回の報告書審査を経験し、4年に1度とはなっていませんが、直近では2016年2月に審査を受けていて、次は早ければ2021年に審査があると言われています。このように、政府による報告をもとに勧告を出す報告制度しかないのが、女性差別撤廃条約です。

これでは不十分だとして、1999年10月の国連総会で、女性差別撤廃条約の実施を促進するために、個人からの通報を認める個人通報制度と、締約国の選挙で選ばれた女性差別撤廃委員会の委員が締約国を調査する調査制度を入れた、女性差別撤廃条約選択議定書が採択されました。現在、112カ国が批准していますが、日本政府はいまだに批准をしていません。

昨年6月の参議院法務委員会で選択議定書の意義について、日本共産党の仁比聡平参議院議員の質問に答えた外務省は、選択議定書は条約上の権利を侵害された個人からの通報制度を定め、条約の効果的な実施を図るものだと答弁いたしました。ではなぜ批准しないのかとの問いに、上川法務大臣は、大変注目している、真剣

に検討すると、これまでの主張を繰り返しました。この間、20年。また、日本の司法の独立を侵すおそれがあるのかとの認識に対しては、必ずしも我が国の司法制度と相入れないものではないと答えています。選択議定書を批准しない理由はないではありませんか。

選択議定書と同じ年、日本では男女共同参画社会基本法が成立し、政府にも担当大臣が置かれました。しかし、この20年、日本のジェンダー平等は、進んでいるとは言えません。先ほど提案説明で坂本議員も引用されましたが、世界経済フォーラムが昨年公表しているジェンダー・ギャップ指数では、2018年12月発表時点で、日本は149カ国中110位です。国内機構として、男女平等について政策立案し、各省庁の連携を強めて政策を指導する、政府の男女共同参画推進本部、参画会議、参画局の強化が求められています。

また、この7月の参議院選挙は、各政党に候補者を男女同数とする努力義務が課された、政治分野における男女共同参画法が施行されて、初めての国政選挙です。性暴力やハラスメントを許さない運動、女性がパンプスを履くことを強要される苦痛の声に、強要廃止の声が高まっています。性的マイノリティーへの差別をなくし、尊厳を持って生きることを求める運動が広がっています。こうしたことは日本社会の希望でもあります。ここに、女性差別撤廃条約選択議定書の批准をすれば、日本の意識と認識を変える大きな力になるのです。

日本の国が批准しない障壁は何もありません。世界の女性の権利を守る運動と流れの中で、多様な性、多様な生き方がともに守られる社会の実現に向けて、女性差別撤廃条約が真の実効性を発揮できるよう、女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を願って、議発第7号「女性差別撤廃条約選択議定書」の批准を求める意見書議

案」への賛成討論といたします。同僚議員の御賛同をどうぞよろしくお願いいたします。(拍手)
○議長(桑名龍吾君) 以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第7号「女性差別撤廃条約選択議定書」の批准を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(桑名龍吾君) 起立少数であります。よって、本議案は否決されました。



継続審査の件

○議長(桑名龍吾君) 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

〔継続審査調査の申出書 巻末260ページ
に掲載〕

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(桑名龍吾君) 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長

から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。



○議長（桑名龍吾君） 以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。



閉会の挨拶

○議長（桑名龍吾君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会は、私たち議員にとりまして任期最初の定例会であり、令和元年度高知県一般会計補正予算を初め、高知県公文書等の管理に関する条例議案など、当面する県政上の重要案件が提出されました。議員各位におかれましては、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備に向けた補正予算などについて終始熱心に御審議をいただきました。おかげをもちまして、全議案を滞りなく議了し、閉会の運びとなりました。議員各位の御協力に対しまして、心から感謝を申し上げます。

また、知事を初め執行部、報道関係の皆様方におかれましても、この間何かと御協力を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

ことは、これまでで最も遅い梅雨入りとなりましたが、どうか皆様方におかれましては、健康に留意をされ、県勢発展のため引き続き御尽力賜りますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

これより、県知事の御挨拶があります。

（知事尾崎正直君登壇）

○知事（尾崎正直君） 令和元年6月議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げ

ます。

今議会には、追加して提案いたしました新たな管理型産業廃棄物最終処分場に係る補正予算を含む令和元年度一般会計補正予算や高知県公文書等の管理に関する条例議案などを提出させていただきました。議員の皆様方には熱心な御審議をいただき、まことにありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今議会では、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備や最終年度を迎える第3期産業振興計画の取り組みを初め、教育の充実、人口減少対策などに関して数多くの御意見や御提言をいただきました。いただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、私自身も、一層気持ちを引き締めて、県政の運営に努めてまいります。特に、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備については、建設予定地域の住民の皆様にご不安や御不満の声が残っていることをしっかりと受けとめ、佐川町の御意見も十分にお伺いしながら、丁寧に対応を進めてまいります。

提案説明でも申し上げましたように、これまで経済の活性化を初めとする5つの基本政策などに全力で取り組んできたことにより、有効求人倍率などの経済指標に好循環の兆しが見え始めてきています。この傾向をより一層確かなものとし、かつてのように人口減少に伴って縮む経済に陥ることなく、現在の拡大基調を維持し続けられるように、PDCAサイクルによる不断の検証や改善を重ねながら、官民協働、市町村政との連携・協調のもと、県勢浮揚に向けて一連の取り組みをさらに強化してまいりたいと考えております。議員の皆様には一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。

これから暑さも本番を迎えます。皆様方にお

かれましては、御自愛の上、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げまして、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。



○議長（桑名龍吾君） これをもちまして、令和元年6月高知県議会定例会を閉会いたします。

午前11時24分閉会